会計検査院法第30条の3の規定に基づく報告書

# 「予備費の使用等の状況に関する会計検査の結果について」

令 和 5 年 9 月

会 計 検 査 院

参議院決算委員会において、令和4年6月13日、国家財政の経理及び国有財産の管理に関する調査のため、会計検査院に対し、予備費の使用等の状況について会計検査を行い、その結果を報告するよう要請することが決定され、同日参議院議長を経て、会計検査院長に対し会計検査及びその結果の報告を求める要請がなされた。これに対して、会計検査院は、同月14日、検査官会議において本要請を受諾することを決定した。

本報告書は、上記の要請により実施した会計検査の結果について、会計検査院長から参議院議長に対して報告するものである。

令 和 5 年 9 月

会 計 検 査 院

# 目　次


第1　検査の背景及び実施状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
1　検査の要請の内容 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
2　令和元、2両年度決算審査における措置要求決議の内容 ・・・・・・・・・・・・ 1
3　予備費に係る制度等の概要 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
(1) 国の予算に係る制度の概要 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
ア　国の財政処理権限の国会議決原則 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
イ　予算単年度主義等 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
ウ　予算科目 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
エ　予備費 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
(2) 予備費の使用に係る制度の概要 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
ア　予備費の「使用」 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
イ　予備費の使用に係る手続 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
ウ　予備費使用の要件 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
エ　予備費使用の事後承諾に係る制度の概要 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
(3) 予算の執行等に係る制度の概要 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
ア　予算の執行 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
イ　予算の異動 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
ウ　予算の繰越し ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10
エ　不用額 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10
オ　予備費使用相当額の執行状況の区別の可否 ・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11
4　過去15年間における予備費の予算額、予備費使用額等の推移 ・・・・・・・・・・ 11
5　2年度コロナ関係予備費等の状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13
(1) 予備費の予算額の状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13
(2) コロナ関係予備費の使用状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13
(3) 予算異動の状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14
ア　移替えの状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14
イ　移用及び流用の状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 15
(4) 繰越しの状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 16

(5) コロナ対策予備費の使用状況の公表 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 17
(6) これまでの検査の実施状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 17
6 3年度コロナ対策予備費等の状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 17
(1) コロナ対策予備費の予算額の状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 17
(2) コロナ対策予備費の使用状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 18
(3) コロナ対策予備費の使用状況の公表 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 18
(4) 予算の執行状況の公表 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 18
7 検査の観点、着眼点、対象及び方法 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 19
(1) 検査の観点及び着眼点 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 19
(2) 検査の対象及び方法 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 20

第2 検査の結果 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 22
1 予備費を使用して新たに設け又は金額を追加した項の執行状況 ・・・・・・・・・ 24
(1) コロナ関係予備費の使用決定により予算が配賦されるなどした予算科目の執行状況等 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 24
(2) 8府省等における予算の執行管理等の状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 25
ア 予算現額がコロナ関係予備費1事項に係る予備費使用相当額のみの事業の状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 27
イ 予算現額に複数の財源に係る額が含まれている事業の状況 ・・・・・・・・・・ 28
(3) 事業別の予算の執行状況等 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 36
ア 2年度の状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 36
イ 3年度の状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 44
(4) 予備費使用相当額の執行状況に係る公表状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・ 51
ア 「経済対策のフォローアップについて」 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 52
イ 行政事業レビューシート ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 52
ウ 3年度コロナ対策予備費執行状況公表資料 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 52
2 予備費の使用状況、特に使用理由及び使用額の積算基礎の状況 ・・・・・・・・・ 54
(1) 検査の対象となる予備費使用事項 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 54
(2) 予備費使用要求書等の記載事項の状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 55
(3) 予備費の使用理由の状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 56

ア　予備費の使用を必要とした事象等 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 56
イ　予備費使用決定日と支出負担行為の時期とのかい離状況等 ・・・・・・・・・ 57
(4) 予備費使用額の積算基礎の状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 60
(5) 予備費の使用状況に係る公表状況等 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 67
ア　予備費使用調書 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 67
イ　コロナ対策予備費使用実績公表資料 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 67
ウ　歳出予算に係る予算額の積算内訳の公表状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・ 67

第3　検査の結果に対する所見 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 68
1　検査の結果の主な内容 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 68
2　所見 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 76

別図表 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 79

索引 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・243

・本文及び図表中の数値は、表示単位未満を切り捨てているため、数値を集計しても計が一致しないものがある。
・図表中の金額欄の「0」は単位未満があること、「-」は皆無であることを示す。
・図表は、本報告書の取りまとめに当たって会計検査院が作成したものである。

# 事 例 一 覧

［先入れ先出し執行によっていたもの］
＜事例1＞ ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 33

［予備費優先執行によっていたもの］
＜事例2＞ ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 34

［補正予算優先執行によっていたもの］
＜事例3＞ ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 35

［予備費使用相当額を他の事業へ目内融通していたもの（令和2年度）］
＜事例4＞ ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 40

［予備費使用相当額を他の事業へ流用していたもの］
＜事例5＞ ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 46

［予備費使用相当額を他の事業へ目内融通していたもの（令和3年度）］
＜事例6＞ ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 48

［予備費使用事項1事項に係る予備費使用相当額の全額が不用となっていたもの］
＜事例7＞ ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 51

［翌年度4月1日以降の日が含まれる期間を用いて予備費使用要求額を積算していたもの］
＜事例8-1＞ ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 63

［予備費使用決定日から年度末までの日数を超える期間を用いて予備費使用要求額を積算していたもの①］
＜事例8-2＞ ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 64

［予備費使用決定日から年度末までの日数を超える期間を用いて予備費使用要求額を積算していたもの②］
＜事例8-3＞ ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 65

［予備費使用決定日から年度末までの日数を超える期間を用いて予備費使用要求額を積算していたもの③］
＜事例8-4＞ ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 66

## 第1　検査の背景及び実施状況

### 1　検査の要請の内容

会計検査院は、令和4年6月13日、参議院から、国会法第105条の規定に基づき下記事項について会計検査を行いその結果を報告することを求める要請を受けた。これに対し同月14日検査官会議において、会計検査院法第30条の3の規定により検査を実施してその検査の結果を報告することを決定した。

> 一、会計検査及びその結果の報告を求める事項
>
> （一）検査の対象
>
> 内閣、内閣府、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省
>
> （二）検査の内容
>
> 令和2年度一般会計新型コロナウイルス感染症対策予備費及び一般会計予備費（新型コロナウイルス感染症対策のために使用したものに限る。）のうち翌年度に繰り越した経費並びに3年度一般会計新型コロナウイルス感染症対策予備費に関する次の各事項
>
> ①　予備費を使用して新たに設け又は金額を追加した項の執行状況
>
> ②　予備費の使用状況、特に使用理由及び使用額の積算基礎の状況

### 2　令和元、2両年度決算審査における措置要求決議の内容

参議院決算委員会は、4年6月13日に検査を要請する旨の上記の決議を行っているが、同日に「令和2年度決算審査措置要求決議」を行っている。

このうち、前記検査の要請に関連する項目の内容は、次のとおりである。

> 7　国会開会中における予備費の適切な使用について
>
> 政府は、令和2年度及び3年度予算において新型コロナウイルス感染症対策予備費（コロナ予備費）を併せて14兆6,500億円計上した。予見困難な感染状況等に応じた対策を早期に実施するための財源として予備費は有用である一方で、政府は、国会開会中の予備費使用について、時間的に対処し難いと認められる緊急な経費等を除き行わないことを平成19年に閣議決定している。本委員会は、予備費の適切な使

用について令和元年度決算審査措置要求決議を行い、日本国憲法等で定める予備費制度の趣旨に沿って、適切な使用に努めるよう政府に求めたが、2年度及び3年度のコロナ予備費の中には、国会開会中に予備費使用したものがあった。

政府は、国会開会中に使用決定した各経費の予見可能性や緊急性の観点、平成19年の閣議決定との関係について疑念を招かないよう、国会において、より一層の説明責任を果たすべきである。

8　予備費等の予算の執行状況に係る透明性の向上について

国の決算書は、国会の議決によって成立した予算の執行実績の記録であり、国会が決算審査を行うに当たり、政府が実施した事業の達成状況や費用対効果等について検証するための根拠となる極めて重要なものである。しかし、国が事業実施団体等を通じて行った一部の事業については、決算書における執行額（国が事業実施団体に支出した額）と実際に事業実施団体から支出された額は異なり、決算書だけでは実態に即した検証が行えないものもある。また、決算書の執行額は、当初予算、補正予算、予備費の財源別に区分して執行されていないことから、予備費を財源とした執行額のみを把握することができず必要な検証を行うことが困難なものもある。

政府は、財政民主主義の下、国会の決算審査においては、正確かつ実態に即した執行状況の把握が不可欠であることを改めて認識するとともに、上記の趣旨に鑑みて情報開示の在り方について検討を行い、予算の執行状況に係る透明性を向上させるべきである。

また、参議院決算委員会は、3年6月7日に「令和元年度決算審査措置要求決議」を行っている。このうち、上記令和2年度決算審査措置要求決議において引用されている予備費の使用等の状況に関連する項目の内容は、次のとおりである。

2　予備費の適切な使用について

政府は、新型コロナウイルス感染症拡大に対処するため、令和元年度予備費を使用して感染症対策を講じたところであるが、その中には、マスクの緊急配布等に要

する経費のように、多額の不用額を出しているものもある。感染症まん延等の緊急事態への対策の財源として予備費を使用することは重要である一方、予備費は国会による事前議決の原則の例外であることから、その使用の状況について十分な説明が求められるところである。

政府は、新型コロナウイルス感染症対策予備費の計上を契機として予備費使用の在り方に対する国民の関心が高まっていることも踏まえ、予算作成時に予定し得なかった事態に緊急に対処する必要が生じた場合には、日本国憲法等で定める予備費制度の趣旨に沿って、適切な使用に努めるべきである。

3　予備費に係る制度等の概要

(1) 国の予算に係る制度の概要

ア　国の財政処理権限の国会議決原則

日本国憲法第83条の規定によれば、国の財政を処理する権限は、国会の議決に基いて、これを行使しなければならないとされている。また、日本国憲法第85条の規定によれば、国費を支出し、又は国が債務を負担するには、国会の議決に基くことを必要とするとされている。これらの規定は、国の財政処理権限、特に歳出に係る権限の国会議決原則を定めたものであるとされている。

イ　予算単年度主義等

日本国憲法第86条の規定によれば、内閣は、毎会計年度の予算を作成し、国会に提出して、その審議を受け議決を経なければならないとされている。また、財政法（昭和22年法律第34号）第12条の規定によれば、各会計年度における経費は、その年度の歳入を以て、これを支弁しなければならないとされ、同法第42条の規定によれば、毎会計年度の歳出予算の経費の金額は、これを翌年度において使用することができないとされている。これらの規定は、国会における予算の議決は毎会計年度行うという予算単年度主義、及び1会計年度の歳入歳出は他の年度の歳入歳出と区分すべきであり、歳出予算の経費の金額は原則としてその年度内でなければ使用することができないという会計年度独立の原則を定めたものであるとされている。そして、国の会計年度は、同法第11条の規定に基づき、4月1日から翌年の3月31日までの1年間となっている。

ウ　予算科目

財政法第23条の規定によれば、歳出予算は、支出に関係のある部局等の組織の別に区分し、その部局等内においては、その目的に従ってこれを項に区分しなければならないこととされている。そして、同法第32条の規定によれば、各省各庁の長は、歳出予算については、各項に定める目的の外にこれを使用することができないこととされている。

また、内閣は、同法第31条第1項の規定に基づき各省各庁の長に対して歳出予算を配賦する場合においては、同条第2項の規定に基づき、項を目に区分しなければならないこととなっている。

エ　予備費

日本国憲法第87条第1項の規定によれば、予見し難い予算の不足に充てるため、国会の議決に基いて予備費を設け、内閣の責任でこれを支出(注1)することができるとされている。これを受けた財政法第24条の規定によれば、内閣は、予備費として相当と認める金額を、歳入歳出予算に計上することができるとされている。そして、同法第35条第1項の規定によれば、予備費は、財務大臣が、これを管理するとされている。これらの規定により、一般会計の予備費は財務省所管の歳出予算に計上されている。

（注1）　日本国憲法第87条第1項に規定する予備費の「支出」とは、財政法第35条第2項に規定する予備費の「使用」（後述(2)ア参照）と同義であるとされている。

(2) 予備費の使用に係る制度の概要

ア　予備費の「使用」

予備費の「使用」とは、財務省所管の歳出予算に計上された予備費（一般会計の場合。以下、アにおいて同じ。）を直接の財源として支出負担行為及び支出（後述(3)ア(ｱ)参照）を行うことではなく、特定の経費の財源に充てるために、財務省所管の歳出予算に計上された予備費を財源として各省各庁所管の歳出予算に新しい項を設けて予算を計上したり、既定の項の予算を追加したりして、当該経費の金額について財政法第31条第1項の規定に基づく予算の配賦があったのと同様の効果を生じさせることであるとされている（後述イ参照）。

イ　予備費の使用に係る手続

財政法第35条第2項の規定によれば、各省各庁の長は、予備費の使用を必要と認めるときは、理由、金額及び積算の基礎を明らかにした調書（以下「予備費使用要求書」という。）を作製し、これを財務大臣に送付しなければならないとされている。

そして、令和2、3両年度における予備費使用要求書等の様式、記載事項等については「予備費使用要求書等の様式について」（令和2年4月財務省事務連絡。以下「令和2年事務連絡」という。）によることとなっている。令和2年事務連絡によれば、予備費使用要求書には所管、事項、要求理由及び予備費使用要求額を記載することとされていて、予備費使用要求額の記載に当たっては、配賦先の予算科目別の予備費使用要求額を記載するとともに、備考欄に積算内訳を記載することなどとされている。また、積算内訳については、国が直接実施するものについては経費の内訳を、国が補助金を交付するものについては補助金名、補助対象団体及び補助率をそれぞれ記載することなどが例として示されている。

各省各庁の長から予備費の使用要求を受けた財務大臣は、財政法第35条第3項の規定に基づき、当該使用要求を調査するなどして予備費使用書を作製し、閣議決定を求めなければならないことなどとなっている（以下、予備費使用書について閣議決定を求める際に作製される書類を「閣議請議書」という。）。なお、令和2年事務連絡によれば、予備費使用書の記載事項は予備費使用要求書に準ずることとされている。

そして、閣議決定等により予備費の使用決定が行われたときは、財政法第35条第4項の規定に基づき、予備費使用書に掲げる経費について、同法第31条第1項の規定に基づく予算の配賦があったものとみなすこととなっている。これにより、予備費の使用の目的に応じて特定の予算科目に予算が配賦され、予算の配賦があったことが会計検査院に通知される（以下、予備費の使用決定により予算科目に配賦された予算額を「予備費使用額」という。）。

予備費の使用に係る手続の流れを示すと図表0-1のとおりである。

図表0-1　予備費の使用に係る手続の流れ（閣議決定の場合）

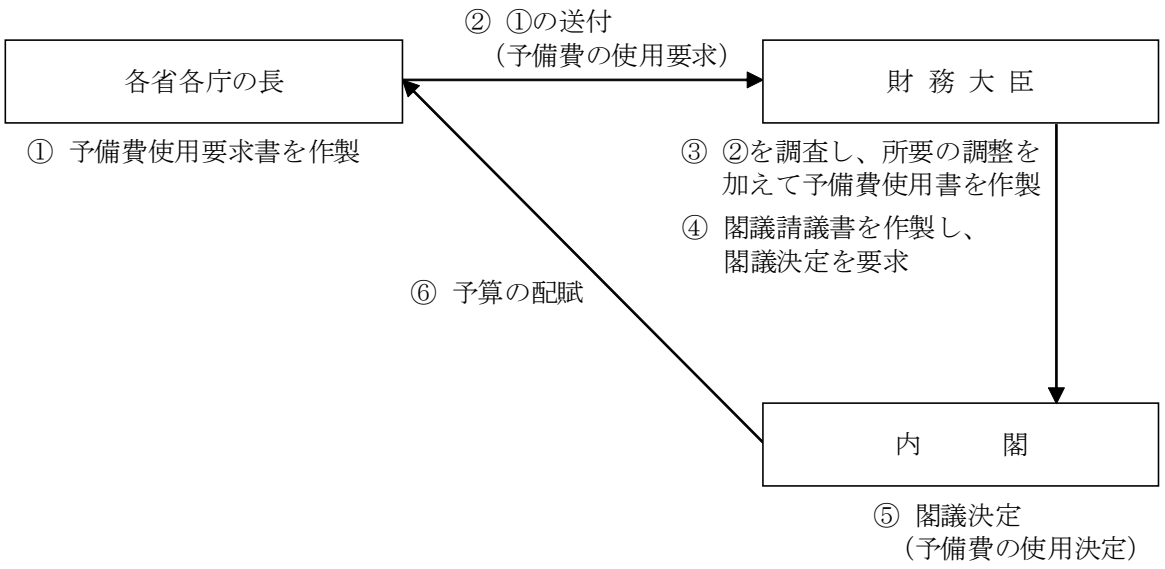


予備費の使用決定は、予備費を使用する経緯や目的に応じて定められた事項（以下「予備費使用事項」という。）を単位として、使用理由を付して行われている。また、一つの予備費使用事項により複数の予算科目に予算を配賦したり、複数の予備費使用事項により同一の予算科目に予算を配賦したりする場合がある。

ウ　予備費使用の要件

(ｱ) 予見し難い予算の不足

予備費の使用決定は、日本国憲法第87条第1項等の規定に基づき、予見し難い予算の不足に充てるために行うこととなっている。予見し難い予算の不足とは、予算作成当時に予見し得なかった、既定の予算をもって賄えない経費の不足であるとされている。

(ｲ) 国会開会中の予備費使用

政府は、予備費の使用等について、「予備費の使用等について」（昭和29年4月閣議決定。最終改正平成19年4月。以下「昭和29年閣議決定」という。）を定めている。昭和29年閣議決定第3項によれば、国会開会中は、事業量の増加等に伴う経常の経費（第1号）、法令又は国庫債務負担行為により支出義務が発生した経費（第2号）、災害に基因して必要を生じた諸経費その他予備費の使用によらなければ時間的に対処し難いと認められる緊急な経費（第3号）、その他比較的軽微と認められる経費（第4号）等を除き、予備費の使用は行わないこととされている。

(ｳ) 特定使途予備費

一般会計予算には、使途の制限のない予備費（以下「一般会計予備費」という。）とは別に、予算総則で使途を制限した予備費（以下「特定使途予備費」という。）が計上される場合がある。

平成20年度以降では、22、24両年度予算の経済危機対応・地域活性化予備費（22年度補正後予算額9996億余円、24年度同9099億余円）、23年度予算の東日本大震災復旧・復興予備費（同5656億余円）、28年度予算の熊本地震復旧等予備費（同2737億円）、令和2、3両年度予算の新型コロナウイルス感染症対策予備費（以下「コロナ対策予備費」という。）等の例がある（後述4、5(1)及び6(1)参照）。

このうち、コロナ対策予備費は、令和2年度一般会計補正予算（第1号）（以下「2年度第1次補正」という。）予算総則補正第10条及び令和3年度一般会計予算（以下「3年度当初予算」という。）予算総則第16条の規定によれば、新型コロナウイルス感染症に係る感染拡大防止策に要する経費その他の同感染症に係る緊急を要する経費以外には使用しないものとするとされている。

エ　予備費使用の事後承諾に係る制度の概要

日本国憲法第87条第2項の規定によれば、すべて予備費の支出(注2)については、内閣は、事後に国会の承諾を得なければならないとされている。予算が国会による事前議決を原則とする（(1)ア及びイ参照）のに対して、予備費は国会による事前議決の原則の例外であるとされている。

財政法第36条第1項の規定によれば、予備費を以て支弁した金額(注3)については、各省各庁の長は、その調書を作製して、次の国会の常会の開会後直ちに、これを財務大臣に送付しなければならないとされている（以下、各省各庁の長がそれぞれ所管する歳出予算に係る予備費使用額について作製する調書を「各省各庁所管使用調書」という。）。各省各庁の長から各省各庁所管使用調書の送付を受けた財務大臣は、同条第2項の規定に基づき、予備費使用額に係る総調書（以下「予備費使用総調書」という。）を作製しなければならないこととなっている。そして、内閣は、同条第3項の規定に基づき、予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（以下、これらを合わせて「予備費使用調書」という。）を次の常会において国会に提出して、その承諾を求めなければならないこととなっており、内閣は、予備費の使用決定の

時期によって予備費使用調書を（その1）と（その2）の2回に分けるなどして、国会に提出している。また、同条第4項の規定によれば、財務大臣は、予備費使用調書を会計検査院に送付しなければならないこととされている。

予備費使用の事後承諾に係る手続の流れを示すと図表0-2のとおりである。

（注2）　日本国憲法第87条第2項に規定する予備費の「支出」とは、財政法第35条第2項に規定する予備費の「使用」（ア参照）と同義であるとされている。

（注3）　財政法第36条第1項及び第2項に規定する「予備費を以て支弁した金額」とは、予備費使用額と同義であるとされている。

図表0-2　予備費使用の事後承諾に係る手続の流れ

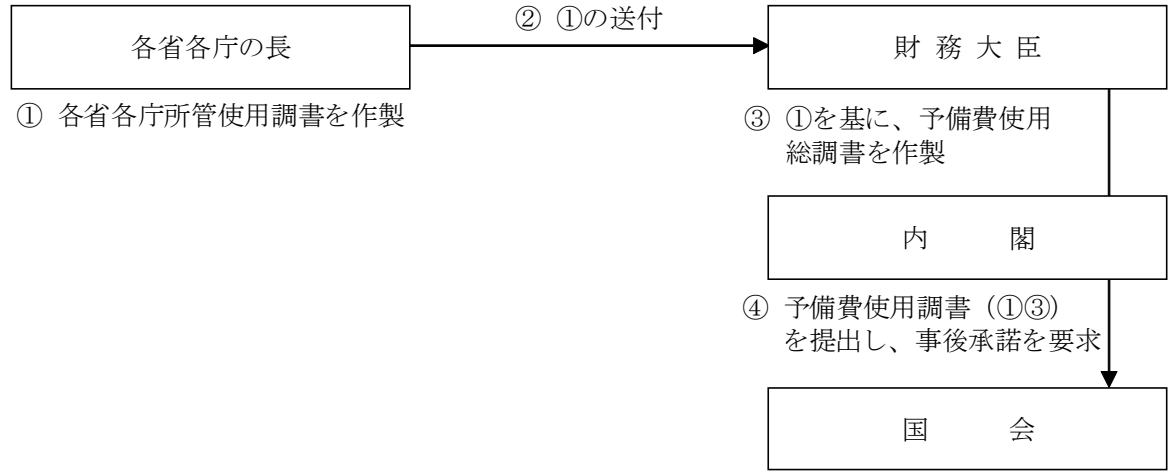


（注）予備費使用調書（その1）は現年度中の3月に、予備費使用調書（その2）は翌年度の5月にそれぞれ国会に提出されることが通例となっている。

(3) 予算の執行等に係る制度の概要

ア　予算の執行

(ｱ) 支出負担行為及び支出

各省各庁の長が所管する歳出予算を執行するに当たっては、会計法（昭和22年法律第35号）等の規定に基づき、支出負担行為（国の支出の原因となる契約その他の行為）を行い、その後、当該支出負担行為に基づき支出（現金の支払）を行うこととなっている。

(ｲ) 予備費の目的外支出の禁止

a　予算総則による禁止

(2)ウ(ｳ)のとおり、コロナ対策予備費は、2年度第1次補正予算総則補正第10

条及び3年度当初予算予算総則第16条の規定によれば、新型コロナウイルス感染症に係る感染拡大防止策に要する経費その他の同感染症に係る緊急を要する経費以外には使用しないものとするとされている。財務省は、当該規定について、コロナ対策予備費の使用決定のみならず、使用決定により予算を配賦した後の支出についても制限を加えるものであるとしている。

b　昭和29年閣議決定による禁止

昭和29年閣議決定第4項によれば、予備費使用額については、「これをその目的の費途以外に支出してはならない」こととされている。財務省は、「目的の費途」について、予備費使用要求書等に記載された予備費使用事項及び使用理由の文言のほか、予備費を使用した経費の性質、予備費使用決定の経緯等を総合的に勘案して解釈されるとしている。

イ　予算の異動

(ｱ) 移用及び流用

(1)ウのとおり、歳出予算は、部局等の組織の別に区分され、その部局等内においては項に区分され、項は更に目に区分されている。そして、財政法第32条の規定によれば、各省各庁の長は、歳出予算を各項に定める目的の外に使用することができないこととされている。

しかし、予算執行の段階においては、予算編成後における事情の変更や予期し得ない事態の発生等によって当初予算等のとおりに執行し得ない場合、又は執行することがかえって適切でない場合もあり得ることから、同法第33条第1項ただし書において予算の移用の制度、同条第2項において予算の流用の制度がそれぞれ規定されている。移用はあらかじめ国会の議決を経た場合に限って組織間又は項間で、流用は目間で、それぞれ予算の区分を変更し予算を彼此融通するものであり、いずれも、予算統制の観点から、原則として財務大臣の承認を経なければならないこととなっている。

(ｲ) 移替え

予算の移替えとは、予算成立後、予算の目的を変更することなく予算執行の責任所属を変更するために、予算の所管又は組織を移動させるものである。財政法上の規定はなく、毎年度の予算総則に移替えに係る規定を設けて国会の議決を経て行われることが通例となっている。

なお、予備費使用額の移替えによる予算の異動額は、決算書では「予算決定後移替増減額」（以下「移替増減額」という。）に計上される。

ウ　予算の繰越し

(ｱ) 繰越制度の概要

(1)イのとおり、国の会計制度においては、歳出予算の経費の金額は原則としてその年度内でなければ使用することができないという会計年度独立の原則が定められている。

しかし、会計年度独立の原則どおりに処理することにより、不経済又は非効率となって実情に沿わない場合もあることから、財政法等において、会計年度独立の原則に対する例外が認められており、一定の条件の下に、1会計年度内に使用し終わらなかった歳出予算の経費の金額を翌年度に繰り越して使用することができる制度（以下「繰越制度」という。）が定められている。繰越制度には、財政法第14条の3の規定による明許繰越し(注4)、同法第42条ただし書の規定による事故繰越し(注5)などがある。

(注4)　明許繰越し　　歳出予算の経費のうち、その性質上又は予算成立後の事由に基づき年度内にその支出を終わらない見込みのあるものとして、あらかじめ繰越明許費として国会の議決を経たものについて、財務大臣の承認を経て翌年度に繰り越すもの

(注5)　事故繰越し　　歳出予算の経費のうち、年度内に支出負担行為をなし、避け難い事故のため年度内に支出を終わらなかったものについて、財務大臣の承認を経て翌年度に繰り越すもの

(ｲ) 予備費使用額に係る予算の繰越し

昭和30年に大蔵省主計局長から各財務局（部）長宛てに発出された「予備費使用にかかる経費の繰越について」（昭和30年蔵計第821号）では、予備費の使用決定に係る経費が繰越明許費と同一の経費である場合は、繰越明許費の要件を満たしていれば明許繰越しを行うことができること、また、避け難い事故のため年度内に支出が終わらない場合は、事故繰越しの要件を満たしていれば事故繰越しを行うことができることとされていて、予備費の使用決定に係る経費を繰り越すことは可能であるものの、予備費の性質上極力年度内に支出を完了するよう指導することが求められている。

エ　不用額

予算は、予算科目ごとに歳出予算現額（歳出予算額（当初予算額、補正予算額等

の合計）に、前年度繰越額、予備費使用額、流用等増減額及び移替増減額を加減したもの。以下「予算現額」という。）として一体として管理され、執行される。そして、予算執行の結果、支出済歳出額（年度内に支出済となった歳出額。以下「支出済額」という。）及び翌年度繰越額（繰越制度に基づく手続によって翌年度に繰り越して使用できる金額）を予算現額から控除した残額が不用額として決算に計上される。

オ　予備費使用相当額の執行状況の区別の可否

予備費として計上されていた予算が使用の目的に応じて特定の予算科目に配賦された後、予備費使用額を財源とする予算は、当該予算科目において当初予算等の既定予算と一体として執行される。したがって、予算科目において、予算現額から予備費使用額を財源とする予算を区別してその執行状況を具体的に確認することは、予備費の使用決定により新たに予算科目が設定されて当該予算科目に計上された予算現額の全てが予備費使用額による場合等を除き、基本的にできない。また、予備費の使用決定により予算が配賦された予算科目からの流用等増減額若しくは移替増減額又は前年度繰越額が計上されている予算科目において、これらの額のうち予備費使用額を財源とする予算の額（以下、予算現額、前年度繰越額、流用等増減額、移替増減額等にそれぞれ含まれる予備費使用額を財源とする予算に相当する額を「予備費使用相当額」という。）を区別してその執行状況を具体的に確認することも、基本的にできない。

4　過去15年間における予備費の予算額、予備費使用額等の推移

平成20年度から令和4年度までの15年間における予備費（一般会計に計上されたものに限る。以下、4において同じ。）の予算額（補正後予算額。以下、4において同じ。）、予備費使用額及び予備費の予算額に対する予備費使用額の割合（以下「使用率」という。）の推移は図表0-3-1に示すとおりである。また、同期間における一般会計歳出予算の総額（補正後予算額。以下、4において同じ。）、予備費の予算額、一般会計歳出予算の総額に占める予備費の予算額の割合等の推移は図表0-3-2に示すとおりである。

図表0-3-1　一般会計における予備費の予算額、予備費使用額及び使用率の推移（平成20年度～令和4年度）

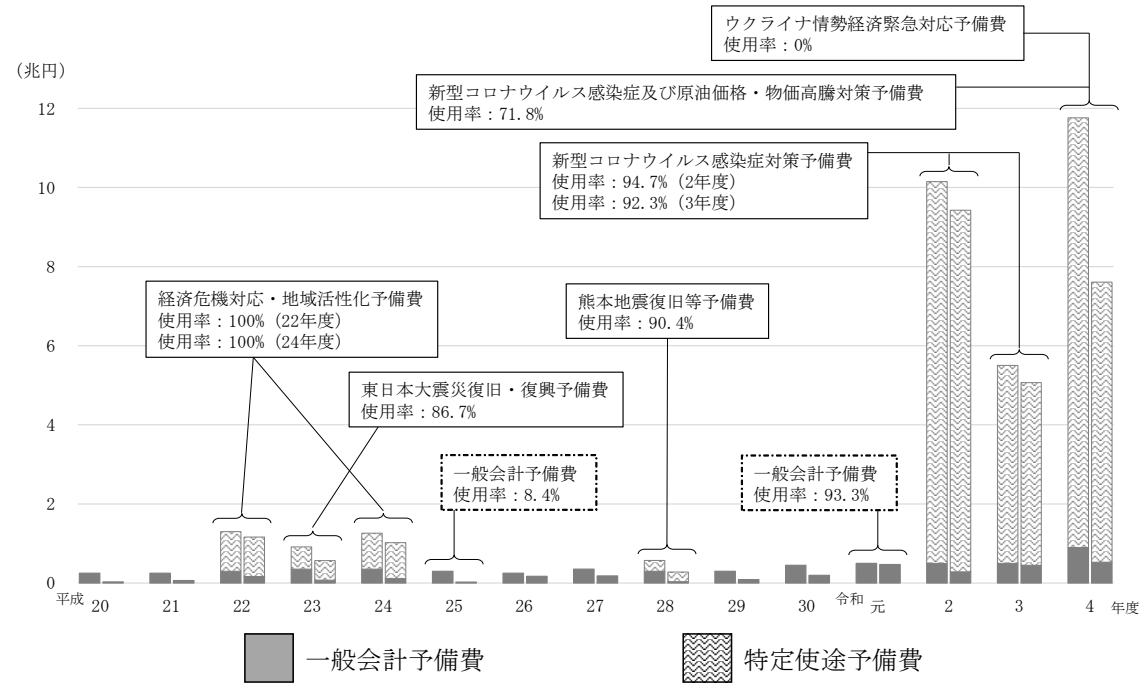


（注）各年度の棒グラフ2本のうち、左は一般会計における予備費の予算額、右は予備費使用額をそれぞれ示している。

図表0-3-2　一般会計歳出予算の総額、予備費の予算額、一般会計歳出予算の総額に占める予備費の予算額の割合等の推移（平成20年度～令和4年度）

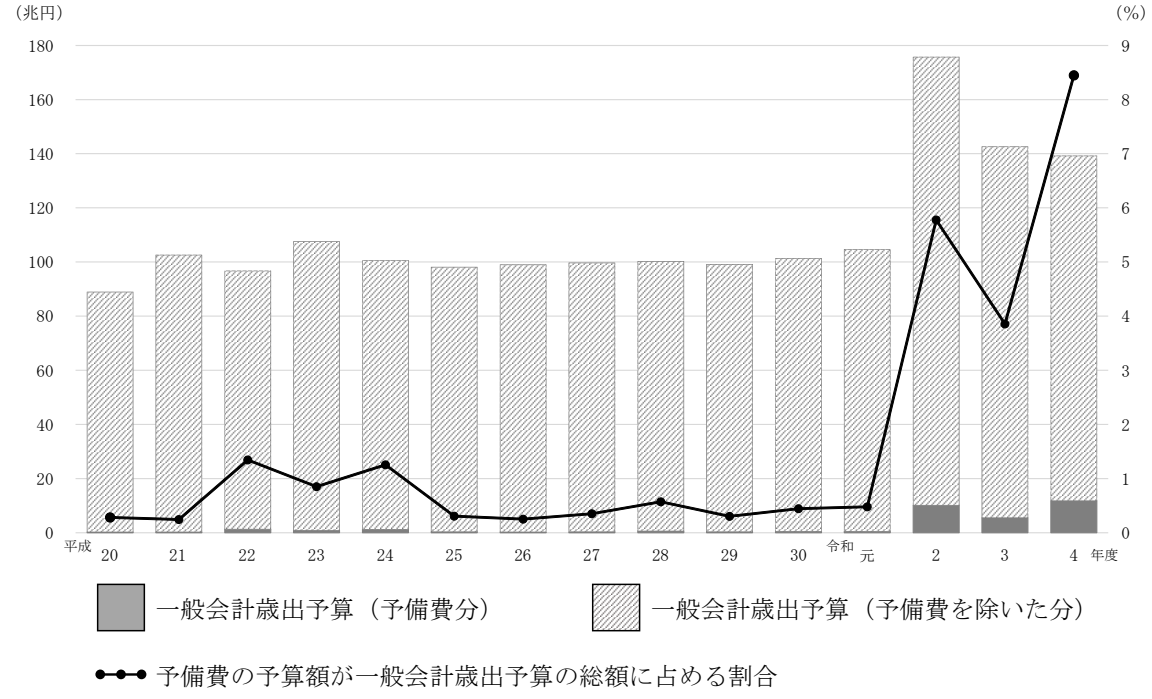

平成20年度から令和元年度までの間は、一般会計予備費の予算額は2500億円から5000億円までの間で推移していて、特定使途予備費の予算額は、最大で9996億余円（平成22年度）となっている。そして、これらの予備費の予算額が一般会計歳出予算の総額に占める割合は、最大で1.3％（22年度）となっている。

令和2年度以降、一般会計予備費の予算額は5000億円（2、3両年度）又は9000億円（4年度）となっていて、特定使途予備費の予算額は、2年度はコロナ対策予備費9兆6500億円、3年度はコロナ対策予備費5兆円、4年度は新型コロナウイルス感染症及び原油価格・物価高騰対策予備費(注6)9兆8600億円及びウクライナ情勢経済緊急対応予備費1兆円となっている。そして、これらの予備費の予算額が一般会計歳出予算の総額に占める割合は、2年度は5.7％、3年度は3.8％、4年度は8.4％となっている。

また、使用率は、一般会計予備費については8.4％（平成25年度）から93.3％（令和元年度）までとなっていて、年度により大きく増減がみられる状況となっている。特定使途予備費については、平成20年度から令和3年度までの間は、使用率が86.7％（平成23年度）から100％（22、24両年度）までとなっていて、予算額の大部分が使用されているものの、令和4年度においては、新型コロナウイルス感染症及び原油価格・物価高騰対策予備費が71.8％、ウクライナ情勢経済緊急対応予備費が0％となっている。

（注6）　新型コロナウイルス感染症及び原油価格・物価高騰対策予備費　令和4年度一般会計補正予算（第1号）により、コロナ対策予備費の使途に原油価格・物価高騰対策が追加されたもの

5　2年度コロナ関係予備費等の状況

(1) 予備費の予算額の状況

令和2年度一般会計予算における予備費の当初予算額は、一般会計予備費5000億円のみであり、特定使途予備費は計上されていなかった。コロナ対策予備費は、2年度第1次補正により創設され、2年度第1次補正後の予算額は1兆5000億円となっていた。その後、令和2年度一般会計補正予算（第2号）（以下「2年度第2次補正」という。）により10兆円の追加、令和2年度一般会計補正予算（第3号）（以下「2年度第3次補正」という。）により1兆8500億円の修正減少がなされ、2年度におけるコロナ対策予備費の補正後予算額は9兆6500億円となっている。

(2) コロナ関係予備費の使用状況

2年度においては、新型コロナウイルス感染症対策に係る緊急な経費については、2年度第1次補正によりコロナ対策予備費が創設されるまでの間は一般会計予備費が使用

され、3事項838億余円の使用決定が行われている。コロナ対策予備費の創設以後は、一般会計予備費に優先してコロナ対策予備費が使用され、38事項9兆1420億余円の使用決定が行われている（以下、一般会計予備費で新型コロナウイルス感染症対策に係る経費として使用されたもの及びコロナ対策予備費を合わせて「コロナ関係予備費」という。）。そして、図表0-4のとおり、予備費使用事項計41事項の使用決定により、7府省等所管の予算科目23項43目に対して、計9兆2258億余円の予算が配賦されている（予備費使用事項及び配賦先の予算科目の詳細については別図表1参照）。

図表0-4　コロナ関係予備費の使用状況（令和2年度）

（単位：事項、項、目、百万円）

| 予備費 | 所管 | 予備費使用事項 | 予算科目 | | 予備費使用額 |
|---|---|---|---|---|---|
| | | | 項 | 目 | |
| 一般会計予備費 | 厚生労働省 | 3 | 6 | 13 | 83,800 |
| コロナ対策予備費 | 内閣 | 1 | 1 | 1 | 8,085 |
| | 内閣府 | 7 | 4 | 4 | 3,386,866 |
| | 文部科学省 | 1 | 1 | 1 | 53,112 |
| | 厚生労働省 | 19 | 9 | 26 | 4,072,031 |
| | 農林水産省 | 2 | 1 | 2 | 24,474 |
| | 経済産業省 | 7 | 5 | 6 | 1,597,019 |
| | 国土交通省 | 1 | 1 | 1 | 460 |
| | 計 | 38 | 22 | 41 | 9,142,049 |
| 7府省等　合計 | | 41 | 23 | 43 | 9,225,849 |

(3) 予算異動の状況

ア　移替えの状況

2年度コロナ関係予備費の使用決定により予算が配賦された前記7府省等所管の23項43目における予算の移替えの状況についてみると、図表0-5のとおり、内閣府所管の1項1目において総務省所管の1項1目への移替額が計上されている。

図表0-5　予算の移替えの状況（令和2年度）

（単位：百万円）

| 所管 | 組織 | 予算科目 | | 予算現額 | 歳出予算額 | 前年度繰越額 | 予備費使用額 | 流用等増△減額 | 移替増△減額 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 項 | 目 | | | | | | |
| 内閣府 | 内閣本府 | 新型コロナウイルス感染症対応地方創生推進費 | 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 | 2,868,083 | 1,117,830 | － | 3,379,107 | － | △ 1,628,854 |
| 総務省 | 総務本省 | 新型コロナウイルス感染症対応地方創生推進費 | 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 | 5,011,023 | 3,382,169 | － | － | － | 1,628,854 |

イ　移用及び流用の状況

2年度コロナ関係予備費の使用決定により予算が配賦された前記7府省等所管の23項43目及び予算の移替えを受けた前記総務省所管の1項1目の計8府省等所管の24項44目における予算の移用及び流用の状況についてみると、移用はないが、図表0-6のとおり、3省所管の3項3目において他の予算科目へ計4件の流用が行われている。そして、流用先である3省所管の3項4目をみると、コロナ関係予備費の使用決定による予算の配賦を受けていないものが2省所管の2項2目（図表0-6項番1のうち流用先②に係るもの及び項番3）ある。

図表0-6　令和2年度コロナ関係予備費の使用決定により予算が配賦されるなどした予算科目における流用の状況

（単位：百万円）

| 項番 | 所管 | 組織 | 予算科目 | | コロナ関係予備費の使用決定による予算の配賦 | | | 歳出予算額 | 前年度繰越額 | 流用の状況 | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | 項 | 目 | 事項 | 使用決定日 | 予備費使用額 | | | 流用 | 流用等増△減額 |
| 1 | 厚生労働省 | 厚生労働本省 | 感染症対策費 | 健康対策関係業務庁費 | 新型コロナウイルス感染症対策に係る布製マスクの緊急配布等に必要な経費 | R2.4.7 ※ | 43,733 | 683,488 | 11,693 | 流用元 | △ 228,475 |
| | | | | | 医療機関等への医療用マスク・ガウン等の優先配布に必要な経費 | R2.5.26 ※ | 168,010 | | | | |
| | | | | | 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援等に必要な経費 | R2.9.15 | 1,490 | | | | |
| | | | | | 新型コロナウイルス感染症に係るワクチンの確保等に必要な経費 | R2.9.15 | 104 | | | | |
| | | | | | 新型コロナウイルス感染症患者の更なる病床確保を行う医療機関に対する緊急支援に必要な経費 | R2.12.25 | 500 | | | | |
| | | | | 新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費臨時補助金 | 新型コロナウイルス感染症に係るワクチンの確保等に必要な経費 | R2.9.15 | 16,997 | 136,581 | － | 流用先① | 193,147 |
| | | | | 医薬品買上費 | | | | 101,658 | 6,564 | 流用先② | 35,328 |
| 2 | 農林水産省 | 農林水産本省 | 国産農産物消費拡大対策費 | 国産農産物消費拡大対策事業費補助金 | 食品受入能力向上緊急支援事業に必要な経費 | R3.3.23 ※ | 394 | 159,479 | － | 流用元 | △ 20,002 |
| | | | | 経営継続対策事業費補助金 | 農林漁業者の経営継続支援に必要な経費 | R2.10.16 | 24,079 | 77,111 | － | 流用先 | 20,002 |
| 3 | 経済産業省 | 経済産業本省 | サービス産業強化費 | サービス産業消費喚起事業給付金 | サービス産業消費喚起キャンペーン事業に必要な経費 | R2.12.11 | 311,929 | 1,369,916 | － | 流用元 | △ 87,601 |
| | | | | サービス産業消費喚起事業委託費 | | | | 309,526 | － | 流用先 | 87,601 |

（注）「使用決定日」の※印は、当該使用決定が国会開会中に行われたものであることを示している（以下、図表において同じ。）。

(4) 繰越しの状況

1のとおり、2年度コロナ関係予備費について参議院から検査の要請を受けているのは、そのうち翌年度に繰り越した経費に関してである。

そこで、2年度コロナ関係予備費の使用決定により予算が配賦された7府省等所管の23項43目（これらに係る予備費使用事項41事項。別図表1参照）並びに予算の移替えを受けた総務省所管の1項1目（図表0-5参照）及び流用を受けた2省所管の2項2目（図表0-6参照）の計8府省等所管の24項46目における繰越しの状況をみると、8府省等所管の18項30目において翌年度繰越額を計上している。そして、これらに係る予備費使用事項は34事項（予備費使用額計7兆9819億余円）となっている。

上記8府省等所管の18項30目における予算現額についてみると、文部科学省所管の

1項1目（（組織）文部科学本省（項）育英事業費（目）学生支援緊急給付金給付事業費補助金）は予算現額が予備費使用額のみとなっているため翌年度繰越額の全額が予備費使用相当額に係るものであることが分かる一方、他の7府省等所管の17項29目は予算現額に予備費使用額以外の予算の額が含まれるなどしていて、予備費使用相当額に係る翌年度繰越額は分からない状況となっている。

上記について整理して示すと、別図表2のとおりである。

(5) コロナ対策予備費の使用状況の公表

財務省は、同省のウェブサイト上で「令和2年度一般会計新型コロナウイルス感染症対策予備費使用実績」を公表している。

上記の公表資料では、2年度コロナ対策予備費の各補正予算による追加額及び修正減少額、閣議決定日等ごとの予備費使用額等が記載されている。

(6) これまでの検査の実施状況

会計検査院は、令和2年度決算検査報告に特定検査対象に関する検査状況として「新型コロナウイルス感染症対策に関連する各種施策に係る予算の執行状況等について」を掲記している。同検査報告では、元、2両年度コロナ関係予備費により予算が配賦された予算科目の予算現額全体の執行状況についてみると、予備費使用額以上の翌年度繰越額又は不用額を計上している予算科目が見受けられたこと、予備費使用額が予算現額の過半を占めている予算科目を対象として、会計検査院において、予算が予備費使用額から優先して執行されたと仮定して保守的に試算したところ、予備費使用額に係る不用額相当額(注7)が生じている状況が見受けられ、中には、予備費使用額の大半が予備費使用額に係る不用額相当額として試算されたものも見受けられたことなどを記述している。そして、会計検査院の所見として、各府省等においては、国民の理解と協力を得ながら新型コロナウイルス感染症対策を進めていくために、これらの状況等について、国民に対して十分な情報提供を行うことなどが望まれると記述している。

（注7）　予備費使用額に係る不用額相当額　　会計検査院において、予算現額のうち予備費使用額から支出済額と翌年度繰越額を控除することにより保守的に試算した、予備費使用額に係る不用額に相当する額

6　3年度コロナ対策予備費等の状況

(1) コロナ対策予備費の予算額の状況

3年度当初予算におけるコロナ対策予備費の当初予算額は5兆円となっていた。その後、令和3年度一般会計補正予算（第1号）（以下「3年度補正」という。）では追加又

は修正減少がなく、同額が3年度におけるコロナ対策予備費の補正後予算額となっている。

(2) コロナ対策予備費の使用状況

3年度コロナ対策予備費は、図表0-7のとおり、予備費使用事項16事項の使用決定により、4府省所管の10項24目に対して、4兆6185億余円の予算が配賦されている（予備費使用事項及び配賦先の予算科目の詳細については別図表3参照）。

図表0-7　コロナ対策予備費の使用状況（令和3年度）

（単位：事項、項、目、百万円）

| 所管 | 予備費使用事項 | 予算科目 | | 予備費使用額 |
|---|---|---|---|---|
| | | 項 | 目 | |
| 内閣府 | 3 | 2 | 4 | 1,336,475 |
| 文部科学省 | 1 | 1 | 2 | 18,001 |
| 厚生労働省 | 11 | 6 | 17 | 3,201,366 |
| 経済産業省 | 1 | 1 | 1 | 62,731 |
| 4府省　計 | 16 | 10 | 24 | 4,618,574 |

(3) コロナ対策予備費の使用状況の公表

財務省は、同省のウェブサイト上で「令和3年度一般会計新型コロナウイルス感染症対策予備費使用実績」を公表している。

上記の公表資料では、3年度コロナ対策予備費について、「令和2年度一般会計新型コロナウイルス感染症対策予備費使用実績」と同様の内容が記載されている（以下、これらの公表資料を合わせて「コロナ対策予備費使用実績公表資料」という。）。

(4) 予算の執行状況の公表

3年度コロナ対策予備費の使用決定により予算が配賦された4府省は、前記令和2年度決算審査措置要求決議のうち「予備費等の予算の執行状況に係る透明性の向上について」を踏まえた措置として、5年1月に、4府省それぞれのウェブサイト上で「令和3年度一般会計新型コロナウイルス感染症対策予備費の執行状況（令和3年度決算時点）」を公表している。また、財務省は、5年2月に、同省のウェブサイト上で4府省分を取りまとめるなどした資料（以下、4府省が公表した資料と合わせて「3年度コロナ対策予備費執行状況公表資料」という。）を公表している。

3年度コロナ対策予備費執行状況公表資料では、「既定経費から順次支出したと整理

するなど、一定の前提を置いて支出済額等を整理したものである」などとした上で、3年度コロナ対策予備費に係る予備費使用額に対する支出済額、翌年度繰越額及び不用額が記載されている。

7　検査の観点、着眼点、対象及び方法

(1) 検査の観点及び着眼点

会計検査院は、前記要請の2年度コロナ関係予備費のうち翌年度に繰り越した経費及び3年度コロナ対策予備費に関する各事項について、合規性、予算の執行及び予備費の使用における透明性の確保(注8)並びに国会及び国民への説明責任の向上(注8)等の観点から、次の点に着眼して検査した。

（注8）　会計検査院法における「その他会計検査上必要な観点」に位置付けられるものである。

ア　予備費を使用して新たに設け又は金額を追加した項の執行状況

(ｱ) コロナ関係予備費の使用決定により予算が配賦されるなどした予算科目の執行状況はどうなっているか。

(ｲ) 各府省等は、予備費使用相当額をその目的の費途以外に支出しないような執行管理を行っているか。

(ｳ) 各府省等は、予備費使用相当額の執行状況を区別できるような執行管理を行っているか。

(ｴ) 予算の執行の結果、予備費使用相当額について多額の繰越し又は不用を生じているものはないか。生じている場合、その理由は予備費使用決定後に生じたやむを得ないものとなっているか。

(ｵ) 予備費使用相当額の執行状況等に関する公表の内容はどのようになっているか。また、予備費使用相当額の執行等に関する事後的な検証に資するものとなっているか。

イ　予備費の使用状況、特に使用理由及び使用額の積算基礎の状況

(ｱ) 予備費使用要求書等の記載事項はどのようになっているか。

(ｲ) コロナ関係予備費の使用を必要とした事象等はどのようなものか。また、予備費使用決定時における執行時期の想定はどのようになっているか。その想定と実際との間にかい離は生じていないか。生じている場合、その理由は予備費使用決定後に生じたやむを得ないものとなっているか。

(ｳ) 予備費使用要求額等の積算はどのようになっているか。特に、年度内の支出見込額に基づいて行われているか。

(ｴ) 予備費の使用状況は、公表資料においてどの程度明らかになっているか。

(2) 検査の対象及び方法

会計検査院は、令和3年度決算のうち、2年度コロナ関係予備費の使用決定により予算が配賦されるなどした2年度の予算科目からの前年度繰越額を計上している8府省等所管の18項30目（前年度繰越額10兆7573億余円、これらに係る予備費使用事項34事項、予備費使用額7兆9819億余円）及び3年度コロナ対策予備費の使用決定により予算が配賦された4府省所管の10項24目（これらに係る予備費使用事項16事項、予備費使用額4兆6185億余円）の純計8府省等所管の22項45目（これらに係る予備費使用事項計50事項、予備費使用額計12兆6005億余円）を対象として検査した。

検査に当たっては、コロナ関係予備費の使用決定により予算が配賦されるなどしていた8府省等(注9)の本省等及び外局並びに予備費の使用に関する事務を所掌する財務本省において、上記予算科目の執行状況、2、3両年度コロナ関係予備費の使用状況等について、150人日を要して会計実地検査を行うとともに、8府省等の本省等及び外局(注10)からは調書、関係資料等、財務本省からは関係資料等の提出をそれぞれ受けて、その内容を確認するなどして検査した。また、公表されている資料等を基に調査分析を行った。

なお、予備費の使用、予算の執行等の流れ並びにこのうち後述第2の1で示す予備費使用相当額等の執行状況及び後述第2の2で示す予備費の使用状況に該当する部分をそれぞれ概念的に整理すると図表0-8のとおりである。

（注9） 8府省等　内閣、内閣府、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省の7府省等及び令和2、3両年度コロナ関係予備費の使用決定により予算が配賦された内閣府所管の予算科目から予算の移替えを受けるなどしていた総務省

（注10） 令和5年4月1日以降は内閣府の外局であるこども家庭庁を含む。

図表0-8　予備費の使用、予算の執行等の流れ並びにこのうち予備費使用相当額等の執行状況及び予備費の使用状況に該当する部分を概念的に整理した模式図

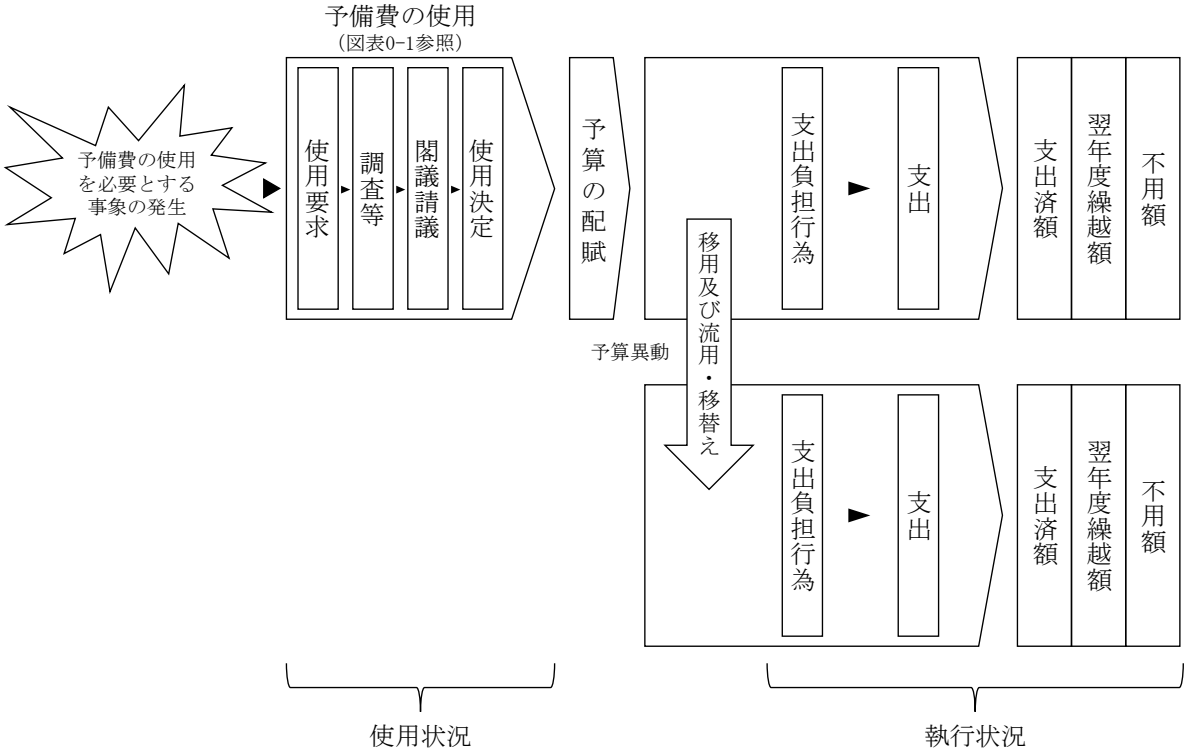


（注）予備費の使用決定により配賦された予算のほかに、当初予算、補正予算等の予算措置、前年度繰越額又は予算異動を財源とする予算額が予算現額に含まれている場合、これらの予算は一体として執行される（3(3)オ参照）。

## 第2　検査の結果

第1の3(2)イのとおり、予備費の使用決定は予備費使用事項を単位として行われる。そして、予備費の使用決定による予算の配賦及びその後の予算執行は、財政法等の会計法令上、予算科目を単位として行われることから、コロナ関係予備費の使用決定により予算が配賦されるなどした3年度の予算科目の執行状況等についてみたが、後述1(1)のとおり、予算科目の執行状況から予備費使用相当額の執行状況を区別できるものはなかった。一方、後述1(2)のとおり、8府省等では、実務上の取扱いとして、事業を単位として予算の執行管理等を行っていて、予備費の使用要求についても、実務上、事業単位で検討等を行っていた。そして、事業単位で予算の執行管理を行うなどしていることから、いずれの事業も予備費使用相当額の執行状況を区別することができるようになっていた。このため、予備費使用相当額等の執行状況、予備費の使用状況等に係る検査に当たっては、8府省等における予算の執行管理等の実態に即して、事業単位で、執行状況の整理及び分析を行うとともに、使用状況に係る検査の対象となる予備費使用事項等の特定を行った。これに伴い、検査の結果を示すに当たっては、内容によって、予備費使用事項数や予算科目数に加えて、事業数を用いることになる。

そこで、検査の結果を示すのに先立ち、予算科目の執行状況等、事業別の予算の執行状況等及び予備費の使用状況について、予算科目数、事業数及び予備費使用事項数を整理するとともに、合わせて予備費使用額等を整理して示すと、図表0-9のとおりである。

図表0-9　予算科目の執行状況等、事業別の予算の執行状況等及び予備費の使用状況について予算科目数、事業数、予備費使用事項数、予備費使用額等を整理した模式図

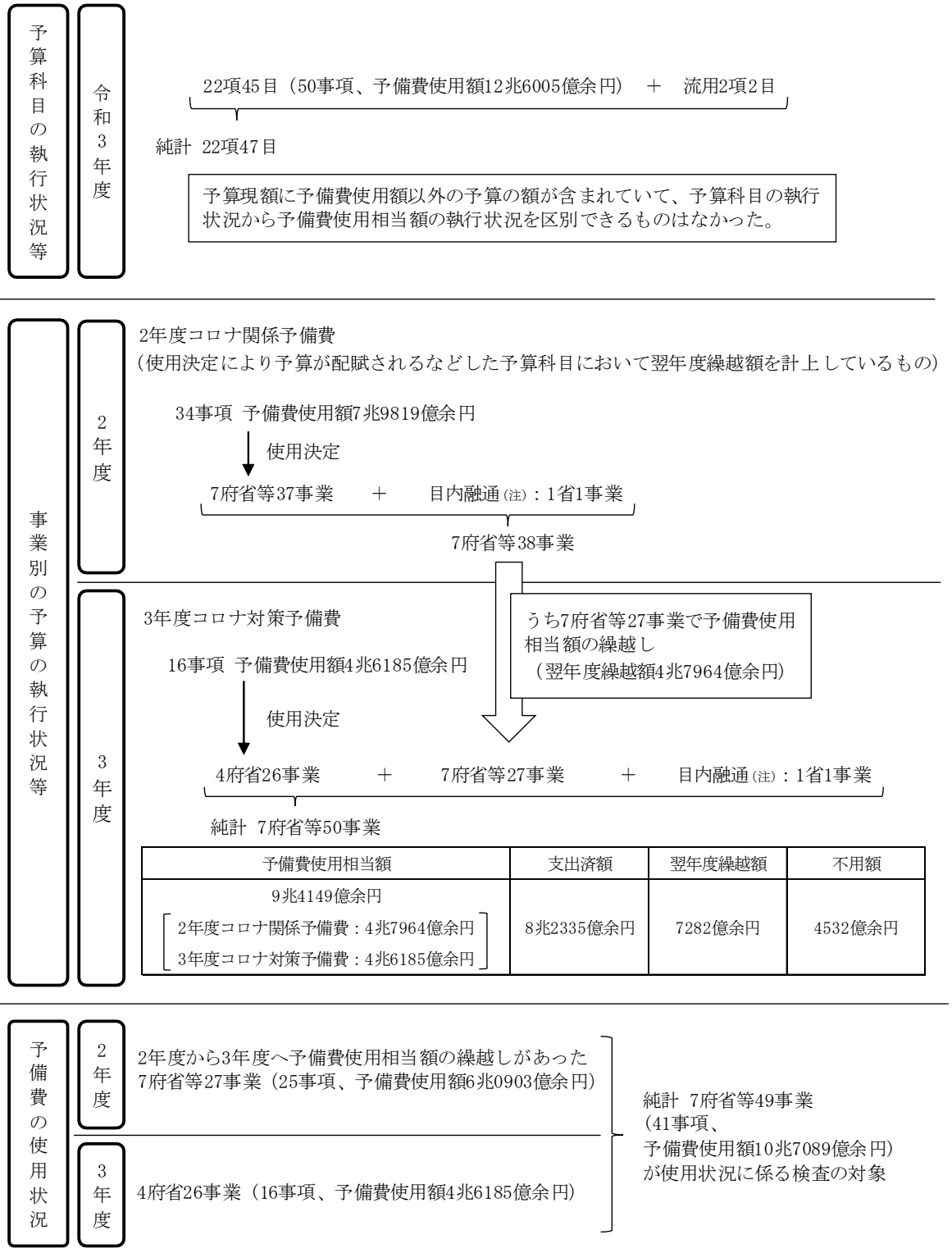


(注)「目内融通」については後述(3)ア(ｳ)参照

1　予備費を使用して新たに設け又は金額を追加した項の執行状況

(1) コロナ関係予備費の使用決定により予算が配賦されるなどした予算科目の執行状況等

検査の対象とした8府省等所管の22項45目における予算の移替えの状況についてみると、図表1-1のとおり、内閣府所管の1項1目において総務省所管の1項1目への移替額が計上されていた。

図表1-1　検査の対象とした予算科目における予算の移替えの状況（令和3年度）

（単位：百万円）

| 所管 | 組織 | 予算科目 | | 予算現額 | 歳出予算額 | 前年度繰越額 | 予備費使用額 | 流用等増△減額 | 移替増△減額 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 項 | 目 | | | | | | |
| 内閣府 | 内閣本府 | 新型コロナウイルス感染症対応地方創生推進費 | 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 | 1,295,475 | 2,702,047 | 2,868,083 | 500,000 | △ 1,406,571 | △ 3,368,083 |
| 総務省 | 総務本省 | 新型コロナウイルス感染症対応地方創生推進費 | 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 | 8,038,764 | 2,274,839 | 2,395,840 | － | － | 3,368,083 |

また、上記8府省等所管の22項45目における予算の移用及び流用の状況についてみると、移用はなかったが、図表1-2のとおり、3府省所管の3項3目において他の予算科目へ計3件の流用が行われていた。そして、流用先である3府省所管の3項3目をみると、2年度コロナ関係予備費の使用決定により予算が配賦されるなどした2年度の予算科目からの前年度繰越額及び3年度コロナ対策予備費の使用決定に係る予備費使用額のいずれもないものが2府省所管の2項2目（図表1-2項番1及び項番3）あった。

図表1-2　検査の対象とした予算科目における流用の状況（令和3年度）

（単位：百万円）

| 項番 | 所管 | 組織 | 予算科目 | | コロナ関係予備費の使用決定による予算の配賦 | | | | 歳出予算額 | 前年度繰越額 | 流用の状況 | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | 項 | 目 | 年度 | 事項 | 使用決定日 | 予備費使用額 | | | 流用 | 流用等増△減額 |
| 1 | 内閣府 | 内閣本府 | 新型コロナウイルス感染症対応地方創生推進費 | 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 | 2 | 営業時間の短縮等協力要請の支援に必要な経費 | R2.12.25 | 216,916 | 2,702,047 | 2,868,083 | 流用元 | △ 1,406,571 |
| | | | | | 2 | 営業時間の短縮等協力要請の支援に必要な経費 | R3.1.15 | 741,785 | | | | |
| | | | | | 2 | 営業時間の短縮等協力要請の支援に必要な経費 | R3.2.9 ※ | 880,153 | | | | |
| | | | | | 2 | 営業時間の短縮等協力要請の支援に必要な経費 | R3.3.23 ※ | 1,540,251 | | | | |
| | | | | | 3 | 地域の実情に応じた事業者への支援等に必要な経費 | R3.4.30 ※ | 500,000 | | | | |
| | | | | 新型コロナウイルス感染症対応協力要請推進交付金 | | | | | 1,500,000 | － | 流用先 | 1,406,571 |
| 2 | 厚生労働省 | 厚生労働本省 | 感染症対策費 | 新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費臨時補助金 | 2 | 新型コロナウイルス感染症に係るワクチンの確保等に必要な経費 | R2.9.15 | 16,997 | 759,776 | 311,089 | 流用元 | △ 132,806 |
| | | | | | 3 | 新型コロナウイルス感染症に係るワクチンの確保等に必要な経費 | R3.8.27 | 330,107 | | | | |
| | | | | 医薬品買上費 | 3 | 新型コロナウイルス感染症治療薬の確保に必要な経費 | R3.8.27 | 235,159 | 6,363 | 84,553 | 流用先 | 132,806 |
| | | | | | 3 | 新型コロナウイルス感染症に係る抗原検査キットの安定的な供給の推進に必要な経費 | R4.3.25 ※ | 92,864 | | | | |
| 3 | 経済産業省 | 中小企業庁 | 経営革新・創業促進費 | 新型コロナウイルス感染症対策中小企業等持続化給付金 | 2 | 持続化給付金の支給に必要な経費 | R2.8.7 | 915,000 | 2,492,294 | 648,539 | 流用元 | △ 41,306 |
| | | | | | 2 | 一時支援金の支給に必要な経費 | R3.2.9 ※ | 249,000 | | | | |
| | | | | 中小企業経営支援等対策委託費 | | | | | 330,531 | 86,752 | 流用先 | 41,306 |

（注）令和2年度コロナ関係予備費の使用決定により予算が配賦されるなどした2年度の予算科目からの前年度繰越額を計上している予算科目については、「コロナ関係予備費の使用決定による予算の配賦」欄に2年度におけるコロナ関係予備費の使用決定の状況も示している。

検査の対象とした前記8府省等所管の22項45目及び予算の流用を受けた2府省所管の2項2目（図表1-2参照）の計8府省等所管の22項47目の執行状況等を整理したところ、予算現額41兆8993億余円に対して、支出済額は29兆5369億余円、翌年度繰越額は10兆9848億余円、不用額は1兆3775億余円となっていた（別図表4参照）。そして、当該8府省等所管の22項47目における予算現額の状況についてみると、全ての予算科目において予備費使用額以外の予算の額が含まれていた。したがって、3年度においては、予算科目の執行状況から予備費使用相当額の執行状況を区別できるものはなかった。

(2) 8府省等における予算の執行管理等の状況

予備費使用相当額は、予算科目において当初予算等の既定予算と一体として執行さ

れているため、予算科目単位でみて予備費使用相当額を区別してその執行状況を具体的に確認することは基本的にできない。これは、財政法等の会計法令上、予算は予算科目に区分して配賦し執行することとなっていて、予算科目を更に財源別に区分して執行することとなっていないことによる。

一方、昭和29年閣議決定第4項によれば、予備費使用額については、これをその目的の費途以外に支出してはならないこととされている。したがって、予備費の使用決定により予算が配賦された府省等は、当該目的の費途と予算科目の費途が一致しない限り、予備費使用相当額を区別してその執行状況を整理し、かつ、当該予備費使用相当額に係る支出が予備費使用決定の目的の費途に沿ったものであると説明することができるように、予備費使用相当額の執行管理等を行うことが必要であると考えられる。

そこで、8府省等において、予算科目を単位とした予算の執行管理に加えて、どのように予算の執行管理を行っているかをみたところ、いずれも実務上の取扱いとして事業を単位として予算の執行管理等を行っていて、予備費の使用要求についても、実務上、事業単位で検討等を行っていた。

令和2年度コロナ関係予備費34事項についてみると、予備費の使用決定により(注11)(注12)(注13)7府省等の37事業に予算が配賦されたものとして予算が執行されていた。また、3年度コロナ対策予備費16事項についてみると、予備費の使用決定により(注14)4府省の26事業に予算が配賦されたものとして予算が執行されていた。そして、これらの純計は7府省等の56事業（これらに係る予備費使用事項計50事項）となっていた。これらの中には、一つの予備費使用事項により複数の事業に予算を配賦したり、複数の予備費使用事項により一つの事業に予算を配賦したりしているものもあった。なお、いずれの事業も、事業の実施及び当該事業予算の執行を担当する部局（以下「事業担当部局」という。）が表計算ソフトを用いるなどして作成した事業予算の残額等を管理する帳簿（以下「管理簿」という。）等を備え、管理簿等による事業予算の執行管理等が行われていた。

上記7府省等の56事業における予算現額及び財源内訳の状況について、管理簿等に基づき事業ごとに整理したところ、予算現額がコロナ関係予備費1事項に係る予備費使用相当額のみの事業もあれば、予算現額に複数の財源に係る額が含まれる事業もあった（別図表5参照）。そして、これらに係る事業予算の執行管理等の状況についてみたところ、次のとおりとなっていた。

（注11）　「Go To トラベル事業」は、2年度第1次補正、2年度コロナ対策予備費及び2年度第3次補正を財源として国土交通省が実施した事業であるが、事業予算の財源のうち2年度第3次補正については国土交通省所管の予算科目に予算が配賦されている一方、2年度第1次補正及び2年度コロナ対策予備費については、経済産業省所管の予算科目に予算が配賦され、当該予算について経済産業省から国土交通省へ支出委任が行われている。以下、当該事業の所管については、国土交通省として整理する。

（注12）　「ひとり親世帯臨時特別給付金給付事業」及び「低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金」は、厚生労働省子ども家庭局が実施した事業であるが、同局の所掌事務（婦人保護事業を除く。）は令和5年4月1日に内閣府の外局として設置されたこども家庭庁に移管されている。

（注13）　「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（協力要請推進枠等交付金）」は、内閣府が事業に係る制度の所管行政庁として地方公共団体の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金実施計画を確認するなどして配分計画を作成し、これに基づき内閣府所管の事業予算を同交付金の交付行政庁である総務省へ移し替えて執行している。以下、事業数の集計に当たっては、便宜上、当該事業を内閣府の1事業として集計する。

（注14）　「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（事業者支援交付金）」は、内閣府が事業に係る制度の所管行政庁として地方公共団体の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金実施計画を確認するなどして配分計画を作成し、これに基づき内閣府所管の事業予算を同交付金の交付行政庁である総務省へ移し替えて執行している。以下、事業数の集計に当たっては、便宜上、当該事業を内閣府の1事業として集計する。

ア　予算現額がコロナ関係予備費1事項に係る予備費使用相当額のみの事業の状況

2、3両年度にコロナ関係予備費の使用決定により予算が配賦された前記7府省等の56事業のうち、4省の8事業については、図表1-3のとおり、事業予算の予算現額がコロナ関係予備費1事項に係る予備費使用額のみとなっているため、事業予算の予算現額がコロナ関係予備費1事項に係る予備費使用相当額のみとなっていた。

図表1-3　予算現額がコロナ関係予備費1事項に係る予備費使用相当額のみの事業

（単位：百万円）

| 項番 | 事業 | | | | 予備費使用事項 | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 事業番号 | 所管 | 事業名 | 予算現額 | 事項 | 使用決定日 | 予備費使用額 |
| 1 | 9 | 文部科学省 | 学生支援緊急給付金給付事業（「学びの継続」のための『学生支援緊急給付金』） | 53,112 | 学生支援緊急給付金給付事業に必要な経費 | R2.5.19 ※ | 53,112 |
| 2 | 17 | 厚生労働省 | インフルエンザ流行期における発熱外来診療体制確保支援補助金（インフルエンザ流行期に備えた発熱患者の電話相談体制整備事業） | 3,528 | 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援等に必要な経費 | R2.9.15 | 3,528 |
| 3 | 20 | 厚生労働省 | インフルエンザ流行期における新型コロナウイルス感染症疑い患者を受け入れる救急・周産期・小児医療機関体制確保事業 | 68,175 | | | 68,176 |
| 4 | 31 | 厚生労働省 | 低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金 | 217,461 | 子育て世帯生活支援特別給付金給付事業に必要な経費 | R3.3.23 ※ | 217,461 |
| 5 | 32 | 厚生労働省 | 新型コロナウイルス感染症に対応した自殺防止対策事業 | 1,000 | 自殺防止対策事業に必要な経費 | R3.3.23 ※ | 1,000 |
| 6 | 46 | 厚生労働省 | 新型コロナウイルス感染症治療薬実用化支援事業 | 15,000 | 新型コロナウイルス感染症治療薬の確保等に必要な経費 | R4.3.25 ※ | 15,000 |
| 7 | 49 | 農林水産省 | 食品受入能力向上緊急支援事業 | 394 | 食品受入能力向上緊急支援事業に必要な経費 | R3.3.23 ※ | 394 |
| 8 | 51 | 経済産業省 | 早期・大量の感染症検査の実現に向けた実証事業（感染症の早期・大量診断 2次募集） | 1,897 | 早期かつ大量の感染症検査の実現に向けた実証事業に必要な経費 | R2.9.15 | 1,897 |
| 計 | | 4省 | 8事業 | 360,570 | 7事項 | | 360,570 |

注(1)　「事業番号」は、事業を識別する際の利便のために、会計検査院において、事業固有の番号として事業ごとに付したものである（以下同じ。また、別図表においても共通の番号を用いている。）。

注(2)　項番3の予算現額と予備費使用額が一致しないのは、事業予算の一部を他の事業へ目内融通（後述(3)ア(ｳ)参照）していたためである。

この場合、事業単位で予算の執行管理が行われていることから、使用決定されたコロナ関係予備費が意図せずその目的の費途以外に支出されないように管理されていると認められ、また、当該事業予算の執行状況をそのまま予備費使用相当額の執行状況として区別することができることになる。

イ　予算現額に複数の財源に係る額が含まれている事業の状況

2、3両年度にコロナ関係予備費の使用決定により予算が配賦された前記7府省等の56事業のうち、前記4省の8事業を除く7府省等の48事業については、事業予算の予算現額に複数の財源に係る額が含まれていた。

(ｱ)　事業予算の中で予備費使用相当額を充てる経費を限定している事業

上記7府省等の48事業のうち、4府省の15事業については、図表1-4のとおり、予

備費使用決定の経緯等を踏まえて事業予算の中で予備費使用相当額を充てる経費を限定しているため、事業予算の中に、予算科目を更に経費の性質ごとに細分化した区分を設けて、経費区分ごとに予算の執行管理が行われていた。そして、予備費使用相当額を充てる経費区分の予算現額の財源内訳について更にみると、2省の11事業については、当該経費区分の予算現額がコロナ関係予備費1事項に係る予備費使用相当額のみとなっていた。一方、2府省の3事業（図表1-4項番1、項番2及び項番14）については、予備費使用相当額を充てる経費区分の予算現額に複数の財源に係る額が含まれていて、これらの執行管理を一体的に行っていた。また、厚生労働省の1事業（図表1-4項番3）については、予備費使用相当額を充てる経費区分が複数あり、一部の経費区分において、その予算現額に複数の財源に係る額が含まれていて、これらの執行管理を一体的に行っていた。

図表1-4　予備費使用相当額を充てる経費を限定している事業

（単位：百万円）

| 項番 | 事業 | | | 予備費使用事項 | | | 予備費使用相当額を充てる経費 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 事業番号 | 所管 | 事業名 | 事項 | 使用決定日 | 予備費使用額 | |
| 1 | 4 | 内閣府 | 地域子供の未来応援交付金 | 子供の居場所づくりに必要な経費 | R3.3.23<br>※ | 1,365 | 予備費により緊急に実施することとされた補助対象区分（3）「つながりの場づくり緊急支援事業」に係る経費<br>（上記経費には、本件予備費使用相当額以外の財源も充てられている。） |
| 2 | 7 | 内閣府 | 子育て世帯等臨時特別支援事業（子育て世帯への臨時特別給付） | 子育て世帯等臨時特別支援事業に必要な経費 | R3.11.26 | 731,066 | 子育て世帯への臨時特別給付のうち先行給付金の給付等に係る経費<br>（上記経費には、本件予備費使用相当額以外の財源も充てられている。） |
| 3 | 16 | 厚生労働省 | 補助金執行業務（新型コロナウイルス感染症医療提供体制確保支援補助金） | 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援等に必要な経費 | R2.9.15 | 1,490 | 新型コロナウイルス感染症対応医療機関労災給付上乗せ補償保険加入支援事業及びインフルエンザ流行期における新型コロナウイルス感染症疑い患者を受け入れる救急・周産期・小児医療機関体制確保事業に係る事業実施経費<br>（上記経費には、本件予備費使用相当額以外の財源も充てられている。） |
| | | | | 新型コロナウイルス感染症患者の更なる病床確保を行う医療機関に対する緊急支援に必要な経費 | R2.12.25 | 500 | 新型コロナウイルス感染症患者等入院受入医療機関緊急支援事業に係る事業実施経費 |
| 4 | 35 | 厚生労働省 | 全国健康保険協会保険給付費等補助金 | 後期高齢者医療給付費負担金等に必要な経費 | R3.8.27 | 288 | 通常の診療報酬点数にコロナ特例として上乗せする経費 |
| 5 | 36 | 厚生労働省 | 国民健康保険組合療養給付費補助金 | | | 43 | |
| 6 | 37 | 厚生労働省 | 後期高齢者医療給付費負担金 | | | 917 | |
| 7 | 38 | 厚生労働省 | 高額医療費等負担金 | | | 20 | |
| 8 | 39 | 厚生労働省 | 国民健康保険療養給付費負担金 | | | 393 | |
| 9 | 40 | 厚生労働省 | 保険基盤安定等負担金（高額医療費負担金分） | | | 24 | |
| 10 | 41 | 厚生労働省 | 後期高齢者医療財政調整交付金 | | | 305 | |
| 11 | 42 | 厚生労働省 | 国民健康保険財政調整交付金 | | | 143 | |
| 12 | 43 | 厚生労働省 | 精神障害者医療保護入院費補助金 | | | 0 | |
| 13 | 44 | 厚生労働省 | 精神障害者措置入院費負担金 | | | 1 | |
| 14 | 48 | 農林水産省 | 経営継続補助事業（一次募集分） | 農林漁業者の経営継続支援に必要な経費 | R2.10.16 | 24,079 | 農林漁業者の経営の継続を支援するための補助金の原資に係る経費<br>（上記経費には、本件予備費使用相当額以外の財源も充てられている。） |
| 15 | 56 | 国土交通省 | 居住支援協議会等活動支援事業（共生社会実現に向けた住宅セーフティネット機能強化・推進事業） | 居住支援協議会等活動支援事業に必要な経費 | R3.3.23<br>※ | 460 | 共生社会実現に向けた住宅セーフティネット機能強化・推進事業において、居住支援法人が行う孤独・孤立対策としての入居後の見守り等の支援活動に係る経費 |
| 計 | | 4府省 | 15事業 | 7事項 | | 761,099 | |

このように事業予算の中で予備費使用相当額を充てる経費を限定している場合、事業予算の中で更に経費ごとに区分して予算の執行管理が行われていることから、使用決定されたコロナ関係予備費が意図せずその目的の費途以外に支出されないように管理されていると認められる。

また、当該事業予算のうち予備費使用相当額を充てる経費区分の予算現額がコロナ関係予備費1事項に係る予備費使用相当額のみとなっている場合、当該経費区分の執行状況をそのまま予備費使用相当額の執行状況として区別することができることになる。一方、当該経費区分の予算現額に複数の財源に係る額が含まれていて、これらの執行管理を一体的に行っている場合、予備費使用相当額の執行状況を区別するためには財源選択の順序の整理（後述(ｲ)参照）が必要となる。

(ｲ) 複数の財源に係る額の執行管理を一体的に行っている事業

事業予算の予算現額に複数の財源に係る額が含まれていた前記7府省等の48事業のうち、前記4府省の15事業を除く6府省等の33事業については、コロナ関係予備費の費途とそれ以外の財源の費途が同一であり、これらの執行管理を一体的に行っているとしていた。この場合、事業単位で予算の執行管理が行われていることから、使用決定されたコロナ関係予備費が意図せずその目的の費途以外に支出されないように管理されていると認められる。

一方、このような事業において、事業予算全体の執行状況から予備費使用相当額の執行状況を区別するためには、事業予算の支出等を行う際に複数ある財源のいずれから支出等を行うこととするかについての整理（以下「財源選択の順序の整理」という。）が必要となる。また、(ｱ)のとおり、予算現額に複数の財源に係る額が含まれている事業のうち事業予算の中で予備費使用相当額を充てる経費を限定している場合であっても、予備費使用相当額を充てる経費区分の予算現額に複数の財源に係る額が含まれていて、これらの執行管理を一体的に行っている場合、予備費使用相当額の執行状況を区別するためには、当該経費区分において財源選択の順序の整理が必要となる。

そこで、事業予算の予算現額に複数の財源に係る額が含まれていてこれらの執行管理を一体的に行っていた前記6府省等の33事業に、事業予算のうち予備費使用相当額を充てる経費区分の予算現額に複数の財源に係る額が含まれていてこれらの執行管理を一体的に行っていた前記2府省の3事業（図表1-4項番1、項番2及び項

番14）及び予備費使用相当額を充てる経費区分が複数あり一部の経費区分の予算現額に複数の財源に係る額が含まれていてこれらの執行管理を一体的に行っていた厚生労働省の1事業（図表1-4項番3）を加えた7府省等の37事業における財源選択の順序の整理状況についてみたところ、いずれも何らかの財源選択の順序の整理が行われていたが、その方法は事業によって異なっていた。すなわち、①予算配賦の順に執行するよう整理（以下「先入れ先出し執行」という。）しているものが6府省等の32事業、②先に配賦された当初予算額、補正予算額等の既定予算額より、後に配賦された予備費使用相当額を優先的に執行するよう整理（以下「予備費優先執行」という。）しているものが3省の4事業、③先に配賦された予備費使用相当額より、後に配賦された補正予算額を優先的に執行するよう整理（以下「補正予算優先執行」という。）しているものが厚生労働省の1事業となっていて、多くの事業で先入れ先出し執行を採用していた一方、先入れ先出し執行以外の整理方法を採用しているものも見受けられた。そして、財源選択の順序の整理方法は、府省等間だけでなく、同一府省等内の事業間でも異なっていた。なお、整理方法が異なっている状況は、特定使途予備費であるコロナ対策予備費だけでなく、一般会計予備費の使用決定により予算が配賦された事業間でも見受けられた。

そして、これらの整理方法を採用する理由について事業担当部局に確認したところ、予備費は既定予算の不足を補うために措置されたものである（先入れ先出し執行）、予備費は緊急的に措置されたものである（予備費優先執行）などとして予備費の使用決定という予算措置の性格を理由とするものや、先入れ先出し執行以外の整理方法では執行が複雑化する（先入れ先出し執行）として事務処理上の必要性を理由とするものなどが見受けられた。一方、今回使用決定された予備費は補正予算が成立するまでの間の所要額について措置されたものである（補正予算優先執行）として予備費の使用決定に至る経緯を理由とするものや、予備費使用決定後の見通しが不透明な中で事業予算を他の事業へ流用等する可能性が否定できず、費途の制限が緩やかな予備費使用額以外の財源による対応の余地を残すこととした（予備費優先執行）として予備費使用決定時の状況を理由とするものなど、事業によって異なる予備費使用決定の背景事情を理由とするものも見受けられた（別図表6参照）。

前記①から③までの整理方法等について、それぞれ事例を示すと事例1から事例

3までのとおりである。

＜事例1＞　先入れ先出し執行によっていたもの

厚生労働省は、令和2年度及び3年度に、新型コロナウイルス感染症による経済への影響による休業等を理由に一時的な資金が必要な方への緊急の貸付けなどを行う「個人向け緊急小口資金等の特例貸付」（事業番号14）を実施することとし、実際に貸付けを行う都道府県の社会福祉協議会の貸付原資に要する費用を補助するために、都道府県に対して補助金を交付している。

当該事業に係る2年度及び3年度の予算の措置状況並びに両年度の年度末時点における執行状況は次のとおりとなっていて、先入れ先出し執行が採用されていた。

（2年度）

| 財源（措置日） | 予算額 | 支出済額 | 翌年度繰越額 | 不用額 |
|---|---|---|---|---|
| 2年度第1次補正（R2.4.30） | 353億余円 | 353億余円 | － | － |
| 2年度第2次補正（R2.6.12） | 2039億余円 | 2039億余円 | － | － |
| コロナ関係予備費（R2.8.7） | 1776億余円 | 1776億余円 | － | － |
| コロナ関係予備費（R2.9.15） | 3142億余円 | 3142億余円 | － | － |
| 2年度第3次補正（R3.1.28） | 4198億余円 | 3085億余円 | 1113億余円 | － |
| コロナ関係予備費（R3.3.23） | 3409億余円 | － | 3409億余円 | － |

（3年度）

| 財源（措置日） | 予算額 | 支出済額 | 翌年度繰越額 | 不用額 |
|---|---|---|---|---|
| 2年度第3次補正（R3.1.28） | 1113億余円（前年度繰越額） | 1113億余円 | － | － |
| コロナ関係予備費（R3.3.23） | 3409億余円（前年度繰越額） | 3409億余円 | － | － |
| コロナ関係予備費（R3.8.27） | 1548億余円 | 1548億余円 | － | － |
| 3年度補正（R3.12.20） | 4579億余円 | 1592億余円 | 2987億余円 | － |

複数の財源に係る額の執行管理を一体的に行う際の財源選択の順序の整理について、事業担当部局は、先に措置された財源を優先して執行することとし、2年8月7日に使用決定が行われた予備費使用相当額1776億余円及び同年9月15日に使用決定が行われた予備費使用相当額3142億余円の全額を2年度の支出済額、3年3月23日に使用決定が行われた予備費使用相当額3409億余円の全額を翌年度繰越額として整理していた。その後、3年度に繰り越された予備費使用相当額3409億余円及び同年8月27日に使用決定が行われた予備費使用相当額1548億余円の全額を3年度の支出済額として整理していた。

事業担当部局は、その理由について、予算が措置される都度、執行手続等を行っていることから、先入れ先出し執行以外の方法では整理が煩雑かつ困難になることによるとしている。

＜事例2＞　予備費優先執行によっていたもの

中小企業庁は、令和2年度及び3年度に、新型コロナウイルス感染症の拡大により発令された緊急事態宣言等に伴う飲食店の営業時間短縮等や外出自粛等の影響を受けて売上げが減少した中小法人・個人事業者等に対して、その影響を緩和して事業の継続を支援することを目的として、「緊急事態宣言の影響緩和に係る一時支援金」（事業番号53）を給付している。

当該事業に係る2年度及び3年度の予算の措置状況並びに両年度の年度末時点における執行状況は次のとおりとなっていて、予備費優先執行が採用されていた。

（2年度）

| 財源（措置日） | 予算額 | 目内融通増△減額（後述(3)ア(ｳ)参照） | 支出済額 | 翌年度繰越額 | 不用額 |
|---|---|---|---|---|---|
| 2年度第2次補正から流用（R3.1.29） | 2890億円 | － | － | 2890億円 | － |
| コロナ関係予備費（R3.2.9） | 2490億円 | － | 106億余円 | 2383億余円 | － |
| 2年度第2次補正から流用（R3.3.31） | 1170億円 | － | － | 1170億円 | － |

（3年度）

| 財源（措置日） | 予算額 | 目内融通増△減額 | 支出済額 | 翌年度繰越額 | 不用額 |
|---|---|---|---|---|---|
| 2年度第2次補正から流用（R3.1.29） | 2890億円（前年度繰越額） | △2890億円 | － | － | － |
| コロナ関係予備費（R3.2.9） | 2383億余円（前年度繰越額） | － | 2139億余円 | － | 243億余円 |
| 2年度第2次補正から流用（R3.3.31） | 1170億円（前年度繰越額） | △1170億円 | － | － | － |

複数の財源に係る額の執行管理を一体的に行う際の財源選択の順序の整理について、事業担当部局は、3年1月29日に確保した2年度第2次補正からの流用額2890億円については執行せず、同年2月9日に使用決定が行われた予備費から優先的に執行することとし、2年度の予備費使用相当額2490億円のうち、106億余円を支出済額、2383億余円を翌年度繰越額として整理していた。その後、3年度に繰り越された予備費使用相当額2383億余円については、2139億余円を支出済額、243億余円を不用額として整理していた。

事業担当部局は、その理由について、新型コロナウイルス感染症の感染状況の見通しが不透明な中、流用により措置された財源を新たに必要となる対策に使用する可能性を否定できなかったため、より費途が限定されている予備費から執行することとしたとしている。

＜事例3＞　補正予算優先執行によっていたもの

厚生労働省は、令和2年度及び3年度に、新型コロナウイルス感染症の影響により小学校が全国一斉臨時休業等となったため子どもの世話を行うことが必要となった労働者に有給の休暇を取得させた事業主等に対して助成等をするものとして「新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応事業」（事業番号13）を実施している。

当該事業に係る2年度及び3年度の予算の措置状況並びに両年度の年度末時点における執行状況は次のとおりとなっていて、補正予算優先執行が採用されていた。

（2年度）

| 財源（措置日） | 予算額 | 目内融通増△減額 | 支出済額 | 翌年度繰越額 | 不用額 |
|---|---|---|---|---|---|
| コロナ関係予備費（R2.4.7） | 140億余円 | △25億円 | 2億余円 | 101億余円 | 11億余円 |
| 2年度第1次補正（R2.4.30） | 406億余円 | △220億円 | 156億余円 | 27億余円 | 2億余円 |
| 2年度第2次補正（R2.6.12） | 17億余円 | － | 7億余円 | 9億余円 | － |

（3年度）

| 財源（措置日） | 予算額 | 目内融通増△減額 | 支出済額 | 翌年度繰越額 | 不用額 |
|---|---|---|---|---|---|
| コロナ関係予備費（R2.4.7） | 101億余円（前年度繰越額） | － | － | － | 101億余円 |
| 2年度第1次補正（R2.4.30） | 27億余円（前年度繰越額） | － | 19億余円 | － | 8億余円 |
| 2年度第2次補正（R2.6.12） | 9億余円（前年度繰越額） | － | 5億余円 | 2億余円 | 1億余円 |
| 3年度補正（R3.12.20） | 16億余円 | － | － | 16億余円 | － |

複数の財源に係る額の執行管理を一体的に行う際の財源選択の順序の整理について、事業担当部局は、補正予算が示達された以降は補正予算から優先して支出することとし、2年度の予備費使用相当額140億余円のうち、補正予算が措置されるまでの間に支出した2億余円を除いて、25億円を緊急雇用安定助成金に目内融通、101億余円を翌年度繰越額、11億余円を不用額として整理していた。その後、3年度に繰り越された予備費使用相当額101億余円については、全額を不用額として整理していた。

事業担当部局は、その理由について、本事業については、2年度当初予算が措置されていなかったところ、2年度当初から2年度第1次補正が成立するまでに要する金額を措置する必要が生じたため、当該金額を予備費の所要額として使用要求し、使用決定が行われたという予備費使用決定時の経緯等を踏まえ、補正予算により予算措置された後は補正予算から支出を行うものとして整理したとしている。

以上のとおり、8府省等においては、実務上の取扱いとして、管理簿等により事業単位で予算の執行管理を行うなどしていることから、使用決定されたコロナ関係予備費が意図せずその目的の費途以外に支出されないように管理されていると認められる。また、事業によって予算現額の財源内訳の状況並びに予備費使用相当額を充てる経費の限定の状況及び採用する財源選択の順序の整理方法が異なるものの、いずれの事業

も予備費使用相当額の執行状況を区別することができるようになっていた。

(3) 事業別の予算の執行状況等

ア　2年度の状況

第1の1のとおり、2年度コロナ関係予備費について参議院から検査の要請を受けているのは、そのうち翌年度に繰り越した経費に関してである。

そこで、2年度コロナ関係予備費のうち翌年度に繰り越した経費を特定するために、2年度コロナ関係予備費34事項により予算が配賦された前記7府省等の37事業について、管理簿等による事業予算の執行管理等により、2年度の予算異動及び繰越しの状況を確認したところ、次のとおりとなっていた。

(ｱ) 移替えの状況

2年度における事業予算の移替えのうち予備費使用相当額に係るものは、図表1-5のとおり、内閣府の1事業に係る1兆6288億余円となっていた。なお、第1の3(3)イ(ｲ)のとおり、予算の移替えは、予算の所管又は組織を移動させるものであり、予算の目的の変更には当たらない。

図表1-5　予備費使用相当額に係る事業予算の移替えの状況等（令和2年度）

（単位：百万円）

<table>
<tr><th colspan="3">事業</th><th colspan="3">予備費使用事項</th><th rowspan="2">所管</th><th rowspan="2">組織</th><th colspan="2">予算科目</th><th colspan="2">移替えの状況</th></tr>
<tr><th>事業番号</th><th>所管</th><th>事業名</th><th>事項</th><th>使用決定日</th><th>予備費使用額</th><th>項</th><th>目</th><th>移替増△減額</th><th>予備費使用相当額</th></tr>
<tr><td rowspan="5">2</td><td rowspan="5">内閣府</td><td rowspan="5">新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（協力要請推進枠等交付金）</td><td>営業時間の短縮等協力要請の支援に必要な経費</td><td>R2.12.25</td><td>216,916</td><td rowspan="4">内閣府</td><td rowspan="4">内閣本府</td><td rowspan="4">新型コロナウイルス感染症対応地方創生推進費</td><td rowspan="4">新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金</td><td rowspan="4">△ 1,628,854</td><td>△ 216,916</td></tr>
<tr><td>営業時間の短縮等協力要請の支援に必要な経費</td><td>R3.1.15</td><td>741,785</td><td>△ 741,785</td></tr>
<tr><td>営業時間の短縮等協力要請の支援に必要な経費</td><td>R3.2.9<br>※</td><td>880,153</td><td>△ 670,151</td></tr>
<tr><td>営業時間の短縮等協力要請の支援に必要な経費</td><td>R3.3.23<br>※</td><td>1,540,251</td><td>－</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td>総務省</td><td>総務本省</td><td>新型コロナウイルス感染症対応地方創生推進費</td><td>新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金</td><td>1,628,854</td><td>1,628,854</td></tr>
</table>

(ｲ) 流用の状況

2年度コロナ関係予備費の使用決定により予算が配賦された前記7府省等の37事業について、2年度における事業予算の流用の状況をみたところ、流用額に予備費使用相当額が含まれているものはなかった。

(ｳ) 目内融通の状況

2年度コロナ関係予備費の使用決定により予算が配賦された前記7府省等の37事業の中には、事業間で同一の予算科目に属する事業予算を彼此融通（以下「目内融通」という。）しているものが見受けられた。目内融通は一つの予算科目内における実務上の予算異動であり、決算書上表示されないものである。

そこで、上記7府省等の37事業について、2年度における事業予算の目内融通の状況をみたところ、図表1-6のとおり、厚生労働省の3事業において、他の事業への目内融通4件（目内融通額計450億余円）に予備費使用相当額計126億余円が含まれていた。

図表1-6　予備費使用相当額に係る事業予算の他の事業への目内融通の状況等（令和2年度）

（単位：百万円）

| 項番 | 事業 | | | 予備費使用事項 | | | 所管 | 組織 | 予算科目 | | 目内融通の状況 | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 事業番号 | 所管 | 事業名 | 事項 | 使用決定日 | 予備費使用額 | | | 項 | 目 | 目内融通 | 目内融通増△減額 | 予備費使用相当額 |
| 1 | 11 | 厚生労働省 | 全世帯への布製マスク配布 | 新型コロナウイルス感染症対策に係る布製マスクの緊急配布等に必要な経費 | R2.4.7 ※ | 23,314 | 厚生労働省 | 厚生労働本省 | 感染症対策費 | 健康対策関係業務庁費 | 融通元 | △ 20,571 | △ 10,161 |
| | 12 | 厚生労働省 | 医療機関等へのマスク等の優先配布 | 新型コロナウイルス感染症対策に係る布製マスクの緊急配布等に必要な経費 | R2.4.7 ※ | 20,418 | | | | | 融通先① | 19,715 | 9,304 |
| | | | | 医療機関等への医療用マスク・ガウン等の優先配布に必要な経費 | R2.5.26 ※ | 168,010 | | | | | | | |
| | 57 | 厚生労働省 | 介護施設等への布製マスク配布 | | | | | | | | 融通先② | 856 | 856 |
| 2 | 13 | 厚生労働省 | 新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応事業 | 新型コロナウイルス感染症対策に係る助成金等の支給等に必要な経費 | R2.4.7 ※ | 14,088 | 厚生労働省 | 厚生労働本省 | 高齢者等雇用安定・促進費 | 職業転換等特別給付金 | 融通元 | △ 24,500 | △ 2,500 |
| | 27 | 厚生労働省 | 緊急雇用安定助成金 | 雇用調整助成金の特例措置に必要な経費 | R2.10.16 | 90,385 | | | | | 融通先 | 24,500 | 2,500 |
| 3 | 20 | 厚生労働省 | インフルエンザ流行期における新型コロナウイルス感染症疑い患者を受け入れる救急・周産期・小児医療機関体制確保事業 | 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援等に必要な経費 | R2.9.15 | 68,176 | 厚生労働省 | 厚生労働本省 | 感染症対策費 | 新型コロナウイルス感染症医療提供体制確保支援補助金 | 融通元 | △0 | △0 |
| | 19 | 厚生労働省 | 新型コロナウイルス感染症対応医療機関労災給付上乗せ補償保険加入支援事業 | 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援等に必要な経費 | R2.9.15 | 991 | | | | | 融通先 | 0 | 0 |
| 計 | | 1省 | | | | | | | | | 4件 | 目内融通額 45,071 | 12,661 |

予備費使用相当額について他の事業へ目内融通を行い、当該他の事業のために執行した場合、目内融通先の事業が予備費使用決定の目的の費途の範囲内でなければ、予備費使用額をその目的の費途以外に支出してはならないとする昭和29年閣議決定第4項に照らして適切ではないと考えられる。そして、第1の3(3)ア(ｲ)bのとおり、「目的の費途」について、財務省は、予備費使用要求書等に記載された予備費使用事項及び使用理由の文言のほか、予備費を使用した経費の性質、予備費使用決定の経緯等を総合的に勘案して解釈されるとしている。

そこで、前記の目内融通4件における目内融通に係る予備費使用事項と目内融通先の事業に係るコロナ関係予備費の使用決定の状況をみると、図表1-7のとおり、目内融通に係る予備費使用事項と同一の予備費使用事項により予算が配賦された事業への目内融通となっていたものが2件、目内融通に係る予備費使用事項と同一の予備費使用事項による予算の配賦を受けていない事業への目内融通となっていたものが2件となっていた。なお、このうち1件（図表1-7項番3）は、コロナ関係予備費の使用決定により予算が配賦された事業からコロナ関係予備費の使用決定による予算の配賦を受けていない事業への目内融通となっていた。

上記の目内融通4件について、厚生労働省は、図表1-7のとおり、当初にコロナ関係予備費の使用決定により予算が配賦された事業と、新型コロナウイルス感染症の影響により労働者を休業させた事業主に対する支援という点で政策目的が同一の事業への目内融通であるなどのため、いずれも当該コロナ関係予備費の使用決定の目的の費途の範囲内にあり、その目的の費途以外に支出したものではないとしている。

図表1-7　予備費使用相当額を他の事業へ目内融通していた事業に係る予備費使用事項等の状況（令和2年度）

| 項番 | 事業 | | | | 予備費使用事項 | | | 事業所管府省等が目内融通を目的の費途の範囲内であるとする理由 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 事業番号 | 所管 | 事業名 | 目内融通 | 事項 | 使用決定日 | 使用理由 | |
| 目内融通に係る予備費使用事項と同一の予備費使用事項により予算が配賦されていた事業への目内融通：2件 | | | | | | | | |
| 1 | 11 | 厚生労働省 | 全世帯への布製マスク配布 | 融通元 | 新型コロナウイルス感染症対策に係る布製マスクの緊急配布等に必要な経費 | R2.4.7<br>※ | 新型コロナウイルス感染症について、現下の状況に鑑み、急激に拡大しているマスク需要等に対応するための布製マスクの緊急配布等に要する経費を支出する必要がある。 | マスクの配布を行うという点で政策目的が同一であるため |
| | 12 | 厚生労働省 | 医療機関等へのマスク等の優先配布 | 融通先 | | | | |
| 2 | 20 | 厚生労働省 | インフルエンザ流行期における新型コロナウイルス感染症疑い患者を受け入れる救急・周産期・小児医療機関体制確保事業 | 融通元 | 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援等に必要な経費 | R2.9.15 | 新型コロナウイルス感染症について、現下の状況に鑑み、地方公共団体等が行う新型コロナウイルス感染症緊急包括支援に充てるための交付金を都道府県に交付する経費及び医療機関が行う発熱患者等を対象とした診療体制の整備等に要する経費を支出する必要がある。 | 医療機関が行う発熱患者等を対象とした診療体制の整備等を行うという点で政策目的が同一であるため |
| | 19 | 厚生労働省 | 新型コロナウイルス感染症対応医療機関労災給付上乗せ補償保険加入支援事業 | 融通先 | | | | |
| 目内融通に係る予備費使用事項と同一の予備費使用事項による予算の配賦を受けていない事業への目内融通：2件 | | | | | | | | |
| 3 | 11 | 厚生労働省 | 全世帯への布製マスク配布 | 融通元 | 新型コロナウイルス感染症対策に係る布製マスクの緊急配布等に必要な経費 | R2.4.7<br>※ | 新型コロナウイルス感染症について、現下の状況に鑑み、急激に拡大しているマスク需要等に対応するための布製マスクの緊急配布等に要する経費を支出する必要がある。 | マスクの配布を行うという点で政策目的が同一であるため |
| | 57 | 厚生労働省 | 介護施設等への布製マスク配布 | 融通先 | | | | |
| 4 | 13 | 厚生労働省 | 新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応事業 | 融通元 | 新型コロナウイルス感染症対策に係る助成金等の支給等に必要な経費 | R2.4.7<br>※ | 新型コロナウイルス感染症について、現下の状況に鑑み、学校の臨時休業に伴って生じる課題への対応のための休暇を取得した従業員を抱える事業者に対する助成金等の支給等に要する経費を支出する必要がある。 | 新型コロナウイルス感染症の影響により労働者を休業させた事業主に対する支援という点で政策目的が同一であるため |
| | 27 | 厚生労働省 | 緊急雇用安定助成金 | 融通先 | 雇用調整助成金の特例措置に必要な経費 | R2.10.16 | 新型コロナウイルス感染症について、現下の状況に鑑み、雇用の維持を図るための「雇用保険法」附則第14条の2第2項の規定による雇用調整助成金の支給に要する費用の財源の一部を労働保険特別会計雇用勘定へ繰り入れる経費及び緊急雇用安定助成金の支給に要する経費を支出する必要がある。 | |

上記について、事例を示すと事例4のとおりである。

＜事例4＞　予備費使用相当額を他の事業へ目内融通していたもの（令和2年度）

厚生労働省は、令和2年度及び3年度に、新型コロナウイルス感染症の影響により小学校が全国一斉臨時休業等となったため子どもの世話を行うことが必要となった労働者に有給の休暇を取得させた事業主等に対して助成等をするものとして「新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応事業」（以下「休業等対応事業」という。）（事業番号13）を実施している。

そして、厚生労働省は、休業等対応事業に必要な経費として一般会計予備費140億余円の使用を要求し、2年4月7日の閣議決定により予備費使用要求額と同額の使用決定が行われて予算として配賦された（予算の措置状況及び執行状況は事例3参照）。

一方、厚生労働省は、2年度及び3年度に、新型コロナウイルス感染症の影響に伴い経済上の理由により急激な事業活動の縮小を余儀なくされた場合等における失業の予防その他雇用の安定を図るために、休業により雇用調整を行う事業主に対して助成を行うものとして「緊急雇用安定助成金」（以下「安定助成金」という。）（事業番号27）の支給を実施している。

安定助成金は、2年4月10日にその創設が公表され、速やかに対応する必要があったが、2年度第1次補正が成立する同月30日までの間の予算が措置されていなかった。このため、厚生労働省は、休業等対応事業に必要な経費として使用決定が行われた予備費使用相当額140億余円のうち、25億円を安定助成金の支給に係る予算として目内融通した。なお、その後、安定助成金の支給に必要な経費の資金不足が見込まれたことから、厚生労働省は、コロナ対策予備費903億余円、217億余円の2回の使用を要求し、それぞれ2年10月16日、3年8月27日の閣議決定により予備費使用要求額と同額の使用決定が行われた。

(ｴ) 繰越しの状況

2年度コロナ関係予備費の使用決定により予算が配賦された前記7府省等の37事業に、コロナ関係予備費の使用決定による予算の配賦を受けていなかったが他の事業から予備費使用相当額の目内融通を受けていた厚生労働省の「介護施設等への布製マスク配布」を加えた7府省等の38事業について、2年度における事業予算全体及び予備費使用相当額の執行状況等を整理したところ、7府省等の34事業については翌年度繰越額計8兆8556億余円を計上していて、これらのうち7府省等の27事業については当該翌年度繰越額に予備費使用相当額に係る金額計4兆7964億余円が含まれていた（別図表7参照）。

予備費使用相当額の繰越しの状況について更にみると、6府省等の14事業において、予備費使用事項1事項に係る予備費使用相当額の全額を翌年度に繰り越していた。なお、これらの繰越しについては、国土交通省の「居住支援協議会等活動支援事業（共生社会実現に向けた住宅セーフティネット機能強化・推進事業）」を除いて全て明許繰越しとなっていた。

上記のように予備費使用事項1事項に係る予備費使用相当額全額の繰越しが必要となった事由について、7府省等は、事業の実施に当たり関係者間の調整に不測の日数を要したなど、いずれも予備費使用決定後に生じたものであるとしていた。

上記について整理して示すと、図表1-8のとおりである。

図表1-8　予備費使用事項1事項に係る予備費使用相当額の全額を翌年度に繰り越していた事業の状況（令和2年度）

（単位：百万円）

| 項番 | 事業 | | | | 予算現額 | | 支出済額 | 翌年度繰越額 | 不用額 | 整理方法等 | 予備費使用事項1事項に係る予備費使用相当額全額の繰越しが必要となった事由 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 事業番号 | 所管 | 事業名 | 財源 | 予備費使用事項 | | うち予備費使用相当額に係る金額 | うち予備費使用相当額に係る金額 | うち予備費使用相当額に係る金額 | | |
| | | | | | 事項<br>使用決定日 | 予備費使用相当額 | | | | | |
| 1 | 1 | 内閣（内閣官房） | 感染症対策新技術導入調査費（早期探知のためのデータ収集及び整理（先行分））、ポストコロナ時代の実現に向けた主要技術の実証・導入に係る調査研究 | 複数 | | 11,132 | － | 11,132 | － | 先入先出 | 令和3年3月5日に緊急事態宣言の延長が決定されたことに伴い、検査を実施する予定であった地域における検査開始の時期が後ろ倒しされたことにより、予定されていた検査の年度内の完了が困難となったため |
| | | | | | 新型コロナウイルスの市中感染状況の把握に必要な経費<br>R3.2.9 ※ | 8,085 | － | 8,085 | － | | |
| 2 | 2 | 内閣府 | 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（協力要請推進枠等交付金） | 複数 | | 3,629,107 | 317,548 | 3,311,558 | － | 先入先出 | 新型コロナウイルス感染症の感染状況を踏まえ、事業者に向けた営業時間の短縮等の協力要請による協力金に係る飲食店等の営業実態の調査等について、不測の日数を要したことによる事業計画の変更が必要となったため |
| | | | | | 営業時間の短縮等協力要請の支援に必要な経費<br>R3.2.9 ※ | 880,153 | － | 880,153 | － | | |
| | | | | | 営業時間の短縮等協力要請の支援に必要な経費<br>R3.3.23 ※ | 1,540,251 | － | 1,540,251 | － | | |
| 3 | 3 | 内閣府 | 戦略的広報費（新型コロナウイルス感染症対策に関する広報） | 複数 | | 17,501 | 9,911 | 7,511 | 78 | 先入先出 | 新型コロナウイルス感染症の広報実施に当たっては、感染状況の急激な変化等により、広報の内容や実施媒体、対象等もそれに合わせて変更する必要があったため |
| | | | | | 戦略的な政府広報に必要な経費<br>R3.3.23 ※ | 5,044 | － | 5,044 | － | | |
| 4 | 4 | 内閣府 | 地域子供の未来応援交付金 | 複数 | | 1,924 | 147 | 1,650 | 127 | 経費限定・先入先出 | 地方公共団体において、補助の対象となる事業内容の検討や関係機関等との調整に時間を要し、交付申請の遅延が生じたため |
| | | | | | 子供の居場所づくりに必要な経費<br>R3.3.23 ※ | 1,365 | － | 1,365 | － | | |
| 5 | 5 | 内閣府 | 地域女性活躍推進事業（つながりサポート型） | 複数 | | 1,350 | － | 1,350 | － | 先入先出 | 地方公共団体が本事業の実施計画を策定するに当たっては、ＮＰＯ法人等の関係団体等への説明、協議等が必要となるが、関係団体との調整において、事業計画の見直しや事業実施に向けた意見や要望が想定以上に寄せられた結果、実施計画の作成等に不測の時間を要し、年度内の交付決定が終わらない見込みとなったため |
| | | | | | 女性に寄り添った相談支援等に必要な経費<br>R3.3.23 ※ | 1,350 | － | 1,350 | － | | |
| 6 | 14 | 厚生労働省 | 個人向け緊急小口資金等の特例貸付 | 複数 | | 1,492,102 | 1,039,775 | 452,327 | － | 先入先出 | 感染状況等の変化を受け、年度内の貸付申請件数が予備費使用要求時の見込みより少なかったことから、改めて状況を確認した上で、必要額を精査して交付決定を行う必要が生じたため |
| | | | | | 個人向け緊急小口資金等の特例措置の延長に必要な経費<br>R3.3.23 ※ | 340,992 | － | 340,992 | － | | |
| 7 | 16 | 厚生労働省 | 補助金執行業務（新型コロナウイルス感染症医療提供体制確保支援補助金） | 複数 | | 1,990 | 52 | 1,938 | 0 | 経費限定 | 対象となる補助金の事業実施者である医療機関においては、新型コロナウイルス感染症対応や診療機能を維持することを最優先で対応していたところである。そのため、事業を実施するための基本計画策定に不測の日数を要することから、当初の補助金交付計画を変更することとなり、交付事務について年度内の完了が困難となったため |
| | | | | | 新型コロナウイルス感染症患者の更なる病床確保を行う医療機関に対する緊急支援に必要な経費<br>R2.12.25 | 500 | － | 500 | － | | |
| 8 | 30 | 厚生労働省 | 新型コロナウイルス感染症対応休業支援給付金 | 複数 | | 109,307 | 58,856 | 49,121 | 1,329 | 先入先出 | 給付金の支給対象範囲の拡大を踏まえ、年度内に申請が増加した場合への万全の体制を整えるべく予備費を使用決定したものであり、対象範囲の拡大部分については3年2月26日から申請受付開始となっていたが、労働者から提出された申請書に複数の記載不備等が確認される状況にあり、年度内の支給が困難となったため |
| | | | | | 新型コロナウイルス感染症対応休業給付金の支給に必要な経費<br>R3.3.23 ※ | 29,417 | － | 29,417 | － | | |

| 項番 | 事業番号 | 所管 | 事業名 | 財源 | 予算現額 | | 支出済額 | 翌年度繰越額 | 不用額 | 整理方法等 | 予備費使用事項1事項に係る予備費使用相当額全額の繰越しが必要となった事由 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | 予備費使用事項 | | | | | | |
| | | | | | 事項<br>使用決定日 | 予備費使用相当額 | うち予備費使用相当額に係る金額 | うち予備費使用相当額に係る金額 | うち予備費使用相当額に係る金額 | | |
| 9 | 31 | 厚生労働省 | 低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金 | 予備費のみ | | 217,461 | － | 217,461 | － | － | 給付金の支給に当たり、支給対象者の把握や支給要件の確認に時間を要したり、支給事務に係る人材の確保が困難となったりしたため |
| | | | | | 子育て世帯生活支援特別給付金給付事業に必要な経費<br>R3.3.23 ※ | 217,461 | － | 217,461 | － | | |
| 10 | 32 | 厚生労働省 | 新型コロナウイルス感染症に対応した自殺防止対策事業 | 予備費のみ | | 1,000 | － | 1,000 | － | － | 予備費使用決定後、公募により事業実施団体を選定することとし、自殺防止対策を十分に実施するために事業実施団体となるＮＰＯ法人等が満たすべき要件等の調整や公募要綱の策定等に時間を要したため |
| | | | | | 自殺防止対策事業に必要な経費<br>R3.3.23 ※ | 1,000 | － | 1,000 | － | | |
| 11 | 49 | 農林水産省 | 食品受入能力向上緊急支援事業 | 予備費のみ | | 394 | － | 394 | － | － | フードバンクにおいて、補助金申請に係る事務に不慣れであることや、食品事業者、輸送業者、子ども食堂等の事業関係者との調整に時間を要したことから、年度内に事業を完了することが困難となったため |
| | | | | | 食品受入能力向上緊急支援事業に必要な経費<br>R3.3.23 ※ | 394 | － | 394 | － | | |
| 12 | 54 | 経済産業省 | コンテンツグローバル需要創出促進事業（J-LODlive2） | 複数 | | 71,582 | － | 71,582 | － | 先入先出 | 緊急事態宣言が延長されたことに伴い、事業者が当初想定していた規模・回数の公演を実施するための会場の確保や、「新しい生活様式」を遵守した無観客公演又は観客数を限定した公演を実施するための具体的方策等について、会場管理者等との関係者間調整に予想以上の時間を要し、年度内の執行が困難となったため |
| | | | | | コンテンツグローバル需要創出促進事業に必要な経費<br>R3.3.23 ※ | 31,452 | － | 31,452 | － | | |
| 13 | 55 | 国土交通省（観光庁） | Go To トラベル事業 | 複数 | | 2,367,399 | 819,120 | 1,548,278 | 0 | 先入先出 | 2年12月以降の感染拡大に伴い、緊急事態宣言の発令がなされ、本事業の全国を対象とした一時停止措置を余儀なくされ、年度内の執行が困難となったため |
| | | | | | サービス産業消費喚起キャンペーン事業に必要な経費<br>R2.12.11 | 311,929 | － | 311,929 | － | | |
| 14 | 56 | 国土交通省 | 居住支援協議会等活動支援事業（共生社会実現に向けた住宅セーフティネット機能強化・推進事業） | 複数 | | 1,329 | 869 | 460 | － | 経費限定 | ＮＰＯ法人等の事業実施者において、事業実施のための体制確保に時間を要したため繰越しをせざるを得なかったため |
| | | | | | 居住支援協議会等活動支援事業に必要な経費<br>R3.3.23 ※ | 460 | － | 460 | － | | |
| 計 | | 6府省等 | 14事業 | | | 7,923,585 | 2,246,281 | 5,675,767 | 1,536 | | |
| | | | | | 15事項 | 3,369,859 | － | 3,369,859 | － | | |

注(1) 一つの事業に対して複数の予備費使用事項により予算が配賦されていて、かつ、予備費使用事項ごとの執行状況をみると予備費使用相当額の全額を翌年度に繰り越していたものと予備費使用相当額の一部でも支出し又は不用としていたものとがある場合、後者の予備費使用事項に係る予算現額並びに支出済額、翌年度繰越額及び不用額については、事業予算全体に係る各金額に計上している（図表1-13において同じ。）。

注(2) 「財源」欄に「予備費のみ」とあるのは、令和2、3両年度を通じて事業予算の予算現額がコロナ関係予備費1事項に係る予備費使用相当額のみの事業（(2)ア参照）であることを、「複数」とあるのは、2、3両年度を通じて事業予算の予算現額に複数の財源に係る額が含まれている事業（(2)イ参照）であることをそれぞれ表している（図表1-13において同じ。）。

注(3) 「整理方法等」欄に「経費限定」とあるのは、事業予算の中で予備費使用相当額を充てる経費を限定している事業（(2)イ(ｱ)参照）であることを、「先入先出」とあるのは、複数の財源に係る額の執行管理を一体的に行っている事業で、財源選択の順序の整理方法として「先入れ先出し執行」を採用しているもの（(2)イ(ｲ)参照）であることをそれぞれ表している（図表1-13において同じ。）。

イ　3年度の状況

ア(ｴ)のとおり、2年度コロナ関係予備費に係る予備費使用相当額を3年度に繰り越した事業は7府省等の27事業となっていた。また、(2)のとおり、3年度コロナ対策予備費の使用決定により予算が配賦された事業は、4府省の26事業となっていた。

上記の純計である7府省等の49事業について、管理簿等による事業予算の執行管理等により、3年度の予算異動及び執行の状況を確認したところ、次のとおりとなっていた。

(ｱ) 移替えの状況

3年度における事業予算の移替えのうち予備費使用相当額に係るものは、図表1-9のとおり、内閣府の2事業に係る計2兆2502億余円となっていた。

図表1-9　予備費使用相当額に係る事業予算の移替えの状況（令和3年度）

（単位：百万円）

| 項番 | 事業 | | | 予備費使用事項 | | | 所管 | 組織 | 予算科目 | | 移替えの状況 | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 事業番号 | 所管 | 事業名 | 事項 | 使用決定日 | 予備費使用額 | | | 項 | 目 | 移替増△減額 | 予備費使用相当額 |
| 1 | 2 | 内閣府 | 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（協力要請推進枠等交付金） | 営業時間の短縮等協力要請の支援に必要な経費 | R3.2.9※ | 880,153 | 内閣府 | 内閣本府 | 新型コロナウイルス感染症対応地方創生推進費 | 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 | △ 1,949,317 | △ 210,001 |
| | | | | 営業時間の短縮等協力要請の支援に必要な経費 | R3.3.23※ | 1,540,251 | | | | | | △ 1,540,251 |
| | | | | | | | 総務省 | 総務本省 | 新型コロナウイルス感染症対応地方創生推進費 | 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 | 1,949,317 | 1,750,253 |
| 2 | 6 | 内閣府 | 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（事業者支援交付金） | 地域の実情に応じた事業者への支援等に必要な経費 | R3.4.30※ | 500,000 | 内閣府 | 内閣本府 | 新型コロナウイルス感染症対応地方創生推進費 | 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 | △ 599,959 | △ 500,000 |
| | | | | | | | 総務省 | 総務本省 | 新型コロナウイルス感染症対応地方創生推進費 | 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 | 599,959 | 500,000 |
| 計 | | 1府 | | | | | | | | | 移替額 | |
| | | | | | | | | | | | 2,549,276 | 2,250,253 |

(ｲ) 流用の状況

2年度コロナ関係予備費に係る予備費使用相当額を3年度に繰り越したり3年度コロナ対策予備費の使用決定により予算が配賦されたりしていた前記7府省等の49事業について、3年度における事業予算の流用の状況をみたところ、図表1-10のとおり、厚生労働省の「新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費臨時補助金」において、他の事業への流用1件（流用額1328億余円）の全額が予備費使用相当額となっていた。

図表1-10　予備費使用相当額に係る事業予算の他の事業への流用の状況等（令和3年度）

（単位：百万円）

| 事業 | | | 予備費使用事項 | | | 所管 | 組織 | 予算科目 | | 流用の状況 | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 事業番号 | 所管 | 事業名 | 事項 | 使用決定日 | 予備費使用額 | | | 項 | 目 | 流用 | 流用等増△減額 | 予備費使用相当額 |
| 25 | 厚生労働省 | 新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費臨時補助金 | 新型コロナウイルス感染症に係るワクチンの確保等に必要な経費 | R3.8.27 | 330,107 | 厚生労働省 | 厚生労働本省 | 感染症対策費 | 新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費臨時補助金 | 流用元 | △ 132,806 | △ 132,806 |
| 34 | 厚生労働省 | 新型コロナウイルス感染症治療薬の確保（単価契約） | 新型コロナウイルス感染症治療薬の確保に必要な経費 | R3.8.27 | 235,159 | 厚生労働省 | 厚生労働本省 | 感染症対策費 | 医薬品買上費 | 流用先 | 132,806 | 132,806 |

予備費使用相当額について他の事業へ流用を行い、当該他の事業のために執行した場合、目内融通と同様に、流用先の事業が予備費使用決定の目的の費途の範囲内でなければ、予備費使用額をその目的の費途以外に支出してはならないとする昭和29年閣議決定第4項に照らして適切ではないと考えられる。

そこで、前記の流用について、流用に係る予備費使用事項と流用先の事業に係るコロナ関係予備費の使用決定の状況をみると、流用に係る予備費使用事項と同一の予備費使用事項による予算の配賦を受けていない事業への流用となっていた。

上記の流用について、厚生労働省は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を目的とした事業への流用であり、当初のコロナ関係予備費の使用決定の目的の費途の範囲内にあり、その目的の費途以外に支出したものではないとしている。また、当該流用を承認した財務省も、同一の項により新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に資するワクチン接種体制の確保、治療薬の確保等を目的として実施する事業間での流用であり、予備費の使用決定の目的の費途以外に支出した

ものではないとしている。

上記について、詳細を示すと事例5のとおりである。

＜事例5＞　予備費使用相当額を他の事業へ流用していたもの

厚生労働省は、令和2年度及び3年度に、新型コロナウイルス感染症について国民への円滑なワクチン接種を実施するために必要な接種の体制の確保を図ることなどを目的として、「新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費臨時補助金」に係る事業（以下「ワクチン接種体制確保事業」という。）（事業番号25）を実施している。また、厚生労働省は、2年度及び3年度に、新型コロナウイルス感染症について、治療薬が必要な患者への供給を図るために新型コロナウイルス感染症治療薬の確保（単価契約）事業（以下「治療薬確保事業」という。）（事業番号34）を実施している。

厚生労働省は、ワクチン接種体制確保事業は、接種体制を確保するための財源として、緊急を要する経費の措置が必要であったことなどから、2年度にコロナ対策予備費169億余円、3年度にコロナ対策予備費3301億余円の使用を要求し、それぞれ2年9月15日、3年8月27日の閣議決定により予備費使用要求額と同額の使用決定が行われ、「（目）新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費臨時補助金」に予算が配賦された。一方、治療薬確保事業では、緊急事態宣言が発令されるなど感染拡大により治療薬の確保が急務であったことから、厚生労働省は、3年度に、コロナ対策予備費2351億余円の使用を要求し、同年8月27日の閣議決定により予備費使用要求額と同額の使用決定が行われ、「（目）医薬品買上費」に予算が配賦された。

厚生労働省は、治療薬確保事業については、コロナ治療薬の世界的な獲得競争が行われている中で、緊急に契約を行う必要があったことから、更なる財源の確保を検討したところ、「（目）新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費臨時補助金」から予算を流用する以外の方法はなかったとして、同年11月4日に、ワクチン接種体制確保事業のために使用決定が行われた予備費使用相当額3301億余円のうち、1328億余円を財務省の承認を経て治療薬確保事業に流用した。

(ｳ) 目内融通の状況

2年度コロナ関係予備費に係る予備費使用相当額を3年度に繰り越したり3年度コロナ対策予備費の使用決定により予算が配賦されたりしていた前記7府省等の49事業について、3年度における事業予算の目内融通の状況をみたところ、図表1-11のとおり、厚生労働省の2事業において、他の事業への目内融通2件（目内融通額計623億余円）に予備費使用相当額計263億余円が含まれていた。

図表1-11　予備費使用相当額に係る事業予算の他の事業への目内融通の状況等（令和3年度）

（単位：百万円）

| 項番 | 事業 | | | 予備費使用事項 | | | 所管 | 組織 | 予算科目 | | 目内融通の状況 | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 事業番号 | 所管 | 事業名 | 事項 | 使用決定日 | 予備費使用額 | | | 項 | 目 | 目内融通 | 目内融通増△減額 | 予備費使用相当額 |
| 1 | 12 | 厚生労働省 | 医療機関等へのマスク等の優先配布 | 医療機関等への医療用マスク・ガウン等の優先配布に必要な経費 | R2.5.26 ※ | 168,010 | 厚生労働省 | 厚生労働本省 | 感染症対策費 | 健康対策関係業務庁費 | 融通元 | △ 46,957 | △ 11,000 |
| | 45 | 厚生労働省 | 新型コロナウイルス感染症抗原検査キットの確保 | 新型コロナウイルス感染症に係る抗原検査キットの安定的な供給の推進に必要な経費 | R4.3.25 ※ | 92,864 | | | | | 融通先 | 46,957 | 11,000 |
| 2 | 20 | 厚生労働省 | インフルエンザ流行期における新型コロナウイルス感染症疑い患者を受け入れる救急・周産期・小児医療機関体制確保事業 | 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援等に必要な経費 | R2.9.15 | 68,176 | 厚生労働省 | 厚生労働本省 | 感染症対策費 | 新型コロナウイルス感染症医療提供体制確保支援補助金 | 融通元 | △ 15,356 | △ 15,356 |
| | 58 | 厚生労働省 | 令和3年度新型コロナウイルス感染症感染拡大防止継続支援補助金 | | | | | | | | 融通先 | 15,356 | 15,356 |
| 計 | | 1省 | | | | | | | | | 2件 | 目内融通額 62,314 | 26,356 |

そして、上記の目内融通2件における目内融通に係る予備費使用事項と目内融通先の事業に係るコロナ関係予備費の使用決定の状況をみると、図表1-12のとおり、いずれも目内融通に係る予備費使用事項と同一の予備費使用事項による予算の配賦を受けていない事業への目内融通となっていた。なお、このうち1件（図表1-12項番2）は、コロナ関係予備費の使用決定により予算が配賦された事業からコロナ関係予備費の使用決定による予算の配賦を受けていない事業への目内融通となっていた。

上記の目内融通2件について、厚生労働省は、図表1-12のとおり、当初にコロナ関係予備費の使用決定により予算が配賦された事業と、医療機関等における感染拡大防止対策等に要する費用を補助するという点で政策目的が同一の事業への目内融通であるなどのため、いずれも当該コロナ関係予備費の使用決定の目的の費途の範囲内にあり、その目的の費途以外に支出したものではないとしている。

図表1-12　予備費使用相当額を他の事業へ目内融通していた事業に係る予備費使用事項等の状況（令和3年度）

| 項番 | 事業 | | | | 予備費使用事項 | | | 事業所管府省等が目内融通を目的の費途の範囲内であるとする理由 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 事業番号 | 所管 | 事業名 | 目内融通 | 事項 | 使用決定日 | 使用理由 | |
| 目内融通に係る予備費使用事項と同一の予備費使用事項による予算の配賦を受けていない事業への目内融通：2件 | | | | | | | | |
| 1 | 12 | 厚生労働省 | 医療機関等へのマスク等の優先配布 | 融通元 | 医療機関等への医療用マスク・ガウン等の優先配布に必要な経費 | R2.5.26<br>※ | 新型コロナウイルス感染症について、現下の状況に鑑み、医療用物資が必要な医療機関等へ優先配布するための医療用マスク・ガウン等の購入等に要する経費を支出する必要がある。 | 目内融通元の事業においても、元々、抗原検査キットに当たるものを購入する予定であったため |
| | 45 | 厚生労働省 | 新型コロナウイルス感染症抗原検査キットの確保 | 融通先 | 新型コロナウイルス感染症に係る抗原検査キットの安定的な供給の推進に必要な経費 | R4.3.25<br>※ | 新型コロナウイルス感染症について、現下の状況に鑑み、抗原検査キットの安定的な供給を推進するため、抗原検査キットの買上げに要する経費を支出する必要がある。 | |
| 2 | 20 | 厚生労働省 | インフルエンザ流行期における新型コロナウイルス感染症疑い患者を受け入れる救急・周産期・小児医療機関体制確保事業 | 融通元 | 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援等に必要な経費 | R2.9.15 | 新型コロナウイルス感染症について、現下の状況に鑑み、地方公共団体等が行う新型コロナウイルス感染症緊急包括支援に充てるための交付金を都道府県に交付する経費及び医療機関が行う発熱患者等を対象とした診療体制の整備等に要する経費を支出する必要がある。 | 医療機関等における感染拡大防止対策等に要する費用を補助するという点で政策目的が同一であるため |
| | 58 | 厚生労働省 | 令和3年度新型コロナウイルス感染症感染拡大防止継続支援補助金 | 融通先 | | | | |

上記について、事例を示すと事例6のとおりである。

＜事例6＞　予備費使用相当額を他の事業へ目内融通していたもの（令和3年度）

厚生労働省は、インフルエンザ流行期において発熱した救急患者等の増加が見込まれる中、発熱や咳等の症状を有している新型コロナウイルス感染症が疑われる救急患者等の診療を行う救急・周産期・小児医療機関の感染拡大防止対策等に要する費用を補助することによりインフルエンザ流行期に備えた医療提供体制の確保を図ることを目的として、令和2年9月に、「インフルエンザ流行期における新型コロナウイルス感染症疑い患者を受け入れる救急・周産期・小児医療機関体制確保事業」（以下「体制確保事業」という。）（事業番号20）を創設した。

そして、厚生労働省は、体制確保事業を含む新型コロナウイルス感染症緊急包括支援等に必要な経費としてコロナ対策予備費1兆1978億余円の使用を要求し、2年9月15日の閣議決定により予備費使用要求額と同額の使用決定が行われ、このうち681億余円が体制確保事業に係る予算として配賦された。

当該予算について2年度の執行状況をみると、233億余円を支出していて、447億余円を3年度に繰り越していた。

また、厚生労働省は、体制確保事業とは別に、2年度第3次補正により、医療機関・薬局等に対する感染拡大防止等の支援を行うことを目的とした「令和3年度新型コロナウイルス感染症感染拡大防止・医療提供体制確保支援補助金」に係る事業を実施していたが、同事業が3年9月末で終了となる一方、新型コロナウイルスの感染状況が長期化する中で、感染拡大防止に対する

支援を継続する必要があったこと、3年度に繰り越した体制確保事業において既に申請期間が終了していて執行残額が発生することが見込まれたことから、体制確保事業において繰り越した予備費使用相当額447億余円のうち、153億余円を、医療機関・薬局等における感染拡大防止対策に要する費用を補助することにより院内等での感染拡大を防ぐことを目的とした「令和3年度新型コロナウイルス感染症感染拡大防止継続支援補助金」に係る事業（事業番号58）の予算として目内融通した。

(ｴ) 支出の状況

2年度コロナ関係予備費に係る予備費使用相当額を3年度に繰り越したり3年度コロナ対策予備費の使用決定により予算が配賦されたりしていた前記7府省等の49事業に、コロナ関係予備費の使用決定による予算の配賦を受けていなかったが他の事業から予備費使用相当額の目内融通を受けていた厚生労働省の「令和3年度新型コロナウイルス感染症感染拡大防止継続支援補助金」を加えた7府省等の50事業が、3年度における事業予算の執行状況に係る検査の対象となる。そして、当該7府省等の50事業について、3年度における事業予算全体及び予備費使用相当額の執行状況等を整理したところ、事業に係る予算現額計33兆8092億余円に対して計25兆8970億余円が支出されていた。そして、これらのうち予備費使用相当額に係る支出の状況をみると、予備費使用相当額計9兆4149億余円に対して計8兆2335億余円が支出されていた（別図表8参照）。

(ｵ) 繰越しの状況

3年度における事業予算の執行状況に係る検査の対象とした前記7府省等の50事業における3年度の予備費使用相当額の繰越しの状況をみると、4府省の23事業については翌年度繰越額計6兆8547億余円を計上していて、これらのうち3府省の9事業については当該翌年度繰越額に予備費使用相当額に係る金額計7282億余円が含まれていた（別図表8参照）。

予備費使用相当額の繰越しの状況について更にみると、2府省の4事業において、予備費使用事項1事項に係る予備費使用相当額の全額を翌年度に繰り越していた。なお、これらの繰越しについては、全て明許繰越しとなっていた。

上記のように予備費使用事項1事項に係る予備費使用相当額全額の繰越しが必要となった事由について、2府省は、事業の実施に当たり関係者間の調整に不測の日数を要したなど、いずれも予備費使用決定後に生じたものであるとしていた。

上記について整理して示すと、図表1-13のとおりである。

図表1-13　予備費使用事項1事項に係る予備費使用相当額の全額を翌年度に繰り越していた事業の状況（令和3年度）

（単位：百万円）

| 項番 | 事業 | | | | 予算現額 | | 支出済額 | 翌年度繰越額 | 不用額 | 整理方法等 | 予備費使用事項1事項に係る予備費使用相当額全額の繰越しが必要となった事由 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 事業番号 | 所管 | 事業名 | 財源 | 予備費使用事項 | | うち予備費使用相当額に係る金額 | うち予備費使用相当額に係る金額 | うち予備費使用相当額に係る金額 | | |
| | | | | | 事項<br>使用決定日 | 予備費使用相当額 | | | | | |
| 1 | 8 | 内閣府 | 子育て世帯等臨時特別支援事業（住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金） | 複数 | | 1,537,695 | 1,162,493 | 361,849 | 13,352 | 先入先出 | 本事業の実施に当たり、都道府県や市区町村等との調整に不測の日数を要したことから、年度内の事業完了が困難となったため |
| | | | | | 住民税非課税世帯等に対する給付金の支給に必要な経費<br>R4.3.25 ※ | 105,408 | － | 105,408 | － | | |
| 2 | 15 | 厚生労働省 | 検疫体制の確保 | 複数 | | 309,088 | 154,342 | 147,944 | 6,801 | 先入先出 | 新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う移動制限の影響により、海外からの入国者の待機施設の運営に必要な人員の確保調整等に不測の日数を要し、計画を変更することとなったため |
| | | | | | 検疫業務の実施に必要な経費<br>R4.3.25 ※ | 147,944 | － | 147,944 | － | | |
| 3 | 45 | 厚生労働省 | 新型コロナウイルス感染症抗原検査キットの確保 | 複数 | | 199,237 | 28,365 | 166,739 | 4,132 | 先入先出 | 令和3年度中に抗原検査キットを確保する予定であったが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響に伴い、民間での需要が高まり、調達先との調整に不測の日数を要したことにより、年度内の事業完了が困難となったため |
| | | | | | 新型コロナウイルス感染症に係る抗原検査キットの安定的な供給の推進に必要な経費<br>R4.3.25 ※ | 92,864 | － | 92,864 | － | | |
| 4 | 46 | 厚生労働省 | 新型コロナウイルス感染症治療薬実用化支援事業 | 予備費のみ | | 15,000 | － | 15,000 | － | － | 新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、交付対象事業者の選定に係る評価方針や項目等を変更する必要が生じたため |
| | | | | | 新型コロナウイルス感染症治療薬の確保等に必要な経費<br>R4.3.25 ※ | 15,000 | － | 15,000 | － | | |
| 計 | | 2府省 | 4事業 | | | 2,061,021 | 1,345,200 | 691,533 | 24,287 | | |
| | | | | | 4事項 | 361,217 | － | 361,217 | － | | |

(ｶ) 不用の状況

3年度における事業予算の執行状況に係る検査の対象とした前記7府省等の50事業における予備費使用相当額に係る不用の状況をみると、6府省の31事業については不用額計1兆0574億余円を計上していて、これらのうち6府省の25事業については当該不用額に予備費使用相当額に係る金額計4532億余円が含まれていた（別図表8参照）。

予備費使用相当額に係る不用の状況について更にみると、国土交通省の「Go To トラベル事業」において、予備費使用事項1事項に係る予備費使用相当額の全額が不用となっていた。

上記について、詳細を示すと事例7のとおりである。

＜事例7＞　予備費使用事項1事項に係る予備費使用相当額の全額が不用となっていたもの

観光庁は、令和2年度及び3年度に、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により全国の旅行業、宿泊業はもとより、貸切バス、ハイヤー・タクシーや飲食業、物品販売業など地域経済全体が深刻な影響に追い込まれており、給付金の給付により失われた観光客の流れを地域に取り戻し消費を促すことで、地域経済に波及効果をもたらすことを目的として「Go To トラベル事業」（事業番号55）を実施している。

当該事業は、2年4月に成立した2年度第1次補正により、経済産業省に予算措置された1兆1248億余円を財源として、経済産業省からの支出委任を受けた観光庁により実施されている。そして、観光庁及び経済産業省は、事業実施期間としていた3年1月末まで本事業を継続するに当たり、給付金の既定予算が不足することが見込まれたことから、コロナ対策予備費3119億余円の使用を要求し、2年12月11日の閣議決定により予備費使用要求額と同額の使用決定が行われた。また、このほかに3年1月に成立した2年度第3次補正により、9373億余円が観光庁に予算措置された。上記のとおり、当該事業の給付金については、複数の財源が含まれていて、観光庁は、当該事業の執行における財源選択の順序については、先に措置された予算を優先して執行することとして執行額の整理を行っていた。

当該事業の給付金について2年度の執行状況をみると、予算措置された2兆3741億余円（2年度第1次補正1兆1248億余円、コロナ対策予備費3119億余円、2年度第3次補正9373億余円）のうち、2年度第1次補正から6212億余円が支出され、876億余円がサービス産業消費喚起事業委託費に流用され、さらに、2年度第3次補正から3298億余円が他の事業に流用されていて、予備費使用相当額の全額である3119億余円を含む1兆3353億余円が3年度に繰り越されていた。

そして、3年度の執行状況をみると、2年度からの前年度繰越額1兆3353億余円（2年度第1次補正4159億余円、予備費使用相当額3119億余円、2年度第3次補正6074億余円）のうち、2年度第1次補正から84億余円が支出されていて、2年度第3次補正から6074億余円が他の事業に流用されていて、予備費使用相当額の全額である3119億余円を含む7193億余円が不用となっていた。

これについて、事業担当部局は、2年12月以降の感染症の拡大に伴い、緊急事態宣言が発出され、本事業の一時停止を余儀なくされたため、2年度内の執行が困難となり、さらに、3年度においても感染状況等から事業を再開することができなかったため、予備費使用相当額の全額を不用としたとしている。

なお、2年度コロナ関係予備費の使用決定により予算が配賦されるなどした前記7府省等の38事業における予備費使用相当額の執行状況等、及び、2年度コロナ関係予備費に係る予備費使用相当額を3年度に繰り越したり3年度コロナ対策予備費の使用決定により予算が配賦されたりなどしていた前記7府省等の50事業における予備費使用相当額の執行状況等をそれぞれ整理すると別図表7及び別図表8のとおりであるが、これらに基づき、予備費使用事項ごとの執行状況等を整理すると、別図表9のとおりである。

(4) 予備費使用相当額の執行状況に係る公表状況

令和2年度決算審査措置要求決議では、決算書の執行額は、当初予算、補正予算、予備費の財源別に区分して執行されていないことから、予備費を財源とした執行額のみ

を把握することができず必要な検証を行うことが困難なものもあるなどとした上で、政府は情報開示の在り方について検討を行い、予算の執行状況に係る透明性を向上させるべきであるとされている。

そこで、8府省等及び財務省が予備費使用相当額の執行状況を公表しているかについてみたところ、次のような状況となっていた。

ア　「経済対策のフォローアップについて」

内閣府は、2、3両年度の新型コロナウイルス感染症に係る対応策、経済支援等を含む経済対策等に基づき各府省等が実施する主な事業（原則として一般会計の予算額が100億円以上の事業）の進捗状況を取りまとめて「経済対策のフォローアップについて」（令和4年7月内閣府公表資料）として公表している。

上記資料の内容についてみたところ、上記の事業ごとに、予備費を含む財源に関する情報、事業予算全体に対する支出済額等が明らかにされていた一方、予備費使用相当額を区別した執行状況は明らかにされていなかった。

イ　行政事業レビューシート

各府省等は、行政事業レビュー実施要領（平成25年4月行政改革推進会議）等に基づき、国民への分かりやすさや成果の検証可能性等に配意して設定された事業ごとに行政事業レビューシートを作成し、これを公表することとなっている。

上記資料の内容についてみたところ、上記の事業ごとに、予備費を含む財源に関する情報、事業予算全体に対する各年度の執行状況等が明らかにされていた一方、予備費使用相当額を区別した執行状況は明らかにされていなかった。

ウ　3年度コロナ対策予備費執行状況公表資料

第1の6(4)のとおり、3年度コロナ対策予備費の使用決定により予算が配賦された4府省及び財務省は、5年1月及び2月に3年度コロナ対策予備費執行状況公表資料を公表していたことから、その内容をみたところ、次のとおりとなっていた。

(ｱ) 公表の単位

3年度コロナ対策予備費執行状況公表資料では、3年度コロナ対策予備費に係る「事項」（以下「公表単位としての事項」という。）ごとに、予備費使用額に対する支出済額、翌年度繰越額及び不用額が明らかにされていた。ただし、公表単位としての事項の中には、複数の予備費使用事項が一つにまとめられていて、予備費使用決定の単位である予備費使用事項ごとの執行状況が明らかとなっていな

いものも見受けられた。また、公表単位としての事項の内訳として事業ごとの執行状況を明らかにするものとはなっていなかった。

(ｲ) 財源選択の順序の整理方法等に係る情報

3年度コロナ対策予備費執行状況公表資料に記載された予備費使用相当額の執行状況の計数は、事業担当部局の管理簿等に基づき整理した3年度コロナ対策予備費16事項に係る予備費使用相当額の執行状況（別図表9参照）の計数と一致していた。すなわち、当該計数は、3年度コロナ対策予備費の使用決定により予算が配賦された4府省の26事業における執行状況を集計したものであり、当該4府省の26事業には、予算現額がコロナ関係予備費1事項に係る予備費使用相当額のみの事業並びに事業予算の中で予備費使用相当額を充てる経費を限定している事業及び複数の財源に係る額の執行管理を一体的に行っていて財源選択の順序の整理方法として先入れ先出し執行を採用している事業が含まれていた（(2)参照）。この点について、3年度コロナ対策予備費執行状況公表資料の中には、全体について「既定経費から順次支出したと整理するなど、一定の前提を置いて支出済額等を整理したものである」などと注記されていて、公表単位としての事項それぞれについて「一定の前提」を明示したものとはなっていないものもあった。

(2)及び(3)のとおり、8府省等において、実務上の取扱いとして、予算の執行管理等及び予備費の使用要求が事業単位で行われていること、また、予備費の使用決定により予算が配賦された事業から他の事業へ予備費使用相当額の流用又は目内融通を行っていたものも見受けられたことから、予備費使用相当額の執行等に関する事後的な検証を事業単位で行えば、当該検証が各府省等における予算の執行管理等の実態に即したものとなると考えられる。これを踏まえると、予備費使用相当額の執行状況の公表に当たって、予備費の使用決定により予算が配賦されるなどした事業ごとに、事業予算全体の執行状況と併せて、その内訳として予備費使用相当額の執行状況を公表したり、流用又は目内融通の状況を丁寧に示したりすれば、予備費使用相当額の執行等に関する事後的な検証に、より一層資することになると考えられる。

また、事業予算の予算現額に複数の財源に係る額が含まれている事業における予備費使用相当額の執行状況等の各金額は、各財源の配賦順の先後関係に加えて、予備費使用相当額を充てる経費の限定の状況及び採用する財源選択の順序の整理方法によって変わり得ることから、整理方法等が事業によって異なっているという実態に即して

予備費使用相当額の執行等に関する事後的な検証を行うためには、当該執行状況等の各金額の整理の前提となる整理方法等が把握できるようになっていることが必要であると考えられる。これを踏まえると、予備費使用相当額の執行状況等の公表に当たって、予備費の使用決定により予算が配賦されるなどした事業ごとに財源選択の順序の整理方法等を明示すれば、予備費使用相当額の執行等に関する事後的な検証に、より一層資することになると考えられる。

2　予備費の使用状況、特に使用理由及び使用額の積算基礎の状況

コロナ関係予備費の使用決定により配賦された予算の執行状況に係る1(2)及び(3)の検査の結果、8府省等においては、実務上の取扱いとして、予算の執行管理等及び予備費の使用要求が事業単位で行われていて、事業ごとに予備費使用相当額の執行状況等をみたところ、予備費使用相当額の流用及び目内融通を行っていたり、予備費使用事項1事項に係る予備費使用相当額の全額を翌年度に繰り越したり不用としていたりする事業が見受けられた。これらの状況を踏まえて、予備費の使用状況について検査したところ、次のとおりとなっていた。

(1) 検査の対象となる予備費使用事項

第1の1のとおり、2年度コロナ関係予備費について参議院から検査の要請を受けているのは、そのうち翌年度に繰り越した経費に関してであることから、検査の対象とした2年度コロナ関係予備費（予備費使用事項7府省等の34事項（これらに係る7府省等の37事業、予備費使用額7兆9819億余円））のうち、予備費使用相当額の3年度への繰越しがある7府省等の25事項（これらに係る7府省等の27事業、予備費使用額6兆0903億余円）(注15)が使用状況に係る検査の対象となる。

また、3年度コロナ対策予備費については、全ての予備費使用事項である4府省の16事項（これらに係る4府省の26事業、予備費使用額4兆6185億余円）が使用状況に係る検査の対象となる。

よって、使用状況に係る検査の対象となる2、3両年度コロナ関係予備費は、予備費使用事項計7府省等の41事項（これらに係る事業純計7府省等の49事業、予備費使用額計10兆7089億余円）となる（別図表10参照）。

（注15）　令和2年度に予備費使用事項1事項により複数の事業に予算を配賦し、当該予備費使用事項に係る予備費使用相当額の3年度への繰越しがある事業とない事業とがある場合には、当該繰越しがない事業に係る予備費使用額を使用状況に係る検査の対象から除いている。

(2) 予備費使用要求書等の記載事項の状況

予備費の使用に係る文書には予備費使用要求書、予備費使用書及び閣議請議書（第1の3(2)イ参照）並びに予備費使用調書（第1の3(2)エ参照）があり、これらのうち予備費使用調書については、国会に提出されるとともに財務省のウェブサイト上で公表されている。

これらの文書の記載事項等を整理すると、次のような状況となっている（図表2-1参照。また、使用状況に係る検査の対象とした予備費使用事項7府省等の41事項ごとの記載内容については別図表11参照）。

図表2-1　予備費使用要求書等の記載事項等の状況

| 文書・公表状況 ＼ 記載事項 | | 予備費使用要求書 | 予備費使用書 | 閣議請議書 | 予備費使用調書 |
|---|---|---|---|---|---|
| | | 非公表 | 非公表 | 非公表 | 公表 |
| 配賦先の予算科目 | 項 | あり | あり | あり | あり |
| | 目 | あり | あり | なし | あり |
| 積算内訳 | | あり | あり | なし | なし |
| 昭和29年閣議決定第3項該当号 | | なし | なし | あり　注(2) | なし |
| 予備費使用事項 | | あり | あり | あり | あり |
| 使用理由　注(3) | | あり | あり | あり | あり |
| 金額　注(4) | | あり | あり | あり | あり |

注(1) 「あり」、「なし」は記載の有無を示す。
注(2) 閣議請議書の「事由」のなお書きとして記載されている。
注(3) 予備費使用要求書においては「要求理由」、閣議請議書においては「事由」、予備費使用調書においては「説明」をそれぞれ示す。
注(4) 予備費使用要求書においては「予備費使用要求額」、その他の文書においては「予備費使用額」をそれぞれ示す。

配賦先の予算科目については、予備費使用要求書、予備費使用書及び予備費使用調書には項及び目が、閣議請議書には項がそれぞれ記載されている。

積算内訳については、予備費使用要求書及び予備費使用書に記載されている。

国会開会中の予備費使用の場合における昭和29年閣議決定第3項該当号については、閣議請議書に事由のなお書きとして記載されている。なお、使用状況に係る検査の対象とした前記7府省等の41事項のうち、国会開会中に使用決定したものが7府省等の25

事項あり（別図表10参照）、いずれも昭和29年閣議決定第3項第3号（災害に基因して必要を生じた諸経費その他予備費の使用によらなければ時間的に対処し難いと認められる緊急な経費）に該当するとされていた。

予備費使用事項、使用理由及び金額については、いずれの文書にも記載されている（注16）（注17）。そして、記載内容は、予備費使用事項及び金額についてはいずれの文書も同一となっていて、使用理由についてはいずれの文書もほぼ同様となっていた（別図表11参照）。

（注16）　予備費使用要求書においては「要求理由」、閣議請議書においては「事由」、予備費使用調書においては「説明」をそれぞれ示す。

（注17）　予備費使用要求書においては「予備費使用要求額」、その他の文書においては「予備費使用額」をそれぞれ示す。

(3) 予備費の使用理由の状況

ア　予備費の使用を必要とした事象等

第1の3(2)ウ(ｱ)のとおり、予備費の使用決定は、予算作成当時に予見し得なかった、既定の予算をもって賄えない経費の不足に充てるために行われるものである。

そこで、使用状況に係る検査の対象とした前記7府省等の41事項に係る7府省等の49事業におけるコロナ関係予備費の使用を必要とした事象について、事業担当部局から説明を徴したところ、緊急経済対策等の政策パッケージにおいて実施等することとなったこと、新型コロナウイルス感染症の感染状況を踏まえて事業実施期間を延長することになったことなどを挙げていて、同様の説明を財務省に行ったとしていた（使用状況に係る検査の対象とした予備費使用事項ごとのコロナ関係予備費の使用を必要とした事象の内容及び当該事象の発生時期については別図表13参照）。

また、上記の事象が発生した当時、予備費の使用によらず他の事業からの流用又は目内融通による予算確保を検討したかについて事業担当部局から説明を徴したところ、図表2-2のとおり、7府省等の49事業（これらに係る予備費使用事項41事項）全てについてこれを検討したとしていた。そして、このうち2省の2事業（同2事項）については他の事業から流用又は目内融通を受けた上でなお不足する額を予備費使用要求額としたとしていて、7府省等の47事業（同39事項）については他の事業から流用又は目内融通を受けることができず、不足額の全額を予備費使用要求額としたとしていた（使用状況に係る検査の対象とした予備費使用事項ごとの予算確保に係る検討状況については別図表13参照）。

図表2-2　予算確保に係る検討状況

（単位：事業、事項）

| 検討状況等 / 事業所管 | 予備費の使用によらず他の事業からの予算確保を検討した | | 流用等の上、不足する額を使用要求 | | 流用等できず、全額を使用要求 | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | 事業 | 事項 | 事業 | 事項 | 事業 | 事項 |
| 内閣 | 1 | 1 | － | － | 1 | 1 |
| 内閣府 | 7 | 9 | － | － | 7 | 9 |
| 文部科学省 | 2 | 2 | － | － | 2 | 2 |
| 厚生労働省 | 33 | 22 | 1 | 1 | 32 | 21 |
| 農林水産省 | 1 | 1 | － | － | 1 | 1 |
| 経済産業省 | 3 | 5 | 1 | 1 | 2 | 4 |
| 国土交通省 | 2 | 1 | － | － | 2 | 1 |
| 7府省等 計 | 49 | 41 | 2 | 2 | 47 | 39 |

イ　予備費使用決定日と支出負担行為の時期とのかい離状況等

使用状況に係る検査の対象とした前記7府省等の41事項のうち、国会開会中に使用決定が行われた7府省等の25事項については、いずれも昭和29年閣議決定第3項第3号のその他予備費の使用によらなければ時間的に対処し難いと認められる緊急な経費に該当するとされていた。また、国会開会中の使用決定ではない残りの4府省の16事項については、いずれも予算総則において新型コロナウイルス感染症に係る感染拡大防止策に要する経費その他の同感染症に係る緊急を要する経費以外には使用しないとされたコロナ対策予備費によるものであった。したがって、上記7府省等の41事項については、根拠規定及びその趣旨は異なるものの、いずれも緊急性があるとして予備費の使用決定に至ったものであると考えられる。

一方、国が予算を執行するに当たっては、支出負担行為を行い、その後、当該支出負担行為に基づき支出を行うこととなっており、予算は遅くとも支出負担行為時までに確保されている必要がある。これを踏まえると、事後的に予備費の使用決定の際の緊急性を検証するに当たっては、予備費使用決定日から予備費使用相当額に係る支出負担行為までの期間の短さが一つの目安になると考えられる。

そこで、使用状況に係る検査の対象とした前記7府省等の49事業（これらに係る予備費使用事項41事項）について、予備費使用決定日と予備費使用相当額に係る支出

負担行為の時期とを比較したところ、別図表12のとおり、4府省の28事業（同19事項）においては、支出負担行為の時期が予備費使用決定日より1月以上後となっていた。このうち、3府省の6事業（同7事項）においては、予備費使用事項1事項に係る予備費使用相当額の全額が翌年度に繰り越されていた。

上記4府省の28事業における予備費使用決定時に想定していた支出負担行為の時期について、事業担当部局から説明を徴したところ、内閣府の2事業（同2事項）においては、図表2-3のとおり、予備費使用決定日から1月以上後に予備費使用相当額に係る支出負担行為を行うことを予備費使用決定時に想定していたとしていた。その理由について、内閣府は、予備費の使用決定後に行われる地方公共団体による事業実施計画の準備から交付行政庁による交付申請書の確認までの一連の手続に一定の時間を要することを想定していたなどとしていた。

図表2-3　予備費使用決定日から1月以上後に予備費使用相当額に係る支出負担行為を行うことを想定していた事業の状況

| 項番 | 事業 | | | 予備費使用事項 | | 支出負担行為の時期 | | 予備費使用相当額の全額繰越し |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 事業番号 | 所管 | 事業名 | 事項 | 使用決定日 | 予備費使用決定時の想定 | 実際 | |
| 1 | 2 | 内閣府 | 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（協力要請推進枠等交付金） | 営業時間の短縮等協力要請の支援に必要な経費 | R3.1.15 | R3.3 | R3.3.17 | － |
| 2 | 6 | 内閣府 | 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（事業者支援交付金） | 地域の実情に応じた事業者への支援等に必要な経費 | R3.4.30<br>※ | R3.6下旬 | R3.6.23 | － |
| 計 | | 1府 | 2事業 | 2事項 | | | | |

また、支出負担行為の時期が予備費使用決定日より1月以上後となっていた前記4府省の28事業のうち、3府省の15事業（これらに係る予備費使用事項13事項）においては、図表2-4のとおり、予備費使用相当額に係る支出負担行為の実際の時期が予備費使用決定時の想定より1月以上後となったとしていた。その理由について、3府省は、事業の実施に当たり関係者間の調整に不測の日数を要したなど、いずれも予備費使用決定後に生じたものであるとしていた。

図表2-4　予備費使用相当額に係る支出負担行為の実際の時期が予備費使用決定時の想定より1月以上後となった事業の状況

| 項番 | 事業 | | | 予備費使用事項 | | 支出負担行為の時期 | | 予備費使用相当額の全額繰越し |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 事業番号 | 所管 | 事業名 | 事項 | 使用決定日 | 予備費使用決定時の想定 | 実際 | |
| 1 | 2 | 内閣府 | 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（協力要請推進枠等交付金） | 営業時間の短縮等協力要請の支援に必要な経費 | R3.3.23※ | R3.3 | R3.9.30 | ○ |
| 2 | 5 | 内閣府 | 地域女性活躍推進事業（つながりサポート型） | 女性に寄り添った相談支援等に必要な経費 | R3.3.23※ | R3.3下旬 | R3.6.30 | ○ |
| 3 | 14 | 厚生労働省 | 個人向け緊急小口資金等の特例貸付 | 個人向け緊急小口資金等の特例措置の延長に必要な経費 | R3.3.23※ | 予備費使用決定後速やかに | R3.5.20 | ○ |
| 4 | | | | 個人向け緊急小口資金等の特例貸付に必要な経費 | R3.8.27 | 予備費使用決定後速やかに | R4.2.17 | － |
| 5 | 17 | 厚生労働省 | インフルエンザ流行期における発熱外来診療体制確保支援補助金（インフルエンザ流行期に備えた発熱患者の電話相談体制整備事業） | 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援等に必要な経費 | R2.9.15 | R2.9 | R3.2.15 | － |
| 6 | 19 | 厚生労働省 | 新型コロナウイルス感染症対応医療機関労災給付上乗せ補償保険加入支援事業 | 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援等に必要な経費 | R2.9.15 | 予備費使用決定後速やかに | R3.1.20 | － |
| 7 | 21 | 厚生労働省 | 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（医療分） | 新型コロナウイルス感染症に係るワクチンの確保等に必要な経費 | R3.8.27 | R3.9 | R3.11.22 | － |
| 8 | 24 | 厚生労働省 | 新型コロナウイルスワクチン接種のための針・シリンジ等の保管・管理 | 新型コロナウイルス感染症に係るワクチンの確保等に必要な経費 | R2.9.15 | R2.9 | R2.12.3 | － |
| 9 | 25 | 厚生労働省 | 新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費臨時補助金 | 新型コロナウイルス感染症に係るワクチンの確保等に必要な経費 | R3.8.27 | R3.9 | R4.1.31 | － |
| 10 | 26 | 厚生労働省 | 新型コロナウイルス感染症高齢者等検査助成事業 | 重症化リスクの高い高齢者等の検査費用の助成に必要な経費 | R2.9.15 | R2.10 | R3.1.21 | － |
| 11 | 27 | 厚生労働省 | 緊急雇用安定助成金 | 緊急雇用安定助成金等の支給に必要な経費 | R3.8.27 | 予備費使用決定後順次 | R3.10.22 | － |
| 12 | 32 | 厚生労働省 | 新型コロナウイルス感染症に対応した自殺防止対策事業 | 自殺防止対策事業に必要な経費 | R3.3.23※ | R3.3下旬 | R3.7.29 | ○ |
| 13 | 34 | 厚生労働省 | 新型コロナウイルス感染症治療薬の確保（単価契約） | 新型コロナウイルス感染症治療薬の確保に必要な経費 | R3.8.27 | 随時 | R3.10.13 | － |
| 14 | 43 | 厚生労働省 | 精神障害者医療保護入院費補助金 | 後期高齢者医療給付費負担金等に必要な経費 | R3.8.27 | R3.9 | R3.12.21 | － |
| 15 | 44 | 厚生労働省 | 精神障害者措置入院費負担金 | 後期高齢者医療給付費負担金等に必要な経費 | R3.8.27 | R3.9 | R3.12.21 | － |
| 16 | 49 | 農林水産省 | 食品受入能力向上緊急支援事業 | 食品受入能力向上緊急支援事業に必要な経費 | R3.3.23※ | R3.3下旬 | R3.6.22 | ○ |
| 計 | | 3府省 | 15事業 | 13事項 | | | | |
| うち予備費使用相当額全額を繰り越しているもの | | | | | | | | |
| | | 3府省 | 5事業 | 5事項 | | | | |

(4) 予備費使用額の積算基礎の状況

第1の3(1)エのとおり、予備費は予見し難い予算の不足に充てるために使用されるものである。そして、国の予算については予算単年度主義が定められていることから、予備費の使用に当たっては、年度内に執行することを前提として、予備費使用要求額等の積算が年度内の支出見込額に基づいて行われる必要がある。一方、1(3)の検査の結果、予備費使用事項1事項に係る予備費使用相当額の全額を翌年度に繰り越している事業も見受けられた。

上記予備費使用要求額の積算について、各省各庁の長は、財政法第35条第2項の規定に基づき作製する予備費使用要求書において、その基礎を明らかにすることとなっている。財務省は、積算の基礎とは予備費使用要求額の計算の基づくところを示すものであるとしていて、令和2年事務連絡に基づき記載することとなっている積算内訳等により明らかにされるものであるとしている。また、予備費使用書については、法令上、積算の基礎を明らかにすることとなっていないものの、令和2年事務連絡において予備費使用要求書に準じて作製することとなっていることから、同様に予備費使用額の積算内訳等を記載することなどとなっている。そして、積算の対象とした期間について、令和2年事務連絡においては予備費使用要求書等に特段記載することとはなっていないが、これについて財務省は、予備費の使用決定はこれにより配賦された予算を当然に年度内に執行することを前提として行うべきものであることによるとしている（予備費使用要求書等の記載内容については別図表11参照）。

また、財務省は、各省各庁からの予備費の使用要求の調査等に当たっては、予備費使用要求書のほかに、各省各庁に資料の提出を求めるなどして積算の考え方に係る説明を受けているとしている。

そこで、7府省等から予備費使用要求時において作成した予備費使用要求額の積算に係る根拠資料（以下「積算根拠資料」という。）の提出を求めるなどして、使用状況に係る検査の対象とした前記7府省等の49事業（これらに係る予備費使用事項41事項）における予備費使用要求額等の積算の状況についてみたところ、図表2-5-1のとおり、5府省の14事業（同16事項）においては積算の対象とした期間が示され、このうち2府省の4事業（同4事項）においては、予備費使用決定日から年度末（当該予備費使用決定日が属する会計年度の3月31日）までの日数を超える期間を用いていたり、翌年度4月1日以降の日が含まれる期間を用いていたりしていた（当該2府省の4事業における積

算対象期間の詳細は図表2-5-2参照）。また、当該4事業のいずれにおいても、積算根拠資料等における当該期間を用いて積算された予備費使用要求額が、予備費使用要求書に記載された予備費使用要求額及び使用決定された予備費使用額と一致していた。そして、当該4事業のいずれにおいても、当該予備費使用事項に係る予備費使用相当額の全額が翌年度に繰り越されていた（積算の対象とした期間が示されていなかった6府省等の37事業（これらに係る予備費使用事項25事項）を含む各事業における積算対象期間の状況については別図表13参照）。

図表2-5-1　積算根拠資料等に基づく積算対象期間の状況

| 項番 | 事業 | | | 予備費使用事項 | | 積算対象期間 | 予備費使用相当額の全額繰越し |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 事業番号 | 所管 | 事業名 | 事項 | 使用決定日 | | |
| 1 | 2 | 内閣府 | 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（協力要請推進枠等交付金） | 営業時間の短縮等協力要請の支援に必要な経費 | R3.1.15 | 令和3年1月12日から2月7日まで | － |
| 2 | | | | 営業時間の短縮等協力要請の支援に必要な経費 | R3.2.9※ | 3年2月8日から3月7日まで | ○ |
| 3 | | | | 営業時間の短縮等協力要請の支援に必要な経費 | R3.3.23※ | 3年3月8日から4月21日まで | ○ |
| 4 | 3 | 内閣府 | 戦略的広報費（新型コロナウイルス感染症対策に関する広報） | 戦略的な政府広報に必要な経費 | R3.3.23※ | 3年3月23日から31日まで | ○ |
| 5 | 5 | 内閣府 | 地域女性活躍推進事業（つながりサポート型） | 女性に寄り添った相談支援等に必要な経費 | R3.3.23※ | 12か月等 | ○ |
| 6 | 9 | 文部科学省 | 学生支援緊急給付金給付事業（「学びの継続」のための『学生支援緊急給付金』） | 学生支援緊急給付金給付事業に必要な経費 | R2.5.19※ | 3か月等 | － |
| 7 | 13 | 厚生労働省 | 新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応事業 | 新型コロナウイルス感染症対策に係る助成金等の支給等に必要な経費 | R2.4.7※ | 2年2月27日から3月24日まで | － |
| 8 | 15 | 厚生労働省 | 検疫体制の確保 | 検疫業務の実施に必要な経費 | R3.8.27 | 3年10月から12月まで | － |
| 9 | 24 | 厚生労働省 | 新型コロナウイルスワクチン接種のための針・シリンジ等の保管・管理 | 新型コロナウイルス感染症に係るワクチンの確保等に必要な経費 | R2.9.15 | 2年11月及び12月 | － |
| 10 | 26 | 厚生労働省 | 新型コロナウイルス感染症高齢者等検査助成事業 | 重症化リスクの高い高齢者等の検査費用の助成に必要な経費 | R2.9.15 | 2年10月から2年度末まで | － |
| 11 | 27 | 厚生労働省 | 緊急雇用安定助成金 | 緊急雇用安定助成金等の支給に必要な経費 | R3.8.27 | 4年1月末まで | － |
| 12 | 30 | 厚生労働省 | 新型コロナウイルス感染症対応休業支援給付金 | 緊急雇用安定助成金等の支給に必要な経費 | R3.8.27 | 4年2月末まで | － |
| 13 | 31 | 厚生労働省 | 低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金 | 子育て世帯生活支援特別給付金給付事業に必要な経費 | R3.3.23※ | 10か月等 | ○ |
| 14 | 32 | 厚生労働省 | 新型コロナウイルス感染症に対応した自殺防止対策事業 | 自殺防止対策事業に必要な経費 | R3.3.23※ | 240日及び12か月 | ○ |
| 15 | 49 | 農林水産省 | 食品受入能力向上緊急支援事業 | 食品受入能力向上緊急支援事業に必要な経費 | R3.3.23※ | 3年1月8日から3月31日まで | ○ |
| 16 | 54 | 経済産業省 | コンテンツグローバル需要創出促進事業（J-LODlive2） | コンテンツグローバル需要創出促進事業に必要な経費 | R3.3.23※ | 3年1月8日から3月21日まで | ○ |
| 17 | | | | コンテンツグローバル需要創出促進事業に必要な経費 | R3.8.27 | 3年7月31日から4年1月21日まで | － |
| 計 | | 5府省 | 14事業 | 16事項 | | | |
| うち積算対象期間が使用決定日から年度末までの日数を超えるなどしているもの（太枠） | | | | | | | |
| | | 2府省 | 4事業 | 4事項 | | | |

図表2-5-2　予備費使用決定日から年度末までの日数を超える期間等を用いて予備費使用要求額を積算していた事業の状況

| 項番 | 事業 | | | 予備費使用事項 | | 積算根拠資料等における積算対象期間の概要 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | 事業番号 | 所管 | 事業名 | 事項 | 使用決定日 | |
| 1 | 2 | 内閣府 | 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（協力要請推進枠等交付金） | 営業時間の短縮等協力要請の支援に必要な経費 | R3.3.23※ | 営業時間短縮期間において、令和3年3月8日から4月21日までの期間が事業の実施期間として設定されており、その期間に対する交付金額を計上している。 |
| 2 | 5 | 内閣府 | 地域女性活躍推進事業（つながりサポート型） | 女性に寄り添った相談支援等に必要な経費 | R3.3.23※ | 補助の対象となる事業費計1500万円（補助率3/4）の積算内訳として、地方公共団体の事務管理費等に係る補助対象期間を12か月等としている。 |
| 3 | 31 | 厚生労働省 | 低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金 | 子育て世帯生活支援特別給付金給付事業に必要な経費 | R3.3.23※ | 市区町村事務費の人件費等の積算において、対象期間を10か月等としている。 |
| 4 | 32 | 厚生労働省 | 新型コロナウイルス感染症に対応した自殺防止対策事業 | 自殺防止対策事業に必要な経費 | R3.3.23※ | 予備費使用額の積算を1団体当たりの単価×団体数としているところ、1団体当たりの単価の算定において、人件費を240日としていたり、通信料及び保守の期間を12か月としたりして積算している。 |
| 計 | | 2府省 | 4事業 | 4事項 | | |

上記2府省の4事業について、2府省は、いずれも予備費使用要求時には年度内に事業を完了することを予定していて、予備費使用要求額も年度内の支出見込額に基づき積算しており、積算に用いた期間については飽くまで年度内に要する経費の規模を算出するために用いたものであるなどとしている。財務省も、予備費の使用決定により配賦された予算が年度内に執行されることを前提として、予備費使用要求額も年度内の支出見込額に基づき積算されたものであると2府省から説明を受けて、これを確認した上で予備費使用書を作製したとしている。

その上で、2府省が予備費の使用要求を行う際に、予備費使用決定日（3年3月23日）から年度末（3年3月31日）までの短期間でどのように事業を完了することを想定していたのかなどについても確認したが、その内容は判然としなかった。

前記の予備費使用額の積算基礎の状況について、予備費の使用理由の状況等とともに詳細を示すと事例8-1から事例8-4までのとおりである。

＜事例8-1＞　翌年度4月1日以降の日が含まれる期間を用いて予備費使用要求額を積算していたもの

内閣府は、令和2年度に、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止とともに、感染拡大の影響を受けている地域経済や住民生活を支援し地方創生を図るために、地方公共団体が地域の実情に応じてきめ細やかに必要な事業を実施できるよう「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」を交付することとした。そして、当該交付金のうち、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に対し、国の一定の関与の下に、地方公共団体が効果的に営業時間短縮要請等を行い、協力金の支払等を行う場合に、当該交付金を追加配分する「協力要請推進枠」（事業番号2）を2年11月16日に創設した。また、当該交付金の予算は、内閣府から交付行政庁である総務省へ移し替えて同省において執行している。

政府は、2年度において、新型コロナウイルスの感染状況に応じ積極的かつ機動的に対策を講ずるためとして、緊急事態措置を実施すべき区域の拡大や期間の延長等を決定していて、内閣府は、政府の決定に伴う「協力要請推進枠」の対象となる区域の拡大や実施期間の延長等による交付金の追加配分に必要な予算について予見し難い不足が生じていたことから、速やかな予算措置が必要であるとして、コロナ対策予備費2169億余円、7417億余円、8801億余円及び1兆5402億余円の計4回の使用をそれぞれ2年12月24日、3年1月14日、同年2月8日及び同年3月22日に要求し、それぞれ2年12月25日、3年1月15日、同年2月9日及び同年3月23日の閣議決定により予備費使用要求額と同額の使用決定が行われていた。

これら予備費の予備費使用要求額の算定に係る積算根拠資料を確認したところ、内閣府は、予備費の使用を要求する度に、支給対象期間、1日当たりの支給額、想定される支給件数及び補助率を掛け合わせるなどして当該交付金の追加配分に係る所要額を算定することにより予備費使用要求額を算定していた。そして、4回目の予備費使用要求額1兆5402億余円の算定に当たり、同府は、積算根拠資料において、翌年度に属する期間を含む3年3月8日から同年4月21日までの期間を支給対象期間として計上していた。

これについて同事業の事業担当部局は、2年度末までの8日間で支援を完了する予定としていたとしている。そして、当時の積算の考え方については、2年度中に必要な支援規模として、1か月程度の営業時間短縮要請等に相当する支援金額を把握するためのものであり、飽くまで2年度に要する費用であるとしている。また、当該積算根拠資料の提出を受けた財務省は、当該交付金は、地方公共団体が、感染症の状況を踏まえて営業時間短縮要請を機動的に行うことができるように支援するものであり、同資料に3年3月8日から同年4月21日までの期間が支給対象期間として記載されていたとしても、支援規模として1か月程度に相当する金額を積算するためのものであり、翌年度に執行することを前提とした積算ではないことを内閣府に確認したとしている。

なお、内閣府は、実際の事業実施に当たっては、事業実施に係る検討等に不測の日数を要したことにより事業計画の変更が必要になったとして、3年3月23日に使用決定が行われた予備費使用相当額の全額を3年度に繰り越していた。そして、交付行政庁である総務省は、3年9月30日に初回の支出負担行為を行い、4年4月8日までを提出期限として地方公共団体から事業実施完了の実績報告書の提出を受け、同月14日に補助金の額の確定及び精算を行っていた。

＜事例8-2＞　予備費使用決定日から年度末までの日数を超える期間を用いて予備費使用要求額を積算していたもの①

内閣府は、「非正規雇用労働者等に対する緊急支援策について」（令和3年3月16日新型コロナに影響を受けた非正規雇用労働者等に対する緊急対策関係閣僚会議決定）に新型コロナウイルス感染症の影響の下で不安を抱える女性に寄り添った相談支援等が盛り込まれたことから、地域における女性の活躍を迅速かつ重点的に推進することを目的として「地域女性活躍推進事業（つながりサポート型）」（事業番号5）を実施することとした。同事業は、地方公共団体がＮＰＯ法人等に相談支援等を委託して実施するものである。そして、内閣府は、同事業の事業実施主体となる地方公共団体への交付金の財源として、令和3年3月22日にコロナ対策予備費13億余円の使用を要求し、同月23日の閣議決定により予備費使用要求額と同額の使用決定が行われていた。

上記予備費使用要求額の算定に係る積算根拠資料を確認したところ、内閣府は、ＮＰＯ法人等に相談支援等に必要な相談員を設置するための委託費及び同事業を実施する地方公共団体における事務費の合計に、補助率を乗ずるなどして予備費使用要求額を算定していた。このうち、委託費については、相談員の1か月当たりの人件費単価に月数及び人数を乗ずるなどして算定していたが、月数については、12か月としていた。また、地方公共団体における事務費については、1か月当たりの事務管理費の単価に月数を乗ずるなどして算定していたが、月数については、12か月等としていた。

これについて同事業の事業担当部局は、2年度末までの8日間で同事業を完了する予定としていたとしている。そして、積算根拠資料における12か月等の記載は飽くまで同事業の規模感を示すものであり、翌年度の支出見込額を含めて積算したものではなく、翌年度への繰越しを前提としたものではないとしている。また、当該積算根拠資料の提出を受けた財務省は、同資料に12か月等の期間に関する記載があったとしても、同事業は年度内の執行がなされることが前提であり、その旨を内閣府に確認したとしている。

なお、内閣府は、実際の事業実施に当たっては、地方公共団体が関係団体との調整により実施計画の作成等に不測の時間を要したとして、2年度内に交付決定を行うことができず、予備費使用相当額の全額を3年度に繰り越していた。そして、3年6月30日に初回の支出負担行為を行い、4年4月8日を提出期限として地方公共団体から事業実施完了の実績報告書の提出を受け、同月15日に補助金の額の確定及び精算を行っていた。

＜事例8-3＞　予備費使用決定日から年度末までの日数を超える期間を用いて予備費使用要求額を積算していたもの②

厚生労働省は、「非正規雇用労働者等に対する緊急支援策について」（令和3年3月16日新型コロナに影響を受けた非正規雇用労働者等に対する緊急対策関係閣僚会議決定）において、新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、低所得の子育て世帯の生活に対する支援を行うことが盛り込まれたことから、児童一人当たり5万円の「低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金」（事業番号31）を支援する事業を実施することとした。そのため、厚生労働省は、同事業の実施主体となる地方公共団体への補助財源として、令和3年3月22日にコロナ対策予備費2174億余円の使用を要求し、同月23日の閣議決定により予備費使用要求額と同額の使用決定が行われていた。なお、同事業に係る所掌事務は、1(2)の(注12)のとおり、5年4月1日に内閣府の外局として設置されたこども家庭庁に移管されている。

同給付金は、上記支給の趣旨に鑑み、迅速な支給を実現する観点から、支給対象者のうち、まずは児童扶養手当受給者について、扶養手当の支給情報に基づいて可能な限り早期に支給（以下「プッシュ型支給」という。）を行うこととし、それ以外の支給対象者には、申請に基づき支給（以下「申請型支給」という。）を行うこととしており、厚生労働省は、2年度末までの8日間で同事業を完了する予定としていた。

上記予備費使用要求額の算定に係る積算根拠資料を確認したところ、厚生労働省は、地方公共団体の事務費に係る積算のうち、人件費等について、プッシュ型支給については3か月間、また、申請型支給については6か月間又は10か月間を対象期間とするなどしていた。

これについて、同事業の事業担当部局は、地域の実情に応じて年度内に直ちに支給を行うと判断する地方公共団体も想定され得るほか、それ以外の地方公共団体においても、迅速な支給に向けて年度内から準備を行うことができるような金額の算定を行ったものであり、翌年度に事業を継続することを予定していたものではないとしている。また、当該積算根拠資料の提出を受けた財務省は、同資料に3か月間、6か月間又は10か月間を対象期間とすることが記載されていたとしても、年度内に地方公共団体から交付申請を受け付けて執行することが考えられるものであり、翌年度の支出見込額をあらかじめ見込んで積算したものではないことを厚生労働省に確認したとしている。

なお、厚生労働省は、実際の事業実施に当たっては、予備費の使用決定後、給付金の支給対象者の把握や支給要件の確認に時間を要したり、支給事務を行う人材の確保が困難となったりしたとして、年度内に交付決定を行うことができず、予備費使用相当額の全額を3年度に繰り越していた。そして、3年4月16日に初回の支出負担行為を行い、4年6月1日までを提出期限として地方公共団体から事業実施完了の実績報告書の提出を受け、5年3月16日までに補助金の額の確定及び精算を行っていた。

＜事例8-4＞　予備費使用決定日から年度末までの日数を超える期間を用いて予備費使用要求額を積算していたもの③

厚生労働省は、「非正規雇用労働者等に対する緊急支援策について」（令和3年3月16日新型コロナに影響を受けた非正規雇用労働者等に対する緊急対策関係閣僚会議決定）にＮＰＯ法人等が行う自殺防止に係る取組への支援強化が盛り込まれたことから、新型コロナウイルス感染症による経済活動、社会生活及び社会的孤立等の影響がもたらす、経済、雇用、暮らしや健康問題等の悪化による自殺リスクの高まりを踏まえ、民間団体が行う自殺防止に関する取組を支援することを目的とした「新型コロナウイルス感染症に対応した自殺防止対策事業」（事業番号32）を実施することとした。そのため、厚生労働省は、令和3年3月22日にコロナ対策予備費10億円の使用を要求し、同月23日の閣議決定により予備費使用要求額と同額の使用決定が行われていた。

上記予備費使用要求額の算定に係る積算根拠資料を確認したところ、厚生労働省は、ＮＰＯ法人等1団体当たりの単価（以下「単価」という。）に団体数を乗じて予備費使用要求額を算定していたが、単価の算出に当たり、人件費については240日間、また、通信料及びシステム保守等に係る経費については12か月間をそれぞれ対象期間としていた。

これについて、同事業の事業担当部局は、2年度末までの8日間で事業を完了する予定としていたとしている。そして、積算根拠資料における240日間、12か月等の記載は、同事業に要する経費の規模感を示すものであるとしている。また、これらの単価の算出については、厚生労働省における積算の検討過程で作成された積算根拠資料には記載されていたが、検討過程を経て厚生労働省が財務省に提出したとする積算根拠資料には記載されておらず、単価がどのような計算過程を経て算出されたか、財務省に提出された資料上では分からないものとなっていたものの、財務省は翌年度の支出見込額をあらかじめ見込んで積算したものではないことを厚生労働省に確認したとしている。

なお、厚生労働省は、実際の事業実施に当たっては、予備費使用決定後、公募により事業実施団体を選定することとして、自殺防止対策を十分に実施するために、事業実施団体となるＮＰＯ法人等が満たすべき要件等の調整や公募要綱の策定等に時間を要したとして、2年度末までに交付決定を行うことができず、予備費使用相当額の全額を3年度に繰り越していた。そして、同省は、3年3月31日から4月14日まで公募を行い、事業実施団体を選定した後、予備費使用決定日のおよそ4か月後の3年7月29日に第1回目の交付決定を行い、4年4月10日までを提出期限として事業実施団体から事業実施完了の実績報告書の提出を受け、5年3月29日までに交付金の額の確定及び精算を行っていた。

予備費使用額の積算基礎の状況、予備費使用相当額の繰越しの状況等については以上のとおりであるが、予備費は国会による事前議決の原則の例外であるとされていること（第1の3(2)エ参照）、予備費使用要求額等の積算は予算単年度主義に基づき年度内の支出見込額に基づいて行われる必要があることなどから、予備費使用相当額の繰越しの状況については、予備費使用決定時の想定も含めて十分な説明が求められると考えられる。

これらを踏まえると、事業予算の執行の結果、予備費使用相当額について多額の繰

越しが生じた場合、特に、予備費使用事項1事項に係る予備費使用相当額の全額を翌年度に繰り越した場合には、予備費使用決定時において、年度内にどのように事業を実施し、どのように事業予算を執行することを想定していたのか、また、予備費使用決定後にどのような事由により繰越しに至ったのかなどについて、丁寧に示すことが望まれる。

(5) 予備費の使用状況に係る公表状況等

ア　予備費使用調書

(2)のとおり、財務省のウェブサイト上で公表されている予備費使用調書には、予備費使用事項、使用理由、予備費使用額、配賦先の予算科目等は記載されていた一方、積算内訳及び国会開会中の予備費使用の場合における昭和29年閣議決定第3項該当号は記載されていなかった。

イ　コロナ対策予備費使用実績公表資料

財務省は同省のウェブサイト上でコロナ対策予備費使用実績公表資料を公表している（第1の5(5)及び6(3)参照）が、コロナ対策予備費使用実績公表資料には、積算内訳及び国会開会中の予備費使用の場合における昭和29年閣議決定第3項該当号は記載されていなかった。

ウ　歳出予算に係る予算額の積算内訳の公表状況

各府省等は、「予算編成等の在り方の改革について」（平成21年10月閣議決定）を契機として、歳出予算に係る各目明細書を公表している。各目明細書には、予算科目ごとに予算額（補正予算の場合は追加額）の積算内訳が記載されている。一方、当該閣議決定の対象は当初予算及び補正予算となっていて、予備費の使用決定については同様の資料を公表することとなっていない。このため、どちらも予見し難い予算の不足に充てるための予算措置である補正予算と予備費の使用決定を比較すると、補正予算については予算額の積算内訳が公表されている一方で、予備費の使用決定については予備費使用額の積算内訳が公表されていない状況となっている。

第3　検査の結果に対する所見

1　検査の結果の主な内容

会計検査院は、前記要請の2年度コロナ関係予備費のうち翌年度に繰り越した経費及び3年度コロナ対策予備費に関する各事項について、合規性、予算の執行及び予備費の使用における透明性の確保並びに国会及び国民への説明責任の向上等の観点から、次の点などに着眼して検査した。

①　コロナ関係予備費の使用決定により予算が配賦されるなどした予算科目の執行状況はどうなっているか

②　各府省等は、予備費使用相当額をその目的の費途以外に支出しないような執行管理を行っているか

③　各府省等は、予備費使用相当額の執行状況を区別できるような執行管理を行っているか

④　予算の執行の結果、予備費使用相当額について多額の繰越し又は不用を生じているものはないか

⑤　予備費使用相当額の執行状況等に関する公表の内容は予備費使用相当額の執行等に関する事後的な検証に資するものとなっているか

⑥　予備費使用要求書等の記載事項はどのようになっているか

⑦　予備費使用決定時における執行時期の想定はどのようになっているか

⑧　予備費使用要求額等の積算はどのようになっているか

⑨　予備費の使用状況は、公表資料においてどの程度明らかになっているか

検査の結果の主な内容は、次のとおりである。

(1) 予備費を使用して新たに設け又は金額を追加した項の執行状況（24～54ページ参照）

ア　コロナ関係予備費の使用決定により予算が配賦されるなどした予算科目の執行状況等（24、25ページ参照）

3年度の8府省等所管の22項47目の執行状況等を整理したところ、予算現額41兆8993億余円に対して、支出済額は29兆5369億余円、翌年度繰越額は10兆9848億余円、不用額は1兆3775億余円となっていた。そして、当該8府省等所管の22項47目における予算現額の状況についてみると、全ての予算科目において予備費使用額以外の予算の額が含まれていて、予算科目の執行状況から予備費使用相当額の執行状況を区

別できるものはなかった（25ページ参照）。

イ　8府省等における予算の執行管理等の状況（25～36ページ参照）

8府省等は、いずれも実務上の取扱いとして事業を単位として予算の執行管理等を行っていて、2年度コロナ関係予備費34事項については7府省等の37事業に、3年度コロナ対策予備費16事項については4府省の26事業にそれぞれ予備費の使用決定により予算が配賦されたものとして予算が執行されていた。そして、これらの純計は7府省等の56事業（これらに係る予備費使用事項計50事項）となっていた。なお、いずれの事業も、管理簿等による事業予算の執行管理等が行われていた（26ページ参照）。

予算現額及び財源内訳の状況について、管理簿等に基づき事業ごとに整理したところ、予算現額がコロナ関係予備費1事項に係る予備費使用相当額のみの事業もあれば、予算現額に複数の財源に係る額が含まれる事業もあった（26ページ参照）。

事業予算の執行管理等の状況についてみたところ、前記7府省等の56事業のうち4省の8事業については、予算現額がコロナ関係予備費1事項に係る予備費使用相当額のみとなっていた（27、28ページ参照）。

前記7府省等の56事業のうち7府省等の48事業については、予算現額に複数の財源に係る額が含まれていた。そして、当該7府省等の48事業のうち4府省の15事業については、事業予算の中で予備費使用相当額を充てる経費を限定しているため、経費区分ごとに予算の執行管理が行われていた。このうち①2省の11事業については予備費使用相当額を充てる経費区分の予算現額がコロナ関係予備費1事項に係る予備費使用相当額のみとなっており、②2府省の3事業については予備費使用相当額を充てる経費区分の予算現額に複数の財源に係る額が含まれていてこれらの執行管理を一体的に行っており、③厚生労働省の1事業については予備費使用相当額を充てる経費区分が複数あり、一部の経費区分の予算現額に複数の財源に係る額が含まれていてこれらの執行管理を一体的に行っていた（28～30ページ参照）。

上記7府省等の48事業のうち6府省等の33事業については、事業予算の予算現額に複数の財源に係る額が含まれていて、これらの執行管理を一体的に行っているとしていた。そして、当該6府省等の33事業に上記②2府省の3事業及び③厚生労働省の1事業を加えた7府省等の37事業のうち、財源選択の順序の整理方法として先入れ先出し執行を採用しているものが6府省等の32事業、予備費優先執行を採用しているものが3省の4事業、補正予算優先執行を採用しているものが厚生労働省の1事業となっ

ていた（31～35ページ参照）。

以上のとおり、8府省等においては、実務上の取扱いとして、管理簿等により事業単位で予算の執行管理を行うなどしていることから、使用決定されたコロナ関係予備費が意図せずその目的の費途以外に支出されないように管理されていると認められる。また、事業によって予算現額の財源内訳の状況並びに予備費使用相当額を充てる経費の限定の状況及び採用する財源選択の順序の整理方法が異なるものの、いずれの事業も予備費使用相当額の執行状況を区別することができるようになっていた（35、36ページ参照）。

ウ　事業別の予算の執行状況等（36～51ページ参照）

(ｱ) 2年度の状況（36～43ページ参照）

2年度コロナ関係予備費の使用決定により予算が配賦された7府省等の37事業のうち、厚生労働省の3事業において、他の事業への予備費使用相当額の目内融通が4件見受けられた。予備費使用相当額について他の事業へ目内融通を行い、当該他の事業のために執行した場合、目内融通先の事業が予備費使用決定の目的の費途の範囲内でなければ、予備費使用額をその目的の費途以外に支出してはならないとする昭和29年閣議決定第4項に照らして適切ではないと考えられる。「目的の費途」について、財務省は、予備費使用要求書等に記載された予備費使用事項及び使用理由の文言のほか、予備費を使用した経費の性質、予備費使用決定の経緯等を総合的に勘案して解釈されるとしている。そこで、当該目内融通4件における目内融通に係る予備費使用事項と目内融通先の事業に係るコロナ関係予備費の使用決定の状況をみると、目内融通に係る予備費使用事項と同一の予備費使用事項により予算が配賦された事業への目内融通となっていたものが2件、目内融通に係る予備費使用事項と同一の予備費使用事項による予算の配賦を受けていない事業への目内融通となっていたものが2件となっていた。なお、このうち1件は、コロナ関係予備費の使用決定により予算が配賦された事業からコロナ関係予備費の使用決定による予算の配賦を受けていない事業への目内融通となっていた。当該目内融通4件について、厚生労働省は、当初にコロナ関係予備費の使用決定により予算が配賦された事業と、新型コロナウイルス感染症の影響により労働者を休業させた事業主に対する支援という点で政策目的が同一の事業への目内融通であるなどのため、いずれも当該コロナ関係予備費の使用決定の目的の費途の範囲内にあり、

その目的の費途以外に支出したものではないとしている（37～41ページ参照）。

上記7府省等の37事業に、コロナ関係予備費の使用決定による予算の配賦を受けていなかったが他の事業から予備費使用相当額の目内融通を受けていた厚生労働省の1事業を加えた7府省等の38事業のうち、7府省等の27事業については翌年度繰越額に予備費使用相当額に係る金額計4兆7964億余円が含まれていて、このうち6府省等の14事業において、予備費使用事項1事項に係る予備費使用相当額の全額を翌年度に繰り越していた（41～43ページ参照）。

(ｲ) 3年度の状況（44～51ページ参照）

2年度コロナ関係予備費に係る予備費使用相当額を3年度に繰り越していた7府省等の27事業及び3年度コロナ対策予備費の使用決定により予算が配賦された4府省の26事業の純計7府省等の49事業のうち、厚生労働省の1事業において、他の事業への予備費使用相当額の流用が1件見受けられた。予備費使用相当額について他の事業へ流用を行い、当該他の事業のために執行した場合、目内融通と同様に、流用先の事業が予備費使用決定の目的の費途の範囲内でなければ、予備費使用額をその目的の費途以外に支出してはならないとする昭和29年閣議決定第4項に照らして適切ではないと考えられる。そこで、当該流用について、流用に係る予備費使用事項と流用先の事業に係るコロナ関係予備費の使用決定の状況をみると、流用に係る予備費使用事項と同一の予備費使用事項による予算の配賦を受けていない事業への流用となっていた。当該流用について、厚生労働省は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を目的とした事業への流用であり、当初のコロナ関係予備費の使用決定の目的の費途の範囲内にあり、その目的の費途以外に支出したものではないとしている。また、当該流用を承認した財務省も、同一の項により新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に資するワクチン接種体制の確保、治療薬の確保等を目的として実施する事業間での流用であり、予備費の使用決定の目的の費途以外に支出したものではないとしている（45、46ページ参照）。

上記7府省等の49事業のうち、厚生労働省の2事業において、他の事業への予備費使用相当額の目内融通が2件見受けられた。そして、当該目内融通2件は、いずれも目内融通に係る予備費使用事項と同一の予備費使用事項による予算の配賦を受けていない事業への目内融通となっていた。なお、このうち1件は、コロナ関係予備費の使用決定により予算が配賦された事業からコロナ関係予備費の使用決定

による予算の配賦を受けていない事業への目内融通となっていた。当該目内融通2件について、厚生労働省は、当初にコロナ関係予備費の使用決定により予算が配賦された事業と、医療機関等における感染拡大防止対策等に要する費用を補助するという点で政策目的が同一の事業への目内融通であるなどのため、いずれも当該コロナ関係予備費の使用決定の目的の費途の範囲内にあり、その目的の費途以外に支出したものではないとしている（46～49ページ参照）。

前記7府省等の49事業に、コロナ関係予備費の使用決定による予算の配賦を受けていなかったが他の事業から予備費使用相当額の目内融通を受けていた厚生労働省の1事業を加えた7府省等の50事業について、予備費使用相当額に係る支出の状況をみると、予備費使用相当額計9兆4149億余円に対して計8兆2335億余円が支出されていた（49ページ参照）。

上記7府省等の50事業のうち、3府省の9事業については翌年度繰越額に予備費使用相当額に係る金額計7282億余円が含まれていて、このうち2府省の4事業において、予備費使用事項1事項に係る予備費使用相当額の全額を翌年度に繰り越していた（49、50ページ参照）。

前記7府省等の50事業のうち、6府省の25事業については不用額に予備費使用相当額に係る金額計4532億余円が含まれていて、このうち国土交通省の1事業において、予備費使用事項1事項に係る予備費使用相当額の全額が不用となっていた（50、51ページ参照）。

エ　予備費使用相当額の執行状況に係る公表状況（51～54ページ参照）

「経済対策のフォローアップについて」及び行政事業レビューシートでは、予備費使用相当額を区別した執行状況は明らかにされていなかった（52ページ参照）。

3年度コロナ対策予備費執行状況公表資料では、公表単位としての事項ごとに、予備費使用額に対する支出済額、翌年度繰越額及び不用額が明らかにされていた。ただし、公表単位としての事項の内訳として事業ごとの執行状況を明らかにするものとはなっていなかった。また、3年度コロナ対策予備費執行状況公表資料に記載された予備費使用相当額の執行状況の計数は、3年度コロナ対策予備費の使用決定により予算が配賦された4府省の26事業における執行状況を集計したものであり、当該4府省の26事業には、予算現額がコロナ関係予備費1事項に係る予備費使用相当額のみの事業並びに事業予算の中で予備費使用相当額を充てる経費を限定している事業及び

複数の財源に係る額の執行管理を一体的に行っていて財源選択の順序の整理方法として先入れ先出し執行を採用している事業が含まれていた。この点について、3年度コロナ対策予備費執行状況公表資料の中には、全体について「既定経費から順次支出したと整理するなど、一定の前提を置いて支出済額等を整理したものである」などと注記されていて、公表単位としての事項それぞれについて「一定の前提」を明示したものとはなっていないものもあった（52、53ページ参照）。

前記のとおり、8府省等において、実務上の取扱いとして、予算の執行管理等及び予備費の使用要求が事業単位で行われていることなどから、予備費使用相当額の執行等に関する事後的な検証を事業単位で行えば、当該検証が実態に即したものとなると考えられる。これを踏まえると、予備費使用相当額の執行状況の公表に当たって、予備費の使用決定により予算が配賦されるなどした事業ごとに、事業予算全体の執行状況と併せて、その内訳として予備費使用相当額の執行状況を公表したり、流用又は目内融通の状況を丁寧に示したりすれば、予備費使用相当額の執行等に関する事後的な検証に、より一層資することになると考えられる。また、事業予算の予算現額に複数の財源に係る額が含まれている事業における予備費使用相当額の執行状況等の各金額は、採用する財源選択の順序の整理方法等によって変わり得ることから、実態に即して予備費使用相当額の執行等に関する事後的な検証を行うためには、整理方法等が把握できるようになっていることが必要であると考えられる。これを踏まえると、予備費使用相当額の執行状況等の公表に当たって、予備費の使用決定により予算が配賦されるなどした事業ごとに財源選択の順序の整理方法等を明示すれば、予備費使用相当額の執行等に関する事後的な検証に、より一層資することになると考えられる（53、54ページ参照）。

(2) 予備費の使用状況、特に使用理由及び使用額の積算基礎の状況（54～67ページ参照）

ア　検査の対象となる予備費使用事項（54ページ参照）

コロナ関係予備費の使用決定により配賦された予算の執行状況に係る検査の結果、使用状況に係る検査の対象となる2、3両年度コロナ関係予備費は、予備費使用事項7府省等の41事項（これらに係る事業7府省等の49事業、予備費使用額10兆7089億余円）となる（54ページ参照）。

イ　予備費使用要求書等の記載事項の状況（55、56ページ参照）

配賦先の予算科目については、予備費使用要求書、予備費使用書及び予備費使用調書には項及び目が、閣議請議書には項がそれぞれ記載されている。

積算内訳については、予備費使用要求書及び予備費使用書に記載されている。

国会開会中の予備費使用の場合における昭和29年閣議決定第3項該当号については、閣議請議書に記載されている。なお、使用状況に係る検査の対象とした7府省等の41事項のうち国会開会中に使用決定した7府省等の25事項は、いずれも昭和29年閣議決定第3項第3号（災害に基因して必要を生じた諸経費その他予備費の使用によらなければ時間的に対処し難いと認められる緊急な経費）に該当するとされていた。

予備費使用事項、使用理由及び金額については、いずれの文書にも記載されている。そして、記載内容は、予備費使用事項及び金額についてはいずれの文書も同一となっていて、使用理由についてはいずれの文書もほぼ同様となっていた（55、56ページ参照）。

ウ　予備費の使用理由の状況（56～59ページ参照）

(ｱ) 予備費の使用を必要とした事象等（56、57ページ参照）

使用状況に係る検査の対象とした7府省等の41事項に係る7府省等の49事業におけるコロナ関係予備費の使用を必要とした事象について、事業担当部局から説明を徴したところ、緊急経済対策等の政策パッケージにおいて実施等することとなったこと、新型コロナウイルス感染症の感染状況を踏まえて事業実施期間を延長することになったことなどを挙げていて、同様の説明を財務省に行ったとしていた。また、当該事象が発生した当時、予備費の使用によらず他の事業からの流用又は目内融通による予算確保を検討したかについて事業担当部局から説明を徴したところ、7府省等の49事業全てについてこれを検討したとしていた（56、57ページ参照）。

(ｲ) 予備費使用決定日と支出負担行為の時期とのかい離状況等（57～59ページ参照）

使用状況に係る検査の対象とした7府省等の49事業（これらに係る予備費使用事項41事項）のうち、4府省の28事業（同19事項）においては、予備費使用相当額に係る支出負担行為の時期が予備費使用決定日より1月以上後となっていた。このうち内閣府の2事業（同2事項）においては、予備費使用決定日から1月以上後に予備費使用相当額に係る支出負担行為を行うことを予備費使用決定時に想定していた

としていた。また、3府省の15事業（同13事項）においては、予備費使用相当額に係る支出負担行為の実際の時期が予備費使用決定時の想定より1月以上後となったとしていた（57～59ページ参照）。

エ　予備費使用額の積算基礎の状況（60～67ページ参照）

7府省等から予備費使用要求時において作成した積算根拠資料の提出を求めるなどして、使用状況に係る検査の対象とした7府省等の49事業（これらに係る予備費使用事項41事項）における予備費使用要求額等の積算の状況についてみたところ、5府省の14事業（同16事項）においては積算の対象とした期間が示され、このうち2府省の4事業（同4事項）においては、予備費使用決定日から年度末までの日数を超える期間等を用いていた。また、当該4事業のいずれにおいても、積算根拠資料等における当該期間を用いて積算された予備費使用要求額が、予備費使用要求書に記載された予備費使用要求額及び使用決定された予備費使用額と一致していた。そして、当該4事業のいずれにおいても、当該予備費使用事項に係る予備費使用相当額の全額が翌年度に繰り越されていた。当該4事業について、2府省は、いずれも予備費使用要求時には年度内に事業を完了することを予定していて、予備費使用要求額も年度内の支出見込額に基づき積算しており、積算に用いた期間については飽くまで年度内に要する経費の規模を算出するために用いたものであるなどとしている。財務省も、予備費の使用決定により配賦された予算が年度内に執行されることを前提として、予備費使用要求額も年度内の支出見込額に基づき積算されたものであると2府省から説明を受けて、これを確認した上で予備費使用書を作製したとしている。その上で、2府省が予備費の使用要求を行う際に、予備費使用決定日から年度末までの短期間でどのように事業を完了することを想定していたのかなどについても確認したが、その内容は判然としなかった（60～66ページ参照）。

予備費使用額の積算基礎の状況、予備費使用相当額の繰越しの状況等については以上のとおりであるが、予備費は国会による事前議決の原則の例外であるとされていること、予備費使用要求額等の積算は予算単年度主義に基づき年度内の支出見込額に基づいて行われる必要があることなどから、予備費使用相当額の繰越しの状況については、予備費使用決定時の想定も含めて十分な説明が求められると考えられる。これらを踏まえると、事業予算の執行の結果、予備費使用相当額について多額の繰越しが生じた場合、特に、予備費使用事項1事項に係る予備費使用相当額の全額

を翌年度に繰り越した場合には、予備費使用決定時において、年度内にどのように事業を実施し、どのように事業予算を執行することを想定していたのか、また、予備費使用決定後にどのような事由により繰越しに至ったのかなどについて、丁寧に示すことが望まれる（66、67ページ参照）。

オ　予備費の使用状況に係る公表状況等（67ページ参照）

財務省のウェブサイト上で公表されている予備費使用調書には、予備費使用事項、使用理由、予備費使用額、配賦先の予算科目等は記載されていた一方、積算内訳及び国会開会中の予備費使用の場合における昭和29年閣議決定第3項該当号は記載されていなかった（67ページ参照）。

財務省は同省のウェブサイト上でコロナ対策予備費使用実績公表資料を公表しているが、積算内訳及び国会開会中の予備費使用の場合における昭和29年閣議決定第3項該当号は記載されていなかった（67ページ参照）。

予見し難い予算の不足に充てるための予算措置であるもののうち、補正予算については歳出予算に係る各目明細書により予算額の積算内訳が公表されている一方で、予備費の使用決定については予備費使用額の積算内訳が公表されていない状況となっている（67ページ参照）。

2　所見

予備費については、予見し難い予算の不足に充てるために設けられている一方、令和2、3両年度には多額の予算が計上され、その大部分が使用されている。また、4年度には、令和4年度一般会計補正予算（第1号）によりコロナ対策予備費の使途に原油価格・物価高騰対策が追加され、令和4年度一般会計補正予算（第2号）により国際情勢の変化等に伴い発生し得る経済危機への対応を使途とするウクライナ情勢経済緊急対応予備費が創設され、また、両補正予算において、予備費使用額に相当する予備費予算額を追加する措置が行われている。そして、令和5年度一般会計予算においても、新型コロナウイルス感染症及び原油価格・物価高騰対策予備費並びにウクライナ情勢経済緊急対応予備費がそれぞれ計上されている。

また、予備費については、参議院決算委員会における令和元年度決算審査措置要求決議において、予備費は国会による事前議決の原則の例外であることから、その使用の状況について十分な説明が求められるとされている。さらに、令和2年度決算審査措置要求決議において、政府は、国会開会中に使用決定した各経費の予見可能性や緊急性の観点、

昭和29年閣議決定との関係について疑念を招かないよう、国会において、より一層の説明責任を果たすべきであるとされ、また、予備費を財源とした執行額のみを把握することができず必要な検証を行うことが困難なものもあるなどとした上で、政府は、情報開示の在り方について検討を行い、予算の執行状況に係る透明性を向上させるべきであるとされている。

これらを踏まえると、感染症感染拡大、経済危機等の非常事態に対して国会による事前議決の原則の例外である予備費を活用して緊急的に対処することについて国民の理解を得るためには、予備費の使用決定及びこれにより配賦された予算の執行を予備費制度の趣旨に沿って適切に行うことはもとより、これらの状況について国会及び国民への情報提供を適切に行い、予備費使用相当額の執行等に関する事後的な検証により一層資することによって、透明性を確保し説明責任の向上を図ることが重要であると考えられる。

ついては、検査の結果を踏まえて、政府は、感染症感染拡大、経済危機等の非常事態に緊急的に対処するために、特定使途予備費又は当該特定使途予備費の創設までの間にあっては一般会計予備費をそれぞれ使用決定し、これにより配賦された予算を執行するに当たっては、予備費の使用及び予備費使用相当額の執行を適切に行うとともに、次の点に留意するなどして、予備費使用相当額の執行状況等の公表の在り方について引き続き検討し適時適切に国会及び国民への情報提供に取り組んでいく必要がある。

ア　予備費の使用決定により予算が配賦されるなどした事業ごとに、事業予算全体の執行状況と併せて、その内訳として予備費使用相当額の執行状況を公表すること

イ　事業予算の予算現額に複数の財源に係る額が含まれている事業については、事業ごとに財源選択の順序の整理方法等を明示すること

ウ　当初に予備費の使用決定により予算が配賦された事業とは別の事業へ予備費使用相当額の流用等又は目内融通を行った場合には、その状況を丁寧に示すこと

エ　事業予算の執行の結果、予備費使用相当額について多額の繰越しが生じた場合、特に、予備費使用事項1事項に係る予備費使用相当額の全額を翌年度に繰り越した場合には、事業の実施、事業予算の執行等に係る予備費使用決定時の想定、繰越しに至った経緯等を丁寧に示すこと

以上のとおり報告する。

会計検査院としては、予備費の使用決定により配賦された予算が適正かつ適切に執行さ

れているかについて、今後も引き続き検査していくこととする。

# 別 図 表 目 次


別図表1　コロナ関係予備費の使用状況（令和2年度）　・・・・・・・・・・・・・・・ 79

別図表2　令和2年度コロナ関係予備費の使用決定により予算が配賦されるなどした予算科目における繰越しの状況（2年度）　・・・・・・・・・・・・・・・ 83

別図表3　コロナ対策予備費の使用状況（令和3年度）　・・・・・・・・・・・・・・・ 88

別図表4　令和3年度コロナ対策予備費の使用決定により予算が配賦されるなどした予算科目の執行状況（3年度）　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 90

別図表5　コロナ関係予備費の使用決定により予算が配賦された事業における予算現額等の状況　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 99

別図表6　財源選択の順序の整理方法の状況　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・105

別図表7　令和2年度の予算現額に予備費使用相当額が含まれている事業の執行状況等（2年度）　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・107

別図表8　令和3年度の予算現額に予備費使用相当額が含まれている事業の執行状況等（3年度）　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・111

別図表9　予備費使用事項ごとの執行状況等　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・116

別図表10　使用状況に係る検査の対象となる予備費使用事項及び事業・・・・・・・121

別図表11　予備費使用要求書等の記載状況　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・124

別図表12　予備費使用決定日と支出負担行為の時期とのかい離状況等（支出負担行為の時期が予備費使用決定日より1月以上後となっていた事業）　・・・・166

別図表13　事業ごとの執行状況及び使用状況に係る個別票・・・・・・・・・・・・168

別図表1　コロナ関係予備費の使用状況（令和2年度）

（単位：事項、項、目、百万円）

| 予備費 | 予備費使用事項 | | | 組織 | 予算科目 | | 予備費使用額 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 所管 | 使用決定日 | 事項 | | 項 | 目 | |
| 一般会計予備費 | 厚生労働省 | R2.4.7 ※ | 新型コロナウイルス感染症対策に係る布製マスクの緊急配布等に必要な経費 | 厚生労働本省 | 感染症対策費 | 健康対策関係業務庁費 | 43,733 |
| | 厚生労働省 | R2.4.7 ※ | 新型コロナウイルス感染症対策に係る助成金等の支給等に必要な経費 | 厚生労働本省 | 高齢者等雇用安定・促進費 | 職業転換等特別給付金 | 13,792 |
| | | | | | | 高齢者等雇用安定促進事業委託費 | 171 |
| | | | | 都道府県労働局 | 高齢者等雇用安定・促進費 | 障害者等雇用安定促進業務諸謝金 | 124 |
| | 厚生労働省 | R2.4.24 ※ | 新型コロナウイルス感染症対策に係る後期高齢者医療給付費負担金等に必要な経費 | 厚生労働本省 | 医療保険給付諸費 | 全国健康保険協会保険給付費等補助金 | 3,049 |
| | | | | | | 国民健康保険組合療養給付費補助金 | 452 |
| | | | | | | 後期高齢者医療給付費等負担金 | 9,813 |
| | | | | | | 国民健康保険療養給付費等負担金 | 4,416 |
| | | | | | | 後期高齢者医療財政調整交付金 | 3,193 |
| | | | | | | 国民健康保険財政調整交付金 | 1,509 |
| | | | | | 生活保護等対策費 | 医療扶助費等負担金 | 3,529 |
| | | | | | 障害保健福祉費 | 精神障害者医療保護入院費補助金 | 0 |
| | | | | | | 精神障害者措置入院費負担金 | 12 |
| コロナ対策予備費 | 内閣 | R3.2.9 ※ | 新型コロナウイルスの市中感染状況の把握に必要な経費 | 内閣官房 | 内閣官房共通費 | 庁費 | 8,085 |
| | 内閣府 | R2.12.25 | 営業時間の短縮等協力要請の支援に必要な経費 | 内閣本府 | 新型コロナウイルス感染症対応地方創生推進費 | 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 | 216,916 |
| | 内閣府 | R3.1.15 | 営業時間の短縮等協力要請の支援に必要な経費 | 内閣本府 | 新型コロナウイルス感染症対応地方創生推進費 | 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 | 741,785 |
| | 内閣府 | R3.2.9 ※ | 営業時間の短縮等協力要請の支援に必要な経費 | 内閣本府 | 新型コロナウイルス感染症対応地方創生推進費 | 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 | 880,153 |
| | 内閣府 | R3.3.23 ※ | 戦略的な政府広報に必要な経費 | 内閣本府 | 政府広報費 | 啓発広報費 | 5,044 |
| | 内閣府 | R3.3.23 ※ | 営業時間の短縮等協力要請の支援に必要な経費 | 内閣本府 | 新型コロナウイルス感染症対応地方創生推進費 | 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 | 1,540,251 |
| | 内閣府 | R3.3.23 ※ | 子供の居場所づくりに必要な経費 | 内閣本府 | 共生社会政策費 | 地域子供の未来応援交付金 | 1,365 |
| | 内閣府 | R3.3.23 ※ | 女性に寄り添った相談支援等に必要な経費 | 内閣本府 | 男女共同参画社会形成促進費 | 地域女性活躍推進交付金 | 1,350 |
| | 文部科学省 | R2.5.19 ※ | 学生支援緊急給付金給付事業に必要な経費 | 文部科学本省 | 育英事業費 | 学生支援緊急給付金給付事業費補助金 | 53,112 |

| 予備費 | 予備費使用事項 | | | 組織 | 予算科目 | | 予備費使用額 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 所管 | 使用決定日 | 事項 | | 項 | 目 | |
| コロナ対策予備費 | 厚生労働省 | R2.5.26 ※ | 医療機関等への医療用マスク・ガウン等の優先配布に必要な経費 | 厚生労働本省 | 感染症対策費 | 健康対策関係業務庁費 | 168,010 |
| | 厚生労働省 | R2.5.26 ※ | 後期高齢者医療給付費負担金等に必要な経費 | 厚生労働本省 | 医療保険給付諸費 | 全国健康保険協会保険給付費等補助金 | 1,867 |
| | | | | | | 国民健康保険組合療養給付費補助金 | 277 |
| | | | | | | 後期高齢者医療給付費等負担金 | 6,009 |
| | | | | | | 国民健康保険療養給付費等負担金 | 2,704 |
| | | | | | | 後期高齢者医療財政調整交付金 | 1,955 |
| | | | | | | 国民健康保険財政調整交付金 | 924 |
| | | | | | 生活保護等対策費 | 医療扶助費等負担金 | 2,161 |
| | | | | | 障害保健福祉費 | 精神障害者医療保護入院費補助金 | 0 |
| | | | | | | 精神障害者措置入院費負担金 | 7 |
| | 厚生労働省 | R2.8.7 | 個人向け緊急小口資金等の特例措置に必要な経費 | 厚生労働本省 | 生活保護等対策費 | 生活困窮者就労準備支援事業費等補助金 | 177,691 |
| | 厚生労働省 | R2.8.7 | 検疫業務の実施に必要な経費 | 検疫所 | 検疫業務等実施費 | 検疫旅費 | 71 |
| | | | | | | 検疫庁費 | 32,970 |
| | 厚生労働省 | R2.9.8 | 新型コロナウイルス感染症に係るワクチンの確保に必要な経費 | 厚生労働本省 | 感染症対策費 | 新型コロナウイルスワクチン等生産体制整備臨時特例交付金 | 671,440 |
| | 厚生労働省 | R2.9.15 | 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援等に必要な経費 | 厚生労働本省 | 感染症対策費 | 健康対策関係業務庁費 | 1,490 |
| | | | | | | 新型コロナウイルス感染症医療提供体制確保支援補助金 | 279,508 |
| | | | | | | 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金 | 916,882 |
| | 厚生労働省 | R2.9.15 | 新型コロナウイルス感染症に係るワクチンの確保等に必要な経費 | 厚生労働本省 | 感染症対策費 | 健康対策関係業務庁費 | 104 |
| | | | | | | ワクチン等購入費 | 4,600 |
| | | | | | | 医薬品等保管料 | 355 |
| | | | | | | 新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費臨時補助金 | 16,997 |
| | | | | | | 新型コロナウイルスワクチン等生産体制整備臨時特例交付金 | 55,550 |
| | 厚生労働省 | R2.9.15 | 重症化リスクの高い高齢者等の検査費用の助成に必要な経費 | 厚生労働本省 | 感染症対策費 | 疾病予防対策事業費等補助金 | 5,137 |

| 予備費 | 予備費使用事項 | | | 組織 | 予算科目 | | 予備費使用額 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 所管 | 使用決定日 | 事項 | | 項 | 目 | |
| コロナ対策予備費 | 厚生労働省 | R2.9.15 | 後期高齢者医療給付費負担金等に必要な経費 | 厚生労働本省 | 医療保険給付諸費 | 全国健康保険協会保険給付費等補助金 | 121 |
| | | | | | | 国民健康保険組合療養給付費補助金 | 18 |
| | | | | | | 後期高齢者医療給付費等負担金 | 392 |
| | | | | | | 国民健康保険療養給付費等負担金 | 176 |
| | | | | | | 後期高齢者医療財政調整交付金 | 127 |
| | | | | | | 国民健康保険財政調整交付金 | 60 |
| | | | | | 生活保護等対策費 | 医療扶助費等負担金 | 141 |
| | | | | | 障害保健福祉費 | 精神障害者医療保護入院費補助金 | 0 |
| | | | | | | 精神障害者措置入院費負担金 | 0 |
| | 厚生労働省 | R2.9.15 | 個人向け緊急小口資金等の特例措置の延長に必要な経費 | 厚生労働本省 | 生活保護等対策費 | 生活困窮者就労準備支援事業費等補助金 | 314,243 |
| | 厚生労働省 | R2.9.15 | 生活困窮者住居確保給付金の支給に必要な経費 | 厚生労働本省 | 生活保護等対策費 | 生活困窮者自立相談支援事業費等負担金 | 21,891 |
| | 厚生労働省 | R2.9.15 | 新型コロナウイルス感染症に係るワクチンを共同購入する国際的な仕組みへの参加に必要な経費 | 厚生労働本省 | 国際機関活動推進費 | 新型コロナウイルス感染症ワクチングローバルアクセスファシリティ拠出金 | 17,176 |
| | 厚生労働省 | R2.10.16 | 雇用調整助成金の特例措置に必要な経費 | 厚生労働本省 | 高齢者等雇用安定・促進費 | 職業転換等特別給付金 | 90,385 |
| | | | | | 失業等給付費等労働保険特別会計へ繰入 | 労働保険特別会計へ繰入 | 348,716 |
| | 厚生労働省 | R2.12.11 | ひとり親世帯臨時特別給付金給付事業に必要な経費 | 厚生労働本省 | 母子家庭等対策費 | 母子家庭等対策費補助金 | 73,689 |
| | 厚生労働省 | R2.12.25 | 新型コロナウイルス感染症患者の更なる病床確保を行う医療機関に対する緊急支援に必要な経費 | 厚生労働本省 | 感染症対策費 | 健康対策関係業務庁費 | 500 |
| | | | | | | 新型コロナウイルス感染症医療提供体制確保支援補助金 | 268,798 |
| | 厚生労働省 | R3.3.23 ※ | 新型コロナウイルス感染症対応休業給付金の支給に必要な経費 | 厚生労働本省 | 高齢者等雇用安定・促進費 | 職業転換等特別給付金 | 29,417 |
| | 厚生労働省 | R3.3.23 ※ | 個人向け緊急小口資金等の特例措置の延長に必要な経費 | 厚生労働本省 | 生活保護等対策費 | 生活困窮者就労準備支援事業費等補助金 | 340,992 |
| | 厚生労働省 | R3.3.23 ※ | 子育て世帯生活支援特別給付金給付事業に必要な経費 | 厚生労働本省 | 生活保護等対策費 | 新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金 | 217,461 |
| | 厚生労働省 | R3.3.23 ※ | 自殺防止対策事業に必要な経費 | 厚生労働本省 | 生活保護等対策費 | 新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金 | 1,000 |
| | 農林水産省 | R2.10.16 | 農林漁業者の経営継続支援に必要な経費 | 農林水産本省 | 国産農産物消費拡大対策費 | 経営継続対策事業費補助金 | 24,079 |

| 予備費 | 予備費使用事項 | | | 組織 | 予算科目 | | 予備費使用額 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 所管 | 使用決定日 | 事項 | | 項 | 目 | |
| コロナ対策予備費 | 農林水産省 | R3.3.23 ※ | 食品受入能力向上緊急支援事業に必要な経費 | 農林水産本省 | 国産農産物消費拡大対策費 | 国産農産物消費拡大対策事業費補助金 | 394 |
| | 経済産業省 | R2.8.7 | 持続化給付金の支給に必要な経費 | 中小企業庁 | 経営革新・創業促進費 | 新型コロナウイルス感染症対策中小企業等持続化給付金 | 915,000 |
| | 経済産業省 | R2.9.15 | 早期かつ大量の感染症検査の実現に向けた実証事業に必要な経費 | 経済産業本省 | ものづくり産業振興費 | 医療研究開発推進事業費補助金 | 1,897 |
| | 経済産業省 | R2.9.15 | 感染症対策関連物資生産設備補助事業に必要な経費 | 経済産業本省 | ものづくり産業振興費 | 中小企業経営支援等対策費補助金 | 1,739 |
| | 経済産業省 | R2.10.16 | サプライチェーン対策のための国内投資促進事業に必要な経費 | 経済産業本省 | 地域経済活性化対策費 | 国内立地推進事業費補助金 | 86,000 |
| | 経済産業省 | R2.12.11 | サービス産業消費喚起キャンペーン事業に必要な経費 | 経済産業本省 | サービス産業強化費 | サービス産業消費喚起事業給付金 | 311,929 |
| | 経済産業省 | R3.2.9 ※ | 一時支援金の支給に必要な経費 | 中小企業庁 | 経営革新・創業促進費 | 新型コロナウイルス感染症対策中小企業等持続化給付金 | 249,000 |
| | 経済産業省 | R3.3.23 ※ | コンテンツグローバル需要創出促進事業に必要な経費 | 経済産業本省 | クールジャパン推進費 | コンテンツ産業等強化事業費補助金 | 31,452 |
| | 国土交通省 | R3.3.23 ※ | 居住支援協議会等活動支援事業に必要な経費 | 国土交通本省 | 住宅市場整備推進費 | 住宅市場整備推進等事業費補助金 | 460 |
| 計 | | | 41 | | 23 | 43 | 9,225,849 |

注(1) 一つの予算科目に複数の予備費使用事項により予算が配賦されている場合があるため、予算科目の計は純計である（以下、別図表において同じ。）。

注(2) 「使用決定日」の※印は、当該使用決定が国会開会中に行われたものであることを示している（以下、別図表において同じ。）。

別図表2　令和2年度コロナ関係予備費の使用決定により予算が配賦されるなどした予算科目における繰越しの状況（2年度）

（単位：項、目、事項、百万円）

| 所管 | 組織 | 予算科目 | | 令和2年度コロナ関係予備費の使用決定による予算の配賦 | | | 歳出予算額 | 前年度繰越額 | 流用等増△減額 | 移替増△減額注(2) | 予算現額 | 支出済額 | 翌年度繰越額 | 不用額 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 項 | 目 | 事項 | 使用決定日 | 予備費使用額 | | | | | | | | |
| 翌年度繰越額を計上している予算科目 | | | | | | | | | | | | | | |
| 内閣 | 内閣官房 | 内閣官房共通費 | | | | | 51,121 | 9,504 | － | － | 68,711 | 41,486 | 22,952 | 4,272 |
| | | | 庁費 | 新型コロナウイルスの市中感染状況の把握に必要な経費 | R3.2.9※ | 8,085 | 7,989 | － | － | － | 16,075 | 3,628 | 12,089 | 357 |
| 内閣府 | 内閣本府 | 政府広報費 | | | | | 20,952 | 2,666 | － | － | 28,663 | 20,143 | 7,511 | 1,008 |
| | | | 啓発広報費 | 戦略的な政府広報に必要な経費 | R3.3.23※ | 5,044 | 20,259 | 2,666 | － | － | 27,970 | 19,514 | 7,511 | 943 |
| 内閣府 | 内閣本府 | 新型コロナウイルス感染症対応地方創生推進費 | | | | | 1,117,830 | － | － | △1,628,854 | 2,868,083 | － | 2,868,083 | － |
| | | | 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 | 営業時間の短縮等協力要請の支援に必要な経費 | R2.12.25 | 216,916 | 1,117,830 | － | － | △1,628,854 | 2,868,083 | － | 2,868,083 | － |
| | | | | 営業時間の短縮等協力要請の支援に必要な経費 | R3.1.15 | 741,785 | | | | | | | | |
| | | | | 営業時間の短縮等協力要請の支援に必要な経費 | R3.2.9※ | 880,153 | | | | | | | | |
| | | | | 営業時間の短縮等協力要請の支援に必要な経費 | R3.3.23※ | 1,540,251 | | | | | | | | |
| 内閣府 | 内閣本府 | 共生社会政策費 | | | | | 1,073 | 258 | － | － | 2,697 | 643 | 1,654 | 399 |
| | | | 地域子供の未来応援交付金 | 子供の居場所づくりに必要な経費 | R3.3.23※ | 1,365 | 301 | 258 | － | － | 1,924 | 147 | 1,650 | 127 |
| 内閣府 | 内閣本府 | 男女共同参画社会形成促進費 | | | | | 2,274 | 150 | － | － | 3,774 | 1,212 | 2,293 | 268 |
| | | | 地域女性活躍推進交付金 | 女性に寄り添った相談支援等に必要な経費 | R3.3.23※ | 1,350 | 300 | 150 | － | － | 1,800 | 236 | 1,520 | 43 |
| 総務省 | 総務本省 | 新型コロナウイルス感染症対応地方創生推進費 | | | | | 3,382,169 | － | － | 1,628,854 | 5,011,023 | 2,614,470 | 2,395,840 | 711 |
| | | | 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 | － | － | － | 3,382,169 | － | － | 1,628,854 | 5,011,023 | 2,614,470 | 2,395,840 | 711 |
| 文部科学省 | 文部科学本省 | 育英事業費 | | | | | 112,003 | － | － | － | 165,115 | 163,793 | 1,322 | 0 |
| | | | 学生支援緊急給付金給付事業費補助金 | 学生支援緊急給付金給付事業に必要な経費 | R2.5.19※ | 53,112 | － | － | － | － | 53,112 | 52,854 | 257 | － |
| 厚生労働省 | 厚生労働本省 | 感染症対策費 | | | | | 5,746,823 | 25,812 | － | － | 8,205,746 | 5,081,010 | 3,043,009 | 81,726 |
| | | | 健康対策関係業務庁費 | 新型コロナウイルス感染症対策に係る布製マスクの緊急配布等に必要な経費 | R2.4.7※ | 43,733 | 683,488 | 11,693 | △228,475 | － | 680,545 | 452,507 | 206,486 | 21,551 |
| | | | | 医療機関等への医療用マスク・ガウン等の優先配布に必要な経費 | R2.5.26※ | 168,010 | | | | | | | | |
| | | | | 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援等に必要な経費 | R2.9.15 | 1,490 | | | | | | | | |
| | | | | 新型コロナウイルス感染症に係るワクチンの確保等に必要な経費 | R2.9.15 | 104 | | | | | | | | |
| | | | | 新型コロナウイルス感染症患者の更なる病床確保を行う医療機関に対する緊急支援に必要な経費 | R2.12.25 | 500 | | | | | | | | |
| | | | ワクチン等購入費 | 新型コロナウイルス感染症に係るワクチンの確保等に必要な経費 | R2.9.15 | 4,600 | 5,535 | － | － | － | 10,135 | 7,111 | 2,996 | 28 |
| | | | 医薬品等保管料 | 新型コロナウイルス感染症に係るワクチンの確保等に必要な経費 | R2.9.15 | 355 | 2,415 | － | － | － | 2,770 | 265 | 2,437 | 67 |
| | | | 医薬品買上費 | － | － | － | 101,658 | 6,564 | 35,328 | － | 143,550 | 58,967 | 84,553 | 29 |

| 所管 | 組織 | 予算科目 | | 令和2年度コロナ関係予備費の使用決定による予算の配賦 | | | 歳出予算額 | 前年度繰越額 | 流用等増△減額 | 移替増△減額 注(2) | 予算現額 | 支出済額 | 翌年度繰越額 | 不用額 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 項 | 目 | 事項 | 使用決定日 | 予備費使用額 | | | | | | | | |
| 厚生労働省 | 厚生労働本省 | 感染症対策費 | 新型コロナウイルス感染症医療提供体制確保支援補助金 | 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援等に必要な経費 | R2.9.15 | 279,508 | 175,845 | － | － | － | 724,152 | 267,737 | 448,056 | 8,358 |
| | | | | 新型コロナウイルス感染症患者の更なる病床確保を行う医療機関に対する緊急支援に必要な経費 | R2.12.25 | 268,798 | | | | | | | | |
| | | | 疾病予防対策事業費等補助金 | 重症化リスクの高い高齢者等の検査費用の助成に必要な経費 | R2.9.15 | 5,137 | 30,003 | 7,555 | － | － | 42,696 | 18,643 | 22,827 | 1,226 |
| | | | 新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費臨時補助金 | 新型コロナウイルス感染症に係るワクチンの確保等に必要な経費 | R2.9.15 | 16,997 | 136,581 | － | 193,147 | － | 346,726 | 34,303 | 311,089 | 1,333 |
| | | | 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金 | 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援等に必要な経費 | R2.9.15 | 916,882 | 3,687,117 | － | － | － | 4,604,000 | 3,056,540 | 1,513,979 | 33,480 |
| 厚生労働省 | 厚生労働本省 | 高齢者等雇用安定・促進費 | | | | | 380,750 | － | － | － | 514,517 | 294,795 | 210,614 | 9,107 |
| | | | 職業転換等特別給付金 | 新型コロナウイルス感染症対策に係る助成金等の支給等に必要な経費 | R2.4.7※ | 13,792 | 368,169 | － | － | － | 501,765 | 284,511 | 208,945 | 8,308 |
| | | | | 雇用調整助成金の特例措置に必要な経費 | R2.10.16 | 90,385 | | | | | | | | |
| | | | | 新型コロナウイルス感染症対応休業給付金の支給に必要な経費 | R3.3.23※ | 29,417 | | | | | | | | |
| | | | 高齢者等雇用安定促進事業委託費 | 新型コロナウイルス感染症対策に係る助成金等の支給等に必要な経費 | R2.4.7※ | 171 | 2,888 | － | － | － | 3,060 | 2,032 | 987 | 40 |
| 厚生労働省 | 厚生労働本省 | 母子家庭等対策費 | | | | | 312,714 | 0 | － | － | 386,403 | 350,711 | 536 | 35,155 |
| | | | 母子家庭等対策費補助金 | ひとり親世帯臨時特別給付金給付事業に必要な経費 | R2.12.11 | 73,689 | 150,051 | 0 | － | － | 223,741 | 195,324 | 536 | 27,880 |
| 厚生労働省 | 厚生労働本省 | 生活保護等対策費 | | | | | 3,594,544 | 1,669 | － | － | 4,675,327 | 3,871,406 | 685,266 | 118,654 |
| | | | 生活困窮者就労準備支援事業費等補助金 | 個人向け緊急小口資金等の特例措置に必要な経費 | R2.8.7 | 177,691 | 723,808 | 1,653 | － | － | 1,558,390 | 1,092,065 | 452,708 | 13,616 |
| | | | | 個人向け緊急小口資金等の特例措置の延長に必要な経費 | R2.9.15 | 314,243 | | | | | | | | |
| | | | | 個人向け緊急小口資金等の特例措置の延長に必要な経費 | R3.3.23※ | 340,992 | | | | | | | | |
| | | | 新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金 | 子育て世帯生活支援特別給付金給付事業に必要な経費 | R3.3.23※ | 217,461 | 14,000 | － | － | － | 232,461 | 32 | 232,429 | － |
| | | | | 自殺防止対策事業に必要な経費 | R3.3.23※ | 1,000 | | | | | | | | |
| 厚生労働省 | 検疫所 | 検疫業務等実施費 | | | | | 67,824 | － | － | － | 100,867 | 44,960 | 54,244 | 1,661 |
| | | | 検疫庁費 | 検疫業務の実施に必要な経費 | R2.8.7 | 32,970 | 67,352 | － | － | － | 100,322 | 44,494 | 54,244 | 1,582 |
| 農林水産省 | 農林水産本省 | 国産農産物消費拡大対策費 | | | | | 290,805 | － | － | － | 315,279 | 116,264 | 194,918 | 4,096 |
| | | | 国産農産物消費拡大対策事業費補助金 | 食品受入能力向上緊急支援事業に必要な経費 | R3.3.23※ | 394 | 159,479 | － | △20,002 | － | 139,872 | 79,984 | 55,866 | 4,021 |
| | | | 経営継続対策事業費補助金 | 農林漁業者の経営継続支援に必要な経費 | R2.10.16 | 24,079 | 77,111 | － | 20,002 | － | 121,192 | 34,640 | 86,552 | － |
| 経済産業省 | 経済産業本省 | ものづくり産業振興費 | | | | | 47,686 | 113,188 | － | － | 164,512 | 132,241 | 31,055 | 1,215 |
| | | | 中小企業経営支援等対策費補助金 | 感染症対策関連物資生産設備補助事業に必要な経費 | R2.9.15 | 1,739 | 14,925 | － | － | － | 16,664 | 11,774 | 4,300 | 589 |
| | | | 医療研究開発推進事業費補助金 | 早期かつ大量の感染症検査の実現に向けた実証事業に必要な経費 | R2.9.15 | 1,897 | 27,260 | 78 | － | － | 29,236 | 28,419 | 817 | － |

| 所管 | 組織 | 予算科目 | | 令和2年度コロナ関係予備費の使用決定による予算の配賦 | | | 歳出予算額 | 前年度繰越額 | 流用等増△減額 | 移替増△減額 注(2) | 予算現額 | 支出済額 | 翌年度繰越額 | 不用額 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 項 | 目 | 事項 | 使用決定日 | 予備費使用額 | | | | | | | | |
| 経済産業省 | 経済産業本省 | サービス産業強化費 | | | | | 1,690,034 | 1,600 | － | － | 2,003,563 | 950,339 | 1,051,410 | 1,814 |
| | | | サービス産業消費喚起事業給付金 | サービス産業消費喚起キャンペーン事業に必要な経費 | R2.12.11 | 311,929 | 1,369,916 | － | △87,601 | － | 1,594,243 | 721,350 | 872,892 | － |
| | | | サービス産業消費喚起事業委託費 | － | － | － | 309,526 | － | 87,601 | － | 397,128 | 221,778 | 175,349 | 0 |
| 経済産業省 | 経済産業本省 | クールジャパン推進費 | | | | | 138,745 | 4,051 | － | － | 174,250 | 86,132 | 86,189 | 1,928 |
| | | | コンテンツ産業等強化事業費補助金 | コンテンツグローバル需要創出促進事業に必要な経費 | R3.3.23※ | 31,452 | 133,379 | 3,665 | － | － | 168,497 | 83,743 | 83,292 | 1,460 |
| 経済産業省 | 中小企業庁 | 経営革新・創業促進費 | | | | | 7,534,743 | 50,737 | － | － | 8,760,945 | 6,702,829 | 1,908,030 | 150,084 |
| | | | 新型コロナウイルス感染症対策中小企業等持続化給付金 | 持続化給付金の支給に必要な経費 | R2.8.7 | 915,000 | 4,095,000 | － | 942,000 | － | 6,201,000 | 5,552,460 | 648,539 | － |
| | | | | 一時支援金の支給に必要な経費 | R3.2.9※ | 249,000 | | | | | | | | |
| 国土交通省 | 国土交通本省 | 住宅市場整備推進費 | | | | | 198,248 | 122,186 | － | － | 320,894 | 281,613 | 848 | 38,432 |
| | | | 住宅市場整備推進等事業費補助金 | 居住支援協議会等活動支援事業に必要な経費 | R3.3.23※ | 460 | 5,589 | 198 | － | － | 6,248 | 5,470 | 517 | 260 |
| 計 | | 18 | | | | | 24,690,347 | 331,826 | － | － | 33,770,378 | 20,754,054 | 12,565,784 | 450,539 |
| | | | 30 | 34 | | 7,981,955 | 16,869,956 | 34,483 | 942,000 | － | 25,828,395 | 14,945,011 | 10,757,363 | 126,020 |

| 所管 | 組織 | 予算科目 | | 令和2年度コロナ関係予備費の使用決定による予算の配賦 | | | 歳出予算額 | 前年度繰越額 | 流用等増△減額 | 移替増△減額注(2) | 予算現額 | 支出済額 | 翌年度繰越額 | 不用額 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 項 | 目 | 事項 | 使用決定日 | 予備費使用額 | | | | | | | | |
| 翌年度繰越額を計上していない予算科目 | | | | | | | | | | | | | | |
| 厚生労働省 | 厚生労働本省 | 感染症対策費 | | | | | 5,746,823 | 25,812 | － | － | 8,205,746 | 5,081,010 | 3,043,009 | 81,726 |
| | | | 新型コロナウイルスワクチン等生産体制整備臨時特例交付金 | 新型コロナウイルス感染症に係るワクチンの確保に必要な経費 | R2.9.8 | 671,440 | 257,680 | － | － | － | 984,670 | 984,670 | － | － |
| | | | | 新型コロナウイルス感染症に係るワクチンの確保等に必要な経費 | R2.9.15 | 55,550 | | | | | | | | |
| 厚生労働省 | 厚生労働本省 | 医療保険給付諸費 | | | | | 10,305,102 | 2,825 | － | － | 10,344,997 | 10,298,000 | 13,760 | 33,236 |
| | | | 全国健康保険協会保険給付費等補助金 | 新型コロナウイルス感染症対策に係る後期高齢者医療給付費負担金等に必要な経費 | R2.4.24※ | 3,049 | 1,261,289 | － | － | － | 1,266,327 | 1,266,327 | － | － |
| | | | | 後期高齢者医療給付費負担金等に必要な経費 | R2.5.26※ | 1,867 | | | | | | | | |
| | | | | 後期高齢者医療給付費負担金等に必要な経費 | R2.9.15 | 121 | | | | | | | | |
| | | | 国民健康保険組合療養給付費補助金 | 新型コロナウイルス感染症対策に係る後期高齢者医療給付費負担金等に必要な経費 | R2.4.24※ | 452 | 186,812 | － | － | － | 187,560 | 187,560 | － | － |
| | | | | 後期高齢者医療給付費負担金等に必要な経費 | R2.5.26※ | 277 | | | | | | | | |
| | | | | 後期高齢者医療給付費負担金等に必要な経費 | R2.9.15 | 18 | | | | | | | | |
| | | | 後期高齢者医療給付費等負担金 | 新型コロナウイルス感染症対策に係る後期高齢者医療給付費負担金等に必要な経費 | R2.4.24※ | 9,813 | 4,045,517 | － | － | － | 4,061,733 | 4,061,733 | － | － |
| | | | | 後期高齢者医療給付費負担金等に必要な経費 | R2.5.26※ | 6,009 | | | | | | | | |
| | | | | 後期高齢者医療給付費負担金等に必要な経費 | R2.9.15 | 392 | | | | | | | | |
| | | | 国民健康保険療養給付費等負担金 | 新型コロナウイルス感染症対策に係る後期高齢者医療給付費負担金等に必要な経費 | R2.4.24※ | 4,416 | 1,822,978 | － | － | － | 1,830,275 | 1,830,275 | － | － |
| | | | | 後期高齢者医療給付費負担金等に必要な経費 | R2.5.26※ | 2,704 | | | | | | | | |
| | | | | 後期高齢者医療給付費負担金等に必要な経費 | R2.9.15 | 176 | | | | | | | | |
| | | | 後期高齢者医療財政調整交付金 | 新型コロナウイルス感染症対策に係る後期高齢者医療給付費負担金等に必要な経費 | R2.4.24※ | 3,193 | 1,316,529 | － | － | － | 1,321,806 | 1,321,806 | － | － |
| | | | | 後期高齢者医療給付費負担金等に必要な経費 | R2.5.26※ | 1,955 | | | | | | | | |
| | | | | 後期高齢者医療給付費負担金等に必要な経費 | R2.9.15 | 127 | | | | | | | | |
| | | | 国民健康保険財政調整交付金 | 新型コロナウイルス感染症対策に係る後期高齢者医療給付費負担金等に必要な経費 | R2.4.24※ | 1,509 | 622,958 | － | － | － | 625,452 | 625,452 | － | － |
| | | | | 後期高齢者医療給付費負担金等に必要な経費 | R2.5.26※ | 924 | | | | | | | | |
| | | | | 後期高齢者医療給付費負担金等に必要な経費 | R2.9.15 | 60 | | | | | | | | |

| 所管 | 組織 | 予算科目 | | 令和2年度コロナ関係予備費の使用決定による予算の配賦 | | | 歳出予算額 | 前年度繰越額 | 流用等増△減額 | 移替増△減額 注(2) | 予算現額 | 支出済額 | 翌年度繰越額 | 不用額 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 項 | 目 | 事項 | 使用決定日 | 予備費使用額 | | | | | | | | |
| 厚生労働省 | 厚生労働本省 | 失業等給付費等労働保険特別会計へ繰入 | | | | | 760,866 | － | － | － | 1,109,582 | 1,108,165 | － | 1,417 |
| | | | 労働保険特別会計へ繰入 | 雇用調整助成金の特例措置に必要な経費 | R2.10.16 | 348,716 | 752,238 | － | － | － | 1,100,954 | 1,100,028 | － | 925 |
| 厚生労働省 | 厚生労働本省 | 生活保護等対策費 | | | | | 3,594,544 | 1,669 | － | － | 4,675,327 | 3,871,406 | 685,266 | 118,654 |
| | | | 医療扶助費等負担金 | 新型コロナウイルス感染症対策に係る後期高齢者医療給付費負担金等に必要な経費 | R2.4.24※ | 3,529 | 1,430,967 | － | － | － | 1,436,799 | 1,365,972 | － | 70,826 |
| | | | | 後期高齢者医療給付費負担金等に必要な経費 | R2.5.26※ | 2,161 | | | | | | | | |
| | | | | 後期高齢者医療給付費負担金等に必要な経費 | R2.9.15 | 141 | | | | | | | | |
| | | | 生活困窮者自立相談支援事業費等負担金 | 生活困窮者住居確保給付金の支給に必要な経費 | R2.9.15 | 21,891 | 32,803 | － | － | － | 54,695 | 51,473 | － | 3,221 |
| 厚生労働省 | 厚生労働本省 | 障害保健福祉費 | | | | | 2,147,560 | 2,673 | － | － | 2,150,461 | 2,019,278 | 2,663 | 128,519 |
| | | | 精神障害者医療保護入院費補助金 | 新型コロナウイルス感染症対策に係る後期高齢者医療給付費負担金等に必要な経費 | R2.4.24※ | 0 | 274 | － | － | － | 276 | 276 | － | － |
| | | | | 後期高齢者医療給付費負担金等に必要な経費 | R2.5.26※ | 0 | | | | | | | | |
| | | | | 後期高齢者医療給付費負担金等に必要な経費 | R2.9.15 | 0 | | | | | | | | |
| | | | 精神障害者措置入院費負担金 | 新型コロナウイルス感染症対策に係る後期高齢者医療給付費負担金等に必要な経費 | R2.4.24※ | 12 | 5,087 | － | － | － | 5,107 | 5,102 | － | 5 |
| | | | | 後期高齢者医療給付費負担金等に必要な経費 | R2.5.26※ | 7 | | | | | | | | |
| | | | | 後期高齢者医療給付費負担金等に必要な経費 | R2.9.15 | 0 | | | | | | | | |
| 厚生労働省 | 厚生労働本省 | 国際機関活動推進費 | | | | | 40,852 | － | － | － | 58,029 | 56,623 | 1,375 | 30 |
| | | | 新型コロナウイルス感染症ワクチングローバルアクセスファシリティ拠出金 | 新型コロナウイルス感染症に係るワクチンを共同購入する国際的な仕組みへの参加に必要な経費 | R2.9.15 | 17,176 | － | － | － | － | 17,176 | 17,176 | － | － |
| 厚生労働省 | 検疫所 | 検疫業務等実施費 | | | | | 67,824 | － | － | － | 100,867 | 44,960 | 54,244 | 1,661 |
| | | | 検疫旅費 | 検疫業務の実施に必要な経費 | R2.8.7 | 71 | 133 | － | － | － | 205 | 151 | － | 53 |
| 厚生労働省 | 都道府県労働局 | 高齢者等雇用安定・促進費 | | | | | 14,780 | － | － | － | 14,904 | 7,415 | － | 7,489 |
| | | | 障害者等雇用安定促進業務諸謝金 | 新型コロナウイルス感染症対策に係る助成金等の支給等に必要な経費 | R2.4.7※ | 124 | 9,212 | － | － | － | 9,336 | 4,400 | － | 4,936 |
| 経済産業省 | 経済産業本省 | 地域経済活性化対策費 | | | | | 432,204 | 604 | － | － | 518,808 | 518,519 | － | 288 |
| | | | 国内立地推進事業費補助金 | サプライチェーン対策のための国内投資促進事業に必要な経費 | R2.10.16 | 86,000 | 430,800 | － | － | － | 516,800 | 516,800 | － | － |
| 計 | | 9 | | | | | 23,110,558 | 33,585 | － | － | 27,178,724 | 23,005,379 | 3,800,320 | 373,025 |
| | | 16 | 11 | | | 1,243,894 | 12,175,282 | － | － | － | 13,419,177 | 13,339,207 | － | 79,969 |
| 合計 | | 24 | | | | | 38,391,713 | 337,929 | － | － | 47,967,161 | 34,762,056 | 12,583,583 | 621,521 |
| | | 46 | 41 | | | 9,225,849 | 29,045,239 | 34,483 | 942,000 | － | 39,247,572 | 28,284,219 | 10,757,363 | 205,989 |

注(1) 本表は、該当の予算科目について執行状況等を示したものである（別図表4において同じ。）。

注(2) 「移替増△減額」は、決算書における予算決定後移替増△減額を示している（別図表4において同じ。）。

別図表3　コロナ対策予備費の使用状況（令和3年度）

（単位：事項、項、目、百万円）

| 予備費使用事項 | | | 組織 | 予算科目 | | 予備費使用額 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 所管 | 使用決定日 | 事項 | | 項 | 目 | |
| 内閣府 | R3.4.30 ※ | 地域の実情に応じた事業者への支援等に必要な経費 | 内閣本府 | 新型コロナウイルス感染症対応地方創生推進費 | 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 | 500,000 |
| 内閣府 | R3.11.26 | 子育て世帯等臨時特別支援事業に必要な経費 | 内閣本府 | 子育て世帯等臨時特別支援事業費 | 職員旅費 | 4 |
| | | | | | 庁費 | 507 |
| | | | | | 子育て世帯等臨時特別支援事業費補助金 | 730,554 |
| 内閣府 | R4.3.25 ※ | 住民税非課税世帯等に対する給付金の支給に必要な経費 | 内閣本府 | 子育て世帯等臨時特別支援事業費 | 子育て世帯等臨時特別支援事業費補助金 | 105,408 |
| 文部科学省 | R3.8.27 | 文化芸術活動の充実支援事業に必要な経費 | 文化庁 | 文化振興費 | 文化芸術振興委託費 | 424 |
| | | | | | 文化芸術振興費補助金 | 17,576 |
| 厚生労働省 | R3.5.14 ※ | 新型コロナウイルス感染症に係るワクチンの確保に必要な経費 | 厚生労働本省 | 感染症対策費 | 新型コロナウイルスワクチン等生産体制整備臨時特例交付金 | 511,953 |
| 厚生労働省 | R3.8.27 | 新型コロナウイルス感染症治療薬の確保に必要な経費 | 厚生労働本省 | 感染症対策費 | 医薬品買上費 | 235,159 |
| 厚生労働省 | R3.8.27 | 新型コロナウイルス感染症に係るワクチンの確保等に必要な経費 | 厚生労働本省 | 感染症対策費 | 新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費臨時補助金 | 330,107 |
| | | | | | 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金 | 81,834 |
| | | | | | 新型コロナウイルスワクチン等生産体制整備臨時特例交付金 | 429,560 |
| 厚生労働省 | R3.8.27 | 後期高齢者医療給付費負担金等に必要な経費 | 厚生労働本省 | 医療保険給付諸費 | 全国健康保険協会保険給付費等補助金 | 288 |
| | | | | | 国民健康保険組合療養給付費補助金 | 43 |
| | | | | | 後期高齢者医療給付費等負担金 | 938 |
| | | | | | 国民健康保険療養給付費等負担金 | 417 |
| | | | | | 後期高齢者医療財政調整交付金 | 305 |
| | | | | | 国民健康保険財政調整交付金 | 143 |
| | | | | 障害保健福祉費 | 精神障害者医療保護入院費補助金 | 0 |
| | | | | | 精神障害者措置入院費負担金 | 1 |
| 厚生労働省 | R3.8.27 | 緊急雇用安定助成金等の支給に必要な経費 | 厚生労働本省 | 高齢者等雇用安定・促進費 | 職業転換等特別給付金 | 84,078 |
| 厚生労働省 | R3.8.27 | 個人向け緊急小口資金等の特例貸付に必要な経費 | 厚生労働本省 | 生活保護等対策費 | 生活困窮者就労準備支援事業費等補助金 | 154,896 |

| 予備費使用事項 | | | 組織 | 予算科目 | | 予備費使用額 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 所管 | 使用決定日 | 事項 | | 項 | 目 | |
| 厚生労働省 | R3.8.27 | 検疫業務の実施に必要な経費 | 検疫所 | 検疫業務等実施費 | 検疫旅費 | 86 |
| | | | | | 検疫庁費 | 24,045 |
| 厚生労働省 | R4.3.25 ※ | 新型コロナウイルス感染症に係る抗原検査キットの安定的な供給の推進に必要な経費 | 厚生労働本省 | 感染症対策費 | 医薬品買上費 | 92,864 |
| 厚生労働省 | R4.3.25 ※ | 新型コロナウイルス感染症治療薬の確保等に必要な経費 | 厚生労働本省 | 感染症対策費 | 疾病予防対策事業費等補助金 | 15,000 |
| | | | | | 新型コロナウイルスワクチン等生産体制整備臨時特例交付金 | 424,693 |
| 厚生労働省 | R4.3.25 ※ | 新型コロナウイルス感染症に係るワクチンの確保に必要な経費 | 厚生労働本省 | 感染症対策費 | 新型コロナウイルスワクチン等生産体制整備臨時特例交付金 | 667,004 |
| 厚生労働省 | R4.3.25 ※ | 検疫業務の実施に必要な経費 | 検疫所 | 検疫業務等実施費 | 検疫庁費 | 147,944 |
| 経済産業省 | R3.8.27 | コンテンツグローバル需要創出促進事業に必要な経費 | 経済産業本省 | クールジャパン推進費 | コンテンツ産業等強化事業費補助金 | 62,731 |
| 計 | | 16 | | 10 | 24 | 4,618,574 |

別図表4　令和3年度コロナ対策予備費の使用決定により予算が配賦されるなどした予算科目の執行状況（3年度）

（単位：項、目、事項、百万円）

| 所管 | 組織 | 予算科目 | | コロナ関係予備費の使用決定による予算の配賦 | | | | 歳出予算額 | 前年度繰越額 | 流用等増△減額 | 移替増△減額 | 予算現額 | 支出済額 | 翌年度繰越額 | 不用額 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 項 | 目 | 年度 | 使用決定日 | 事項 | 予備費使用額 | | | | | | | | |
| 内閣 | 内閣官房 | | | | | | | 42,704 | 22,952 | － | △3,691 | 61,965 | 50,518 | 7,632 | 3,813 |
| | | 内閣官房共通費 | 庁費 | 2 | R3.2.9 ※ | 新型コロナウイルスの市中感染状況の把握に必要な経費 | 8,085 | 8,093 | 12,089 | － | － | 20,183 | 14,438 | 5,626 | 118 |
| 内閣府 | 内閣本府 | | | | | | | 13,415 | 7,511 | － | － | 31,120 | 25,244 | 5,065 | 811 |
| | | 政府広報費 | 啓発広報費 | 2 | R3.3.23 ※ | 戦略的な政府広報に必要な経費 | 5,044 | 12,745 | 7,511 | － | － | 30,450 | 24,597 | 5,065 | 787 |
| 内閣府 | 内閣本府 | | | | | | | 4,445,461 | 2,868,083 | － | △3,368,083 | 4,445,461 | － | 4,445,461 | － |
| | | 新型コロナウイルス感染症対応地方創生推進費 | 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 | 2 | R2.12.25 | 営業時間の短縮等協力要請の支援に必要な経費 | 216,916 | 2,702,047 | 2,868,083 | △1,406,571 | △3,368,083 | 1,295,475 | － | 1,295,475 | － |
| | | | | 2 | R3.1.15 | 営業時間の短縮等協力要請の支援に必要な経費 | 741,785 | | | | | | | | |
| | | | | 2 | R3.2.9 ※ | 営業時間の短縮等協力要請の支援に必要な経費 | 880,153 | | | | | | | | |
| | | | | 2 | R3.3.23 ※ | 営業時間の短縮等協力要請の支援に必要な経費 | 1,540,251 | | | | | | | | |
| | | | | 3 | R3.4.30 ※ | 地域の実情に応じた事業者への支援等に必要な経費 | 500,000 | | | | | | | | |
| | | | 新型コロナウイルス感染症対応協力要請推進交付金 | － | － | － | － | 1,500,000 | － | 1,406,571 | － | 2,906,571 | － | 2,906,571 | － |
| 内閣府 | 内閣本府 | | | | | | | 2,936 | 1,654 | － | － | 4,590 | 818 | 2,014 | 1,757 |
| | | 共生社会政策費 | 地域子供の未来応援交付金 | 2 | R3.3.23 ※ | 子供の居場所づくりに必要な経費 | 1,365 | 2,167 | 1,650 | － | － | 3,817 | 309 | 2,014 | 1,494 |
| 内閣府 | 内閣本府 | | | | | | | 2,243 | 2,293 | － | － | 4,536 | 2,093 | 1,231 | 1,212 |
| | | 男女共同参画社会形成促進費 | 地域女性活躍推進交付金 | 2 | R3.3.23 ※ | 女性に寄り添った相談支援等に必要な経費 | 1,350 | 675 | 1,520 | － | － | 2,195 | 804 | 535 | 855 |

| 所管 | 組織 | 予算科目 | | コロナ関係予備費の使用決定による予算の配賦 | | | | 歳出予算額 | 前年度繰越額 | 流用等増△減額 | 移替増△減額 | 予算現額 | 支出済額 | 翌年度繰越額 | 不用額 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 項 | 目 | 年度 | 使用決定日 | 事項 | 予備費使用額 | | | | | | | | |
| 内閣府 | 内閣本府 | | | | | | | 2,648,528 | － | － | － | 3,485,003 | 2,910,723 | 552,418 | 21,861 |
| | | 子育て世帯等臨時特別支援事業費 | 職員旅費 | 3 | R3.11.26 | 子育て世帯等臨時特別支援事業に必要な経費 | 4 | 3 | － | － | － | 8 | － | 8 | － |
| | | | 庁費 | 3 | R3.11.26 | 子育て世帯等臨時特別支援事業に必要な経費 | 507 | 3,903 | － | － | － | 4,411 | 90 | 4,321 | － |
| | | | 子育て世帯等臨時特別支援事業費補助金 | 3 | R3.11.26 | 子育て世帯等臨時特別支援事業に必要な経費 | 730,554 | 2,644,621 | － | － | － | 3,480,584 | 2,910,633 | 548,089 | 21,861 |
| | | | | 3 | R4.3.25 ※ | 住民税非課税世帯等に対する給付金の支給に必要な経費 | 105,408 | | | | | | | | |
| 総務省 | 総務本省 | | | | | | | 2,351,425 | 2,395,840 | － | 3,368,083 | 8,115,350 | 6,822,963 | 1,256,653 | 35,733 |
| | | 新型コロナウイルス感染症対応地方創生推進費 | 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 | － | － | － | － | 2,274,839 | 2,395,840 | － | 3,368,083 | 8,038,764 | 6,819,009 | 1,184,122 | 35,631 |
| 文部科学省 | 文部科学本省 | | | | | | | 177,785 | 1,322 | － | － | 179,107 | 170,391 | 8,541 | 174 |
| | | 育英事業費 | 学生支援緊急給付金給付事業費補助金 | 2 | R2.5.19 ※ | 学生支援緊急給付金給付事業に必要な経費 | 53,112 | 67,531 | 257 | － | － | 67,788 | 61,636 | 6,041 | 110 |
| 文部科学省 | 文化庁 | | | | | | | 92,323 | 60,392 | － | － | 170,716 | 90,734 | 69,699 | 10,282 |
| | | 文化振興費 | 文化芸術振興委託費 | 3 | R3.8.27 | 文化芸術活動の充実支援事業に必要な経費 | 424 | 24,613 | 4,980 | － | － | 30,018 | 16,172 | 12,380 | 1,465 |
| | | | 文化芸術振興費補助金 | 3 | R3.8.27 | 文化芸術活動の充実支援事業に必要な経費 | 17,576 | 66,821 | 37,804 | － | － | 122,202 | 57,338 | 57,318 | 7,545 |

| 所管 | 組織 | 予算科目 | | コロナ関係予備費の使用決定による予算の配賦 | | | | 歳出予算額 | 前年度繰越額 | 流用等増△減額 | 移替増△減額 | 予算現額 | 支出済額 | 翌年度繰越額 | 不用額 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 項 | 目 | 年度 | 使用決定日 | 事項 | 予備費使用額 | | | | | | | | |
| 厚生労働省 | 厚生労働本省 | | | | | | | 4,827,960 | 3,043,009 | － | － | 10,659,148 | 8,416,326 | 2,007,289 | 235,532 |
| | | 感染症対策費 | 健康対策関係業務庁費 | 2 | R2.4.7 ※ | 新型コロナウイルス感染症対策に係る布製マスクの緊急配布等に必要な経費 | 43,733 | 69,598 | 206,486 | － | － | 276,085 | 136,129 | 113,044 | 26,911 |
| | | | | 2 | R2.5.26 ※ | 医療機関等への医療用マスク・ガウン等の優先配布に必要な経費 | 168,010 | | | | | | | | |
| | | | | 2 | R2.9.15 | 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援等に必要な経費 | 1,490 | | | | | | | | |
| | | | | 2 | R2.9.15 | 新型コロナウイルス感染症に係るワクチンの確保等に必要な経費 | 104 | | | | | | | | |
| | | | | 2 | R2.12.25 | 新型コロナウイルス感染症患者の更なる病床確保を行う医療機関に対する緊急支援に必要な経費 | 500 | | | | | | | | |
| | | | ワクチン等購入費 | 2 | R2.9.15 | 新型コロナウイルス感染症に係るワクチンの確保等に必要な経費 | 4,600 | 463 | 2,996 | － | － | 3,459 | 2,853 | － | 606 |
| | | | 医薬品等保管料 | 2 | R2.9.15 | 新型コロナウイルス感染症に係るワクチンの確保等に必要な経費 | 355 | 2,213 | 2,437 | － | － | 4,650 | 1,538 | 2,065 | 1,046 |

| 所管 | 組織 | 予算科目 | | コロナ関係予備費の使用決定による予算の配賦 | | | | 歳出予算額 | 前年度繰越額 | 流用等増△減額 | 移替増△減額 | 予算現額 | 支出済額 | 翌年度繰越額 | 不用額 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 項 | 目 | 年度 | 使用決定日 | 事項 | 予備費使用額 | | | | | | | | |
| 厚生労働省 | 厚生労働本省 | 感染症対策費 | 医薬品買上費 | 3 | R3.8.27 | 新型コロナウイルス感染症治療薬の確保に必要な経費 | 235,159 | 6,363 | 84,553 | 132,806 | － | 551,746 | 313,085 | 232,502 | 6,159 |
| | | | | 3 | R4.3.25 ※ | 新型コロナウイルス感染症に係る抗原検査キットの安定的な供給の推進に必要な経費 | 92,864 | | | | | | | | |
| | | | 新型コロナウイルス感染症医療提供体制確保支援補助金 | 2 | R2.9.15 | 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援等に必要な経費 | 279,508 | 68,432 | 448,056 | － | － | 516,488 | 348,454 | 55,368 | 112,665 |
| | | | | 2 | R2.12.25 | 新型コロナウイルス感染症患者の更なる病床確保を行う医療機関に対する緊急支援に必要な経費 | 268,798 | | | | | | | | |
| | | | 疾病予防対策事業費等補助金 | 2 | R2.9.15 | 重症化リスクの高い高齢者等の検査費用の助成に必要な経費 | 5,137 | 23,585 | 22,827 | － | － | 61,413 | 20,366 | 30,752 | 10,293 |
| | | | | 3 | R4.3.25 ※ | 新型コロナウイルス感染症治療薬の確保等に必要な経費 | 15,000 | | | | | | | | |

| 所管 | 組織 | 予算科目 | | コロナ関係予備費の使用決定による予算の配賦 | | | | 歳出予算額 | 前年度繰越額 | 流用等増△減額 | 移替増△減額 | 予算現額 | 支出済額 | 翌年度繰越額 | 不用額 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 項 | 目 | 年度 | 使用決定日 | 事項 | 予備費使用額 | | | | | | | | |
| 厚生労働省 | 厚生労働本省 | 感染症対策費 | 新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費臨時補助金 | 2 | R2.9.15 | 新型コロナウイルス感染症に係るワクチンの確保等に必要な経費 | 16,997 | 759,776 | 311,089 | △132,806 | － | 1,268,167 | 734,629 | 504,677 | 28,859 |
| | | | | 3 | R3.8.27 | 新型コロナウイルス感染症に係るワクチンの確保等に必要な経費 | 330,107 | | | | | | | | |
| | | | 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金 | 2 | R2.9.15 | 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援等に必要な経費 | 916,882 | 2,031,423 | 1,513,979 | － | － | 3,627,237 | 2,906,866 | 700,221 | 20,149 |
| | | | | 3 | R3.8.27 | 新型コロナウイルス感染症に係るワクチンの確保等に必要な経費 | 81,834 | | | | | | | | |
| | | | 新型コロナウイルスワクチン等生産体制整備臨時特例交付金 | 3 | R3.5.14 ※ | 新型コロナウイルス感染症に係るワクチンの確保に必要な経費 | 511,953 | 926,306 | － | － | － | 2,959,518 | 2,959,518 | － | － |
| | | | | 3 | R3.8.27 | 新型コロナウイルス感染症に係るワクチンの確保等に必要な経費 | 429,560 | | | | | | | | |
| | | | | 3 | R4.3.25 ※ | 新型コロナウイルス感染症治療薬の確保等に必要な経費 | 424,693 | | | | | | | | |
| | | | | 3 | R4.3.25 ※ | 新型コロナウイルス感染症に係るワクチンの確保に必要な経費 | 667,004 | | | | | | | | |

| 所管 | 組織 | 予算科目 | | コロナ関係予備費の使用決定による予算の配賦 | | | | 歳出予算額 | 前年度繰越額 | 流用等増△減額 | 移替増△減額 | 予算現額 | 支出済額 | 翌年度繰越額 | 不用額 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 項 | 目 | 年度 | 使用決定日 | 事項 | 予備費使用額 | | | | | | | | |
| 厚生労働省 | 厚生労働本省 | | | | | | | 10,145,399 | 13,760 | － | － | 10,161,296 | 10,125,147 | 17,000 | 19,147 |
| | | 医療保険給付諸費 | 全国健康保険協会保険給付費等補助金 | 3 | R3.8.27 | 後期高齢者医療給付費負担金等に必要な経費 | 288 | 1,238,428 | － | － | － | 1,238,716 | 1,238,716 | － | － |
| | | | 国民健康保険組合療養給付費補助金 | 3 | R3.8.27 | 後期高齢者医療給付費負担金等に必要な経費 | 43 | 187,475 | － | － | － | 187,519 | 187,519 | － | － |
| | | | 後期高齢者医療給付費等負担金 | 3 | R3.8.27 | 後期高齢者医療給付費負担金等に必要な経費 | 938 | 4,020,991 | － | － | － | 4,021,929 | 4,021,929 | － | － |
| | | | 国民健康保険療養給付費等負担金 | 3 | R3.8.27 | 後期高齢者医療給付費負担金等に必要な経費 | 417 | 1,790,943 | － | － | － | 1,791,360 | 1,791,360 | － | － |
| | | | 後期高齢者医療財政調整交付金 | 3 | R3.8.27 | 後期高齢者医療給付費負担金等に必要な経費 | 305 | 1,308,733 | － | － | － | 1,309,038 | 1,309,038 | － | － |
| | | | 国民健康保険財政調整交付金 | 3 | R3.8.27 | 後期高齢者医療給付費負担金等に必要な経費 | 143 | 614,459 | － | － | － | 614,602 | 614,602 | － | － |
| 厚生労働省 | 厚生労働本省 | | | | | | | 311,089 | 210,614 | － | － | 605,783 | 350,181 | 240,204 | 15,397 |
| | | 高齢者等雇用安定・促進費 | 職業転換等特別給付金 | 2 | R2.4.7 ※ | 新型コロナウイルス感染症対策に係る助成金等の支給等に必要な経費 | 13,792 | 251,432 | 208,945 | － | － | 544,457 | 341,464 | 188,953 | 14,039 |
| | | | | 2 | R2.10.16 | 雇用調整助成金の特例措置に必要な経費 | 90,385 | | | | | | | | |
| | | | | 2 | R3.3.23 ※ | 新型コロナウイルス感染症対応休業給付金の支給に必要な経費 | 29,417 | | | | | | | | |
| | | | | 3 | R3.8.27 | 緊急雇用安定助成金等の支給に必要な経費 | 84,078 | | | | | | | | |

| 所管 | 組織 | 予算科目 | | コロナ関係予備費の使用決定による予算の配賦 | | | | 歳出予算額 | 前年度繰越額 | 流用等増△減額 | 移替増△減額 | 予算現額 | 支出済額 | 翌年度繰越額 | 不用額 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 項 | 目 | 年度 | 使用決定日 | 事項 | 予備費使用額 | | | | | | | | |
| 厚生労働省 | 厚生労働本省 | 高齢者等雇用安定・促進費 | 高齢者等雇用安定促進事業委託費 | 2 | R2.4.7 ※ | 新型コロナウイルス感染症対策に係る助成金等の支給等に必要な経費 | 171 | 51,338 | 987 | － | － | 52,326 | 851 | 51,250 | 224 |
| 厚生労働省 | 厚生労働本省 | 母子家庭等対策費 | | | | | | 178,009 | 536 | － | － | 178,546 | 162,160 | 1,741 | 14,644 |
| | | | 母子家庭等対策費補助金 | 2 | R2.12.11 | ひとり親世帯臨時特別給付金給付事業に必要な経費 | 73,689 | 18,221 | 536 | － | － | 18,757 | 12,012 | 1,741 | 5,004 |
| 厚生労働省 | 厚生労働本省 | 生活保護等対策費 | | | | | | 3,484,711 | 685,266 | － | － | 4,324,874 | 3,819,934 | 396,433 | 108,505 |
| | | | 生活困窮者就労準備支援事業費等補助金 | 2 | R2.8.7 | 個人向け緊急小口資金等の特例措置に必要な経費 | 177,691 | 497,739 | 452,708 | － | － | 1,105,344 | 804,075 | 299,744 | 1,523 |
| | | | | 2 | R2.9.15 | 個人向け緊急小口資金等の特例措置の延長に必要な経費 | 314,243 | | | | | | | | |
| | | | | 2 | R3.3.23 ※ | 個人向け緊急小口資金等の特例措置の延長に必要な経費 | 340,992 | | | | | | | | |
| | | | | 3 | R3.8.27 | 個人向け緊急小口資金等の特例貸付に必要な経費 | 154,896 | | | | | | | | |
| | | | 新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金 | 2 | R3.3.23 ※ | 子育て世帯生活支援特別給付金給付事業に必要な経費 | 217,461 | 99,751 | 232,429 | 58,901 | － | 391,082 | 256,899 | 96,444 | 37,738 |
| | | | | 2 | R3.3.23 ※ | 自殺防止対策事業に必要な経費 | 1,000 | | | | | | | | |

| 所管 | 組織 | 予算科目 | | コロナ関係予備費の使用決定による予算の配賦 | | | | 歳出予算額 | 前年度繰越額 | 流用等増△減額 | 移替増△減額 | 予算現額 | 支出済額 | 翌年度繰越額 | 不用額 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 項 | 目 | 年度 | 使用決定日 | 事項 | 予備費使用額 | | | | | | | | |
| 厚生労働省 | 厚生労働本省 | | | | | | | 2,266,168 | 2,663 | － | － | 2,268,832 | 2,148,066 | 50,306 | 70,459 |
| | | 障害保健福祉費 | 精神障害者医療保護入院費補助金 | 3 | R3.8.27 | 後期高齢者医療給付費負担金等に必要な経費 | 0 | 259 | － | － | － | 259 | 259 | － | － |
| | | | 精神障害者措置入院費負担金 | 3 | R3.8.27 | 後期高齢者医療給付費負担金等に必要な経費 | 1 | 5,458 | － | － | － | 5,459 | 5,459 | － | － |
| 厚生労働省 | 検疫所 | | | | | | | 83,935 | 54,244 | － | － | 310,256 | 154,962 | 148,027 | 7,267 |
| | | 検疫業務等実施費 | 検疫旅費 | 3 | R3.8.27 | 検疫業務の実施に必要な経費 | 86 | 62 | － | － | － | 148 | 131 | － | 16 |
| | | | 検疫庁費 | 2 | R2.8.7 | 検疫業務の実施に必要な経費 | 32,970 | 83,629 | 54,244 | － | － | 309,864 | 154,613 | 148,027 | 7,224 |
| | | | | 3 | R3.8.27 | 検疫業務の実施に必要な経費 | 24,045 | | | | | | | | |
| | | | | 3 | R4.3.25 ※ | 検疫業務の実施に必要な経費 | 147,944 | | | | | | | | |
| 農林水産省 | 農林水本省 | | | | | | | 20,611 | 194,918 | － | － | 215,530 | 135,165 | 26,308 | 54,056 |
| | | 消費者・食農連携深化対策費注(1) | 消費者・食農連携深化対策事業費補助金注(2) | 2 | R3.3.23 ※ | 食品受入能力向上緊急支援事業に必要な経費 | 394 | 19,009 | 55,866 | － | － | 74,875 | 37,670 | 19,000 | 18,204 |
| | | | 経営継続対策事業費補助金 | 2 | R2.10.16 | 農林漁業者の経営継続支援に必要な経費 | 24,079 | － | 86,552 | － | － | 86,552 | 72,448 | 2,880 | 11,222 |
| 経済産業省 | 経済産業本省 | | | | | | | 301,482 | 31,055 | － | － | 332,537 | 324,798 | 3,129 | 4,610 |
| | | ものづくり産業振興費 | 中小企業経営支援等対策費補助金 | 2 | R2.9.15 | 感染症対策関連物資生産設備補助事業に必要な経費 | 1,739 | 1,082 | 4,300 | － | － | 5,382 | 1,014 | － | 4,367 |
| | | | 医療研究開発推進事業費補助金 | 2 | R2.9.15 | 早期かつ大量の感染症検査の実現に向けた実証事業に必要な経費 | 1,897 | 16,342 | 817 | － | － | 17,160 | 17,115 | 44 | － |

| 所管 | 組織 | 予算科目 | | コロナ関係予備費の使用決定による予算の配賦 | | | | 歳出予算額 | 前年度繰越額 | 流用等増△減額 | 移替増△減額 | 予算現額 | 支出済額 | 翌年度繰越額 | 不用額 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 項 | 目 | 年度 | 使用決定日 | 事項 | 予備費使用額 | | | | | | | | |
| 経済産業省 | 経済産業本省 | サービス産業強化費 | | | | | | 44,068 | 1,051,410 | − | − | 1,095,478 | 114,114 | 80,595 | 900,768 |
| | | | サービス産業消費喚起事業給付金 | 2 | R2.12.11 | サービス産業消費喚起キャンペーン事業に必要な経費 | 311,929 | 30,687 | 872,892 | − | − | 903,580 | 44,431 | 30,687 | 828,461 |
| | | | サービス産業消費喚起事業委託費 | − | − | − | − | 8,120 | 175,349 | − | − | 183,469 | 63,945 | 47,908 | 71,615 |
| 経済産業省 | 経済産業本省 | クールジャパン推進費 | | | | | | 59,844 | 86,189 | − | − | 208,765 | 86,782 | 117,207 | 4,775 |
| | | | コンテンツ産業等強化事業費補助金 | 2 | R3.3.23 ※ | コンテンツグローバル需要創出促進事業に必要な経費 | 31,452 | 55,802 | 83,292 | − | − | 201,827 | 81,973 | 116,527 | 3,325 |
| | | | | 3 | R3.8.27 | コンテンツグローバル需要創出促進事業に必要な経費 | 62,731 | | | | | | | | |
| 経済産業省 | 中小企業庁 | 経営革新・創業促進費 | | | | | | 3,474,443 | 1,908,030 | − | − | 5,382,474 | 2,320,388 | 2,943,454 | 118,631 |
| | | | 新型コロナウイルス感染症対策中小企業等持続化給付金 | 2 | R2.8.7 | 持続化給付金の支給に必要な経費 | 915,000 | 2,492,294 | 648,539 | △41,306 | − | 3,099,527 | 1,051,020 | 1,965,470 | 83,035 |
| | | | | 2 | R3.2.9 ※ | 一時支援金の支給に必要な経費 | 249,000 | | | | | | | | |
| | | | 中小企業経営支援等対策委託費 | − | − | − | − | 330,531 | 86,752 | 41,306 | − | 458,590 | 93,848 | 349,977 | 14,763 |
| 国土交通省 | 国土交通本省 | 住宅市場整備推進費 | | | | | | 125,438 | 848 | − | − | 126,286 | 126,060 | − | 226 |
| | | | 住宅市場整備推進等事業費補助金 | 2 | R3.3.23 ※ | 居住支援協議会等活動支援事業に必要な経費 | 460 | 5,740 | 517 | − | − | 6,257 | 6,055 | − | 201 |
| 計 | | 22 | | | | | | 35,099,988 | 12,642,600 | − | △3,691 | 52,367,665 | 38,357,576 | 12,380,417 | 1,629,671 |
| | | | 47 | | | 50 | 12,600,530 | 26,324,759 | 10,886,901 | 58,901 | − | 41,899,329 | 29,536,935 | 10,984,864 | 1,377,529 |

注(1) 令和2年度は(項)国産農産物消費拡大対策費

注(2) 令和2年度は(目)国産農産物消費拡大対策事業費補助金

別図表5　コロナ関係予備費の使用決定により予算が配賦された事業における予算現額等の状況

（単位：百万円）

| 事業 | | | 予備費使用事項 | | | 予算現額及び財源内訳の状況 | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | | 令和2年度 | | | | | 3年度 | | | | |
| 事業番号注(1) | 所管 | 事業名 | 事項 | 使用決定日 | 予備費使用額 | 予算現額 | 歳出予算額 | 前年度繰越額 | 予備費使用額 | 予算異動額注(2) | 予算現額 | 歳出予算額 | 前年度繰越額 | 予備費使用額 | 予算異動額注(2) |
| 1 | 内閣（内閣官房） | 感染症対策新技術導入調査費（早期探知のためのデータ収集及び整理（先行分））、ポストコロナ時代の実現に向けた主要技術の実証・導入に係る調査研究 | 新型コロナウイルスの市中感染状況の把握に必要な経費 | R3.2.9※ | 8,085 | 11,132 | 3,046 | － | 8,085 | － | 11,132 | － | 11,132 | － | － |
| 2 | 内閣府 | 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（協力要請推進枠等交付金）注(3) | 営業時間の短縮等協力要請の支援に必要な経費 | R2.12.25 | 216,916 | 1,750,253<br>(1,878,854) | 250,000<br>(－) | －<br>(－) | 3,379,107<br>(－) | △1,878,854<br>(1,878,854) | 2,906,571<br>(5,383,014) | 4,976,886<br>(－) | 1,750,253<br>(1,561,305) | －<br>(－) | △3,820,568<br>(3,821,708) |
| | | | 営業時間の短縮等協力要請の支援に必要な経費 | R3.1.15 | 741,785 | | | | | | | | | | |
| | | | 営業時間の短縮等協力要請の支援に必要な経費 | R3.2.9※ | 880,153 | | | | | | | | | | |
| | | | 営業時間の短縮等協力要請の支援に必要な経費 | R3.3.23※ | 1,540,251 | | | | | | | | | | |
| 3 | 内閣府 | 戦略的広報費（新型コロナウイルス感染症対策に関する広報） | 戦略的な政府広報に必要な経費 | R3.3.23※ | 5,044 | 17,501 | 12,457 | － | 5,044 | － | 12,576 | 5,065 | 7,511 | － | － |
| 4 | 内閣府 | 地域子供の未来応援交付金 | 子供の居場所づくりに必要な経費 | R3.3.23※ | 1,365 | 1,924 | 301 | 258 | 1,365 | － | 3,817 | 2,167 | 1,650 | － | － |
| 5 | 内閣府 | 地域女性活躍推進事業（つながりサポート型） | 女性に寄り添った相談支援等に必要な経費 | R3.3.23※ | 1,350 | 1,350 | － | － | 1,350 | － | 1,875 | 525 | 1,350 | － | － |
| 6 | 内閣府 | 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（事業者支援交付金）注(3) | 地域の実情に応じた事業者への支援等に必要な経費 | R3.4.30※ | 500,000 | － | － | － | － | － | －<br>(599,959) | －<br>(－) | －<br>(－) | 500,000<br>(－) | △500,000<br>(599.959) |
| 7 | 内閣府 | 子育て世帯等臨時特別支援事業（子育て世帯への臨時特別給付） | 子育て世帯等臨時特別支援事業に必要な経費 | R3.11.26 | 731,066 | － | － | － | － | － | 1,947,308 | 1,216,241 | － | 731,066 | － |
| 8 | 内閣府 | 子育て世帯等臨時特別支援事業（住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金） | 住民税非課税世帯等に対する給付金の支給に必要な経費 | R4.3.25※ | 105,408 | － | － | － | － | － | 1,537,695 | 1,432,286 | － | 105,408 | － |

| 事業 | | | 予備費使用事項 | | | 予算現額及び財源内訳の状況 | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | | 令和2年度 | | | | | 3年度 | | | | |
| 事業番号 注(1) | 所管 | 事業名 | 事項 | 使用決定日 | 予備費使用額 | 予算現額 | 歳出予算額 | 前年度繰越額 | 予備費使用額 | 予算異動額 注(2) | 予算現額 | 歳出予算額 | 前年度繰越額 | 予備費使用額 | 予算異動額 注(2) |
| 9 | 文部科学省 | 学生支援緊急給付金給付事業（「学びの継続」のための『学生支援緊急給付金』） | 学生支援緊急給付金給付事業に必要な経費 | R2.5.19※ | 53,112 | 53,112 | － | － | 53,112 | － | 257 | － | 257 | － | － |
| 10 | 文部科学省（文化庁） | ARTS for the future! 事業 | 文化芸術活動の充実支援事業に必要な経費 | R3.8.27 | 18,001 | － | － | － | － | － | 42,368 | － | 24,367 | 18,001 | － |
| 11 | 厚生労働省 | 全世帯への布製マスク配布 | 新型コロナウイルス感染症対策に係る布製マスクの緊急配布等に必要な経費 | R2.4.7※ | 23,314 | 26,058 | 23,314 | － | 23,314 | △20,571 | － | － | － | － | － |
| 12 | 厚生労働省 | 医療機関等へのマスク等の優先配布 | 新型コロナウイルス感染症対策に係る布製マスクの緊急配布等に必要な経費 | R2.4.7※ | 20,418 | 477,551 | 533,125 | － | 188,429 | △244,004 | 59,353 | － | 106,311 | － | △46,957 |
| | | | 医療機関等への医療用マスク・ガウン等の優先配布に必要な経費 | R2.5.26※ | 168,010 | | | | | | | | | | |
| 13 | 厚生労働省 | 新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応事業 | 新型コロナウイルス感染症対策に係る助成金等の支給等に必要な経費 | R2.4.7※ | 14,088 | 31,968 | 42,379 | － | 14,088 | △24,500 | 15,565 | 1,644 | 13,920 | － | － |
| 14 | 厚生労働省 | 個人向け緊急小口資金等の特例貸付 | 個人向け緊急小口資金等の特例措置に必要な経費 | R2.8.7 | 177,691 | 1,492,102 | 659,174 | － | 832,927 | － | 1,065,193 | 457,969 | 452,327 | 154,896 | － |
| | | | 個人向け緊急小口資金等の特例措置の延長に必要な経費 | R2.9.15 | 314,243 | | | | | | | | | | |
| | | | 個人向け緊急小口資金等の特例措置の延長に必要な経費 | R3.3.23※ | 340,992 | | | | | | | | | | |
| | | | 個人向け緊急小口資金等の特例貸付に必要な経費 | R3.8.27 | 154,896 | | | | | | | | | | |
| 15 | 厚生労働省 | 検疫体制の確保 | 検疫業務の実施に必要な経費 | R2.8.7 | 33,042 | 99,675 | 66,632 | － | 33,042 | － | 309,088 | 82,767 | 54,244 | 172,076 | － |
| | | | 検疫業務の実施に必要な経費 | R3.8.27 | 24,131 | | | | | | | | | | |
| | | | 検疫業務の実施に必要な経費 | R4.3.25※ | 147,944 | | | | | | | | | | |

| 事業 | | | 予備費使用事項 | | | 予算現額及び財源内訳の状況 | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | | 令和2年度 | | | | | 3年度 | | | | |
| 事業番号 注(1) | 所管 | 事業名 | 事項 | 使用決定日 | 予備費使用額 | 予算現額 | 歳出予算額 | 前年度繰越額 | 予備費使用額 | 予算異動額 注(2) | 予算現額 | 歳出予算額 | 前年度繰越額 | 予備費使用額 | 予算異動額 注(2) |
| 16 | 厚生労働省 | 補助金執行業務（新型コロナウイルス感染症医療提供体制確保支援補助金） | 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援等に必要な経費 | R2. 9. 15 | 1,490 | 1,990 | － | － | 1,990 | － | 1,978 | － | 1,938 | － | 40 |
| | | | 新型コロナウイルス感染症患者の更なる病床確保を行う医療機関に対する緊急支援に必要な経費 | R2. 12. 25 | 500 | | | | | | | | | | |
| 17 | 厚生労働省 | インフルエンザ流行期における発熱外来診療体制確保支援補助金（インフルエンザ流行期に備えた発熱患者の電話相談体制整備事業） | 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援等に必要な経費 | R2. 9. 15 | 3,528 | 3,528 | － | － | 3,528 | － | 3,417 | － | 3,417 | － | － |
| 18 | 厚生労働省 | 令和２年度インフルエンザ流行期における発熱外来診療体制確保支援補助金（インフルエンザ流行期に備えた発熱患者の外来診療・検査体制確保事業） | 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援等に必要な経費 | R2. 9. 15 | 206,813 | 276,512 | 69,699 | － | 206,813 | － | 168,661 | － | 168,661 | － | － |
| 19 | 厚生労働省 | 新型コロナウイルス感染症対応医療機関労災給付上乗せ補償保険加入支援事業 | 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援等に必要な経費 | R2. 9. 15 | 991 | 1,073 | 82 | － | 991 | 0 | 1,861 | 1,178 | 682 | － | － |
| 20 | 厚生労働省 | インフルエンザ流行期における新型コロナウイルス感染症疑い患者を受け入れる救急・周産期・小児医療機関体制確保事業 | 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援等に必要な経費 | R2. 9. 15 | 68,176 | 68,175 | － | － | 68,176 | △0 | 29,425 | － | 44,781 | － | △15,356 |
| 21 | 厚生労働省 | 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（医療分） | 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援等に必要な経費 | R2. 9. 15 | 916,882 | 3,973,044 | 2,953,213 | － | 916,882 | 102,948 | 3,613,820 | 2,031,423 | 1,500,562 | 81,834 | － |
| | | | 新型コロナウイルス感染症に係るワクチンの確保等に必要な経費 | R3. 8. 27 | 81,834 | | | | | | | | | | |
| 22 | 厚生労働省 | 接種体制整備に係るコールセンター設置等 | 新型コロナウイルス感染症に係るワクチンの確保等に必要な経費 | R2. 9. 15 | 104 | 12,104 | 2,418 | － | 104 | 9,582 | 9,858 | 2,307 | 7,450 | － | 100 |

| 事業 | | | 予備費使用事項 | | | 予算現額及び財源内訳の状況 | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | | 令和2年度 | | | | | 3年度 | | | | |
| 事業番号 注(1) | 所管 | 事業名 | 事項 | 使用決定日 | 予備費使用額 | 予算現額 | 歳出予算額 | 前年度繰越額 | 予備費使用額 | 予算異動額 注(2) | 予算現額 | 歳出予算額 | 前年度繰越額 | 予備費使用額 | 予算異動額 注(2) |
| 23 | 厚生労働省 | 新型コロナウイルスワクチン接種のための針・シリンジ等の購入 | 新型コロナウイルス感染症に係るワクチンの確保等に必要な経費 | R2.9.15 | 4,600 | 9,587 | 4,987 | － | 4,600 | － | 2,996 | － | 2,996 | － | － |
| 24 | 厚生労働省 | 新型コロナウイルスワクチン接種のための針・シリンジ等の保管・管理 | 新型コロナウイルス感染症に係るワクチンの確保等に必要な経費 | R2.9.15 | 355 | 2,637 | 2,282 | － | 355 | － | 4,502 | 2,065 | 2,437 | － | － |
| 25 | 厚生労働省 | 新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費臨時補助金 | 新型コロナウイルス感染症に係るワクチンの確保等に必要な経費 | R2.9.15 | 16,997 | 346,726 | 136,581 | － | 16,997 | 193,147 | 1,268,167 | 759,776 | 311,089 | 330,107 | △132,806 |
| | | | 新型コロナウイルス感染症に係るワクチンの確保等に必要な経費 | R3.8.27 | 330,107 | | | | | | | | | | |
| 26 | 厚生労働省 | 新型コロナウイルス感染症高齢者等検査助成事業 | 重症化リスクの高い高齢者等の検査費用の助成に必要な経費 | R2.9.15 | 5,137 | 9,373 | 4,235 | － | 5,137 | － | 8,051 | － | 8,051 | － | － |
| 27 | 厚生労働省 | 緊急雇用安定助成金 | 雇用調整助成金の特例措置に必要な経費 | R2.10.16 | 90,385 | 363,081 | 248,195 | － | 90,385 | 24,500 | 311,126 | 142,705 | 146,696 | 21,745 | △20 |
| | | | 緊急雇用安定助成金等の支給に必要な経費 | R3.8.27 | 21,745 | | | | | | | | | | |
| 28 | 厚生労働省 | ひとり親世帯臨時特別給付金給付事業 | ひとり親世帯臨時特別給付金給付事業に必要な経費 | R2.12.11 | 73,689 | 209,858 | 136,168 | － | 73,689 | － | － | － | － | － | － |
| 29 | 厚生労働省 | 新型コロナウイルス感染症患者等入院受入医療機関緊急支援事業 | 新型コロナウイルス感染症患者の更なる病床確保を行う医療機関に対する緊急支援に必要な経費 | R2.12.25 | 268,798 | 268,798 | － | － | 268,798 | － | 197,056 | 67,253 | 129,803 | － | － |
| 30 | 厚生労働省 | 新型コロナウイルス感染症対応休業支援給付金 | 新型コロナウイルス感染症対応休業給付金の支給に必要な経費 | R3.3.23※ | 29,417 | 109,307 | 79,889 | － | 29,417 | － | 218,751 | 107,296 | 49,121 | 62,333 | － |
| | | | 緊急雇用安定助成金等の支給に必要な経費 | R3.8.27 | 62,333 | | | | | | | | | | |
| 31 | 厚生労働省 | 低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金 | 子育て世帯生活支援特別給付金給付事業に必要な経費 | R3.3.23※ | 217,461 | 217,461 | － | － | 217,461 | － | 217,461 | － | 217,461 | － | － |
| 32 | 厚生労働省 | 新型コロナウイルス感染症に対応した自殺防止対策事業 | 自殺防止対策事業に必要な経費 | R3.3.23※ | 1,000 | 1,000 | － | － | 1,000 | － | 1,000 | － | 1,000 | － | － |

| 事業 | | | 予備費使用事項 | | | 予算現額及び財源内訳の状況 | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | | 令和2年度 | | | | | 3年度 | | | | |
| 事業番号 注(1) | 所管 | 事業名 | 事項 | 使用決定日 | 予備費使用額 | 予算現額 | 歳出予算額 | 前年度繰越額 | 予備費使用額 | 予算異動額 注(2) | 予算現額 | 歳出予算額 | 前年度繰越額 | 予備費使用額 | 予算異動額 注(2) |
| 33 | 厚生労働省 | ワクチン生産体制等緊急整備事業 | 新型コロナウイルス感染症に係るワクチンの確保に必要な経費 | R3.5.14※ | 511,953 | － | － | － | － | － | 1,676,630 | 68,112 | － | 1,608,518 | － |
| | | | 新型コロナウイルス感染症に係るワクチンの確保等に必要な経費 | R3.8.27 | 429,560 | | | | | | | | | | |
| | | | 新型コロナウイルス感染症に係るワクチンの確保に必要な経費 | R4.3.25※ | 667,004 | | | | | | | | | | |
| 34 | 厚生労働省 | 新型コロナウイルス感染症治療薬の確保（単価契約） | 新型コロナウイルス感染症治療薬の確保に必要な経費 | R3.8.27 | 235,159 | － | － | － | － | － | 390,229 | － | 19,931 | 235,159 | 135,139 |
| 35 | 厚生労働省 | 全国健康保険協会保険給付費等補助金 | 後期高齢者医療給付費負担金等に必要な経費 | R3.8.27 | 288 | － | － | － | － | － | 1,238,716 | 1,238,428 | － | 288 | － |
| 36 | 厚生労働省 | 国民健康保険組合療養給付費補助金 | 後期高齢者医療給付費負担金等に必要な経費 | R3.8.27 | 43 | － | － | － | － | － | 187,519 | 187,475 | － | 43 | － |
| 37 | 厚生労働省 | 後期高齢者医療給付費負担金 | 後期高齢者医療給付費負担金等に必要な経費 | R3.8.27 | 917 | － | － | － | － | － | 3,927,117 | 3,926,200 | － | 917 | － |
| 38 | 厚生労働省 | 高額医療費等負担金 | 後期高齢者医療給付費負担金等に必要な経費 | R3.8.27 | 20 | － | － | － | － | － | 88,425 | 88,405 | － | 20 | － |
| 39 | 厚生労働省 | 国民健康保険療養給付費負担金 | 後期高齢者医療給付費負担金等に必要な経費 | R3.8.27 | 393 | － | － | － | － | － | 1,561,701 | 1,561,307 | － | 393 | － |
| 40 | 厚生労働省 | 保険基盤安定等負担金（高額医療費負担金分） | 後期高齢者医療給付費負担金等に必要な経費 | R3.8.27 | 24 | － | － | － | － | － | 95,176 | 95,152 | － | 24 | － |
| 41 | 厚生労働省 | 後期高齢者医療財政調整交付金 | 後期高齢者医療給付費負担金等に必要な経費 | R3.8.27 | 305 | － | － | － | － | － | 1,309,038 | 1,308,733 | － | 305 | － |
| 42 | 厚生労働省 | 国民健康保険財政調整交付金 | 後期高齢者医療給付費負担金等に必要な経費 | R3.8.27 | 143 | － | － | － | － | － | 614,602 | 614,459 | － | 143 | － |
| 43 | 厚生労働省 | 精神障害者医療保護入院費補助金 | 後期高齢者医療給付費負担金等に必要な経費 | R3.8.27 | 0 | － | － | － | － | － | 259 | 259 | － | 0 | － |
| 44 | 厚生労働省 | 精神障害者措置入院費負担金 | 後期高齢者医療給付費負担金等に必要な経費 | R3.8.27 | 1 | － | － | － | － | － | 5,459 | 5,458 | － | 1 | － |
| 45 | 厚生労働省 | 新型コロナウイルス感染症抗原検査キットの確保 | 新型コロナウイルス感染症に係る抗原検査キットの安定的な供給の推進に必要な経費 | R4.3.25※ | 92,864 | － | － | － | － | － | 199,237 | － | 59,416 | 92,864 | 46,957 |
| 46 | 厚生労働省 | 新型コロナウイルス感染症治療薬実用化支援事業 | 新型コロナウイルス感染症治療薬の確保等に必要な経費 | R4.3.25※ | 15,000 | － | － | － | － | － | 15,000 | － | － | 15,000 | － |

| 事業 | | | 予備費使用事項 | | | 予算現額及び財源内訳の状況 | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | | 令和2年度 | | | | | 3年度 | | | | |
| 事業番号 注(1) | 所管 | 事業名 | 事項 | 使用決定日 | 予備費使用額 | 予算現額 | 歳出予算額 | 前年度繰越額 | 予備費使用額 | 予算異動額 注(2) | 予算現額 | 歳出予算額 | 前年度繰越額 | 予備費使用額 | 予算異動額 注(2) |
| 47 | 厚生労働省 | 新型コロナウイルス感染症治療薬確保事業（基金補助金） | 新型コロナウイルス感染症治療薬の確保等に必要な経費 | R4.3.25※ | 424,693 | － | － | － | － | － | 1,026,638 | 601,945 | － | 424,693 | － |
| 48 | 農林水産省 | 経営継続補助事業（一次募集分） | 農林漁業者の経営継続支援に必要な経費 | R2.10.16 | 24,079 | 64,118 | 20,037 | － | 24,079 | 20,002 | 27,575 | △2,299 | 29,874 | － | － |
| 49 | 農林水産本省 | 食品受入能力向上緊急支援事業 | 食品受入能力向上緊急支援事業に必要な経費 | R3.3.23※ | 394 | 394 | － | － | 394 | － | 394 | － | 394 | － | － |
| 50 | 経済産業省（中小企業庁） | 持続化給付金 | 持続化給付金の支給に必要な経費 | R2.8.7 | 915,000 | 5,546,000 | 4,095,000 | － | 915,000 | 536,000 | 4,211 | － | 4,211 | － | － |
| 51 | 経済産業省 | 早期・大量の感染症検査の実現に向けた実証事業（感染症の早期・大量診断 2次募集） | 早期かつ大量の感染症検査の実現に向けた実証事業に必要な経費 | R2.9.15 | 1,897 | 1,897 | － | － | 1,897 | － | 77 | － | 77 | － | － |
| 52 | 経済産業省 | 感染症対策関連物資生産設備補助事業（感染症検査キット等生産設備補助） | 感染症対策関連物資生産設備補助事業に必要な経費 | R2.9.15 | 1,739 | 1,878 | － | － | 1,739 | 139 | － | － | － | － | － |
| 53 | 経済産業省（中小企業庁） | 緊急事態宣言の影響緩和に係る一時支援金 | 一時支援金の支給に必要な経費 | R3.2.9※ | 249,000 | 655,000 | － | － | 249,000 | 406,000 | 238,327 | － | 644,327 | － | △406,000 |
| 54 | 経済産業省 | コンテンツグローバル需要創出促進事業（J-LODlive2） | コンテンツグローバル需要創出促進事業に必要な経費 | R3.3.23※ | 31,452 | 71,582 | 40,129 | － | 31,452 | － | 134,314 | － | 71,582 | 62,731 | － |
| | | | コンテンツグローバル需要創出促進事業に必要な経費 | R3.8.27 | 62,731 | | | | | | | | | | |
| 55 | 国土交通省（観光庁） | Go To トラベル事業 | サービス産業消費喚起キャンペーン事業に必要な経費 | R2.12.11 | 311,929 | 2,367,399 | 2,385,360 | － | 311,929 | △329,890 | 1,142,423 | 268,516 | 1,548,278 | － | △674,371 |
| 56 | 国土交通省 | 居住支援協議会等活動支援事業（共生社会実現に向けた住宅セーフティネット機能強化・推進事業） | 居住支援協議会等活動支援事業に必要な経費 | R3.3.23※ | 460 | 1,329 | 838 | － | 460 | 31 | 1,519 | 968 | 460 | － | 91 |

注(1) 「事業番号」は、事業を識別する際の利便のために、会計検査院において、事業固有の番号として事業ごとに付したものである（以下、別図表において同じ。）。

注(2) 「予算異動額」は、流用等増減額、目内融通増減額及び移替増減額を合算したものである。

注(3) 内閣府の「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（協力要請推進枠等交付金）」（事業番号2）及び「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（事業者支援交付金）」（事業番号6）に係る予算現額及び財源内訳の状況については、移替え先である総務省における状況を括弧書きで記載している。

別図表6　財源選択の順序の整理方法の状況

| 事業 | | | 整理方法の主な採用理由 |
|---|---|---|---|
| 事業番号 | 所管 | 事業名 | |
| ①先入れ先出し執行 | | | |
| 1 | 内閣（内閣官房） | 感染症対策新技術導入調査費（早期探知のためのデータ収集及び整理（先行分））、ポストコロナ時代の実現に向けた主要技術の実証・導入に係る調査研究 | 執行管理を簡略化するため |
| 2 | 内閣府 | 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（協力要請推進枠等交付金） | 予算が配賦された順番に支出をすることとしたため |
| 3 | 内閣府 | 戦略的広報費（新型コロナウイルス感染症対策に関する広報） | 先入れ先出し執行以外の整理方法では執行が複雑化するため |
| 4 | 内閣府 | 地域子供の未来応援交付金 | 予備費による財源措置を行うとしたメニューにのみ予備費を支出するため及び先入れ先出し執行以外の整理方法では執行が複雑化するため |
| 5 | 内閣府 | 地域女性活躍推進事業（つながりサポート型） | 先に措置された予備費から執行することとしたため |
| 6 | 内閣府 | 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（事業者支援交付金） | 予算が配賦された順番に支出をすることとしたため |
| 7 | 内閣府 | 子育て世帯等臨時特別支援事業（子育て世帯への臨時特別給付） | 先入れ先出し執行以外の整理方法では執行が複雑化するため |
| 8 | 内閣府 | 子育て世帯等臨時特別支援事業（住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金） | 先入れ先出し執行以外の整理方法では執行が複雑化するため |
| 10 | 文部科学省（文化庁） | ARTS for the future!事業 | おおよそ、先に措置された補正予算を従来の先行事業に充当することとし、後の予備費を後発（制度変更後）の事業に充当することとしているため |
| 11 | 厚生労働省 | 全世帯への布製マスク配布 | 予算執行が複雑化して、予算残額等の把握が困難になるため |
| 12 | 厚生労働省 | 医療機関等へのマスク等の優先配布 | 予算執行が複雑化して、予算残額等の把握が困難になるため |
| 14 | 厚生労働省 | 個人向け緊急小口資金等の特例貸付 | 予算が措置される都度、執行手続等を行っていることから、先入れ先出し執行以外の方法では整理が煩雑かつ困難になるため |
| 15 | 厚生労働省 | 検疫体制の確保 | 予備費は従来事業に係る既定予算の不足を補うために追加で措置される性格のものであり、配賦順に執行することが合理的と考えるため |
| 16 | 厚生労働省 | 補助金執行業務（新型コロナウイルス感染症医療提供体制確保支援補助金） | 先に措置された予算から順次執行していったため |
| 18 | 厚生労働省 | 令和２年度インフルエンザ流行期における発熱外来診療体制確保支援補助金（インフルエンザ流行期に備えた発熱患者の外来診療・検査体制確保支援事業） | 先に措置された予算から順次執行していったため |
| 19 | 厚生労働省 | 新型コロナウイルス感染症対応医療機関労災給付上乗せ補償保険加入支援事業 | 先に措置された予算から順次執行していったため |
| 21 | 厚生労働省 | 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（医療分） | 予算が措置された都度交付決定を行っていたため |
| 22 | 厚生労働省 | 接種体制整備に係るコールセンター設置等 | 従来、基本的に予算措置の順に整理しているため |
| 24 | 厚生労働省 | 新型コロナウイルスワクチン接種のための針・シリンジ等の保管・管理 | 従来、基本的に予算措置の順に整理しているため |

| 事業 | | | | 整理方法の主な採用理由 |
|---|---|---|---|---|
| 事業番号 | | 所管 | 事業名 | |
| | 25 | 厚生労働省 | 新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費臨時補助金 | 従来、基本的に予算措置の順に整理しているため |
| | 26 | 厚生労働省 | 新型コロナウイルス感染症高齢者等検査助成事業 | 予算が配賦された順番に支出する方法を採っており、それ以外の方法を採ると執行が複雑化するため |
| | 27 | 厚生労働省 | 緊急雇用安定助成金 | 追加の財源措置を行う場合は、執行する財源の不足が見込まれるタイミングで行うのが自然と考えられるため |
| | 29 | 厚生労働省 | 新型コロナウイルス感染症患者等入院受入医療機関緊急支援事業 | 先に措置された予算から順次執行していったため |
| | 30 | 厚生労働省 | 新型コロナウイルス感染症対応休業支援給付金 | 追加の財源措置を行う場合は、執行する財源の不足が見込まれるタイミングで行うのが自然と考えられるため |
| | 33 | 厚生労働省 | ワクチン生産体制等緊急整備事業 | 従来、基本的に予算措置の順に整理しているため |
| | 34 | 厚生労働省 | 新型コロナウイルス感染症治療薬の確保（単価契約） | 既存事業と同種の事業であり、区分して執行できないため、予算措置の順に整理している。 |
| | 45 | 厚生労働省 | 新型コロナウイルス感染症抗原検査キットの確保 | 予算残額等の把握のため、時系列に整理している。 |
| | 47 | 厚生労働省 | 新型コロナウイルス感染症治療薬確保事業（基金補助金） | 既存事業と同種の事業であり、区分して執行できないため、予算措置の順に整理している。 |
| | 50 | 経済産業省（中小企業庁） | 持続化給付金 | 予算が配賦された順番に支出をすることとしたため |
| | 52 | 経済産業省 | 感染症対策関連物資生産設備補助事業（感染症検査キット等生産設備補助） | 先入れ先出し執行以外の整理方法では執行が複雑化するため |
| | 54 | 経済産業省 | コンテンツグローバル需要創出促進事業（J-LODlive2） | 予算が配賦された順番に支出をすることとしたため |
| | 55 | 国土交通省（観光庁） | Go To トラベル事業 | 予算が配賦された順番に支出することが「通常の整理」と考えられるため |
| | 計 | 6府省等 | 32事業 | |
| ②予備費優先執行 | | | | |
| | 23 | 厚生労働省 | 新型コロナウイルスワクチン接種のための針・シリンジ等の購入 | 先に措置された補正予算を執行している中で、特例的に措置された予備費を使用決定後に優先して執行することとしたため |
| | 28 | 厚生労働省 | ひとり親世帯臨時特別給付金給付事業 | 予算の不足分について緊急的に措置するために予備費を使用したため |
| | 48 | 農林水産省 | 経営継続補助事業（一次募集分） | 既定経費と一体で支出負担行為を行ったが、予備費は年度内に支出すべき点を踏まえ、支出済額は予備費を先に充当したため |
| | 53 | 経済産業省（中小企業庁） | 緊急事態宣言の影響緩和に係る一時支援金 | 既定予算は弾力的に執行できるよう留保し、より費途の範囲が限定的な予備費を優先して執行することとしたため |
| | 計 | 3省 | 4事業 | |
| ③補正予算優先執行 | | | | |
| | 13 | 厚生労働省 | 新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応事業 | 2年度当初予算が措置されていなかったところ、2年度当初から2年度第1次補正予算が成立するまでに要する金額を措置する必要が生じ、当該金額を予備費の所要額として使用要求し、使用決定が行われたため |
| | 計 | 1省 | 1事業 | |

別図表7　令和2年度の予算現額に予備費使用相当額が含まれている事業の執行状況等（2年度）

（単位：百万円）

| 事業番号 | 所管 | 事業名 | 財源 注(1) | 予備費使用事項 事項 使用決定日 | 予備費使用額のうち、事業への配賦額 | 所管 | 組織 | 配賦先予算科目 項 | 配賦先予算科目 目 | 予算現額 予備費使用相当額 | 執行状況 支出済額 うち予備費使用相当額に係る金額 | 執行状況 翌年度繰越額 うち予備費使用相当額に係る金額 | 執行状況 不用額 うち予備費使用相当額に係る金額 | 整理方法等 注(2) | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 1 | 内閣（内閣官房） | 感染症対策新技術導入調査費（早期探知のためのデータ収集及び整理(先行分)）、ポストコロナ時代の実現に向けた主要技術の実証・導入に係る調査研究 | 複数 | 新型コロナウイルスの市中感染状況の把握に必要な経費<br>R3.2.9 ※ | 8,085 | 内閣 | 内閣官房 | 内閣官房共通費 | 庁費 | 11,132<br>8,085 | －<br>－ | 11,132<br>8,085 | －<br>－ | 先入先出 | |
| 2 | 内閣府 | 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（協力要請推進枠等交付金） | 複数 | 営業時間の短縮等協力要請の支援に必要な経費<br>R2.12.25<br>営業時間の短縮等協力要請の支援に必要な経費<br>R3.1.15<br>営業時間の短縮等協力要請の支援に必要な経費<br>R3.2.9 ※<br>営業時間の短縮等協力要請の支援に必要な経費<br>R3.3.23 ※ | 216,916<br>741,785<br>880,153<br>1,540,251 | 内閣府 | 内閣本府 | 新型コロナウイルス感染症対応地方創生推進費 | 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 | 1,750,253<br>(1,878,854)<br>－<br>(216,916)<br>－<br>(741,785)<br>210,001<br>(670,151)<br>1,540,251<br>(－) | －<br>(317,548)<br>－<br>(216,916)<br>－<br>(64,869)<br>－<br>(－)<br>－<br>(－) | 1,750,253<br>(1,561,305)<br>－<br>(－)<br>－<br>(676,916)<br>210,001<br>(670,151)<br>1,540,251<br>(－) | －<br>(－)<br>－<br>(－)<br>－<br>(－)<br>－<br>(－)<br>－<br>(－) | 先入先出 | 上段は内閣府における予算現額及び執行額を、下段の（）内は移替え先である総務省における予算現額及び執行額をそれぞれ示している。 |
| 3 | 内閣府 | 戦略的広報費（新型コロナウイルス感染症対策に関する広報） | 複数 | 戦略的な政府広報に必要な経費<br>R3.3.23 ※ | 5,044 | 内閣府 | 内閣本府 | 政府広報費 | 啓発広報費 | 17,501<br>5,044 | 9,911<br>－ | 7,511<br>5,044 | 78<br>－ | 先入先出 | |
| 4 | 内閣府 | 地域子供の未来応援交付金 | 複数 | 子供の居場所づくりに必要な経費<br>R3.3.23 ※ | 1,365 | 内閣府 | 内閣本府 | 共生社会政策費 | 地域子供の未来応援交付金 | 1,924<br>1,365 | 147<br>－ | 1,650<br>1,365 | 127<br>－ | 経費限定・先入先出 | |
| 5 | 内閣府 | 地域女性活躍推進事業（つながりサポート型） | 複数 | 女性に寄り添った相談支援等に必要な経費<br>R3.3.23 ※ | 1,350 | 内閣府 | 内閣本府 | 男女共同参画社会形成促進費 | 地域女性活躍推進交付金 | 1,350<br>1,350 | －<br>－ | 1,350<br>1,350 | －<br>－ | 先入先出 | |
| 9 | 文部科学省 | 学生支援緊急給付金給付事業（「学びの継続」のための『学生支援緊急給付金』） | 予備費のみ | 学生支援緊急給付金給付事業に必要な経費<br>R2.5.19 ※ | 53,112 | 文部科学省 | 文部科学本省 | 育英事業費 | 学生支援緊急給付金給付事業費補助金 | 53,112<br>53,112 | 52,854<br>52,854 | 257<br>257 | －<br>－ | － | |
| 11 | 厚生労働省 | 全世帯への布製マスク配布 | 複数 | 新型コロナウイルス感染症対策に係る布製マスクの緊急配布等に必要な経費<br>R2.4.7 ※ | 23,314 | 厚生労働省 | 厚生労働本省 | 感染症対策費 | 健康対策関係業務庁費 | 26,058<br>13,153 | 26,058<br>13,153 | －<br>－ | －<br>－ | 先入先出 | 医療機関等へのマスク等の優先配布及び介護施設等への布製マスク配布へ予算を目内融通 |
| 12 | 厚生労働省 | 医療機関等へのマスク等の優先配布 | 複数 | 新型コロナウイルス感染症対策に係る布製マスクの緊急配布等に必要な経費<br>R2.4.7 ※<br>医療機関等への医療用マスク・ガウン等の優先配布に必要な経費<br>R2.5.26 ※ | 20,418<br>168,010 | 厚生労働省 | 厚生労働本省 | 感染症対策費 | 健康対策関係業務庁費 | 477,551<br>29,723<br>168,010 | 356,957<br>22,850<br>139,201 | 106,311<br>6,873<br>28,809 | 14,282<br>－<br>－ | 先入先出 | 全世帯への布製マスク配布から予算を目内融通 |
| 57 | 厚生労働省 | 介護施設等への布製マスク配布 | 複数 | 新型コロナウイルス感染症対策に係る布製マスクの緊急配布等に必要な経費<br>R2.4.7 ※ | － | － | － | － | － | 19,962<br>856 | 19,962<br>856 | －<br>－ | －<br>－ | 予備費優先 | 全世帯への布製マスク配布から予算を目内融通 |
| 13 | 厚生労働省 | 新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応事業 | 複数 | 新型コロナウイルス感染症対策に係る助成金等の支給等に必要な経費<br>R2.4.7 ※ | 14,088 | 厚生労働省<br>厚生労働省<br>厚生労働省 | 厚生労働本省<br>厚生労働本省<br>都道府県労働局 | 高齢者等雇用安定・促進費<br>高齢者等雇用安定・促進費<br>高齢者等雇用安定・促進費 | 職業転換等特別給付金<br>高齢者等雇用安定促進事業委託費<br>障害者等雇用安定促進業務諸謝金 注(3) | 31,968<br>28,882<br>11,292<br>2,710<br>171<br>375<br>124 | 16,646<br>14,869<br>26<br>1,722<br>171<br>55<br>55 | 13,920<br>12,932<br>10,185<br>987<br>－<br>－<br>－ | 1,400<br>1,079<br>1,079<br>－<br>－<br>320<br>69 | 補正優先 | 緊急雇用安定助成金へ予算を目内融通 |

| 事業 | | | | 予備費使用事項 | | 所管 | 組織 | 配賦先予算科目 | | 予算現額 | 執行状況 | | | 整理方法等 | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 事業番号 | 所管 | 事業名 | 財源 注(1) | 事項 | | | | 項 | 目 | | 支出済額 | 翌年度繰越額 | 不用額 | 注(2) | |
| | | | | 使用決定日 | 予備費使用額のうち、事業への配賦額 | | | | | 予備費使用相当額 | うち予備費使用相当額に係る金額 | うち予備費使用相当額に係る金額 | うち予備費使用相当額に係る金額 | | |
| 14 | 厚生労働省 | 個人向け緊急小口資金等の特例貸付 | 複数 | | | 厚生労働省 | 厚生労働本省 | 生活保護等対策費 | 生活困窮者就労準備支援事業費等補助金 | 1,492,102 | 1,039,775 | 452,327 | － | 先入先出 | |
| | | | | 個人向け緊急小口資金等の特例措置に必要な経費 | | | | | | 177,691 | 177,691 | － | － | | |
| | | | | R2.8.7 | 177,691 | | | | | | | | | | |
| | | | | 個人向け緊急小口資金等の特例措置の延長に必要な経費 | | | | | | 314,243 | 314,243 | － | － | | |
| | | | | R2.9.15 | 314,243 | | | | | | | | | | |
| | | | | 個人向け緊急小口資金等の特例措置の延長に必要な経費 | | | | | | 340,992 | － | 340,992 | － | | |
| | | | | R3.3.23 ※ | 340,992 | | | | | | | | | | |
| 15 | 厚生労働省 | 検疫体制の確保 | 複数 | | | | | | | 99,675 | 43,884 | 54,244 | 1,545 | 先入先出 | |
| | | | | 検疫業務の実施に必要な経費 | | 厚生労働省 | 検疫所 | 検疫業務等実施費 | 検疫旅費 注(3) | 158 | 125 | － | 33 | | |
| | | | | | | | | | | 71 | 49 | － | 21 | | |
| | | | | | | 厚生労働省 | 検疫所 | 検疫業務等実施費 | 検疫庁費 | 99,516 | 43,759 | 54,244 | 1,512 | | |
| | | | | R2.8.7 | 33,042 | | | | | 32,970 | 31,809 | － | 1,161 | | |
| 16 | 厚生労働省 | 補助金執行業務（新型コロナウイルス感染症医療提供体制確保支援補助金） | 複数 | | | | | | | 1,990 | 52 | 1,938 | 0 | 経費限定・先入先出 | |
| | | | | 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援等に必要な経費 | | 厚生労働省 | 厚生労働本省 | 感染症対策費 | 健康対策関係業務庁費 | 1,490 | 52 | 1,438 | 0 | | |
| | | | | R2.9.15 | 1,490 | | | | | | | | | | |
| | | | | 新型コロナウイルス感染症患者の更なる病床確保を行う医療機関に対する緊急支援に必要な経費 | | | | | | 500 | － | 500 | － | 経費限定 | |
| | | | | R2.12.25 | 500 | | | | | | | | | | |
| 17 | 厚生労働省 | インフルエンザ流行期における発熱外来診療体制確保支援補助金（インフルエンザ流行期に備えた発熱患者の電話相談体制整備事業） | 予備費のみ | | | | | | | 3,528 | 110 | 3,417 | － | － | |
| | | | | 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援等に必要な経費 | | 厚生労働省 | 厚生労働本省 | 感染症対策費 | 新型コロナウイルス感染症医療提供体制確保支援補助金 | 3,528 | 110 | 3,417 | － | | |
| | | | | R2.9.15 | 3,528 | | | | | | | | | | |
| 18 | 厚生労働省 | 令和２年度インフルエンザ流行期における発熱外来診療体制確保支援補助金（インフルエンザ流行期に備えた発熱患者の外来診療・検査体制確保事業） | 複数 | | | | | | | 276,512 | 99,523 | 168,661 | 8,328 | 先入先出 | |
| | | | | 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援等に必要な経費 | | 厚生労働省 | 厚生労働本省 | 感染症対策費 | 新型コロナウイルス感染症医療提供体制確保支援補助金 | 206,813 | 99,523 | 98,962 | 8,328 | | |
| | | | | R2.9.15 | 206,813 | | | | | | | | | | |
| 19 | 厚生労働省 | 新型コロナウイルス感染症対応医療機関労災給付上乗せ補償保険加入支援事業 | 複数 | | | | | | | 1,073 | 391 | 682 | － | 先入先出 | インフルエンザ流行期における新型コロナウイルス感染症疑い患者を受け入れる救急・周産期・小児医療機関体制確保事業から予算を目内融通 |
| | | | | 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援等に必要な経費 | | 厚生労働省 | 厚生労働本省 | 感染症対策費 | 新型コロナウイルス感染症医療提供体制確保支援補助金 | 991 | 391 | 600 | － | | |
| | | | | R2.9.15 | 991 | | | | | | | | | | |
| 20 | 厚生労働省 | インフルエンザ流行期における新型コロナウイルス感染症疑い患者を受け入れる救急・周産期・小児医療機関体制確保事業 | 予備費のみ | | | | | | | 68,175 | 23,364 | 44,781 | 29 | － | 新型コロナウイルス感染症対応医療機関労災給付上乗せ補償保険加入支援事業へ予算を目内融通 |
| | | | | 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援等に必要な経費 | | 厚生労働省 | 厚生労働本省 | 感染症対策費 | 新型コロナウイルス感染症医療提供体制確保支援補助金 | 68,175 | 23,364 | 44,781 | 29 | | |
| | | | | R2.9.15 | 68,176 | | | | | | | | | | |
| 21 | 厚生労働省 | 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（医療分） | 複数 | | | | | | | 3,973,044 | 2,467,738 | 1,500,562 | 4,743 | 先入先出 | |
| | | | | 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援等に必要な経費 | | 厚生労働省 | 厚生労働本省 | 感染症対策費 | 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金 | 916,882 | 730,893 | 182,100 | 3,888 | | |
| | | | | R2.9.15 | 916,882 | | | | | | | | | | |
| 22 | 厚生労働省 | 接種体制整備に係るコールセンター設置等 | 複数 | | | | | | | 12,104 | 4,410 | 7,450 | 243 | 先入先出 | |
| | | | | 新型コロナウイルス感染症に係るワクチンの確保等に必要な経費 | | 厚生労働省 | 厚生労働本省 | 感染症対策費 | 健康対策関係業務庁費 | 104 | 104 | － | － | | |
| | | | | R2.9.15 | 104 | | | | | | | | | | |

| 事業 | | | | 予備費使用事項 | | | | 配賦先予算科目 | | 予算現額 | 執行状況 | | | 整理方法等 注(2) | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 事業番号 | 所管 | 事業名 | 財源 注(1) | 事項 | | 所管 | 組織 | 項 | 目 | 予備費使用相当額 | 支出済額<br>うち予備費使用相当額に係る金額 | 翌年度繰越額<br>うち予備費使用相当額に係る金額 | 不用額<br>うち予備費使用相当額に係る金額 | | |
| | | | | 使用決定日 | 予備費使用額のうち、事業への配賦額 | | | | | | | | | | |
| 23 | 厚生労働省 | 新型コロナウイルスワクチン接種のための針・シリンジ等の購入 | 複数 | 新型コロナウイルス感染症に係るワクチンの確保等に必要な経費 | | 厚生労働省 | 厚生労働本省 | 感染症対策費 | ワクチン等購入費 | 9,587<br>4,600 | 6,590<br>4,600 | 2,996<br>- | 0<br>- | 予備費優先 | |
| | | | | R2.9.15 | 4,600 | | | | | | | | | | |
| 24 | 厚生労働省 | 新型コロナウイルスワクチン接種のための針・シリンジ等の保管・管理 | 複数 | 新型コロナウイルス感染症に係るワクチンの確保等に必要な経費 | | 厚生労働省 | 厚生労働本省 | 感染症対策費 | 医薬品等保管料 | 2,637<br>355 | 171<br>138 | 2,437<br>188 | 28<br>28 | 先入先出 | |
| | | | | R2.9.15 | 355 | | | | | | | | | | |
| 25 | 厚生労働省 | 新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費臨時補助金 | 複数 | 新型コロナウイルス感染症に係るワクチンの確保等に必要な経費 | | 厚生労働省 | 厚生労働本省 | 感染症対策費 | 新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費臨時補助金 | 346,726<br>16,997 | 34,303<br>16,997 | 311,089<br>- | 1,333<br>- | 先入先出 | |
| | | | | R2.9.15 | 16,997 | | | | | | | | | | |
| 26 | 厚生労働省 | 新型コロナウイルス感染症高齢者等検査助成事業 | 複数 | 重症化リスクの高い高齢者等の検査費用の助成に必要な経費 | | 厚生労働省 | 厚生労働本省 | 感染症対策費 | 疾病予防対策事業費等補助金 | 9,373<br>5,137 | 1,217<br>1,217 | 8,051<br>3,815 | 104<br>104 | 先入先出 | |
| | | | | R2.9.15 | 5,137 | | | | | | | | | | |
| 27 | 厚生労働省 | 緊急雇用安定助成金 | 複数 | 雇用調整助成金の特例措置に必要な経費 | | 厚生労働省 | 厚生労働本省 | 高齢者等雇用安定・促進費 | 職業転換等特別給付金 | 363,081<br>90,385 | 210,672<br>90,385 | 146,696<br>- | 5,712<br>- | 先入先出 | 新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応事業から予算を目内融通 |
| | | | | R2.10.16 | 90,385 | | | | | | | | | | |
| | | | | 新型コロナウイルス感染症対策に係る助成金等の支給等に必要な経費 | | - | - | - | - | 2,500 | 2,500 | - | - | | |
| | | | | R2.4.7 ※ | - | | | | | | | | | | |
| 28 | 厚生労働省 | ひとり親世帯臨時特別給付金給付事業 | 複数 | ひとり親世帯臨時特別給付金給付事業に必要な経費 | | 厚生労働省 | 厚生労働本省 | 母子家庭等対策費 | 母子家庭等対策費補助金 | 209,858<br>73,689 | 180,409<br>68,605 | -<br>- | 29,449<br>5,083 | 予備費優先 | |
| | | | | R2.12.11 | 73,689 | | | | | | | | | | |
| 29 | 厚生労働省 | 新型コロナウイルス感染症患者等入院受入医療機関緊急支援事業 | 複数 | 新型コロナウイルス感染症患者の更なる病床確保を行う医療機関に対する緊急支援に必要な経費 | | 厚生労働省 | 厚生労働本省 | 感染症対策費 | 新型コロナウイルス感染症医療提供体制確保支援補助金 | 268,798<br>268,798 | 138,994<br>138,994 | 129,803<br>129,803 | -<br>- | 先入先出 | |
| | | | | R2.12.25 | 268,798 | | | | | | | | | | |
| 30 | 厚生労働省 | 新型コロナウイルス感染症対応休業支援給付金 | 複数 | 新型コロナウイルス感染症対応休業給付金の支給に必要な経費 | | 厚生労働省 | 厚生労働本省 | 高齢者等雇用安定・促進費 | 職業転換等特別給付金 | 109,307<br>29,417 | 58,856<br>- | 49,121<br>29,417 | 1,329<br>- | 先入先出 | |
| | | | | R3.3.23 ※ | 29,417 | | | | | | | | | | |
| 31 | 厚生労働省 | 低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金 | 予備費のみ | 子育て世帯生活支援特別給付金給付事業に必要な経費 | | 厚生労働省 | 厚生労働本省 | 生活保護等対策費 | 新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金 | 217,461<br>217,461 | -<br>- | 217,461<br>217,461 | -<br>- | - | |
| | | | | R3.3.23 ※ | 217,461 | | | | | | | | | | |
| 32 | 厚生労働省 | 新型コロナウイルス感染症に対応した自殺防止対策事業 | 予備費のみ | 自殺防止対策事業に必要な経費 | | 厚生労働省 | 厚生労働本省 | 生活保護等対策費 | 新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金 | 1,000<br>1,000 | -<br>- | 1,000<br>1,000 | -<br>- | - | |
| | | | | R3.3.23 ※ | 1,000 | | | | | | | | | | |
| 48 | 農林水産省 | 経営継続補助事業（一次募集分） | 複数 | 農林漁業者の経営継続支援に必要な経費 | | 農林水産省 | 農林水産本省 | 国産農産物消費拡大対策費 | 経営継続対策事業費補助金 | 64,118<br>24,079 | 34,016<br>24,079 | 29,874<br>- | 227<br>- | 経費限定・予備費優先 | |
| | | | | R2.10.16 | 24,079 | | | | | | | | | | |
| 49 | 農林水産省 | 食品受入能力向上緊急支援事業 | 予備費のみ | 食品受入能力向上緊急支援事業に必要な経費 | | 農林水産省 | 農林水産本省 | 国産農産物消費拡大対策費 | 国産農産物消費拡大対策事業費補助金 | 394<br>394 | -<br>- | 394<br>394 | -<br>- | - | |
| | | | | R3.3.23 ※ | 394 | | | | | | | | | | |
| 50 | 経済産業省（中小企業庁） | 持続化給付金 | 複数 | 持続化給付金の支給に必要な経費 | | 経済産業省 | 中小企業庁 | 経営革新・創業促進費 | 新型コロナウイルス感染症対策中小企業等持続化給付金 | 5,546,000<br>915,000 | 5,541,788<br>915,000 | 4,211<br>- | -<br>- | 先入先出 | |
| | | | | R2.8.7 | 915,000 | | | | | | | | | | |

| 事業 | | | | 予備費使用事項 | | | | 配賦先予算科目 | | 予算現額 | 執行状況 | | | 整理方法等 注(2) | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 事業番号 | 所管 | 事業名 | 財源 注(1) | 事項 | | 所管 | 組織 | 項 | 目 | | 支出済額 | 翌年度繰越額 | 不用額 | | |
| | | | | 使用決定日 | 予備費使用額のうち、事業への配賦額 | | | | | 予備費使用相当額 | うち予備費使用相当額に係る金額 | うち予備費使用相当額に係る金額 | うち予備費使用相当額に係る金額 | | |
| 51 | 経済産業省 | 早期・大量の感染症検査の実現に向けた実証事業（感染症の早期・大量診断 2次募集） | 予備費のみ | 早期かつ大量の感染症検査の実現に向けた実証事業に必要な経費 | | 経済産業省 | 経済産業本省 | ものづくり産業振興費 | 医療研究開発推進事業費補助金 | 1,897 | 1,820 | 77 | － | ― | |
| | | | | R2.9.15 | 1,897 | | | | | 1,897 | 1,820 | 77 | － | | |
| 52 | 経済産業省 | 感染症対策関連物資生産設備補助事業（感染症検査キット等生産設備補助） | 複数 | 感染症対策関連物資生産設備補助事業に必要な経費 | | 経済産業省 | 経済産業本省 | ものづくり産業振興費 | 中小企業経営支援等対策費補助金 | 1,878 | 1,865 | － | 12 | 先入先出 | |
| | | | | R2.9.15 | 1,739 | | | | | 1,739 | 1,726 | － | 12 | | |
| 53 | 経済産業省（中小企業庁） | 緊急事態宣言の影響緩和に係る一時支援金 | 複数 | 一時支援金の支給に必要な経費 | | 経済産業省 | 中小企業庁 | 経営革新・創業促進費 | 新型コロナウイルス感染症対策中小企業等持続化給付金 | 655,000 | 10,672 | 644,327 | － | 予備費優先 | |
| | | | | R3.2.9 ※ | 249,000 | | | | | 249,000 | 10,672 | 238,327 | － | | |
| 54 | 経済産業省 | コンテンツグローバル需要創出促進事業（J-LODlive2） | 複数 | コンテンツグローバル需要創出促進事業に必要な経費 | | 経済産業省 | 経済産業本省 | クールジャパン推進費 | コンテンツ産業等強化事業費補助金 | 71,582 | － | 71,582 | － | 先入先出 | |
| | | | | R3.3.23 ※ | 31,452 | | | | | 31,452 | － | 31,452 | － | | |
| 55 | 国土交通省（観光庁） | Go To トラベル事業 | 複数 | | | | | | | 2,367,399 | 819,120 | 1,548,278 | 0 | 先入先出 | 下段は、事業予算のうち予備費の使用決定による予算の配賦を受けていない予算科目（経済産業省所管1目、国土交通省所管2目）の予算現額及び執行額である。 |
| | | | | サービス産業消費喚起キャンペーン事業に必要な経費 | | 経済産業省 | 経済産業本省 | サービス産業強化費 | サービス産業消費喚起事業給付金 | 1,349,160 | 621,290 | 727,870 | － | | |
| | | | | R2.12.11 | 311,929 | | | | | 311,929 | － | 311,929 | － | | |
| | | | | － | | － | － | － | － | 1,018,239 | 197,830 | 820,408 | 0 | | |
| | | | | | | | | | | － | － | － | － | | |
| 56 | 国土交通省 | 居住支援協議会等活動支援事業（共生社会実現に向けた住宅セーフティネット機能強化・推進事業） | 複数 | 居住支援協議会等活動支援事業に必要な経費 | | 国土交通省 | 国土交通本省 | 住宅市場整備推進費 | 住宅市場整備推進等事業費補助金 | 1,329 | 869 | 460 | － | 経費限定 | |
| | | | | R3.3.23 ※ | 460 | | | | | 460 | － | 460 | － | | |
| 計 | | | | | | | | | | 20,445,308 | 11,520,706 | 8,855,625 | 68,977 | | |
| | | | | | | | | | | 7,981,955 | 3,165,821 | 4,796,416 | 19,717 | | |
| 計欄の金額に係る府省等数及び事業数 | | | | | | | | | | 7府省等 38事業 | 6府省 32事業 | 7府省等 34事業 | 5府省 20事業 | | |
| | | | | | | | | | | 7府省等 38事業 | 5府省 27事業 | 7府省等 27事業 | 2省 10事業 | | |

注(1) 「財源」欄に「予備費のみ」とあるのは、令和2、3両年度を通じて事業予算の予算現額がコロナ関係予備費1事項に係る予備費使用相当額のみの事業（本文第2の1(2)ア参照）であることを、「複数」とあるのは、2、3両年度を通じて事業予算の予算現額に複数の財源に係る額が含まれている事業（本文第2の1(2)イ参照）であることをそれぞれ表している（別図表8において同じ。）。

注(2) 「整理方法等」欄に「経費限定」とあるのは、事業予算の中で予備費使用相当額を充てる経費を限定している事業（本文第2の1(2)イ(ｱ)参照）であることを表している。

また、「先入先出」「予備費優先」「補正優先」とあるのは、複数の財源に係る額の執行管理を一体的に行っている事業で、財源選択の順序の整理方法としてそれぞれ「先入れ先出し執行」「予備費優先執行」「補正予算優先執行」を採用しているもの（本文第2の1(2)イ(ｲ)参照）であることを表している（別図表8において同じ。）。

注(3) 厚生労働省所管の予算科目である(組織)都道府県労働局(項)高齢者等雇用安定・促進費(目)障害者等雇用安定促進業務諸謝金及び(組織)検疫所(項)検疫業務等実施費(目)検疫旅費については、令和2年度から3年度への繰越しがないため検査の対象としている予算科目ではないが、事業の執行状況を示すために記載している。

なお、当該2目に配賦された予備費使用額に係る「予算現額」の「予備費使用相当額」及び「執行状況」の「うち予備費使用相当額に係る金額」については、計には含めていない。

別図表8　令和3年度の予算現額に予備費使用相当額が含まれている事業の執行状況等（3年度）

（単位：百万円）

| 事業番号 | 所管 | 事業名 | 財源 | 予備費使用事項 事項 使用決定日 | 予備費使用事項 事項 予備費使用額のうち、事業への配賦額 | 所管 | 組織 | 配賦先予算科目 項 | 配賦先予算科目 目 | 予算現額 予備費使用相当額 | 執行状況 支出済額 うち予備費使用相当額に係る金額 | 執行状況 翌年度繰越額 うち予備費使用相当額に係る金額 | 執行状況 不用額 うち予備費使用相当額に係る金額 | 整理方法等 | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 1 | 内閣（内閣官房） | 感染症対策新技術導入調査費（早期探知のためのデータ収集及び整理(先行分)）、ポストコロナ時代の実現に向けた主要技術の実証・導入に係る調査研究 | 複数 | 新型コロナウイルスの市中感染状況の把握に必要な経費<br>R3.2.9 ※ | 8,085 | 内閣 | 内閣官房 | 内閣官房共通費 | 庁費 | 11,132<br>8,085 | 11,132<br>8,085 | －<br>－ | －<br>－ | 先入先出 | |
| 2 | 内閣府 | 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（協力要請推進枠等交付金） | 複数 | 営業時間の短縮等協力要請の支援に必要な経費<br>R3.1.15<br>営業時間の短縮等協力要請の支援に必要な経費<br>R3.2.9 ※<br>営業時間の短縮等協力要請の支援に必要な経費<br>R3.3.23 ※ | 741,785<br>880,153<br>1,540,251 | 内閣府 | 内閣本府 | 新型コロナウイルス感染症対応地方創生推進費 | 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 | 2,906,571<br>(5,383,014)<br>－<br>(676,916)<br>－<br>(880,153)<br>－<br>(1,540,251) | －<br>(4,654,485)<br>－<br>(676,350)<br>－<br>(879,948)<br>－<br>(1,540,248) | 2,906,571<br>(727,020)<br>－<br>(－)<br>－<br>(－)<br>－<br>(－) | －<br>(1,508)<br>－<br>(566)<br>－<br>(205)<br>－<br>(3) | 先入先出 | 上段は内閣府における予算現額及び執行額を、下段の（）内は移替え先である総務省における予算現額及び執行額をそれぞれ示している。 |
| 3 | 内閣府 | 戦略的広報費（新型コロナウイルス感染症対策に関する広報） | 複数 | 戦略的な政府広報に必要な経費<br>R3.3.23 ※ | 5,044 | 内閣府 | 内閣本府 | 政府広報費 | 啓発広報費 | 12,576<br>5,044 | 7,511<br>5,044 | 5,065<br>－ | 0<br>0 | 先入先出 | |
| 4 | 内閣府 | 地域子供の未来応援交付金 | 複数 | 子供の居場所づくりに必要な経費<br>R3.3.23 ※ | 1,365 | 内閣府 | 内閣本府 | 共生社会政策費 | 地域子供の未来応援交付金 | 3,817<br>1,365 | 309<br>120 | 2,014<br>－ | 1,494<br>1,245 | 経費限定・先入先出 | |
| 5 | 内閣府 | 地域女性活躍推進事業（つながりサポート型） | 複数 | 女性に寄り添った相談支援等に必要な経費<br>R3.3.23 ※ | 1,350 | 内閣府 | 内閣本府 | 男女共同参画社会形成促進費 | 地域女性活躍推進交付金 | 1,875<br>1,350 | 534<br>534 | 525<br>－ | 815<br>815 | 先入先出 | |
| 6 | 内閣府 | 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（事業者支援交付金） | 複数 | 地域の実情に応じた事業者への支援等に必要な経費<br>R3.4.30 ※ | 500,000 | 内閣府 | 内閣本府 | 新型コロナウイルス感染症対応地方創生推進費 | 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 | －<br>(599,959)<br>－<br>(500,000) | －<br>(418,849)<br>－<br>(319,809) | －<br>(179,023)<br>－<br>(178,612) | －<br>(2,085)<br>－<br>(1,578) | 先入先出 | 上段は内閣府における予算現額及び執行額を、下段の（）内は移替え先である総務省における予算現額及び執行額をそれぞれ示している。 |
| 7 | 内閣府 | 子育て世帯等臨時特別支援事業（子育て世帯への臨時特別給付） | 複数 | 子育て世帯等臨時特別支援事業に必要な経費<br>R3.11.26 | 731,066 | 内閣府<br>内閣府<br>内閣府 | 内閣本府<br>内閣本府<br>内閣本府 | 子育て世帯等臨時特別支援事業費<br>子育て世帯等臨時特別支援事業費<br>子育て世帯等臨時特別支援事業費 | 職員旅費<br>庁費<br>子育て世帯等臨時特別支援事業費補助金 | 1,947,308<br>6<br>4<br>2,850<br>507<br>1,944,451<br>730,554 | 1,748,230<br>－<br>－<br>90<br>90<br>1,748,140<br>707,235 | 190,569<br>6<br>4<br>2,760<br>417<br>187,802<br>14,809 | 8,508<br>－<br>－<br>－<br>－<br>8,508<br>8,508 | 経費限定・先入先出 | |
| 8 | 内閣府 | 子育て世帯等臨時特別支援事業（住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金） | 複数 | 住民税非課税世帯等に対する給付金の支給に必要な経費<br>R4.3.25 ※<br>－ | 105,408<br>－ | 内閣府<br>－ | 内閣本府<br>－ | 子育て世帯等臨時特別支援事業費<br>－ | 子育て世帯等臨時特別支援事業費補助金<br>－ | 1,537,695<br>1,536,132<br>105,408<br>1,562<br>－ | 1,162,493<br>1,162,493<br>－<br>－<br>－ | 361,849<br>360,286<br>105,408<br>1,562<br>－ | 13,352<br>13,352<br>－<br>－<br>－ | 先入先出 | 下段は、事業予算のうち予備費の使用決定による予算の配賦を受けていない予算科目（内閣府所管2目）の予算現額及び執行額である。 |
| 9 | 文部科学省 | 学生支援緊急給付金給付事業（「学びの継続」のための『学生支援緊急給付金』） | 予備費のみ | 学生支援緊急給付金給付事業に必要な経費<br>R2.5.19 ※ | 53,112 | 文部科学省 | 文部科学本省 | 育英事業費 | 学生支援緊急給付金給付事業費補助金 | 257<br>257 | 146<br>146 | －<br>－ | 110<br>110 | － | |

| 事業 | | | | 予備費使用事項 | | 所管 | 組織 | 配賦先予算科目 | | 予算現額 | 執行状況 | | | 整理方法等 | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | 事項 | | | | | | | 支出済額 | 翌年度繰越額 | 不用額 | | |
| 事業番号 | 所管 | 事業名 | 財源 | 使用決定日 | 予備費使用額のうち、事業への配賦額 | | | 項 | 目 | 予備費使用相当額 | うち予備費使用相当額に係る金額 | うち予備費使用相当額に係る金額 | うち予備費使用相当額に係る金額 | | |
| 10 | 文部科学省（文化庁） | ARTS for the future!事業 | 複数 | 文化芸術活動の充実支援事業に必要な経費 | | 文部科学省 | 文化庁 | 文化振興費 | 文化芸術振興委託費 | 42,368<br>1,820<br>424 | 38,781<br>1,771<br>375 | －<br>－<br>－ | 3,586<br>49<br>49 | 先入先出 | |
| | | | | | | 文部科学省 | 文化庁 | 文化振興費 | 文化芸術振興費補助金 | 40,547<br>17,576 | 37,010<br>14,039 | －<br>－ | 3,537<br>3,537 | | |
| | | | | R3.8.27 | 18,001 | | | | | | | | | | |
| 12 | 厚生労働省 | 医療機関等へのマスク等の優先配布 | 複数 | 新型コロナウイルス感染症対策に係る布製マスクの緊急配布等に必要な経費 | | 厚生労働省 | 厚生労働本省 | 感染症対策費 | 健康対策関係業務庁費 | 59,353<br>6,873 | 48,238<br>6,691 | －<br>－ | 11,115<br>181 | 先入先出 | 新型コロナウイルス感染症抗原検査キットの確保へ予算を目内融通 |
| | | | | R2.4.7 ※ | 20,418 | | | | | | | | | | |
| | | | | 医療機関等への医療用マスク・ガウン等の優先配布に必要な経費 | | | | | | 17,809 | 11,655 | － | 6,154 | | |
| | | | | R2.5.26 ※ | 168,010 | | | | | | | | | | |
| 13 | 厚生労働省 | 新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応事業 | 複数 | 新型コロナウイルス感染症対策に係る助成金等の支給等に必要な経費 | | 厚生労働省 | 厚生労働本省 | 高齢者等雇用安定・促進費 | 職業転換等特別給付金 | 15,565<br>14,317<br>10,185 | 2,478<br>1,937<br>－ | 1,923<br>1,385<br>－ | 11,163<br>10,995<br>10,185 | 補正優先 | |
| | | | | | | 厚生労働省 | 厚生労働本省 | 高齢者等雇用安定・促進費 | 高齢者等雇用安定促進事業委託費 | 1,247<br>－ | 541<br>－ | 538<br>－ | 167<br>－ | | |
| | | | | | | 厚生労働省 | 都道府県労働局 | 高齢者等雇用安定・促進費 | 障害者等雇用安定促進業務諸謝金 | －<br>－ | －<br>－ | －<br>－ | －<br>－ | | |
| | | | | R2.4.7 ※ | 14,088 | | | | | | | | | | |
| 14 | 厚生労働省 | 個人向け緊急小口資金等の特例貸付 | 複数 | 個人向け緊急小口資金等の特例措置の延長に必要な経費 | | 厚生労働省 | 厚生労働本省 | 生活保護等対策費 | 生活困窮者就労準備支援事業費等補助金 | 1,065,193<br>340,992 | 766,482<br>340,992 | 298,710<br>－ | －<br>－ | 先入先出 | |
| | | | | R3.3.23 ※ | 340,992 | | | | | | | | | | |
| | | | | 個人向け緊急小口資金等の特例貸付に必要な経費 | | | | | | 154,896 | 154,896 | － | － | | |
| | | | | R3.8.27 | 154,896 | | | | | | | | | | |
| 15 | 厚生労働省 | 検疫体制の確保 | 複数 | 検疫業務の実施に必要な経費 | | 厚生労働省 | 検疫所 | 検疫業務等実施費 | 検疫旅費 | 309,088<br>139<br>86 | 154,342<br>124<br>75 | 147,944<br>－<br>－ | 6,801<br>15<br>10 | 先入先出 | |
| | | | | | | 厚生労働省 | 検疫所 | 検疫業務等実施費 | 検疫庁費 | 308,949<br>24,045 | 154,217<br>24,045 | 147,944<br>－ | 6,786<br>－ | | |
| | | | | R3.8.27 | 24,131 | | | | | | | | | | |
| | | | | 検疫業務の実施に必要な経費 | | 厚生労働省 | 検疫所 | 検疫業務等実施費 | 検疫庁費 | 147,944 | － | 147,944 | － | | |
| | | | | R4.3.25 ※ | 147,944 | | | | | | | | | | |
| 16 | 厚生労働省 | 補助金執行業務（新型コロナウイルス感染症医療提供体制確保支援補助金） | 複数 | 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援等に必要な経費 | | 厚生労働省 | 厚生労働本省 | 感染症対策費 | 健康対策関係業務庁費 | 1,978<br>1,438 | 1,978<br>1,438 | －<br>－ | －<br>－ | 経費限定・先入先出 | |
| | | | | R2.9.15 | 1,490 | | | | | | | | | | |
| | | | | 新型コロナウイルス感染症患者の更なる病床確保を行う医療機関に対する緊急支援に必要な経費 | | | | | | 500 | 500 | － | － | 経費限定 | |
| | | | | R2.12.25 | 500 | | | | | | | | | | |
| 17 | 厚生労働省 | インフルエンザ流行期における発熱外来診療体制確保支援補助金（インフルエンザ流行期に備えた発熱患者の電話相談体制整備事業） | 予備費のみ | 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援等に必要な経費 | | 厚生労働省 | 厚生労働本省 | 感染症対策費 | 新型コロナウイルス感染症医療提供体制確保支援補助金 | 3,417<br>3,417 | 1<br>1 | －<br>－ | 3,416<br>3,416 | － | |
| | | | | R2.9.15 | 3,528 | | | | | | | | | | |
| 18 | 厚生労働省 | 令和２年度インフルエンザ流行期における発熱外来診療体制確保支援補助金（インフルエンザ流行期に備えた発熱患者の外来診療・検査体制確保事業） | 複数 | 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援等に必要な経費 | | 厚生労働省 | 厚生労働本省 | 感染症対策費 | 新型コロナウイルス感染症医療提供体制確保支援補助金 | 168,661<br>98,962 | 79,833<br>70,360 | －<br>－ | 88,827<br>28,601 | 先入先出 | |
| | | | | R2.9.15 | 206,813 | | | | | | | | | | |

| 事業 | | | | 予備費使用事項 | | 所管 | 組織 | 配賦先予算科目 | | 予算現額 | 執行状況 | | | 整理方法等 | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | 事項 | | | | | | | 支出済額 | 翌年度繰越額 | 不用額 | | |
| 事業番号 | 所管 | 事業名 | 財源 | 使用決定日 | 予備費使用額のうち、事業への配賦額 | | | 項 | 目 | 予備費使用相当額 | うち予備費使用相当額に係る金額 | うち予備費使用相当額に係る金額 | うち予備費使用相当額に係る金額 | | |
| 19 | 厚生労働省 | 新型コロナウイルス感染症対応医療機関労災給付上乗せ補償保険加入支援事業 | 複数 | 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援等に必要な経費 | | 厚生労働省 | 厚生労働本省 | 感染症対策費 | 新型コロナウイルス感染症医療提供体制確保支援補助金 | 1,861<br>600 | 460<br>460 | 1,178<br>－ | 222<br>140 | 先入先出 | |
| | | | | R2.9.15 | 991 | | | | | | | | | | |
| 20 | 厚生労働省 | インフルエンザ流行期における新型コロナウイルス感染症疑い患者を受け入れる救急・周産期・小児医療機関体制確保事業 | 予備費のみ | 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援等に必要な経費 | | 厚生労働省 | 厚生労働本省 | 感染症対策費 | 新型コロナウイルス感染症医療提供体制確保支援補助金 | 29,425<br>29,425 | 14,171<br>14,171 | －<br>－ | 15,254<br>15,254 | － | 令和３年度新型コロナウイルス感染症感染拡大防止継続支援補助金へ予算を目内融通 |
| | | | | R2.9.15 | 68,176 | | | | | | | | | | |
| 58 | 厚生労働省 | 令和３年度新型コロナウイルス感染症感染拡大防止継続支援補助金 | 予備費のみ | 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援等に必要な経費 | | － | － | － | － | 15,356<br>15,356 | 12,525<br>12,525 | －<br>－ | 2,831<br>2,831 | － | インフルエンザ流行期における新型コロナウイルス感染症疑い患者を受け入れる救急・周産期・小児医療機関体制確保事業から予算を目内融通 |
| | | | | R2.9.15 | － | | | | | | | | | | |
| 21 | 厚生労働省 | 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（医療分） | 複数 | 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援等に必要な経費 | | 厚生労働省 | 厚生労働本省 | 感染症対策費 | 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金 | 3,613,820<br>182,100 | 2,899,803<br>181,486 | 700,221<br>－ | 13,794<br>614 | 先入先出 | |
| | | | | R2.9.15 | 916,882 | | | | | | | | | | |
| | | | | 新型コロナウイルス感染症に係るワクチンの確保等に必要な経費 | | | | | | 81,834 | 81,834 | － | － | | |
| | | | | R3.8.27 | 81,834 | | | | | | | | | | |
| 24 | 厚生労働省 | 新型コロナウイルスワクチン接種のための針・シリンジ等の保管・管理 | 複数 | 新型コロナウイルス感染症に係るワクチンの確保等に必要な経費 | | 厚生労働省 | 厚生労働本省 | 感染症対策費 | 医薬品等保管料 | 4,502<br>188 | 1,424<br>－ | 2,065<br>－ | 1,013<br>188 | 先入先出 | |
| | | | | R2.9.15 | 355 | | | | | | | | | | |
| 25 | 厚生労働省 | 新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費臨時補助金 | 複数 | 新型コロナウイルス感染症に係るワクチンの確保等に必要な経費 | | 厚生労働省 | 厚生労働本省 | 感染症対策費 | 新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費臨時補助金 | 1,268,167<br>197,301 | 818,108<br>197,301 | 421,199<br>－ | 28,859<br>－ | 先入先出 | 新型コロナウイルス感染症治療薬の確保（単価契約）へ予算を流用 |
| | | | | R3.8.27 | 330,107 | | | | | | | | | | |
| 26 | 厚生労働省 | 新型コロナウイルス感染症高齢者等検査助成事業 | 複数 | 重症化リスクの高い高齢者等の検査費用の助成に必要な経費 | | 厚生労働省 | 厚生労働本省 | 感染症対策費 | 疾病予防対策事業費等補助金 | 8,051<br>3,815 | 1,321<br>1,321 | 18<br>18 | 6,712<br>2,476 | 先入先出 | |
| | | | | R2.9.15 | 5,137 | | | | | | | | | | |
| 27 | 厚生労働省 | 緊急雇用安定助成金 | 複数 | 緊急雇用安定助成金等の支給に必要な経費 | | 厚生労働省 | 厚生労働本省 | 高齢者等雇用安定・促進費 | 職業転換等特別給付金 | 311,126<br>21,745 | 206,400<br>21,745 | 102,780<br>－ | 1,945<br>－ | 先入先出 | |
| | | | | R3.8.27 | 21,745 | | | | | | | | | | |
| 29 | 厚生労働省 | 新型コロナウイルス感染症患者等入院受入医療機関緊急支援事業 | 複数 | 新型コロナウイルス感染症患者の更なる病床確保を行う医療機関に対する緊急支援に必要な経費 | | 厚生労働省 | 厚生労働本省 | 感染症対策費 | 新型コロナウイルス感染症医療提供体制確保支援補助金 | 197,056<br>129,803 | 142,854<br>129,791 | 54,190<br>－ | 12<br>12 | 先入先出 | |
| | | | | R2.12.25 | 268,798 | | | | | | | | | | |
| 30 | 厚生労働省 | 新型コロナウイルス感染症対応休業支援給付金 | 複数 | 新型コロナウイルス感染症対応休業給付金の支給に必要な経費 | | 厚生労働省 | 厚生労働本省 | 高齢者等雇用安定・促進費 | 職業転換等特別給付金 | 218,751<br>29,417 | 133,026<br>29,417 | 84,788<br>－ | 936<br>－ | 先入先出 | |
| | | | | R3.3.23 ※ | 29,417 | | | | | | | | | | |
| | | | | 緊急雇用安定助成金等の支給に必要な経費 | | | | | | 62,333 | 62,333 | － | － | | |
| | | | | R3.8.27 | 62,333 | | | | | | | | | | |
| 31 | 厚生労働省 | 低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金 | 予備費のみ | 子育て世帯生活支援特別給付金給付事業に必要な経費 | | 厚生労働省 | 厚生労働本省 | 生活保護等対策費 | 新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金 | 217,461<br>217,461 | 187,782<br>187,782 | －<br>－ | 29,679<br>29,679 | － | |
| | | | | R3.3.23 ※ | 217,461 | | | | | | | | | | |

| 事業 | | | | 予備費使用事項 | | 所管 | 組織 | 配賦先予算科目 | | 予算現額 | 執行状況 | | | 整理方法等 | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | 事項 | | | | | | | 支出済額 | 翌年度繰越額 | 不用額 | | |
| 事業番号 | 所管 | 事業名 | 財源 | 使用決定日 | 予備費使用額のうち、事業への配賦額 | | | 項 | 目 | 予備費使用相当額 | うち予備費使用相当額に係る金額 | うち予備費使用相当額に係る金額 | うち予備費使用相当額に係る金額 | | |
| 32 | 厚生労働省 | 新型コロナウイルス感染症に対応した自殺防止対策事業 | 予備費のみ | 自殺防止対策事業に必要な経費 | | 厚生労働省 | 厚生労働本省 | 生活保護等対策費 | 新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金 | 1,000 | 791 | － | 208 | － | |
| | | | | R3.3.23 ※ | 1,000 | | | | | 1,000 | 791 | － | 208 | | |
| 33 | 厚生労働省 | ワクチン生産体制等緊急整備事業 | 複数 | 新型コロナウイルス感染症に係るワクチンの確保に必要な経費 | | 厚生労働省 | 厚生労働本省 | 感染症対策費 | 新型コロナウイルスワクチン等生産体制整備臨時特例交付金 | 1,676,630 | 1,676,630 | － | － | 先入先出 | |
| | | | | R3.5.14 ※ | 511,953 | | | | | 511,953 | 511,953 | － | － | | |
| | | | | 新型コロナウイルス感染症に係るワクチンの確保等に必要な経費 | | | | | | 429,560 | 429,560 | － | － | | |
| | | | | R3.8.27 | 429,560 | | | | | | | | | | |
| | | | | 新型コロナウイルス感染症に係るワクチンの確保に必要な経費 | | | | | | 667,004 | 667,004 | － | － | | |
| | | | | R4.3.25 ※ | 667,004 | | | | | | | | | | |
| 34 | 厚生労働省 | 新型コロナウイルス感染症治療薬の確保（単価契約） | 複数 | 新型コロナウイルス感染症治療薬の確保に必要な経費 | | 厚生労働省 | 厚生労働本省 | 感染症対策費 | 医薬品買上費 | 390,229 | 282,721 | 107,507 | － | 先入先出 | 新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費臨時補助金から予算を流用 |
| | | | | R3.8.27 | 235,159 | | | | | 235,159 | 196,351 | 38,807 | － | | |
| | | | | 新型コロナウイルス感染症に係るワクチンの確保等に必要な経費 | | － | － | － | － | 132,806 | 64,106 | 68,699 | － | | |
| | | | | R3.8.27 | － | | | | | | | | | | |
| 35 | 厚生労働省 | 全国健康保険協会保険給付費等補助金 | 複数 | 後期高齢者医療給付費負担金等に必要な経費 | | 厚生労働省 | 厚生労働本省 | 医療保険給付諸費 | 全国健康保険協会保険給付費等補助金 | 1,238,716 | 1,238,716 | － | － | 経費限定 | |
| | | | | R3.8.27 | 288 | | | | | 288 | 288 | － | － | | |
| 36 | 厚生労働省 | 国民健康保険組合療養給付費補助金 | 複数 | 後期高齢者医療給付費負担金等に必要な経費 | | 厚生労働省 | 厚生労働本省 | 医療保険給付諸費 | 国民健康保険組合療養給付費補助金 | 187,519 | 187,519 | － | － | 経費限定 | |
| | | | | R3.8.27 | 43 | | | | | 43 | 43 | － | － | | |
| 37 | 厚生労働省 | 後期高齢者医療給付費負担金 | 複数 | 後期高齢者医療給付費負担金等に必要な経費 | | 厚生労働省 | 厚生労働本省 | 医療保険給付諸費 | 後期高齢者医療給付費等負担金 | 3,927,117 | 3,927,117 | － | － | 経費限定 | |
| | | | | R3.8.27 | 917 | | | | | 917 | 917 | － | － | | |
| 38 | 厚生労働省 | 高額医療費等負担金 | 複数 | 後期高齢者医療給付費負担金等に必要な経費 | | 厚生労働省 | 厚生労働本省 | 医療保険給付諸費 | 後期高齢者医療給付費等負担金 | 88,425 | 88,425 | － | － | 経費限定 | |
| | | | | R3.8.27 | 20 | | | | | 20 | 20 | － | － | | |
| 39 | 厚生労働省 | 国民健康保険療養給付費負担金 | 複数 | 後期高齢者医療給付費負担金等に必要な経費 | | 厚生労働省 | 厚生労働本省 | 医療保険給付諸費 | 国民健康保険療養給付費等負担金 | 1,561,701 | 1,561,701 | － | － | 経費限定 | |
| | | | | R3.8.27 | 393 | | | | | 393 | 393 | － | － | | |
| 40 | 厚生労働省 | 保険基盤安定等負担金（高額医療費負担金分） | 複数 | 後期高齢者医療給付費負担金等に必要な経費 | | 厚生労働省 | 厚生労働本省 | 医療保険給付諸費 | 国民健康保険療養給付費等負担金 | 95,176 | 95,176 | － | － | 経費限定 | |
| | | | | R3.8.27 | 24 | | | | | 24 | 24 | － | － | | |
| 41 | 厚生労働省 | 後期高齢者医療財政調整交付金 | 複数 | 後期高齢者医療給付費負担金等に必要な経費 | | 厚生労働省 | 厚生労働本省 | 医療保険給付諸費 | 後期高齢者医療財政調整交付金 | 1,309,038 | 1,309,038 | － | － | 経費限定 | |
| | | | | R3.8.27 | 305 | | | | | 305 | 305 | － | － | | |
| 42 | 厚生労働省 | 国民健康保険財政調整交付金 | 複数 | 後期高齢者医療給付費負担金等に必要な経費 | | 厚生労働省 | 厚生労働本省 | 医療保険給付諸費 | 国民健康保険財政調整交付金 | 614,602 | 614,602 | － | － | 経費限定 | |
| | | | | R3.8.27 | 143 | | | | | 143 | 143 | － | － | | |
| 43 | 厚生労働省 | 精神障害者医療保護入院費補助金 | 複数 | 後期高齢者医療給付費負担金等に必要な経費 | | 厚生労働省 | 厚生労働本省 | 障害保健福祉費 | 精神障害者医療保護入院費補助金 | 259 | 259 | － | － | 経費限定 | |
| | | | | R3.8.27 | 0 | | | | | 0 | 0 | － | － | | |
| 44 | 厚生労働省 | 精神障害者措置入院費負担金 | 複数 | 後期高齢者医療給付費負担金等に必要な経費 | | 厚生労働省 | 厚生労働本省 | 障害保健福祉費 | 精神障害者措置入院費負担金 | 5,459 | 5,459 | － | － | 経費限定 | |
| | | | | R3.8.27 | 1 | | | | | 1 | 1 | － | － | | |

| 事業 | | | | 予備費使用事項 | | 配賦先予算科目 | | | | 予算現額 | 執行状況 | | | 整理方法等 | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | 事項 | | | | | | | 支出済額 | 翌年度繰越額 | 不用額 | | |
| 事業番号 | 所管 | 事業名 | 財源 | 使用決定日 | 予備費使用額のうち、事業への配賦額 | 所管 | 組織 | 項 | 目 | 予備費使用相当額 | うち予備費使用相当額に係る金額 | うち予備費使用相当額に係る金額 | うち予備費使用相当額に係る金額 | | |
| 45 | 厚生労働省 | 新型コロナウイルス感染症抗原検査キットの確保 | 複数 | | | | | | | 199,237 | 28,365 | 166,739 | 4,132 | 先入先出 | 医療機関等へのマスク等の優先配布から予算を目内融通 |
| | | | | 新型コロナウイルス感染症に係る抗原検査キットの安定的な供給の推進に必要な経費 | | 厚生労働省 | 厚生労働本省 | 感染症対策費 | 医薬品買上費 | 152,280 | 28,365 | 121,034 | 2,880 | | |
| | | | | R4.3.25 ※ | 92,864 | | | | | 92,864 | - | 92,864 | - | | |
| | | | | 医療機関等への医療用マスク・ガウン等の優先配布に必要な経費 | | - | - | - | - | 46,957 | - | 45,705 | 1,252 | | |
| | | | | R2.5.26 ※ | - | | | | | 11,000 | - | 11,000 | - | | |
| 46 | 厚生労働省 | 新型コロナウイルス感染症治療薬実用化支援事業 | 予備費のみ | | | | | | | 15,000 | - | 15,000 | - | - | |
| | | | | 新型コロナウイルス感染症治療薬の確保等に必要な経費 | | 厚生労働省 | 厚生労働本省 | 感染症対策費 | 疾病予防対策事業費等補助金 | 15,000 | - | 15,000 | - | | |
| | | | | R4.3.25 ※ | 15,000 | | | | | | | | | | |
| 47 | 厚生労働省 | 新型コロナウイルス感染症治療薬確保事業（基金補助金） | 複数 | | | | | | | 1,026,638 | 1,026,638 | - | - | 先入先出 | |
| | | | | 新型コロナウイルス感染症治療薬の確保等に必要な経費 | | 厚生労働省 | 厚生労働本省 | 感染症対策費 | 新型コロナウイルスワクチン等生産体制整備臨時特例交付金 | 424,693 | 424,693 | - | - | | |
| | | | | R4.3.25 ※ | 424,693 | | | | | | | | | | |
| 49 | 農林水産省 | 食品受入能力向上緊急支援事業 | 予備費のみ | | | | | | | 394 | 36 | - | 358 | - | |
| | | | | 食品受入能力向上緊急支援事業に必要な経費 | | 農林水産省 | 農林水産本省 | 国産農産物消費拡大対策費 | 国産農産物消費拡大対策事業費補助金 | 394 | 36 | - | 358 | | |
| | | | | R3.3.23 ※ | 394 | | | | | | | | | | |
| 51 | 経済産業省 | 早期・大量の感染症検査の実現に向けた実証事業（感染症の早期・大量診断 2次募集） | 予備費のみ | | | | | | | 77 | 77 | - | - | - | |
| | | | | 早期かつ大量の感染症検査の実現に向けた実証事業に必要な経費 | | 経済産業省 | 経済産業本省 | ものづくり産業振興費 | 医療研究開発推進事業費補助金 | 77 | 77 | - | - | | |
| | | | | R2.9.15 | 1,897 | | | | | | | | | | |
| 53 | 経済産業省（中小企業庁） | 緊急事態宣言の影響緩和に係る一時支援金 | 複数 | | | | | | | 238,327 | 213,983 | - | 24,344 | 予備費優先 | |
| | | | | 一時支援金の支給に必要な経費 | | 経済産業省 | 中小企業庁 | 経営革新・創業促進費 | 新型コロナウイルス感染症対策中小企業等持続化給付金 | 238,327 | 213,983 | - | 24,344 | | |
| | | | | R3.2.9 ※ | 249,000 | | | | | | | | | | |
| 54 | 経済産業省 | コンテンツグローバル需要創出促進事業（J-LODlive2） | 複数 | | | | | | | 134,314 | 79,699 | 54,614 | - | 先入先出 | |
| | | | | コンテンツグローバル需要創出促進事業に必要な経費 | | 経済産業省 | 経済産業本省 | クールジャパン推進費 | コンテンツ産業等強化事業費補助金 | 31,452 | 30,563 | 889 | - | | |
| | | | | R3.3.23 ※ | 31,452 | | | | | | | | | | |
| | | | | コンテンツグローバル需要創出促進事業に必要な経費 | | | | | | 62,731 | 9,006 | 53,725 | - | | |
| | | | | R3.8.27 | 62,731 | | | | | | | | | | |
| 55 | 国土交通省（観光庁） | Go To トラベル事業 | 複数 | | | | | | | 1,142,423 | 44,829 | 323,209 | 774,385 | 先入先出 | 下段は、事業予算のうち予備費の使用決定による予算の配賦を受けていない予算科目（経済産業省所管1目、国土交通省所管2目）の予算現額及び執行額である。 |
| | | | | サービス産業消費喚起キャンペーン事業に必要な経費 | | 経済産業省 | 経済産業本省 | サービス産業強化費 | サービス産業消費喚起事業給付金 | 727,870 | 8,476 | - | 719,394 | | |
| | | | | R2.12.11 | 311,929 | | | | | 311,929 | - | - | 311,929 | | |
| | | | | - | | - | - | - | - | 414,553 | 36,353 | 323,209 | 54,991 | | |
| | | | | | | | | | | - | - | - | - | | |
| 56 | 国土交通省 | 居住支援協議会等活動支援事業（共生社会実現に向けた住宅セーフティネット機能強化・推進事業） | 複数 | | | | | | | 1,519 | 1,510 | - | 8 | 経費限定 | |
| | | | | 居住支援協議会等活動支援事業に必要な経費 | | 国土交通省 | 国土交通本省 | 住宅市場整備推進費 | 住宅市場整備推進等事業費補助金 | 460 | 460 | - | - | | |
| | | | | R3.3.23 ※ | 460 | | | | | | | | | | |
| 計 | | | | | | | | | | 33,809,228 | 25,897,010 | 6,854,730 | 1,057,486 | | |
| | | | | | | | | | | 9,414,990 | 8,233,582 | 728,201 | 453,206 | | |
| 計欄の金額に係る府省等数及び事業数 | | | | | | | | | | 7府省等 50事業 | 7府省等 49事業 | 4府省 23事業 | 6府省 31事業 | | |
| | | | | | | | | | | 7府省等 50事業 | 7府省等 44事業 | 3府省 9事業 | 6府省 25事業 | | |

別図表9　予備費使用事項ごとの執行状況等

（単位：百万円）

| 予備費使用事項 | 予備費使用額 | | | | 執行状況 | | | | | | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 事項 | 事業番号 | 所管 | 事業名 | 予備費使用額のうち、事業への配賦額 注(1) | 令和2年度 | | | 3年度 | | | |
| | | | | | 支出済額 | 翌年度繰越額 | 不用額 | 支出済額 | 翌年度繰越額 | 不用額 | |
| 所管　使用決定日 | | | | | | | | | | | |
| 新型コロナウイルスの市中感染状況の把握に必要な経費<br>内閣　R3.2.9 ※ | 1 | 内閣（内閣官房） | 感染症対策新技術導入調査費（早期探知のためのデータ収集及び整理（先行分））、ポストコロナ時代の実現に向けた主要技術の実証・導入に係る調査研究 | 8,085 | － | 8,085 | － | 8,085 | － | － | |
| 営業時間の短縮等協力要請の支援に必要な経費<br>内閣府　R2.12.25 | 2 | 内閣府 | 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（協力要請推進枠等交付金） | 216,916 | －<br>(216,916) | －<br>(－) | －<br>(－) | －<br>(－) | －<br>(－) | －<br>(－) | 上段は内閣府における執行額を、下段の（）内は移替え先である総務省における執行額をそれぞれ示している。 |
| 営業時間の短縮等協力要請の支援に必要な経費<br>内閣府　R3.1.15 | 2 | 内閣府 | 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（協力要請推進枠等交付金） | 741,785 | －<br>(64,869) | －<br>(676,916) | －<br>(－) | －<br>(676,350) | －<br>(－) | －<br>(566) | 上段は内閣府における執行額を、下段の（）内は移替え先である総務省における執行額をそれぞれ示している。 |
| 営業時間の短縮等協力要請の支援に必要な経費<br>内閣府　R3.2.9 ※ | 2 | 内閣府 | 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（協力要請推進枠等交付金） | 880,153 | －<br>(－) | 210,001<br>(670,151) | －<br>(－) | －<br>(879,948) | －<br>(－) | －<br>(205) | 上段は内閣府における執行額を、下段の（）内は移替え先である総務省における執行額をそれぞれ示している。 |
| 戦略的な政府広報に必要な経費<br>内閣府　R3.3.23 ※ | 3 | 内閣府 | 戦略的広報費（新型コロナウイルス感染症対策に関する広報） | 5,044 | － | 5,044 | － | 5,044 | － | 0 | |
| 営業時間の短縮等協力要請の支援に必要な経費<br>内閣府　R3.3.23 ※ | 2 | 内閣府 | 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（協力要請推進枠等交付金） | 1,540,251 | －<br>(－) | 1,540,251<br>(－) | －<br>(－) | －<br>(1,540,248) | －<br>(－) | －<br>(3) | 上段は内閣府における執行額を、下段の（）内は移替え先である総務省における執行額をそれぞれ示している。 |
| 子供の居場所づくりに必要な経費<br>内閣府　R3.3.23 ※ | 4 | 内閣府 | 地域子供の未来応援交付金 | 1,365 | － | 1,365 | － | 120 | － | 1,245 | |
| 女性に寄り添った相談支援等に必要な経費<br>内閣府　R3.3.23 ※ | 5 | 内閣府 | 地域女性活躍推進事業（つながりサポート型） | 1,350 | － | 1,350 | － | 534 | － | 815 | |
| 地域の実情に応じた事業者への支援等に必要な経費<br>内閣府　R3.4.30 ※ | 6 | 内閣府 | 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（事業者支援交付金） | 500,000 | －<br>(－) | －<br>(－) | －<br>(－) | －<br>(319,809) | －<br>(178,612) | －<br>(1,578) | 上段は内閣府における執行額を、下段の（）内は移替え先である総務省における執行額をそれぞれ示している。 |
| 子育て世帯等臨時特別支援事業に必要な経費<br>内閣府　R3.11.26 | 7 | 内閣府 | 子育て世帯等臨時特別支援事業（子育て世帯への臨時特別給付） | 731,066 | － | － | － | 707,326 | 15,231 | 8,508 | |
| 住民税非課税世帯等に対する給付金の支給に必要な経費<br>内閣府　R4.3.25 ※ | 8 | 内閣府 | 子育て世帯等臨時特別支援事業（住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金） | 105,408 | － | － | － | － | 105,408 | － | |
| 学生支援緊急給付金給付事業に必要な経費<br>文部科学省　R2.5.19 ※ | 9 | 文部科学省 | 学生支援緊急給付金給付事業（「学びの継続」のための『学生支援緊急給付金』） | 53,112 | 52,854 | 257 | － | 146 | － | 110 | |

| 予備費使用事項 | 予備費使用額 | | | | 執行状況 | | | | | | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 事項 | 事業番号 | 所管 | 事業名 | 予備費使用額のうち、事業への配賦額 注(1) | 令和2年度 | | | 3年度 | | | |
| | | | | | 支出済額 | 翌年度繰越額 | 不用額 | 支出済額 | 翌年度繰越額 | 不用額 | |
| 所管 使用決定日 | | | | | | | | | | | |
| 文化芸術活動の充実支援事業に必要な経費 | 10 | 文部科学省（文化庁） | ARTS for the future!事業 | 18,001 | － | － | － | 14,414 | － | 3,586 | |
| 文部科学省 R3.8.27 | | | | | | | | | | | |
| | | | | 43,733 | 36,860 | 6,873 | － | 6,691 | － | 181 | |
| 新型コロナウイルス感染症対策に係る布製マスクの緊急配布等に必要な経費 | 11 | 厚生労働省 | 全世帯への布製マスク配布 | 23,314 (△10,161) | 13,153 | － | － | － | － | － | 医療機関等へのマスク等の優先配布及び介護施設等への布製マスク配布へ予算を目内融通 |
| | 12 | 厚生労働省 | 医療機関等へのマスク等の優先配布 | 20,418 (9,304) | 22,850 | 6,873 | － | 6,691 | － | 181 | 全世帯への布製マスク配布から予算を目内融通 |
| | 57 | 厚生労働省 | 介護施設等への布製マスク配布 | － (856) | 856 | － | － | － | － | － | 全世帯への布製マスク配布から予算を目内融通 |
| 厚生労働省 R2.4.7 ※ | | | | | | | | | | | |
| | | | | 14,088 | 2,753 | 10,185 | 1,149 | － | － | 10,185 | |
| 新型コロナウイルス感染症対策に係る助成金等の支給等に必要な経費 | 13 | 厚生労働省 | 新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応事業 注(2) | 14,088 (△2,500) | 253 | 10,185 | 1,149 | － | － | 10,185 | 緊急雇用安定助成金へ予算を目内融通 |
| | 27 | 厚生労働省 | 緊急雇用安定助成金 | － (2,500) | 2,500 | － | － | － | － | － | 新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応事業から予算を目内融通 |
| 厚生労働省 R2.4.7 ※ | | | | | | | | | | | |
| | | | | 168,010 | 139,201 | 28,809 | － | 11,655 | 11,000 | 6,154 | |
| 医療機関等への医療用マスク・ガウン等の優先配布に必要な経費 | 12 | 厚生労働省 | 医療機関等へのマスク等の優先配布 | 168,010 (△11,000) | 139,201 | 28,809 | － | 11,655 | － | 6,154 | 新型コロナウイルス感染症抗原検査キットの確保へ予算を目内融通 |
| | 45 | 厚生労働省 | 新型コロナウイルス感染症抗原検査キットの確保 | － (11,000) | － | － | － | － | 11,000 | － | 医療機関等へのマスク等の優先配布から予算を目内融通 |
| 厚生労働省 R2.5.26 ※ | | | | | | | | | | | |
| 個人向け緊急小口資金等の特例措置に必要な経費 | 14 | 厚生労働省 | 個人向け緊急小口資金等の特例貸付 | 177,691 | 177,691 | － | － | － | － | － | |
| 厚生労働省 R2.8.7 | | | | | | | | | | | |
| 検疫業務の実施に必要な経費 | 15 | 厚生労働省 | 検疫体制の確保 注(2) | 33,042 | 31,859 | － | 1,183 | － | － | － | |
| 厚生労働省 R2.8.7 | | | | | | | | | | | |
| | | | | 1,197,882 | 854,334 | 331,301 | 12,246 | 280,442 | － | 50,858 | |
| 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援等に必要な経費 | 16 | 厚生労働省 | 補助金執行業務（新型コロナウイルス感染症医療提供体制確保支援補助金） | 1,490 | 52 | 1,438 | 0 | 1,438 | － | － | |
| | 17 | 厚生労働省 | インフルエンザ流行期における発熱外来診療体制確保支援補助金（インフルエンザ流行期に備えた発熱患者の電話相談体制整備事業） | 3,528 | 110 | 3,417 | － | 1 | － | 3,416 | |
| | 18 | 厚生労働省 | 令和２年度インフルエンザ流行期における発熱外来診療体制確保支援補助金（インフルエンザ流行期に備えた発熱患者の外来診療・検査体制確保事業） | 206,813 | 99,523 | 98,962 | 8,328 | 70,360 | － | 28,601 | |
| | 19 | 厚生労働省 | 新型コロナウイルス感染症対応医療機関労災給付上乗せ補償保険加入支援事業 | 991 (0) | 391 | 600 | － | 460 | － | 140 | インフルエンザ流行期における新型コロナウイルス感染症疑い患者を受け入れる救急・周産期・小児医療機関体制確保事業から予算を目内融通 |

| 予備費使用事項 | | 予備費使用額 | | | | 執行状況 | | | | | | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 事項 | | 事業番号 | 所管 | 事業名 | 予備費使用額のうち、事業への配賦額 注(1) | 令和2年度 | | | 3年度 | | | |
| | | | | | | 支出済額 | 翌年度繰越額 | 不用額 | 支出済額 | 翌年度繰越額 | 不用額 | |
| 所管 | 使用決定日 | | | | | | | | | | | |
| 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援等に必要な経費 | | 20 | 厚生労働省 | インフルエンザ流行期における新型コロナウイルス感染症疑い患者を受け入れる救急・周産期・小児医療機関体制確保事業 | 68,176<br>(△0)<br>(△15,356) | 23,364 | 44,781 | 29 | 14,171 | － | 15,254 | 新型コロナウイルス感染症対応医療機関労災給付上乗せ補償保険加入支援事業及び令和３年度新型コロナウイルス感染症感染拡大防止継続支援補助金へ予算を目内融通 |
| | | 58 | 厚生労働省 | 令和３年度新型コロナウイルス感染症感染拡大防止継続支援補助金 | －<br>(15,356) | － | － | － | 12,525 | － | 2,831 | インフルエンザ流行期における新型コロナウイルス感染症疑い患者を受け入れる救急・周産期・小児医療機関体制確保事業から予算を目内融通 |
| | | 21 | 厚生労働省 | 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（医療分） | 916,882 | 730,893 | 182,100 | 3,888 | 181,486 | － | 614 | |
| 厚生労働省 | R2.9.15 | | | | | | | | | | | |
| 新型コロナウイルス感染症に係るワクチンの確保等に必要な経費 | | | | | 22,057 | 21,840 | 188 | 28 | － | － | 188 | |
| | | 22 | 厚生労働省 | 接種体制整備に係るコールセンター設置等 | 104 | 104 | － | － | － | － | － | |
| | | 23 | 厚生労働省 | 新型コロナウイルスワクチン接種のための針・シリンジ等の購入 | 4,600 | 4,600 | － | － | － | － | － | |
| | | 24 | 厚生労働省 | 新型コロナウイルスワクチン接種のための針・シリンジ等の保管・管理 | 355 | 138 | 188 | 28 | － | － | 188 | |
| | | 25 | 厚生労働省 | 新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費臨時補助金 | 16,997 | 16,997 | － | － | － | － | － | |
| 厚生労働省 | R2.9.15 | | | | | | | | | | | |
| 重症化リスクの高い高齢者等の検査費用の助成に必要な経費 | | 26 | 厚生労働省 | 新型コロナウイルス感染症高齢者等検査助成事業 | 5,137 | 1,217 | 3,815 | 104 | 1,321 | 18 | 2,476 | |
| 厚生労働省 | R2.9.15 | | | | | | | | | | | |
| 個人向け緊急小口資金等の特例措置の延長に必要な経費 | | 14 | 厚生労働省 | 個人向け緊急小口資金等の特例貸付 | 314,243 | 314,243 | － | － | － | － | － | |
| 厚生労働省 | R2.9.15 | | | | | | | | | | | |
| 雇用調整助成金の特例措置に必要な経費 | | 27 | 厚生労働省 | 緊急雇用安定助成金 | 90,385 | 90,385 | － | － | － | － | － | |
| 厚生労働省 | R2.10.16 | | | | | | | | | | | |
| ひとり親世帯臨時特別給付金給付事業に必要な経費 | | 28 | 厚生労働省 | ひとり親世帯臨時特別給付金給付事業 | 73,689 | 68,605 | － | 5,083 | － | － | － | |
| 厚生労働省 | R2.12.11 | | | | | | | | | | | |
| 新型コロナウイルス感染症患者の更なる病床確保を行う医療機関に対する緊急支援に必要な経費 | | | | | 269,298 | 138,994 | 130,303 | － | 130,291 | － | 12 | |
| | | 16 | 厚生労働省 | 補助金執行業務（新型コロナウイルス感染症医療提供体制確保支援補助金） | 500 | － | 500 | － | 500 | － | － | |
| | | 29 | 厚生労働省 | 新型コロナウイルス感染症患者等入院受入医療機関緊急支援事業 | 268,798 | 138,994 | 129,803 | － | 129,791 | － | 12 | |
| 厚生労働省 | R2.12.25 | | | | | | | | | | | |
| 新型コロナウイルス感染症対応休業給付金の支給に必要な経費 | | 30 | 厚生労働省 | 新型コロナウイルス感染症対応休業支援給付金 | 29,417 | － | 29,417 | － | 29,417 | － | － | |
| 厚生労働省 | R3.3.23 ※ | | | | | | | | | | | |
| 個人向け緊急小口資金等の特例措置の延長に必要な経費 | | 14 | 厚生労働省 | 個人向け緊急小口資金等の特例貸付 | 340,992 | － | 340,992 | － | 340,992 | － | － | |
| 厚生労働省 | R3.3.23 ※ | | | | | | | | | | | |

| 予備費使用事項 | | 予備費使用額 | | | | 執行状況 | | | | | | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 事項 | | 事業番号 | 所管 | 事業名 | 予備費使用額のうち、事業への配賦額 注(1) | 令和2年度 | | | 3年度 | | | |
| | | | | | | 支出済額 | 翌年度繰越額 | 不用額 | 支出済額 | 翌年度繰越額 | 不用額 | |
| 所管 | 使用決定日 | | | | | | | | | | | |
| 子育て世帯生活支援特別給付金給付事業に必要な経費 | | 31 | 厚生労働省 | 低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金 | 217,461 | － | 217,461 | － | 187,782 | － | 29,679 | |
| 厚生労働省 | R3.3.23 ※ | | | | | | | | | | | |
| 自殺防止対策事業に必要な経費 | | 32 | 厚生労働省 | 新型コロナウイルス感染症に対応した自殺防止対策事業 | 1,000 | － | 1,000 | － | 791 | － | 208 | |
| 厚生労働省 | R3.3.23 ※ | | | | | | | | | | | |
| 新型コロナウイルス感染症に係るワクチンの確保に必要な経費 | | 33 | 厚生労働省 | ワクチン生産体制等緊急整備事業 | 511,953 | － | － | － | 511,953 | － | － | |
| 厚生労働省 | R3.5.14 ※ | | | | | | | | | | | |
| 新型コロナウイルス感染症治療薬の確保に必要な経費 | | 34 | 厚生労働省 | 新型コロナウイルス感染症治療薬の確保（単価契約） | 235,159 | － | － | － | 196,351 | 38,807 | － | |
| 厚生労働省 | R3.8.27 | | | | | | | | | | | |
| 新型コロナウイルス感染症に係るワクチンの確保等に必要な経費 | | | | | 841,502 | － | － | － | 772,802 | 68,699 | － | |
| | | 21 | 厚生労働省 | 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（医療分） | 81,834 | － | － | － | 81,834 | － | － | |
| | | 25 | 厚生労働省 | 新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費臨時補助金 | 330,107<br>(△132,806) | － | － | － | 197,301 | － | － | 新型コロナウイルス感染症治療薬の確保（単価契約）へ予算を流用 |
| | | 33 | 厚生労働省 | ワクチン生産体制等緊急整備事業 | 429,560 | － | － | － | 429,560 | － | － | |
| | | 34 | 厚生労働省 | 新型コロナウイルス感染症治療薬の確保（単価契約） | －<br>(132,806) | － | － | － | 64,106 | 68,699 | － | 新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費臨時補助金から予算を流用 |
| 厚生労働省 | R3.8.27 | | | | | | | | | | | |
| 後期高齢者医療給付費負担金等に必要な経費 | | | | | 2,137 | － | － | － | 2,137 | － | － | |
| | | 35 | 厚生労働省 | 全国健康保険協会保険給付費等補助金 | 288 | － | － | － | 288 | － | － | |
| | | 36 | 厚生労働省 | 国民健康保険組合療養給付費補助金 | 43 | － | － | － | 43 | － | － | |
| | | 37 | 厚生労働省 | 後期高齢者医療給付費負担金 | 917 | － | － | － | 917 | － | － | |
| | | 38 | 厚生労働省 | 高額医療費等負担金 | 20 | － | － | － | 20 | － | － | |
| | | 39 | 厚生労働省 | 国民健康保険療養給付費負担金 | 393 | － | － | － | 393 | － | － | |
| | | 40 | 厚生労働省 | 保険基盤安定等負担金（高額医療費負担金分） | 24 | － | － | － | 24 | － | － | |
| | | 41 | 厚生労働省 | 後期高齢者医療財政調整交付金 | 305 | － | － | － | 305 | － | － | |
| | | 42 | 厚生労働省 | 国民健康保険財政調整交付金 | 143 | － | － | － | 143 | － | － | |
| | | 43 | 厚生労働省 | 精神障害者医療保護入院費補助金 | 0 | － | － | － | 0 | － | － | |
| | | 44 | 厚生労働省 | 精神障害者措置入院費負担金 | 1 | － | － | － | 1 | － | － | |
| 厚生労働省 | R3.8.27 | | | | | | | | | | | |
| 緊急雇用安定助成金等の支給に必要な経費 | | | | | 84,078 | － | － | － | 84,078 | － | － | |
| | | 27 | 厚生労働省 | 緊急雇用安定助成金 | 21,745 | － | － | － | 21,745 | － | － | |
| | | 30 | 厚生労働省 | 新型コロナウイルス感染症対応休業支援給付金 | 62,333 | － | － | － | 62,333 | － | － | |
| 厚生労働省 | R3.8.27 | | | | | | | | | | | |
| 個人向け緊急小口資金等の特例貸付に必要な経費 | | 14 | 厚生労働省 | 個人向け緊急小口資金等の特例貸付 | 154,896 | － | － | － | 154,896 | － | － | |
| 厚生労働省 | R3.8.27 | | | | | | | | | | | |
| 検疫業務の実施に必要な経費 | | 15 | 厚生労働省 | 検疫体制の確保 | 24,131 | － | － | － | 24,121 | － | 10 | |
| 厚生労働省 | R3.8.27 | | | | | | | | | | | |
| 新型コロナウイルス感染症に係る抗原検査キットの安定的な供給の推進に必要な経費 | | 45 | 厚生労働省 | 新型コロナウイルス感染症抗原検査キットの確保 | 92,864 | － | － | － | － | 92,864 | － | |
| 厚生労働省 | R4.3.25 ※ | | | | | | | | | | | |

| 予備費使用事項 | 予備費使用額 | | | | 執行状況 | | | | | | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 事項 | 事業番号 | 所管 | 事業名 | 予備費使用額のうち、事業への配賦額 注(1) | 令和2年度 | | | 3年度 | | | |
| | | | | | 支出済額 | 翌年度繰越額 | 不用額 | 支出済額 | 翌年度繰越額 | 不用額 | |
| 所管 使用決定日 | | | | | | | | | | | |
| | | | | 439,693 | － | － | － | 424,693 | 15,000 | － | |
| 新型コロナウイルス感染症治療薬の確保等に必要な経費 | 46 | 厚生労働省 | 新型コロナウイルス感染症治療薬実用化支援事業 | 15,000 | － | － | － | － | 15,000 | － | |
| | 47 | 厚生労働省 | 新型コロナウイルス感染症治療薬確保事業（基金補助金） | 424,693 | － | － | － | 424,693 | － | － | |
| 厚生労働省 R4.3.25 ※ | | | | | | | | | | | |
| 新型コロナウイルス感染症に係るワクチンの確保に必要な経費 | 33 | 厚生労働省 | ワクチン生産体制等緊急整備事業 | 667,004 | － | － | － | 667,004 | － | － | |
| 厚生労働省 R4.3.25 ※ | | | | | | | | | | | |
| 検疫業務の実施に必要な経費 | 15 | 厚生労働省 | 検疫体制の確保 | 147,944 | － | － | － | － | 147,944 | － | |
| 厚生労働省 R4.3.25 ※ | | | | | | | | | | | |
| 農林漁業者の経営継続支援に必要な経費 | 48 | 農林水産省 | 経営継続補助事業（一次募集分） | 24,079 | 24,079 | － | － | － | － | － | |
| 農林水産省 R2.10.16 | | | | | | | | | | | |
| 食品受入能力向上緊急支援事業に必要な経費 | 49 | 農林水産省 | 食品受入能力向上緊急支援事業 | 394 | － | 394 | － | 36 | － | 358 | |
| 農林水産省 R3.3.23 ※ | | | | | | | | | | | |
| 持続化給付金の支給に必要な経費 | 50 | 経済産業省（中小企業庁） | 持続化給付金 | 915,000 | 915,000 | － | － | － | － | － | |
| 経済産業省 R2.8.7 | | | | | | | | | | | |
| 早期かつ大量の感染症検査の実現に向けた実証事業に必要な経費 | 51 | 経済産業省 | 早期・大量の感染症検査の実現に向けた実証事業（感染症の早期・大量診断 2次募集） | 1,897 | 1,820 | 77 | － | 77 | － | － | |
| 経済産業省 R2.9.15 | | | | | | | | | | | |
| 感染症対策関連物資生産設備補助事業に必要な経費 | 52 | 経済産業省 | 感染症対策関連物資生産設備補助事業（感染症検査キット等生産設備補助） | 1,739 | 1,726 | － | 12 | － | － | － | |
| 経済産業省 R2.9.15 | | | | | | | | | | | |
| サービス産業消費喚起キャンペーン事業に必要な経費 | 55 | 国土交通省（観光庁） | Go To トラベル事業 | 311,929 | － | 311,929 | － | － | － | 311,929 | |
| 経済産業省 R2.12.11 | | | | | | | | | | | |
| 一時支援金の支給に必要な経費 | 53 | 経済産業省（中小企業庁） | 緊急事態宣言の影響緩和に係る一時支援金 | 249,000 | 10,672 | 238,327 | － | 213,983 | － | 24,344 | |
| 経済産業省 R3.2.9 ※ | | | | | | | | | | | |
| コンテンツグローバル需要創出促進事業に必要な経費 | 54 | 経済産業省 | コンテンツグローバル需要創出促進事業（J-LODlive2） | 31,452 | － | 31,452 | － | 30,563 | 889 | － | |
| 経済産業省 R3.3.23 ※ | | | | | | | | | | | |
| コンテンツグローバル需要創出促進事業に必要な経費 | 54 | 経済産業省 | コンテンツグローバル需要創出促進事業（J-LODlive2） | 62,731 | － | － | － | 9,006 | 53,725 | － | |
| 経済産業省 R3.8.27 | | | | | | | | | | | |
| 居住支援協議会等活動支援事業に必要な経費 | 56 | 国土交通省 | 居住支援協議会等活動支援事業（共生社会実現に向けた住宅セーフティネット機能強化・推進事業） | 460 | － | 460 | － | 460 | － | － | |
| 国土交通省 R3.3.23 ※ | | | | | | | | | | | |

注(1) 「予備費使用額のうち、事業への配賦額」欄中「-」は、当初にコロナ関係予備費の使用決定による予算の配賦を受けていないことを示している。
また、括弧内の計数は、予備費使用相当額に係る流用増減額又は目内融通増減額を示している。

注(2) 厚生労働省の「新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応事業」（事業番号13）及び「検疫体制の確保」（事業番号15）については、予備費使用事項ごとの執行状況を示すために、令和2年度から3年度への繰越しがないため検査の対象としていない予算科目における予算費使用相当額に係る支出済額等も含めて記載している。

別図表10　使用状況に係る検査の対象となる予備費使用事項及び事業

（単位：百万円）

| 年度 | 予備費使用事項 | | | 予備費の使用決定により予算が配賦された事業 | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 所管 | 事項 | 使用決定日 | 事業番号 | 所管 | 事業名 | 事業に係る予備費使用額 | 予備費使用相当額に係る翌年度繰越額 |
| 2 | 内閣 | 新型コロナウイルスの市中感染状況の把握に必要な経費 | R3.2.9※ | 1 | 内閣（内閣官房） | 感染症対策新技術導入調査費（早期探知のためのデータ収集及び整理（先行分））、ポストコロナ時代の実現に向けた主要技術の実証・導入に係る調査研究 | 8,085 | 8,085 |
| 2 | 内閣府 | 営業時間の短縮等協力要請の支援に必要な経費(注) | R3.1.15 | 2 | 内閣府 | 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（協力要請推進枠等交付金） | 741,785 | －(676,916) |
| 2 | 内閣府 | 営業時間の短縮等協力要請の支援に必要な経費(注) | R3.2.9※ | | | | 880,153 | 210,001(670,151) |
| 2 | 内閣府 | 営業時間の短縮等協力要請の支援に必要な経費(注) | R3.3.23※ | | | | 1,540,251 | 1,540,251(－) |
| 2 | 内閣府 | 戦略的な政府広報に必要な経費 | R3.3.23※ | 3 | 内閣府 | 戦略的広報費（新型コロナウイルス感染症対策に関する広報） | 5,044 | 5,044 |
| 2 | 内閣府 | 子供の居場所づくりに必要な経費 | R3.3.23※ | 4 | 内閣府 | 地域子供の未来応援交付金 | 1,365 | 1,365 |
| 2 | 内閣府 | 女性に寄り添った相談支援等に必要な経費 | R3.3.23※ | 5 | 内閣府 | 地域女性活躍推進事業（つながりサポート型） | 1,350 | 1,350 |
| 2 | 文部科学省 | 学生支援緊急給付金給付事業に必要な経費 | R2.5.19※ | 9 | 文部科学省 | 学生支援緊急給付金給付事業（「学びの継続」のための『学生支援緊急給付金』） | 53,112 | 257 |
| 2 | 厚生労働省 | 新型コロナウイルス感染症対策に係る布製マスクの緊急配布等に必要な経費 | R2.4.7※ | 12 | 厚生労働省 | 医療機関等へのマスク等の優先配布 | 20,418 | 6,873 |
| 2 | 厚生労働省 | 医療機関等への医療用マスク・ガウン等の優先配布に必要な経費 | R2.5.26※ | | | | 168,010 | 28,809 |
| 2 | 厚生労働省 | 新型コロナウイルス感染症対策に係る助成金等の支給等に必要な経費 | R2.4.7※ | 13 | 厚生労働省 | 新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応事業 | 14,088 | 10,185 |
| 2 | 厚生労働省 | 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援等に必要な経費 | R2.9.15 | 16 | 厚生労働省 | 補助金執行業務（新型コロナウイルス感染症医療提供体制確保支援補助金） | 1,490 | 1,438 |
| 2 | 厚生労働省 | 新型コロナウイルス感染症患者の更なる病床確保を行う医療機関に対する緊急支援に必要な経費 | R2.12.25 | | | | 500 | 500 |
| 2 | 厚生労働省 | 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援等に必要な経費 | R2.9.15 | 17 | 厚生労働省 | インフルエンザ流行期における発熱外来診療体制確保支援補助金（インフルエンザ流行期に備えた発熱患者の電話相談体制整備事業） | 3,528 | 3,417 |
| | | | | 18 | 厚生労働省 | 令和２年度インフルエンザ流行期における発熱外来診療体制確保支援補助金（インフルエンザ流行期に備えた発熱患者の外来診療・検査体制確保事業） | 206,813 | 98,962 |
| | | | | 19 | 厚生労働省 | 新型コロナウイルス感染症対応医療機関労災給付上乗せ補償保険加入支援事業 | 991 | 600 |
| | | | | 20 | 厚生労働省 | インフルエンザ流行期における新型コロナウイルス感染症疑い患者を受け入れる救急・周産期・小児医療機関体制確保事業 | 68,176 | 44,781 |
| | | | | 21 | 厚生労働省 | 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（医療分） | 916,882 | 182,100 |
| 2 | 厚生労働省 | 新型コロナウイルス感染症に係るワクチンの確保等に必要な経費 | R2.9.15 | 24 | 厚生労働省 | 新型コロナウイルスワクチン接種のための針・シリンジ等の保管・管理 | 355 | 188 |
| 2 | 厚生労働省 | 重症化リスクの高い高齢者等の検査費用の助成に必要な経費 | R2.9.15 | 26 | 厚生労働省 | 新型コロナウイルス感染症高齢者等検査助成事業 | 5,137 | 3,815 |
| 2 | 厚生労働省 | 新型コロナウイルス感染症患者の更なる病床確保を行う医療機関に対する緊急支援に必要な経費 | R2.12.25 | 29 | 厚生労働省 | 新型コロナウイルス感染症患者等入院受入医療機関緊急支援事業 | 268,798 | 129,803 |
| 2 | 厚生労働省 | 新型コロナウイルス感染症対応休業給付金の支給に必要な経費 | R3.3.23※ | 30 | 厚生労働省 | 新型コロナウイルス感染症対応休業支援給付金 | 29,417 | 29,417 |
| 2 | 厚生労働省 | 個人向け緊急小口資金等の特例措置の延長に必要な経費 | R3.3.23※ | 14 | 厚生労働省 | 個人向け緊急小口資金等の特例貸付 | 340,992 | 340,992 |
| 2 | 厚生労働省 | 子育て世帯生活支援特別給付金給付事業に必要な経費 | R3.3.23※ | 31 | 厚生労働省 | 低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金 | 217,461 | 217,461 |

| 年度 | 予備費使用事項 | | | 予備費の使用決定により予算が配賦された事業 | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 所管 | 事項 | 使用決定日 | 事業番号 | 所管 | 事業名 | 事業に係る予備費使用額 | 予備費使用相当額に係る翌年度繰越額 |
| 2 | 厚生労働省 | 自殺防止対策事業に必要な経費 | R3.3.23※ | 32 | 厚生労働省 | 新型コロナウイルス感染症に対応した自殺防止対策事業 | 1,000 | 1,000 |
| 2 | 農林水産省 | 食品受入能力向上緊急支援事業に必要な経費 | R3.3.23※ | 49 | 農林水産省 | 食品受入能力向上緊急支援事業 | 394 | 394 |
| 2 | 経済産業省 | 早期かつ大量の感染症検査の実現に向けた実証事業に必要な経費 | R2.9.15 | 51 | 経済産業省 | 早期・大量の感染症検査の実現に向けた実証事業（感染症の早期・大量診断 2次募集） | 1,897 | 77 |
| 2 | 経済産業省 | 一時支援金の支給に必要な経費 | R3.2.9※ | 53 | 経済産業省（中小企業庁） | 緊急事態宣言の影響緩和に係る一時支援金 | 249,000 | 238,327 |
| 2 | 経済産業省 | コンテンツグローバル需要創出促進事業に必要な経費 | R3.3.23※ | 54 | 経済産業省 | コンテンツグローバル需要創出促進事業（J-LODlive2） | 31,452 | 31,452 |
| 2 | 経済産業省 | サービス産業消費喚起キャンペーン事業に必要な経費 | R2.12.11 | 55 | 国土交通省（観光庁） | Go To トラベル事業 | 311,929 | 311,929 |
| 2 | 国土交通省 | 居住支援協議会等活動支援事業に必要な経費 | R3.3.23※ | 56 | 国土交通省 | 居住支援協議会等活動支援事業（共生社会実現に向けた住宅セーフティネット機能強化・推進事業） | 460 | 460 |
| 2年度計 | 7府省等 | 25事項 | | | | 27事業 | 6,090,346 | 4,796,416 |

| 年度 | 予備費使用事項 | | | 予備費の使用決定により予算が配賦された事業 | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 所管 | 事項 | 使用決定日 | 事業番号 | 所管 | 事業名 | 事業に係る予備費使用額 | 予備費使用相当額に係る翌年度繰越額 |
| 3 | 内閣府 | 地域の実情に応じた事業者への支援等に必要な経費(注) | R3.4.30※ | 6 | 内閣府 | 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（事業者支援交付金） | 500,000 | -<br>(178,612) |
| 3 | 内閣府 | 子育て世帯等臨時特別支援事業に必要な経費 | R3.11.26 | 7 | 内閣府 | 子育て世帯等臨時特別支援事業（子育て世帯への臨時特別給付） | 731,066 | 15,231 |
| 3 | 内閣府 | 住民税非課税世帯等に対する給付金の支給に必要な経費 | R4.3.25※ | 8 | 内閣府 | 子育て世帯等臨時特別支援事業（住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金） | 105,408 | 105,408 |
| 3 | 文部科学省 | 文化芸術活動の充実支援事業に必要な経費 | R3.8.27 | 10 | 文部科学省（文化庁） | ARTS for the future!事業 | 18,001 | - |
| 3 | 厚生労働省 | 新型コロナウイルス感染症に係るワクチンの確保に必要な経費 | R3.5.14※ | 33 | 厚生労働省 | ワクチン生産体制等緊急整備事業 | 511,953 | - |
| 3 | 厚生労働省 | 新型コロナウイルス感染症に係るワクチンの確保等に必要な経費 | R3.8.27 | | | | 429,560 | - |
| 3 | 厚生労働省 | 新型コロナウイルス感染症に係るワクチンの確保に必要な経費 | R4.3.25※ | | | | 667,004 | - |
| 3 | 厚生労働省 | 新型コロナウイルス感染症治療薬の確保に必要な経費 | R3.8.27 | 34 | 厚生労働省 | 新型コロナウイルス感染症治療薬の確保（単価契約） | 235,159 | 38,807 |
| 3 | 厚生労働省 | 新型コロナウイルス感染症に係るワクチンの確保等に必要な経費 | R3.8.27 | 21 | 厚生労働省 | 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（医療分） | 81,834 | - |
| | | | | 25 | 厚生労働省 | 新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費臨時特別補助金 | 330,107 | - |
| 3 | 厚生労働省 | 後期高齢者医療給付費負担金等に必要な経費 | R3.8.27 | 35 | 厚生労働省 | 全国健康保険協会保険給付費等補助金 | 288 | - |
| | | | | 36 | 厚生労働省 | 国民健康保険組合療養給付費補助金 | 43 | - |
| | | | | 37 | 厚生労働省 | 後期高齢者医療給付費負担金 | 917 | - |
| | | | | 38 | 厚生労働省 | 高額医療費等負担金 | 20 | - |
| | | | | 39 | 厚生労働省 | 国民健康保険療養給付費負担金 | 393 | - |
| | | | | 40 | 厚生労働省 | 保険基盤安定等負担金（高額医療費負担金分） | 24 | - |
| | | | | 41 | 厚生労働省 | 後期高齢者医療財政調整交付金 | 305 | - |
| | | | | 42 | 厚生労働省 | 国民健康保険財政調整交付金 | 143 | - |
| | | | | 43 | 厚生労働省 | 精神障害者医療保護入院費補助金 | 0 | - |
| | | | | 44 | 厚生労働省 | 精神障害者措置入院費負担金 | 1 | - |
| 3 | 厚生労働省 | 緊急雇用安定助成金等の支給に必要な経費 | R3.8.27 | 27 | 厚生労働省 | 緊急雇用安定助成金 | 21,745 | - |
| | | | | 30 | 厚生労働省 | 新型コロナウイルス感染症対応休業支援給付金 | 62,333 | - |
| 3 | 厚生労働省 | 個人向け緊急小口資金等の特例貸付に必要な経費 | R3.8.27 | 14 | 厚生労働省 | 個人向け緊急小口資金等の特例貸付 | 154,896 | - |
| 3 | 厚生労働省 | 検疫業務の実施に必要な経費 | R3.8.27 | 15 | 厚生労働省 | 検疫体制の確保 | 24,131 | - |
| 3 | 厚生労働省 | 検疫業務の実施に必要な経費 | R4.3.25※ | | | | 147,944 | 147,944 |
| 3 | 厚生労働省 | 新型コロナウイルス感染症に係る抗原検査キットの安定的な供給の推進に必要な経費 | R4.3.25※ | 45 | 厚生労働省 | 新型コロナウイルス感染症抗原検査キットの確保 | 92,864 | 92,864 |
| 3 | 厚生労働省 | 新型コロナウイルス感染症治療薬の確保等に必要な経費 | R4.3.25※ | 46 | 厚生労働省 | 新型コロナウイルス感染症治療薬実用化支援事業 | 15,000 | 15,000 |
| | | | | 47 | 厚生労働省 | 新型コロナウイルス感染症治療薬確保事業（基金補助金） | 424,693 | - |
| 3 | 経済産業省 | コンテンツグローバル需要創出促進事業に必要な経費 | R3.8.27 | 54 | 経済産業省 | コンテンツグローバル需要創出促進事業（J-LODlive2） | 62,731 | 53,725 |
| 3年度計 | 4府省 | 16事項 | | | | 26事業 | 4,618,574 | 647,594 |
| 合計 | 7府省等 | 41事項 | | | | 49事業 | 10,708,921 | |

(注)「予備費使用相当額に係る翌年度繰越額」については、上段に内閣府における繰越額を、下段の( )内に移替え先の総務省における繰越額をそれぞれ記載している。

別図表11　予備費使用要求書等の記載状況

① 予備費使用要求書、予備費使用書及び予備費使用調書に記載された予算科目のコード番号については、記載を省略している。
② 色塗りとなっている予算科目、金額等は、令和2年度コロナ関係予備費のうち、配賦先の予算科目において翌年度繰越額の計上がなく、前記要請の検査の対象とならなかったもの、及び、配賦先の予算科目において当該予備費使用事項に係る予備費使用相当額の3年度への繰越しがなく、使用状況に係る検査の対象とならなかったものである。
③ 令和2年事務連絡によれば、予備費使用要求書の備考欄に積算内訳を記載することなどとされている。また、予備費使用書の記載事項は予備費使用要求書に準ずることとされており、予備費使用書の備考欄には予備費使用要求書と同じ内容が記載されている。

(1)予備費使用事項：新型コロナウイルスの市中感染状況の把握に必要な経費（内閣所管、令和3年2月9日使用決定）

（単位：千円）

**予備費使用要求書**

| 予備費使用事項ごとの予備費使用要求額 | 要求理由 | 組織及び項目 | 予算科目等ごとの予備費使用要求額 | 備考 |
|---|---|---|---|---|
| 8,085,825 | 新型コロナウイルス感染症について、現下の状況に鑑み、緊急事態宣言の対象区域等における再度の感染拡大の予兆を早期に探知するための市中感染状況の把握に要する経費を支出する必要がある。 | （組織）内閣官房<br>内閣官房共通費<br>庁費 | 8,085,825 | 雑役務費 |

**予備費使用書**

| 予備費使用事項ごとの予備費使用額 | 使用理由 | 組織及び項目 | 予算科目等ごとの予備費使用額 | 備考 |
|---|---|---|---|---|
| 8,085,825 | 新型コロナウイルス感染症について、現下の状況に鑑み、緊急事態宣言の対象区域等における再度の感染拡大の予兆を早期に探知するための市中感染状況の把握に要する経費を支出する必要がある。 | （組織）内閣官房<br>内閣官房共通費<br>庁費 | 8,085,825 | 雑役務費 |

**閣議請議書**

| 予備費使用事項ごとの予備費使用額 | 事由 | 組織及び項 | 予算科目等ごとの予備費使用額 |
|---|---|---|---|
| 8,085,825 | 新型コロナウイルス感染症について、現下の状況に鑑み、緊急事態宣言の対象区域等における再度の感染拡大の予兆を早期に探知するための市中感染状況の把握に要する経費を支出する必要がある。<br>上記の経費につき、別紙内訳書の科目に従って、令和2年度一般会計新型コロナウイルス感染症対策予備費の使用を取り計らいたいので、閣議の決定を求める。<br>なお、本件については、昭和29年4月16日閣議決定「予備費の使用等について」の第3項第3号後段「その他予備費の使用によらなければ時間的に対処し難いと認められる緊急な経費」に該当するものとしてお取り計らい願いたい。 | （組織）内閣官房<br>（項）内閣官房共通費 | 8,085,825 |

**予備費使用調書**

| 予備費使用事項ごとの予備費使用額 | 説明 | 組織 | 項目 | 予算科目等ごとの予備費使用額 | 使用決定 |
|---|---|---|---|---|---|
| 8,085,825 | 新型コロナウイルス感染症について、現下の状況に鑑み、緊急事態宣言の対象区域等における再度の感染拡大の予兆を早期に探知するための市中感染状況の把握に要する経費を支出するため | 内閣官房 | 内閣官房共通費<br>庁費 | 8,085,825 | 令和3年2月9日<br>閣議決定 |

(2)予備費使用事項：営業時間の短縮等協力要請の支援に必要な経費（内閣府所管、令和3年1月15日使用決定）

（単位：千円）

**予備費使用要求書**

| 予備費使用事項ごとの予備費使用要求額 | 要求理由 | 組織及び項目 | 予算科目等ごとの予備費使用要求額 | 備考 |
|---|---|---|---|---|
| 741,785,824 | 新型コロナウイルス感染症について、現下の状況に鑑み、「新型インフルエンザ等対策特別措置法」第24条第9項又は第45条第2項の規定により都道府県対策本部長又は特定都道府県知事が行う営業時間の短縮等の協力要請に係る協力金等の支払の一部に充てるための地方公共団体に対する新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を交付する経費を支出する必要がある。 | （組織）内閣本府<br>新型コロナウイルス感染症対応地方創生推進費<br>新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 | 741,785,824 | 交付先：地方公共団体 |

**予備費使用書**

| 予備費使用事項ごとの予備費使用額 | 使用理由 | 組織及び項目 | 予算科目等ごとの予備費使用額 | 備考 |
|---|---|---|---|---|
| 741,785,824 | 新型コロナウイルス感染症について、現下の状況に鑑み、「新型インフルエンザ等対策特別措置法」第24条第9項又は第45条第2項の規定により都道府県対策本部長又は特定都道府県知事が行う営業時間の短縮等の協力要請に係る協力金等の支払の一部に充てるための地方公共団体に対する新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を交付する経費を支出する必要がある。 | （組織）内閣本府<br>新型コロナウイルス感染症対応地方創生推進費<br>新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 | 741,785,824 | 交付先：地方公共団体 |

**閣議請議書**

| 予備費使用事項ごとの予備費使用額 | 事由 | 組織及び項 | 予算科目等ごとの予備費使用額 |
|---|---|---|---|
| 741,785,824 | 新型コロナウイルス感染症について、現下の状況に鑑み、「新型インフルエンザ等対策特別措置法」第24条第9項又は第45条第2項の規定により都道府県対策本部長又は特定都道府県知事が行う営業時間の短縮等の協力要請に係る協力金等の支払の一部に充てるための地方公共団体に対する新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を交付する経費を支出する必要がある。<br>上記の経費につき、別紙内訳書の科目に従って、令和2年度一般会計新型コロナウイルス感染症対策予備費の使用を取り計らいたいので、閣議の決定を求める。 | （組織）内閣本府<br>（項）新型コロナウイルス感染症対応地方創生推進費 | 741,785,824 |

**予備費使用調書**

| 予備費使用事項ごとの予備費使用額 | 説明 | 組織 | 項目 | 予算科目等ごとの予備費使用額 | 使用決定 |
|---|---|---|---|---|---|
| 741,785,824 | 新型コロナウイルス感染症について、現下の状況に鑑み、「新型インフルエンザ等対策特別措置法」第24条第9項又は第45条第2項の規定により都道府県対策本部長又は特定都道府県知事が行う営業時間の短縮等の協力要請に係る協力金等の支払の一部に充てるための地方公共団体に対する新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を交付する経費を支出するため | 内閣本府 | 新型コロナウイルス感染症対応地方創生推進費<br>新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 | 741,785,824 | 令和3年1月15日<br>閣議決定 |

(3)予備費使用事項：営業時間の短縮等協力要請の支援に必要な経費（内閣府所管、令和3年2月9日使用決定）

（単位：千円）

**予備費使用要求書**

| 予備費使用事項ごとの予備費使用要求額 | 要求理由 | 組織及び項目 | 予算科目等ごとの予備費使用要求額 | 備考 |
|---|---|---|---|---|
| 880,153,759 | 新型コロナウイルス感染症について、現下の状況に鑑み、「新型インフルエンザ等対策特別措置法」に基づく営業時間の短縮等の協力要請に係る協力金等の支払の一部に充てるための地方公共団体に対する新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を交付する経費を支出する必要がある。 | （組織）内閣本府<br>新型コロナウイルス感染症対応地方創生推進費<br>新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 | 880,153,759 | 交付先：地方公共団体 |

**予備費使用書**

| 予備費使用事項ごとの予備費使用額 | 使用理由 | 組織及び項目 | 予算科目等ごとの予備費使用額 | 備考 |
|---|---|---|---|---|
| 880,153,759 | 新型コロナウイルス感染症について、現下の状況に鑑み、「新型インフルエンザ等対策特別措置法」に基づく営業時間の短縮等の協力要請に係る協力金等の支払の一部に充てるための地方公共団体に対する新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を交付する経費を支出する必要がある。 | （組織）内閣本府<br>新型コロナウイルス感染症対応地方創生推進費<br>新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 | 880,153,759 | 交付先：地方公共団体 |

**閣議請議書**

| 予備費使用事項ごとの予備費使用額 | 事由 | 組織及び項 | 予算科目等ごとの予備費使用額 |
|---|---|---|---|
| 880,153,759 | 新型コロナウイルス感染症について、現下の状況に鑑み、「新型インフルエンザ等対策特別措置法」に基づく営業時間の短縮等の協力要請に係る協力金等の支払の一部に充てるための地方公共団体に対する新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を交付する経費を支出する必要がある。<br>上記の経費につき、別紙内訳書の科目に従って、令和2年度一般会計新型コロナウイルス感染症対策予備費の使用を取り計らいたいので、閣議の決定を求める。<br>なお、本件については、昭和29年4月16日閣議決定「予備費の使用等について」の第3項第3号後段「その他予備費の使用によらなければ時間的に対処し難いと認められる緊急な経費」に該当するものとしてお取り計らい願いたい。 | （組織）内閣本府<br>（項）新型コロナウイルス感染症対応地方創生推進費 | 880,153,759 |

**予備費使用調書**

| 予備費使用事項ごとの予備費使用額 | 説明 | 組織 | 項目 | 予算科目等ごとの予備費使用額 | 使用決定 |
|---|---|---|---|---|---|
| 880,153,759 | 新型コロナウイルス感染症について、現下の状況に鑑み、「新型インフルエンザ等対策特別措置法」に基づく営業時間の短縮等の協力要請に係る協力金等の支払の一部に充てるための地方公共団体に対する新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を交付する経費を支出するため | 内閣本府 | 新型コロナウイルス感染症対応地方創生推進費<br>新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 | 880,153,759 | 令和3年2月9日<br>閣議決定 |

(4)予備費使用事項：戦略的な政府広報に必要な経費（内閣府所管、令和3年3月23日使用決定）

（単位：千円）

**予備費使用要求書**

| 予備費使用事項ごとの予備費使用要求額 | 要求理由 | 組織及び項目 | 予算科目等ごとの予備費使用要求額 | 備考 |
|---|---|---|---|---|
| 5,044,243 | 新型コロナウイルス感染症について、現下の状況に鑑み、政府が実施している支援策及び緊急事態宣言解除後の地域におけるリバウンド防止策の戦略的な周知・広報を徹底するための政府広報に要する経費を支出する必要がある。 | （組織）内閣本府<br>政府広報費<br>啓発広報費 | 5,044,243 | 雑役務費 |

**予備費使用書**

| 予備費使用事項ごとの予備費使用額 | 使用理由 | 組織及び項目 | 予算科目等ごとの予備費使用額 | 備考 |
|---|---|---|---|---|
| 5,044,243 | 新型コロナウイルス感染症について、現下の状況に鑑み、政府が実施している支援策及び緊急事態宣言解除後の地域におけるリバウンド防止策の戦略的な周知・広報を徹底するための政府広報に要する経費を支出する必要がある。 | （組織）内閣本府<br>政府広報費<br>啓発広報費 | 5,044,243 | 雑役務費 |

**閣議請議書**

| 予備費使用事項ごとの予備費使用額 | 事由 | 組織及び項 | 予算科目等ごとの予備費使用額 |
|---|---|---|---|
| 5,044,243 | 新型コロナウイルス感染症について、現下の状況に鑑み、政府が実施している支援策及び緊急事態宣言解除後の地域におけるリバウンド防止策の戦略的な周知・広報を徹底するための政府広報に要する経費を支出する必要がある。<br>上記の経費につき、別紙内訳書の科目に従って、令和2年度一般会計新型コロナウイルス感染症対策予備費の使用を取り計らいたいので、閣議の決定を求める。<br>なお、本件については、昭和29年4月16日閣議決定「予備費の使用等について」の第3項第3号後段「その他予備費の使用によらなければ時間的に対処し難いと認められる緊急な経費」に該当するものとしてお取り計らい願いたい。 | （組織）内閣本府<br>（項）政府広報費 | 5,044,243 |

**予備費使用調書**

| 予備費使用事項ごとの予備費使用額 | 説明 | 組織 | 項目 | 予算科目等ごとの予備費使用額 | 使用決定 |
|---|---|---|---|---|---|
| 5,044,243 | 新型コロナウイルス感染症について、現下の状況に鑑み、政府が実施している支援策及び緊急事態宣言解除後の地域におけるリバウンド防止策の戦略的な周知・広報を徹底するための政府広報に要する経費を支出するため | 内閣本府 | 政府広報費<br>啓発広報費 | 5,044,243 | 令和3年3月23日<br>閣議決定 |

(5)予備費使用事項：営業時間の短縮等協力要請の支援に必要な経費（内閣府所管、令和3年3月23日使用決定）

（単位：千円）

**予備費使用要求書**

| 予備費使用事項ごとの予備費使用要求額 | 要求理由 | 組織及び項目 | 予算科目等ごとの予備費使用要求額 | 備考 |
|---|---|---|---|---|
| 1,540,251,204 | 新型コロナウイルス感染症について、現下の状況に鑑み、「新型インフルエンザ等対策特別措置法」に基づく営業時間の短縮等の協力要請に係る協力金等の支払の一部に充てるための地方公共団体に対する新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を交付する経費を支出する必要がある。 | （組織）内閣本府<br>新型コロナウイルス感染症対応地方創生推進費<br>新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 | 1,540,251,204 | 交付先：地方公共団体 |

**予備費使用書**

| 予備費使用事項ごとの予備費使用額 | 使用理由 | 組織及び項目 | 予算科目等ごとの予備費使用額 | 備考 |
|---|---|---|---|---|
| 1,540,251,204 | 新型コロナウイルス感染症について、現下の状況に鑑み、「新型インフルエンザ等対策特別措置法」に基づく営業時間の短縮等の協力要請に係る協力金等の支払の一部に充てるための地方公共団体に対する新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を交付する経費を支出する必要がある。 | （組織）内閣本府<br>新型コロナウイルス感染症対応地方創生推進費<br>新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 | 1,540,251,204 | 交付先：地方公共団体 |

**閣議請議書**

| 予備費使用事項ごとの予備費使用額 | 事由 | 組織及び項 | 予算科目等ごとの予備費使用額 |
|---|---|---|---|
| 1,540,251,204 | 新型コロナウイルス感染症について、現下の状況に鑑み、「新型インフルエンザ等対策特別措置法」に基づく営業時間の短縮等の協力要請に係る協力金等の支払の一部に充てるための地方公共団体に対する新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を交付する経費を支出する必要がある。<br>上記の経費につき、別紙内訳書の科目に従って、令和2年度一般会計新型コロナウイルス感染症対策予備費の使用を取り計らいたいので、閣議の決定を求める。<br>なお、本件については、昭和29年4月16日閣議決定「予備費の使用等について」の第3項第3号後段「その他予備費の使用によらなければ時間的に対処し難いと認められる緊急な経費」に該当するものとしてお取り計らい願いたい。 | （組織）内閣本府<br>（項）新型コロナウイルス感染症対応地方創生推進費 | 1,540,251,204 |

**予備費使用調書**

| 予備費使用事項ごとの予備費使用額 | 説明 | 組織 | 項目 | 予算科目等ごとの予備費使用額 | 使用決定 |
|---|---|---|---|---|---|
| 1,540,251,204 | 新型コロナウイルス感染症について、現下の状況に鑑み、「新型インフルエンザ等対策特別措置法」に基づく営業時間の短縮等の協力要請に係る協力金等の支払の一部に充てるための地方公共団体に対する新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を交付する経費を支出するため | 内閣本府 | 新型コロナウイルス感染症対応地方創生推進費<br>新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 | 1,540,251,204 | 令和3年3月23日<br>閣議決定 |

(6)予備費使用事項：子供の居場所づくりに必要な経費（内閣府所管、令和3年3月23日使用決定）

（単位：千円）

**予備費使用要求書**

| 予備費使用事項ごとの予備費使用要求額 | 要求理由 | 組織及び項目 | 予算科目等ごとの予備費使用要求額 | 備考 |
|---|---|---|---|---|
| 1,365,272 | 新型コロナウイルス感染症について、現下の状況に鑑み、地方公共団体が行う孤独や孤立を防止するための子供の居場所づくりに要する経費の一部に充てるための交付金を交付する経費を支出する必要がある。 | （組織）内閣本府<br>共生社会政策費<br>地域子供の未来応援交付金 | 1,365,272 | 交付先：地方公共団体 |

**予備費使用書**

| 予備費使用事項ごとの予備費使用額 | 使用理由 | 組織及び項目 | 予算科目等ごとの予備費使用額 | 備考 |
|---|---|---|---|---|
| 1,365,272 | 新型コロナウイルス感染症について、現下の状況に鑑み、地方公共団体が行う孤独や孤立を防止するための子供の居場所づくりに要する経費の一部に充てるための交付金を交付する経費を支出する必要がある。 | （組織）内閣本府<br>共生社会政策費<br>地域子供の未来応援交付金 | 1,365,272 | 交付先：地方公共団体 |

**閣議請議書**

| 予備費使用事項ごとの予備費使用額 | 事由 | 組織及び項 | 予算科目等ごとの予備費使用額 |
|---|---|---|---|
| 1,365,272 | 新型コロナウイルス感染症について、現下の状況に鑑み、地方公共団体が行う孤独や孤立を防止するための子供の居場所づくりに要する経費の一部に充てるための交付金を交付する経費を支出する必要がある。<br>上記の経費につき、別紙内訳書の科目に従って、令和2年度一般会計新型コロナウイルス感染症対策予備費の使用を取り計らいたいので、閣議の決定を求める。<br>なお、本件については、昭和29年4月16日閣議決定「予備費の使用等について」の第3項第3号後段「その他予備費の使用によらなければ時間的に対処し難いと認められる緊急な経費」に該当するものとしてお取り計らい願いたい。 | （組織）内閣本府<br>（項）共生社会政策費 | 1,365,272 |

**予備費使用調書**

| 予備費使用事項ごとの予備費使用額 | 説明 | 組織 | 項目 | 予算科目等ごとの予備費使用額 | 使用決定 |
|---|---|---|---|---|---|
| 1,365,272 | 新型コロナウイルス感染症について、現下の状況に鑑み、地方公共団体が行う孤独や孤立を防止するための子供の居場所づくりに要する経費の一部に充てるための交付金を交付する経費を支出するため | 内閣本府 | 共生社会政策費<br>地域子供の未来応援交付金 | 1,365,272 | 令和3年3月23日<br>閣議決定 |

(7)予備費使用事項：女性に寄り添った相談支援等に必要な経費（内閣府所管、令和3年3月23日使用決定）

（単位：千円）

**予備費使用要求書**

| 予備費使用事項ごとの予備費使用要求額 | 要求理由 | 組織及び項目 | 予算科目等ごとの予備費使用要求額 | 備考 |
|---|---|---|---|---|
| 1,350,000 | 新型コロナウイルス感染症について、現下の状況に鑑み、地方公共団体が行う孤独や孤立を防止するための女性に寄り添った相談支援等に要する経費の一部に充てるための交付金を交付する経費を支出する必要がある。 | （組織）内閣本府<br>男女共同参画社会形成促進費<br>地域女性活躍推進交付金 | 1,350,000 | 交付先：地方公共団体 |

**予備費使用書**

| 予備費使用事項ごとの予備費使用額 | 使用理由 | 組織及び項目 | 予算科目等ごとの予備費使用額 | 備考 |
|---|---|---|---|---|
| 1,350,000 | 新型コロナウイルス感染症について、現下の状況に鑑み、地方公共団体が行う孤独や孤立を防止するための女性に寄り添った相談支援等に要する経費の一部に充てるための交付金を交付する経費を支出する必要がある。 | （組織）内閣本府<br>男女共同参画社会形成促進費<br>地域女性活躍推進交付金 | 1,350,000 | 交付先：地方公共団体 |

**閣議請議書**

| 予備費使用事項ごとの予備費使用額 | 事由 | 組織及び項 | 予算科目等ごとの予備費使用額 |
|---|---|---|---|
| 1,350,000 | 新型コロナウイルス感染症について、現下の状況に鑑み、地方公共団体が行う孤独や孤立を防止するための女性に寄り添った相談支援等に要する経費の一部に充てるための交付金を交付する経費を支出する必要がある。<br>上記の経費につき、別紙内訳書の科目に従って、令和2年度一般会計新型コロナウイルス感染症対策予備費の使用を取り計らいたいので、閣議の決定を求める。<br>なお、本件については、昭和29年4月16日閣議決定「予備費の使用等について」の第3項第3号後段「その他予備費の使用によらなければ時間的に対処し難いと認められる緊急な経費」に該当するものとしてお取り計らい願いたい。 | （組織）内閣本府<br>（項）男女共同参画社会形成促進費 | 1,350,000 |

**予備費使用調書**

| 予備費使用事項ごとの予備費使用額 | 説明 | 組織 | 項目 | 予算科目等ごとの予備費使用額 | 使用決定 |
|---|---|---|---|---|---|
| 1,350,000 | 新型コロナウイルス感染症について、現下の状況に鑑み、地方公共団体が行う孤独や孤立を防止するための女性に寄り添った相談支援等に要する経費の一部に充てるための交付金を交付する経費を支出するため | 内閣本府 | 男女共同参画社会形成促進費<br>地域女性活躍推進交付金 | 1,350,000 | 令和3年3月23日<br>閣議決定 |

(8)予備費使用事項：地域の実情に応じた事業者への支援等に必要な経費（内閣府所管、令和3年4月30日使用決定）

（単位：千円）

**予備費使用要求書**

| 予備費使用事項ごとの予備費使用要求額 | 要求理由 | 組織及び項目 | 予算科目等ごとの予備費使用要求額 | 備考 |
|---|---|---|---|---|
| 500,000,000 | 新型コロナウイルス感染症について、現下の状況に鑑み、都道府県が行う地域の実情に応じたきめ細やかな事業者への支援等に充てるための新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を交付する経費を支出する必要がある。<br>本経費の支出にあたっては、その実施にあたる各省各庁所管の当該組織にその必要とする予算の移替えをすることができるものとし、この場合においては、「令和3年度予算執行に関する手続等について」（令和3年3月30日閣議決定）第1号（予算の移替え）の規定を準用する。 | （組織）内閣本府<br>新型コロナウイルス感染症対応地方創生推進費<br>新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 | 500,000,000 | 交付先：都道府県 |

**予備費使用書**

| 予備費使用事項ごとの予備費使用額 | 使用理由 | 組織及び項目 | 予算科目等ごとの予備費使用額 | 備考 |
|---|---|---|---|---|
| 500,000,000 | 新型コロナウイルス感染症について、現下の状況に鑑み、都道府県が行う地域の実情に応じたきめ細やかな事業者への支援等に充てるための新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を交付する経費を支出する必要がある。<br>本経費の支出にあたっては、その実施にあたる各省各庁所管の当該組織にその必要とする予算の移替えをすることができるものとし、この場合においては、「令和3年度予算執行に関する手続等について」（令和3年3月30日閣議決定）第1号（予算の移替え）の規定を準用する。 | （組織）内閣本府<br>新型コロナウイルス感染症対応地方創生推進費<br>新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 | 500,000,000 | 交付先：都道府県 |

**閣議請議書**

| 予備費使用事項ごとの予備費使用額 | 事由 | 組織及び項 | 予算科目等ごとの予備費使用額 |
|---|---|---|---|
| 500,000,000 | 新型コロナウイルス感染症について、現下の状況に鑑み、都道府県が行う地域の実情に応じたきめ細やかな事業者への支援等に充てるための新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を交付する経費を支出する必要がある。<br>本経費の支出にあたっては、その実施にあたる各省各庁所管の当該組織にその必要とする予算の移替えをすることができるものとし、この場合においては、「令和3年度予算執行に関する手続等について」（令和3年3月30日閣議決定）第1号（予算の移替え）の規定を準用する。<br>上記の経費につき、別紙内訳書の科目に従って、令和3年度一般会計新型コロナウイルス感染症対策予備費の使用を取り計らいたいので、閣議の決定を求める。<br>なお、本件については、昭和29年4月16日閣議決定「予備費の使用等について」の第3項第3号後段「その他予備費の使用によらなければ時間的に対処し難いと認められる緊急な経費」に該当するものとしてお取り計らい願いたい。 | （組織）内閣本府<br>（項）新型コロナウイルス感染症対応地方創生推進費 | 500,000,000 |

**予備費使用調書**

| 予備費使用事項ごとの予備費使用額 | 説明 | 組織 | 項目 | 予算科目等ごとの予備費使用額 | 使用決定 |
|---|---|---|---|---|---|
| 500,000,000 | 新型コロナウイルス感染症について、現下の状況に鑑み、都道府県が行う地域の実情に応じたきめ細やかな事業者への支援等に充てるための新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を交付する経費を支出するため<br>なお、本経費の支出に当たっては、その実施に当たる各省各庁所管の当該組織にその必要とする予算の移替えをすることができるものとする | 内閣本府 | 新型コロナウイルス感染症対応地方創生推進費<br>新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 | 500,000,000 | 令和3年4月30日<br>閣議決定 |

(9)予備費使用事項：子育て世帯等臨時特別支援事業に必要な経費（内閣府所管、令和3年11月26日使用決定）

（単位：千円）

**予備費使用要求書**

| 予備費使用事項ごとの予備費使用要求額 | 要求理由 | 組織及び項目 | 予算科目等ごとの予備費使用要求額 | 備考 |
|---|---|---|---|---|
| 731,066,527 | 新型コロナウイルス感染症について、現下の状況に鑑み、子育て世帯等を支援するため、地方公共団体が行う子育て世帯等臨時特別支援事業に要する費用を補助する経費を支出する必要がある。 | （組織）内閣本府<br>子育て世帯等臨時特別支援事業費 | 731,066,527 | |
| | | 職員旅費 | 4,776 | 内国旅費　4,776千円 |
| | | 庁費 | 507,660 | 1.消耗品費　550千円<br>2.印刷製本費　384千円<br>3.通信運搬費　1,482千円<br>4.借料及び損料　8,097千円<br>5.雑役務費等　497,147千円 |
| | | 子育て世帯等臨時特別支援事業費補助金 | 730,554,091 | 補助先：地方公共団体<br>補助率：10/10 |

**予備費使用書**

| 予備費使用事項ごとの予備費使用額 | 使用理由 | 組織及び項目 | 予算科目等ごとの予備費使用額 | 備考 |
|---|---|---|---|---|
| 731,066,527 | 新型コロナウイルス感染症について、現下の状況に鑑み、子育て世帯等を支援するため、地方公共団体が行う子育て世帯等臨時特別支援事業に要する費用を補助する経費を支出する必要がある。 | （組織）内閣本府<br>子育て世帯等臨時特別支援事業費 | 731,066,527 | |
| | | 職員旅費 | 4,776 | 内国旅費　4,776千円 |
| | | 庁費 | 507,660 | 1.消耗品費　550千円<br>2.印刷製本費　384千円<br>3.通信運搬費　1,482千円<br>4.借料及び損料　8,097千円<br>5.雑役務費等　497,147千円 |
| | | 子育て世帯等臨時特別支援事業費補助金 | 730,554,091 | 補助先：地方公共団体<br>補助率：10/10 |

**閣議請議書**

| 予備費使用事項ごとの予備費使用額 | 事由 | 組織及び項 | 予算科目等ごとの予備費使用額 |
|---|---|---|---|
| 731,066,527 | 新型コロナウイルス感染症について、現下の状況に鑑み、子育て世帯等を支援するため、地方公共団体が行う子育て世帯等臨時特別支援事業に要する費用を補助する経費を支出する必要がある。<br>上記の経費につき、別紙内訳書の科目に従って、令和3年度一般会計新型コロナウイルス感染症対策予備費の使用を取り計らいたいので、閣議の決定を求める。 | （組織）内閣本府<br>（項）子育て世帯等臨時特別支援事業費 | 731,066,527 |

**予備費使用調書**

| 予備費使用事項ごとの予備費使用額 | 説明 | 組織 | 項目 | 予算科目等ごとの予備費使用額 | 使用決定 |
|---|---|---|---|---|---|
| 731,066,527 | 新型コロナウイルス感染症について、現下の状況に鑑み、子育て世帯等を支援するため、地方公共団体が行う子育て世帯等臨時特別支援事業に要する費用を補助する経費を支出するため | 内閣本府 | 子育て世帯等臨時特別支援事業費 | 731,066,527 | |
| | | | 職員旅費 | 4,776 | |
| | | | 庁費 | 507,660 | 令和3年11月26日<br>閣議決定 |
| | | | 子育て世帯等臨時特別支援事業費補助金 | 730,554,091 | |

(10)予備費使用事項：住民税非課税世帯等に対する給付金の支給に必要な経費（内閣府所管、令和4年3月25日使用決定）

（単位：千円）

**予備費使用要求書**

| 予備費使用事項ごとの予備費使用要求額 | 要求理由 | 組織及び項目 | 予算科目等ごとの予備費使用要求額 | 備考 |
|---|---|---|---|---|
| 105,408,500 | 新型コロナウイルス感染症について、現下の状況に鑑み、住民税非課税世帯等を支援するため、地方公共団体が行う住民税非課税世帯等に対する給付金の支給に要する費用を補助する経費の予算の不足を補う必要がある。 | （組織）内閣本府<br>子育て世帯等臨時特別支援事業費<br>子育て世帯等臨時特別支援事業費補助金 | 105,408,500 | 補助先：地方公共団体<br>補助率：10/10 |

**予備費使用書**

| 予備費使用事項ごとの予備費使用額 | 使用理由 | 組織及び項目 | 予算科目等ごとの予備費使用額 | 備考 |
|---|---|---|---|---|
| 105,408,500 | 新型コロナウイルス感染症について、現下の状況に鑑み、住民税非課税世帯等を支援するため、地方公共団体が行う住民税非課税世帯等に対する給付金の支給に要する費用を補助する経費の予算の不足を補う必要がある。 | （組織）内閣本府<br>子育て世帯等臨時特別支援事業費<br>子育て世帯等臨時特別支援事業費補助金 | 105,408,500 | 補助先：地方公共団体<br>補助率：10/10 |

**閣議請議書**

| 予備費使用事項ごとの予備費使用額 | 事由 | 組織及び項 | 予算科目等ごとの予備費使用額 |
|---|---|---|---|
| 105,408,500 | 新型コロナウイルス感染症について、現下の状況に鑑み、住民税非課税世帯等を支援するため、地方公共団体が行う住民税非課税世帯等に対する給付金の支給に要する費用を補助する経費の予算の不足を補う必要がある。<br>上記の経費につき、別紙内訳書の科目に従って、令和3年度一般会計新型コロナウイルス感染症対策予備費の使用を取り計らいたいので、閣議の決定を求める。<br>なお、本件については、昭和29年4月16日閣議決定「予備費の使用等について」の第3項第3号後段「その他予備費の使用によらなければ時間的に対処し難いと認められる緊急な経費」に該当するものとしてお取り計らい願いたい。 | （組織）内閣本府<br>（項）子育て世帯等臨時特別支援事業費 | 105,408,500 |

**予備費使用調書**

| 予備費使用事項ごとの予備費使用額 | 説明 | 組織 | 項目 | 予算科目等ごとの予備費使用額 | 使用決定 |
|---|---|---|---|---|---|
| 105,408,500 | 新型コロナウイルス感染症について、現下の状況に鑑み、住民税非課税世帯等を支援するため、地方公共団体が行う住民税非課税世帯等に対する給付金の支給に要する費用を補助する経費の予算の不足を補うため | 内閣本府 | 子育て世帯等臨時特別支援事業費<br>子育て世帯等臨時特別支援事業費補助金 | 105,408,500 | 令和4年3月25日<br>閣議決定 |

(11)予備費使用事項：学生支援緊急給付金給付事業に必要な経費（文部科学省所管、令和2年5月19日使用決定）

（単位：千円）

**予備費使用要求書**

| 予備費使用事項ごとの予備費使用要求額 | 要求理由 | 組織及び項目 | 予算科目等ごとの予備費使用要求額 | 備考 |
|---|---|---|---|---|
| 53,112,071 | 新型コロナウイルス感染症について、現下の状況に鑑み、経済的理由により修学が困難となった学生等の支援のための独立行政法人日本学生支援機構が行う学生支援緊急給付金給付事業に要する経費を補助する経費を支出する必要がある。 | （組織）文部科学本省<br>育英事業費<br>学生支援緊急給付金給付事業費補助金 | 53,112,071 | 1.学生支援緊急給付金<br>52,902,600千円<br>2.給付事務費<br>209,471千円 |

**予備費使用書**

| 予備費使用事項ごとの予備費使用額 | 使用理由 | 組織及び項目 | 予算科目等ごとの予備費使用額 | 備考 |
|---|---|---|---|---|
| 53,112,071 | 新型コロナウイルス感染症について、現下の状況に鑑み、経済的理由により修学が困難となった学生等の支援のための独立行政法人日本学生支援機構が行う学生支援緊急給付金給付事業に要する経費を補助する経費を支出する必要がある。 | （組織）文部科学本省<br>育英事業費<br>学生支援緊急給付金給付事業費補助金 | 53,112,071 | 1.学生支援緊急給付金<br>52,902,600千円<br>2.給付事務費<br>209,471千円 |

**閣議請議書**

| 予備費使用事項ごとの予備費使用額 | 事由 | 組織及び項 | 予算科目等ごとの予備費使用額 |
|---|---|---|---|
| 53,112,071 | 新型コロナウイルス感染症について、現下の状況に鑑み、経済的理由により修学が困難となった学生等の支援のための独立行政法人日本学生支援機構が行う学生支援緊急給付金給付事業に要する経費を補助する経費を支出する必要がある。<br>上記の経費につき、別紙内訳書の科目に従って、令和2年度一般会計新型コロナウイルス感染症対策予備費の使用を取り計らいたいので、閣議の決定を求める。<br>なお、本件については、昭和29年4月16日閣議決定「予備費の使用等について」の第3項第3号後段「その他予備費の使用によらなければ時間的に対処し難いと認められる緊急な経費」に該当するものとしてお取り計らい願いたい。 | （組織）文部科学本省<br>（項）育英事業費 | 53,112,071 |

**予備費使用調書**

| 予備費使用事項ごとの予備費使用額 | 説明 | 組織 | 項目 | 予算科目等ごとの予備費使用額 | 使用決定 |
|---|---|---|---|---|---|
| 53,112,071 | 新型コロナウイルス感染症について、現下の状況に鑑み、経済的理由により修学が困難となった学生等の支援のための独立行政法人日本学生支援機構が行う学生支援緊急給付金給付事業に要する経費を補助する経費を支出するため | 文部科学本省 | 育英事業費<br>学生支援緊急給付金給付事業費補助金 | 53,112,071 | 令和2年5月19日<br>閣議決定 |

(12)予備費使用事項：文化芸術活動の充実支援事業に必要な経費（文部科学省所管、令和3年8月27日使用決定）

（単位：千円）

**予備費使用要求書**

| 予備費使用事項ごとの予備費使用要求額 | 要求理由 | 組織及び項目 | 予算科目等ごとの予備費使用要求額 | 備考 |
|---|---|---|---|---|
| 18,001,120 | 新型コロナウイルス感染症について、現下の状況に鑑み、自粛を余儀なくされた文化芸術活動を支援するため、文化芸術活動の充実支援事業に要する経費を民間団体等に補助する経費及び同事業の審査業務等を特定非営利活動法人映像産業振興機構に委託する経費を支出する必要がある。 | （組織）文化庁<br>文化振興費<br>文化芸術振興委託費<br>文化芸術振興費補助金 | 18,001,120<br>424,240<br>17,576,880 | 委託先：特定非営利活動法人映像産業振興機構<br>補助先：民間団体等<br>補助率：定額 |

**予備費使用書**

| 予備費使用事項ごとの予備費使用額 | 使用理由 | 組織及び項目 | 予算科目等ごとの予備費使用額 | 備考 |
|---|---|---|---|---|
| 18,001,120 | 新型コロナウイルス感染症について、現下の状況に鑑み、自粛を余儀なくされた文化芸術活動を支援するため、文化芸術活動の充実支援事業に要する経費を民間団体等に補助する経費及び同事業の審査業務等を特定非営利活動法人映像産業振興機構に委託する経費を支出する必要がある。 | （組織）文化庁<br>文化振興費<br>文化芸術振興委託費<br>文化芸術振興費補助金 | 18,001,120<br>424,240<br>17,576,880 | 委託先：特定非営利活動法人映像産業振興機構<br>補助先：民間団体等<br>補助率：定額 |

**閣議請議書**

| 予備費使用事項ごとの予備費使用額 | 事由 | 組織及び項 | 予算科目等ごとの予備費使用額 |
|---|---|---|---|
| 18,001,120 | 新型コロナウイルス感染症について、現下の状況に鑑み、自粛を余儀なくされた文化芸術活動を支援するため、文化芸術活動の充実支援事業に要する経費を民間団体等に補助する経費及び同事業の審査業務等を特定非営利活動法人映像産業振興機構に委託する経費を支出する必要がある。<br>上記の経費につき、別紙内訳書の科目に従って、令和3年度一般会計新型コロナウイルス感染症対策予備費の使用を取り計らいたいので、閣議の決定を求める。 | （組織）文化庁<br>（項）文化振興費 | 18,001,120 |

**予備費使用調書**

| 予備費使用事項ごとの予備費使用額 | 説明 | 組織 | 項目 | 予算科目等ごとの予備費使用額 | 使用決定 |
|---|---|---|---|---|---|
| 18,001,120 | 新型コロナウイルス感染症について、現下の状況に鑑み、自粛を余儀なくされた文化芸術活動を支援するため、文化芸術活動の充実支援事業に要する経費を民間団体等に補助する経費及び同事業の審査業務等を特定非営利活動法人映像産業振興機構に委託する経費を支出するため | 文化庁 | 文化振興費<br>文化芸術振興委託費<br>文化芸術振興費補助金 | 18,001,120<br>424,240<br>17,576,880 | 令和3年8月27日<br>閣議決定 |

(13)予備費使用事項：新型コロナウイルス感染症対策に係る布製マスクの緊急配布等に必要な経費
（厚生労働省所管、令和2年4月7日使用決定）

（単位：千円）

**予備費使用要求書**

| 予備費使用事項ごとの予備費使用要求額 | 要求理由 | 組織及び項目 | 予算科目等ごとの予備費使用要求額 | 備考 |
|---|---|---|---|---|
| 43,733,659 | 新型コロナウイルス感染症について、現下の状況に鑑み、急激に拡大しているマスク需要等に対応するための布製マスクの緊急配布等に要する経費を支出する必要がある。 | （組織）厚生労働本省<br>感染症対策費<br>健康対策関係業務庁費 | 43,733,659 | 1.消耗品費<br>マスク等<br>36,150,100千円<br>2.通信運搬費<br>郵送費等<br>7,517,898千円<br>3.賃金<br>非常勤職員雇上げ経費<br>65,661千円 |

**予備費使用書**

| 予備費使用事項ごとの予備費使用額 | 使用理由 | 組織及び項目 | 予算科目等ごとの予備費使用額 | 備考 |
|---|---|---|---|---|
| 43,733,659 | 新型コロナウイルス感染症について、現下の状況に鑑み、急激に拡大しているマスク需要等に対応するための布製マスクの緊急配布等に要する経費を支出する必要がある。 | （組織）厚生労働本省<br>感染症対策費<br>健康対策関係業務庁費 | 43,733,659 | 1.消耗品費<br>マスク等<br>36,150,100千円<br>2.通信運搬費<br>郵送費等<br>7,517,898千円<br>3.賃金<br>非常勤職員雇上げ経費<br>65,661千円 |

**閣議請議書**

| 予備費使用事項ごとの予備費使用額 | 事由 | 組織及び項 | 予算科目等ごとの予備費使用額 |
|---|---|---|---|
| 43,733,659 | 新型コロナウイルス感染症について、現下の状況に鑑み、急激に拡大しているマスク需要等に対応するための布製マスクの緊急配布等に要する経費を支出する必要がある。<br>上記の経費につき、別紙内訳書の科目に従って、令和2年度一般会計予備費の使用を取り計らいたいので、閣議の決定を求める。<br>なお、本件については、昭和29年4月16日閣議決定「予備費の使用等について」の第3項第3号後段「その他予備費の使用によらなければ時間的に対処し難いと認められる緊急な経費」に該当するものとしてお取り計らい願いたい。 | （組織）厚生労働本省<br>（項）感染症対策費 | 43,733,659 |

**予備費使用調書**

| 予備費使用事項ごとの予備費使用額 | 説明 | 組織 | 項目 | 予算科目等ごとの予備費使用額 | 使用決定 |
|---|---|---|---|---|---|
| 43,733,659 | 新型コロナウイルス感染症について、現下の状況に鑑み、急激に拡大しているマスク需要等に対応するための布製マスクの緊急配布等に要する経費を支出するため | 厚生労働本省 | 感染症対策費<br>健康対策関係業務庁費 | 43,733,659 | 令和2年4月7日<br>閣議決定 |

(14)予備費使用事項：新型コロナウイルス感染症対策に係る助成金等の支給等に必要な経費（厚生労働省所管、令和2年4月7日使用決定）

（単位：千円）

**予備費使用要求書**

| 予備費使用事項ごとの予備費使用要求額 | 要求理由 | 組織及び項目 | 予算科目等ごとの予備費使用要求額 | 備考 |
|---|---|---|---|---|
| 14,088,453 | 新型コロナウイルス感染症について、現下の状況に鑑み、学校の臨時休業に伴って生じる課題への対応のための休暇を取得した従業員を抱える事業者に対する助成金等の支給等に要する経費を支出する必要がある。 | （組織）厚生労働本省<br>高齢者等雇用安定・促進費 | 13,964,127 | |
| | | 職業転換等特別給付金 | 13,792,598 | 新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応事業給付金<br>13,792,598千円 |
| | | 高齢者等雇用安定促進事業委託費 | 171,529 | 新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応事業委託費<br>171,529千円<br>委託先：民間団体等 |
| | | （組織）都道府県労働局<br>高齢者等雇用安定・促進費 | | |
| | | 障害者等雇用安定促進業務諸謝金 | 124,326 | 新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応事業謝金<br>124,326千円 |

**予備費使用書**

| 予備費使用事項ごとの予備費使用額 | 使用理由 | 組織及び項目 | 予算科目等ごとの予備費使用額 | 備考 |
|---|---|---|---|---|
| 14,088,453 | 新型コロナウイルス感染症について、現下の状況に鑑み、学校の臨時休業に伴って生じる課題への対応のための休暇を取得した従業員を抱える事業者に対する助成金等の支給等に要する経費を支出する必要がある。 | （組織）厚生労働本省<br>高齢者等雇用安定・促進費 | 13,964,127 | |
| | | 職業転換等特別給付金 | 13,792,598 | 新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応事業給付金<br>13,792,598千円 |
| | | 高齢者等雇用安定促進事業委託費 | 171,529 | 新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応事業委託費<br>171,529千円<br>委託先：民間団体等 |
| | | （組織）都道府県労働局<br>高齢者等雇用安定・促進費 | | |
| | | 障害者等雇用安定促進業務諸謝金 | 124,326 | 新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応事業謝金<br>124,326千円 |

**閣議請議書**

| 予備費使用事項ごとの予備費使用額 | 事由 | 組織及び項 | 予算科目等ごとの予備費使用額 |
|---|---|---|---|
| 14,088,453 | 新型コロナウイルス感染症について、現下の状況に鑑み、学校の臨時休業に伴って生じる課題への対応のための休暇を取得した従業員を抱える事業者に対する助成金等の支給等に要する経費を支出する必要がある。<br>上記の経費につき、別紙内訳書の科目に従って、令和2年度一般会計予備費の使用を取り計らいたいので、閣議の決定を求める。<br>なお、本件については、昭和29年4月16日閣議決定「予備費の使用等について」の第3項第3号後段「その他予備費の使用によらなければ時間的に対処し難いと認められる緊急な経費」に該当するものとしてお取り計らい願いたい。 | （組織）厚生労働本省<br>（項）高齢者等雇用安定・促進費 | 13,964,127 |
| | | （組織）都道府県労働局<br>（項）高齢者等雇用安定・促進費 | 124,326 |

**予備費使用調書**

| 予備費使用事項ごとの予備費使用額 | 説明 | 組織 | 項目 | 予算科目等ごとの予備費使用額 | 使用決定 |
|---|---|---|---|---|---|
| 14,088,453 | 新型コロナウイルス感染症について、現下の状況に鑑み、学校の臨時休業に伴って生じる課題への対応のための休暇を取得した従業員を抱える事業者に対する助成金等の支給等に要する経費を支出するため | 厚生労働本省 | 高齢者等雇用安定・促進費 | 13,964,127 | |
| | | | 職業転換等特別給付金 | 13,792,598 | |
| | | | 高齢者等雇用安定促進事業委託費 | 171,529 | 令和2年4月7日閣議決定 |
| | | 都道府県労働局 | 高齢者等雇用安定・促進費 | | |
| | | | 障害者等雇用安定促進業務諸謝金 | 124,326 | |

(15)予備費使用事項：医療機関等への医療用マスク・ガウン等の優先配布に必要な経費（厚生労働省所管、令和2年5月26日使用決定）

（単位：千円）

**予備費使用要求書**

| 予備費使用事項ごとの予備費使用要求額 | 要求理由 | 組織及び項目 | 予算科目等ごとの予備費使用要求額 | 備考 |
|---|---|---|---|---|
| 168,010,870 | 新型コロナウイルス感染症について、現下の状況に鑑み、医療用物資が必要な医療機関等へ優先配布するための医療用マスク・ガウン等の購入等に要する経費を支出する必要がある。 | （組織）厚生労働本省<br>感染症対策費<br>健康対策関係業務庁費 | 168,010,870 | 1. 消耗品費<br>マスク等<br>154,907,441千円<br>2. 通信運搬費<br>運送・配送経費<br>13,103,429千円 |

**予備費使用書**

| 予備費使用事項ごとの予備費使用額 | 使用理由 | 組織及び項目 | 予算科目等ごとの予備費使用額 | 備考 |
|---|---|---|---|---|
| 168,010,870 | 新型コロナウイルス感染症について、現下の状況に鑑み、医療用物資が必要な医療機関等へ優先配布するための医療用マスク・ガウン等の購入等に要する経費を支出する必要がある。 | （組織）厚生労働本省<br>感染症対策費<br>健康対策関係業務庁費 | 168,010,870 | 1. 消耗品費<br>マスク等<br>154,907,441千円<br>2. 通信運搬費<br>運送・配送経費<br>13,103,429千円 |

**閣議請議書**

| 予備費使用事項ごとの予備費使用額 | 事由 | 組織及び項 | 予算科目等ごとの予備費使用額 |
|---|---|---|---|
| 168,010,870 | 新型コロナウイルス感染症について、現下の状況に鑑み、医療用物資が必要な医療機関等へ優先配布するための医療用マスク・ガウン等の購入等に要する経費を支出する必要がある。<br>上記の経費につき、別紙内訳書の科目に従って、令和2年度一般会計新型コロナウイルス感染症対策予備費の使用を取り計らいたいので、閣議の決定を求める。<br>なお、本件については、昭和29年4月16日閣議決定「予備費の使用等について」の第3項第3号後段「その他予備費の使用によらなければ時間的に対処し難いと認められる緊急な経費」に該当するものとしてお取り計らい願いたい。 | （組織）厚生労働本省<br>（項）感染症対策費 | 168,010,870 |

**予備費使用調書**

| 予備費使用事項ごとの予備費使用額 | 説明 | 組織 | 項目 | 予算科目等ごとの予備費使用額 | 使用決定 |
|---|---|---|---|---|---|
| 168,010,870 | 新型コロナウイルス感染症について、現下の状況に鑑み、医療用物資が必要な医療機関等へ優先配布するための医療用マスク・ガウン等の購入等に要する経費を支出するため | 厚生労働本省 | 感染症対策費<br>健康対策関係業務庁費 | 168,010,870 | 令和2年5月26日<br>閣議決定 |

(16)予備費使用事項：新型コロナウイルス感染症緊急包括支援等に必要な経費（厚生労働省所管、令和2年9月15日使用決定）

（単位：千円）

**予備費使用要求書**

| 予備費使用事項ごとの予備費使用要求額 | 要求理由 | 組織及び項目 | 予算科目等ごとの予備費使用要求額 | 備考 |
|---|---|---|---|---|
| 1,197,882,532 | 新型コロナウイルス感染症について、現下の状況に鑑み、地方公共団体等が行う新型コロナウイルス感染症緊急包括支援に充てるための交付金を都道府県に交付する経費及び医療機関が行う発熱患者等を対象とした診療体制の整備等に要する経費を支出する必要がある。 | （組織）厚生労働本省<br>感染症対策費<br>健康対策関係業務庁費<br>新型コロナウイルス感染症医療提供体制確保支援補助金<br>新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金 | 1,197,882,532<br>1,490,738<br>279,508,994<br>916,882,800 | 賃金　12,768千円<br>雑役務費　1,477,970千円<br>交付先：民間団体等<br>補助率：10/10、1/2<br>交付先：都道府県<br>補助率：10/10 |

**予備費使用書**

| 予備費使用事項ごとの予備費使用額 | 使用理由 | 組織及び項目 | 予算科目等ごとの予備費使用額 | 備考 |
|---|---|---|---|---|
| 1,197,882,532 | 新型コロナウイルス感染症について、現下の状況に鑑み、地方公共団体等が行う新型コロナウイルス感染症緊急包括支援に充てるための交付金を都道府県に交付する経費及び医療機関が行う発熱患者等を対象とした診療体制の整備等に要する経費を支出する必要がある。 | （組織）厚生労働本省<br>感染症対策費<br>健康対策関係業務庁費<br>新型コロナウイルス感染症医療提供体制確保支援補助金<br>新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金 | 1,197,882,532<br>1,490,738<br>279,508,994<br>916,882,800 | 賃金　12,768千円<br>雑役務費　1,477,970千円<br>交付先：民間団体等<br>補助率：10/10、1/2<br>交付先：都道府県<br>補助率：10/10 |

**閣議請議書**

| 予備費使用事項ごとの予備費使用額 | 事由 | 組織及び項 | 予算科目等ごとの予備費使用額 |
|---|---|---|---|
| 1,197,882,532 | 新型コロナウイルス感染症について、現下の状況に鑑み、地方公共団体等が行う新型コロナウイルス感染症緊急包括支援に充てるための交付金を都道府県に交付する経費及び医療機関が行う発熱患者等を対象とした診療体制の整備等に要する経費を支出する必要がある。<br>上記の経費につき、別紙内訳書の科目に従って、令和2年度一般会計新型コロナウイルス感染症対策予備費の使用を取り計らいたいので、閣議の決定を求める。 | （組織）厚生労働本省<br>（項）感染症対策費 | 1,197,882,532 |

**予備費使用調書**

| 予備費使用事項ごとの予備費使用額 | 説明 | 組織 | 項目 | 予算科目等ごとの予備費使用額 | 使用決定 |
|---|---|---|---|---|---|
| 1,197,882,532 | 新型コロナウイルス感染症について、現下の状況に鑑み、地方公共団体等が行う新型コロナウイルス感染症緊急包括支援に充てるための交付金を都道府県に交付する経費及び医療機関が行う発熱患者等を対象とした診療体制の整備等に要する経費を支出するため | 厚生労働本省 | 感染症対策費<br>健康対策関係業務庁費<br>新型コロナウイルス感染症医療提供体制確保支援補助金<br>新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金 | 1,197,882,532<br>1,490,738<br>279,508,994<br>916,882,800 | 令和2年9月15日<br>閣議決定 |

(17)予備費使用事項：新型コロナウイルス感染症に係るワクチンの確保等に必要な経費（厚生労働省所管、令和2年9月15日使用決定）

（単位：千円）

**予備費使用要求書**

| 予備費使用事項ごとの予備費使用要求額 | 要求理由 | 組織及び項目 | 予算科目等ごとの予備費使用要求額 | 備考 |
|---|---|---|---|---|
| 77,607,309 | 新型コロナウイルス感染症について、現下の状況に鑑み、生命・健康を損なうリスクの軽減等に対応するための一般社団法人新薬・未承認薬等研究開発支援センターが行うワクチンの確保に要する経費並びにワクチンの国民への円滑な接種を実施するための注射器の購入等に要する経費及び地方公共団体等が行う接種体制の確保に要する経費を補助する経費を支出する必要がある。 | （組織）厚生労働本省<br>感染症対策費 | 77,607,309 | |
| | | 健康対策関係業務庁費 | 104,000 | 雑役務費　104,000千円 |
| | | ワクチン等購入費 | 4,600,396 | ワクチン等購入費<br>4,600,396千円 |
| | | 医薬品等保管料 | 355,167 | 医薬品等保管料<br>355,167千円 |
| | | 新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費臨時補助金 | 16,997,746 | 補助先：地方公共団体等<br>補助率：10/10 |
| | | 新型コロナウイルスワクチン等生産体制整備臨時特例交付金 | 55,550,000 | ワクチン生産体制等緊急整備事業<br>交付先：一般社団法人新薬・未承認薬等研究開発支援センター<br>補助率：定額 |

**予備費使用書**

| 予備費使用事項ごとの予備費使用額 | 使用理由 | 組織及び項目 | 予算科目等ごとの予備費使用額 | 備考 |
|---|---|---|---|---|
| 77,607,309 | 新型コロナウイルス感染症について、現下の状況に鑑み、生命・健康を損なうリスクの軽減等に対応するための一般社団法人新薬・未承認薬等研究開発支援センターが行うワクチンの確保に要する経費並びにワクチンの国民への円滑な接種を実施するための注射器の購入等に要する経費及び地方公共団体等が行う接種体制の確保に要する経費を補助する経費を支出する必要がある。 | （組織）厚生労働本省<br>感染症対策費 | 77,607,309 | |
| | | 健康対策関係業務庁費 | 104,000 | 雑役務費　104,000千円 |
| | | ワクチン等購入費 | 4,600,396 | ワクチン等購入費<br>4,600,396千円 |
| | | 医薬品等保管料 | 355,167 | 医薬品等保管料<br>355,167千円 |
| | | 新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費臨時補助金 | 16,997,746 | 補助先：地方公共団体等<br>補助率：10/10 |
| | | 新型コロナウイルスワクチン等生産体制整備臨時特例交付金 | 55,550,000 | ワクチン生産体制等緊急整備事業<br>交付先：一般社団法人新薬・未承認薬等研究開発支援センター<br>補助率：定額 |

**閣議請議書**

| 予備費使用事項ごとの予備費使用額 | 事由 | 組織及び項 | 予算科目等ごとの予備費使用額 |
|---|---|---|---|
| 77,607,309 | 新型コロナウイルス感染症について、現下の状況に鑑み、生命・健康を損なうリスクの軽減等に対応するための一般社団法人新薬・未承認薬等研究開発支援センターが行うワクチンの確保に要する経費並びにワクチンの国民への円滑な接種を実施するための注射器の購入等に要する経費及び地方公共団体等が行う接種体制の確保に要する経費を補助する経費を支出する必要がある。<br>上記の経費につき、別紙内訳書の科目に従って、令和2年度一般会計新型コロナウイルス感染症対策予備費の使用を取り計らいたいので、閣議の決定を求める。 | （組織）厚生労働本省<br>（項）感染症対策費 | 77,607,309 |

**予備費使用調書**

| 予備費使用事項ごとの予備費使用額 | 説明 | 組織 | 項目 | 予算科目等ごとの予備費使用額 | 使用決定 |
|---|---|---|---|---|---|
| 77,607,309 | 新型コロナウイルス感染症について、現下の状況に鑑み、生命・健康を損なうリスクの軽減等に対応するための一般社団法人新薬・未承認薬等研究開発支援センターが行うワクチンの確保に要する経費並びにワクチンの国民への円滑な接種を実施するための注射器の購入等に要する経費及び地方公共団体等が行う接種体制の確保に要する経費を補助する経費を支出するため | 厚生労働本省 | 感染症対策費 | 77,607,309 | 令和2年9月15日<br>閣議決定 |
| | | | 健康対策関係業務庁費 | 104,000 | |
| | | | ワクチン等購入費 | 4,600,396 | |
| | | | 医薬品等保管料 | 355,167 | |
| | | | 新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費臨時補助金 | 16,997,746 | |
| | | | 新型コロナウイルスワクチン等生産体制整備臨時特例交付金 | 55,550,000 | |

(18)予備費使用事項：重症化リスクの高い高齢者等の検査費用の助成に必要な経費（厚生労働省所管、令和2年9月15日使用決定）

（単位：千円）

**予備費使用要求書**

| 予備費使用事項ごとの予備費使用要求額 | 要求理由 | 組織及び項目 | 予算科目等ごとの予備費使用要求額 | 備考 |
|---|---|---|---|---|
| 5,137,650 | 新型コロナウイルス感染症について、現下の状況に鑑み、感染拡大や重症化を防止するための地方公共団体が行う重症化リスクの高い高齢者等の検査費用の助成に要する経費の一部を補助する経費を支出する必要がある。 | （組織）厚生労働本省<br>感染症対策費<br>疾病予防対策事業費等補助金 | 5,137,650 | 高齢者等への検査助成事業<br>補助先：地方公共団体<br>補助率：1/2 |

**予備費使用書**

| 予備費使用事項ごとの予備費使用額 | 使用理由 | 組織及び項目 | 予算科目等ごとの予備費使用額 | 備考 |
|---|---|---|---|---|
| 5,137,650 | 新型コロナウイルス感染症について、現下の状況に鑑み、感染拡大や重症化を防止するための地方公共団体が行う重症化リスクの高い高齢者等の検査費用の助成に要する経費の一部を補助する経費を支出する必要がある。 | （組織）厚生労働本省<br>感染症対策費<br>疾病予防対策事業費等補助金 | 5,137,650 | 高齢者等への検査助成事業<br>補助先：地方公共団体<br>補助率：1/2 |

**閣議請議書**

| 予備費使用事項ごとの予備費使用額 | 事由 | 組織及び項 | 予算科目等ごとの予備費使用額 |
|---|---|---|---|
| 5,137,650 | 新型コロナウイルス感染症について、現下の状況に鑑み、感染拡大や重症化を防止するための地方公共団体が行う重症化リスクの高い高齢者等の検査費用の助成に要する経費の一部を補助する経費を支出する必要がある。<br>上記の経費につき、別紙内訳書の科目に従って、令和2年度一般会計新型コロナウイルス感染症対策予備費の使用を取り計らいたいので、閣議の決定を求める。 | （組織）厚生労働本省<br>（項）感染症対策費 | 5,137,650 |

**予備費使用調書**

| 予備費使用事項ごとの予備費使用額 | 説明 | 組織 | 項目 | 予算科目等ごとの予備費使用額 | 使用決定 |
|---|---|---|---|---|---|
| 5,137,650 | 新型コロナウイルス感染症について、現下の状況に鑑み、感染拡大や重症化を防止するための地方公共団体が行う重症化リスクの高い高齢者等の検査費用の助成に要する経費の一部を補助する経費を支出するため | 厚生労働本省 | 感染症対策費<br>疾病予防対策事業費等補助金 | 5,137,650 | 令和2年9月15日<br>閣議決定 |

(19)予備費使用事項：新型コロナウイルス感染症患者の更なる病床確保を行う医療機関に対する緊急支援に必要な経費
（厚生労働省所管、令和2年12月25日使用決定）

（単位：千円）

**予備費使用要求書**

| 予備費使用事項ごとの予備費使用要求額 | 要求理由 | 組織及び項目 | 予算科目等ごとの予備費使用要求額 | 備考 |
|---|---|---|---|---|
| 269,298,500 | 新型コロナウイルス感染症について、現下の状況に鑑み、新型コロナウイルス感染症患者の更なる病床確保に係る取組を緊急に支援するための医療機関が行う医療従事者の確保等に要する経費を支出する必要がある。 | （組織）厚生労働本省<br>感染症対策費<br>健康対策関係業務庁費<br>新型コロナウイルス感染症医療提供体制確保支援補助金 | 269,298,500<br>500,000<br>268,798,500 | 雑役務費　500,000千円<br>交付先：民間団体等<br>268,798,500千円<br>補助率：10/10 |

**予備費使用書**

| 予備費使用事項ごとの予備費使用額 | 使用理由 | 組織及び項目 | 予算科目等ごとの予備費使用額 | 備考 |
|---|---|---|---|---|
| 269,298,500 | 新型コロナウイルス感染症について、現下の状況に鑑み、新型コロナウイルス感染症患者の更なる病床確保に係る取組を緊急に支援するための医療機関が行う医療従事者の確保等に要する経費を支出する必要がある。 | （組織）厚生労働本省<br>感染症対策費<br>健康対策関係業務庁費<br>新型コロナウイルス感染症医療提供体制確保支援補助金 | 269,298,500<br>500,000<br>268,798,500 | 雑役務費　500,000千円<br>交付先：民間団体等<br>268,798,500千円<br>補助率：10/10 |

**閣議請議書**

| 予備費使用事項ごとの予備費使用額 | 事由 | 組織及び項 | 予算科目等ごとの予備費使用額 |
|---|---|---|---|
| 269,298,500 | 新型コロナウイルス感染症について、現下の状況に鑑み、新型コロナウイルス感染症患者の更なる病床確保に係る取組を緊急に支援するための医療機関が行う医療従事者の確保等に要する経費を支出する必要がある。<br>上記の経費につき、別紙内訳書の科目に従って、令和2年度一般会計新型コロナウイルス感染症対策予備費の使用を取り計らいたいので、閣議の決定を求める。 | （組織）厚生労働本省<br>（項）感染症対策費 | 269,298,500 |

**予備費使用調書**

| 予備費使用事項ごとの予備費使用額 | 説明 | 組織 | 項目 | 予算科目等ごとの予備費使用額 | 使用決定 |
|---|---|---|---|---|---|
| 269,298,500 | 新型コロナウイルス感染症について、現下の状況に鑑み、新型コロナウイルス感染症患者の更なる病床確保に係る取組を緊急に支援するための医療機関が行う医療従事者の確保等に要する経費を支出するため | 厚生労働本省 | 感染症対策費<br>健康対策関係業務庁費<br>新型コロナウイルス感染症医療提供体制確保支援補助金 | 269,298,500<br>500,000<br>268,798,500 | 令和2年12月25日<br>閣議決定 |

(20)予備費使用事項：新型コロナウイルス感染症対応休業給付金の支給に必要な経費（厚生労働省所管、令和3年3月23日使用決定）

（単位：千円）

**予備費使用要求書**

| 予備費使用事項ごとの予備費使用要求額 | 要求理由 | 組織及び項目 | 予算科目等ごとの予備費使用要求額 | 備考 |
|---|---|---|---|---|
| 29,417,755 | 新型コロナウイルス感染症について、現下の状況に鑑み、失業の予防を図るための新型コロナウイルス感染症対応休業給付金の支給に要する経費を支出する必要がある。 | （組織）厚生労働本省<br>高齢者等雇用安定・促進費<br>職業転換等特別給付金 | 29,417,755 | 新型コロナウイルス感染症対応休業給付金<br>給付先：労働者 |

**予備費使用書**

| 予備費使用事項ごとの予備費使用額 | 使用理由 | 組織及び項目 | 予算科目等ごとの予備費使用額 | 備考 |
|---|---|---|---|---|
| 29,417,755 | 新型コロナウイルス感染症について、現下の状況に鑑み、失業の予防を図るための新型コロナウイルス感染症対応休業給付金の支給に要する経費を支出する必要がある。 | （組織）厚生労働本省<br>高齢者等雇用安定・促進費<br>職業転換等特別給付金 | 29,417,755 | 新型コロナウイルス感染症対応休業給付金<br>給付先：労働者 |

**閣議請議書**

| 予備費使用事項ごとの予備費使用額 | 事由 | 組織及び項 | 予算科目等ごとの予備費使用額 |
|---|---|---|---|
| 29,417,755 | 新型コロナウイルス感染症について、現下の状況に鑑み、失業の予防を図るための新型コロナウイルス感染症対応休業給付金の支給に要する経費を支出する必要がある。<br>上記の経費につき、別紙内訳書の科目に従って、令和2年度一般会計新型コロナウイルス感染症対策予備費の使用を取り計らいたいので、閣議の決定を求める。<br>なお、本件については、昭和29年4月16日閣議決定「予備費の使用等について」の第3項第3号後段「その他予備費の使用によらなければ時間的に対処し難いと認められる緊急な経費」に該当するものとしてお取り計らい願いたい。 | （組織）厚生労働本省<br>（項）高齢者等雇用安定・促進費 | 29,417,755 |

**予備費使用調書**

| 予備費使用事項ごとの予備費使用額 | 説明 | 組織 | 項目 | 予算科目等ごとの予備費使用額 | 使用決定 |
|---|---|---|---|---|---|
| 29,417,755 | 新型コロナウイルス感染症について、現下の状況に鑑み、失業の予防を図るための新型コロナウイルス感染症対応休業給付金の支給に要する経費を支出するため | 厚生労働本省 | 高齢者等雇用安定・促進費<br>職業転換等特別給付金 | 29,417,755 | 令和3年3月23日<br>閣議決定 |

(21)予備費使用事項：個人向け緊急小口資金等の特例措置の延長に必要な経費（厚生労働省所管、令和3年3月23日使用決定）

（単位：千円）

**予備費使用要求書**

| 予備費使用事項ごとの予備費使用要求額 | 要求理由 | 組織及び項目 | 予算科目等ごとの予備費使用要求額 | 備考 |
|---|---|---|---|---|
| 340,992,619 | 新型コロナウイルス感染症について、現下の状況に鑑み、休業等による当面の生活費に関する資金需要に対応するための社会福祉法人が行う個人向け緊急小口資金等の特例措置の延長に伴う貸付け等に要する費用を補助する経費を支出する必要がある。 | （組織）厚生労働本省<br>生活保護等対策費<br>生活困窮者就労準備支援事業費等補助金 | 340,992,619 | 補助先：都道府県<br>補助率：10/10 |

**予備費使用書**

| 予備費使用事項ごとの予備費使用額 | 使用理由 | 組織及び項目 | 予算科目等ごとの予備費使用額 | 備考 |
|---|---|---|---|---|
| 340,992,619 | 新型コロナウイルス感染症について、現下の状況に鑑み、休業等による当面の生活費に関する資金需要に対応するための社会福祉法人が行う個人向け緊急小口資金等の特例措置の延長に伴う貸付け等に要する費用を補助する経費を支出する必要がある。 | （組織）厚生労働本省<br>生活保護等対策費<br>生活困窮者就労準備支援事業費等補助金 | 340,992,619 | 補助先：都道府県<br>補助率：10/10 |

**閣議請議書**

| 予備費使用事項ごとの予備費使用額 | 事由 | 組織及び項 | 予算科目等ごとの予備費使用額 |
|---|---|---|---|
| 340,992,619 | 新型コロナウイルス感染症について、現下の状況に鑑み、休業等による当面の生活費に関する資金需要に対応するための社会福祉法人が行う個人向け緊急小口資金等の特例措置の延長に伴う貸付け等に要する費用を補助する経費を支出する必要がある。<br>上記の経費につき、別紙内訳書の科目に従って、令和2年度一般会計新型コロナウイルス感染症対策予備費の使用を取り計らいたいので、閣議の決定を求める。<br>なお、本件については、昭和29年4月16日閣議決定「予備費の使用等について」の第3項第3号後段「その他予備費の使用によらなければ時間的に対処し難いと認められる緊急な経費」に該当するものとしてお取り計らい願いたい。 | （組織）厚生労働本省<br>（項）生活保護等対策費 | 340,992,619 |

**予備費使用調書**

| 予備費使用事項ごとの予備費使用額 | 説明 | 組織 | 項目 | 予算科目等ごとの予備費使用額 | 使用決定 |
|---|---|---|---|---|---|
| 340,992,619 | 新型コロナウイルス感染症について、現下の状況に鑑み、休業等による当面の生活費に関する資金需要に対応するための社会福祉法人が行う個人向け緊急小口資金等の特例措置の延長に伴う貸付け等に要する費用を補助する経費を支出するため | 厚生労働本省 | 生活保護等対策費<br>生活困窮者就労準備支援事業費等補助金 | 340,992,619 | 令和3年3月23日<br>閣議決定 |

(22)予備費使用事項：子育て世帯生活支援特別給付金給付事業に必要な経費（厚生労働省所管、令和3年3月23日使用決定）

（単位：千円）

**予備費使用要求書**

| 予備費使用事項ごとの予備費使用要求額 | 要求理由 | 組織及び項目 | 予算科目等ごとの予備費使用要求額 | 備考 |
|---|---|---|---|---|
| 217,461,684 | 新型コロナウイルス感染症について、現下の状況に鑑み、低所得の子育て世帯の生活を支援するための地方公共団体が行う子育て世帯生活支援特別給付金給付事業に要する経費に充てるための交付金を交付する経費を支出する必要がある。 | （組織）厚生労働本省<br>生活保護等対策費<br>新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金 | 217,461,684 | 交付先：地方公共団体<br>交付率：10/10 |

**予備費使用書**

| 予備費使用事項ごとの予備費使用額 | 使用理由 | 組織及び項目 | 予算科目等ごとの予備費使用額 | 備考 |
|---|---|---|---|---|
| 217,461,684 | 新型コロナウイルス感染症について、現下の状況に鑑み、低所得の子育て世帯の生活を支援するための地方公共団体が行う子育て世帯生活支援特別給付金給付事業に要する経費に充てるための交付金を交付する経費を支出する必要がある。 | （組織）厚生労働本省<br>生活保護等対策費<br>新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金 | 217,461,684 | 交付先：地方公共団体<br>交付率：10/10 |

**閣議請議書**

| 予備費使用事項ごとの予備費使用額 | 事由 | 組織及び項 | 予算科目等ごとの予備費使用額 |
|---|---|---|---|
| 217,461,684 | 新型コロナウイルス感染症について、現下の状況に鑑み、低所得の子育て世帯の生活を支援するための地方公共団体が行う子育て世帯生活支援特別給付金給付事業に要する経費に充てるための交付金を交付する経費を支出する必要がある。<br>上記の経費につき、別紙内訳書の科目に従って、令和2年度一般会計新型コロナウイルス感染症対策予備費の使用を取り計らいたいので、閣議の決定を求める。<br>なお、本件については、昭和29年4月16日閣議決定「予備費の使用等について」の第3項第3号後段「その他予備費の使用によらなければ時間的に対処し難いと認められる緊急な経費」に該当するものとしてお取り計らい願いたい。 | （組織）厚生労働本省<br>（項）生活保護等対策費 | 217,461,684 |

**予備費使用調書**

| 予備費使用事項ごとの予備費使用額 | 説明 | 組織 | 項目 | 予算科目等ごとの予備費使用額 | 使用決定 |
|---|---|---|---|---|---|
| 217,461,684 | 新型コロナウイルス感染症について、現下の状況に鑑み、低所得の子育て世帯の生活を支援するための地方公共団体が行う子育て世帯生活支援特別給付金給付事業に要する経費に充てるための交付金を交付する経費を支出するため | 厚生労働本省 | 生活保護等対策費<br>新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金 | 217,461,684 | 令和3年3月23日<br>閣議決定 |

(23)予備費使用事項：自殺防止対策事業に必要な経費（厚生労働省所管、令和3年3月23日使用決定）

（単位：千円）

**予備費使用要求書**

| 予備費使用事項ごとの予備費使用要求額 | 要求理由 | 組織及び項目 | 予算科目等ごとの予備費使用要求額 | 備考 |
|---|---|---|---|---|
| 1,000,000 | 新型コロナウイルス感染症について、現下の状況に鑑み、自殺防止に係る取組への支援を強化するための民間団体が行う新型コロナウイルス感染症に対応した自殺防止対策事業に要する経費に充てるための交付金を交付する経費を支出する必要がある。 | （組織）厚生労働本省<br>生活保護等対策費<br>新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金 | 1,000,000 | 交付先： 民間団体<br>交付率： 10/10 |

**予備費使用書**

| 予備費使用事項ごとの予備費使用額 | 使用理由 | 組織及び項目 | 予算科目等ごとの予備費使用額 | 備考 |
|---|---|---|---|---|
| 1,000,000 | 新型コロナウイルス感染症について、現下の状況に鑑み、自殺防止に係る取組への支援を強化するための民間団体が行う新型コロナウイルス感染症に対応した自殺防止対策事業に要する経費に充てるための交付金を交付する経費を支出する必要がある。 | （組織）厚生労働本省<br>生活保護等対策費<br>新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金 | 1,000,000 | 交付先： 民間団体<br>交付率： 10/10 |

**閣議請議書**

| 予備費使用事項ごとの予備費使用額 | 事由 | 組織及び項 | 予算科目等ごとの予備費使用額 |
|---|---|---|---|
| 1,000,000 | 新型コロナウイルス感染症について、現下の状況に鑑み、自殺防止に係る取組への支援を強化するための民間団体が行う新型コロナウイルス感染症に対応した自殺防止対策事業に要する経費に充てるための交付金を交付する経費を支出する必要がある。<br>上記の経費につき、別紙内訳書の科目に従って、令和2年度一般会計新型コロナウイルス感染症対策予備費の使用を取り計らいたいので、閣議の決定を求める。<br>なお、本件については、昭和29年4月16日閣議決定「予備費の使用等について」の第3項第3号後段「その他予備費の使用によらなければ時間的に対処し難いと認められる緊急な経費」に該当するものとしてお取り計らい願いたい。 | （組織）厚生労働本省<br>（項）生活保護等対策費 | 1,000,000 |

**予備費使用調書**

| 予備費使用事項ごとの予備費使用額 | 説明 | 組織 | 項目 | 予算科目等ごとの予備費使用額 | 使用決定 |
|---|---|---|---|---|---|
| 1,000,000 | 新型コロナウイルス感染症について、現下の状況に鑑み、自殺防止に係る取組への支援を強化するための民間団体が行う新型コロナウイルス感染症に対応した自殺防止対策事業に要する経費に充てるための交付金を交付する経費を支出するため | 厚生労働本省 | 生活保護等対策費<br>新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金 | 1,000,000 | 令和3年3月23日<br>閣議決定 |

(24)予備費使用事項：新型コロナウイルス感染症に係るワクチンの確保に必要な経費（厚生労働省所管、令和3年5月14日使用決定）

（単位：千円）

**予備費使用要求書**

| 予備費使用事項ごとの予備費使用要求額 | 要求理由 | 組織及び項目 | 予算科目等ごとの予備費使用要求額 | 備考 |
|---|---|---|---|---|
| 511,953,882 | 新型コロナウイルス感染症について、現下の状況に鑑み、生命・健康を損なうリスクの軽減等に対応するため、一般社団法人新薬・未承認薬等研究開発支援センターが行うワクチンの確保に要する経費を支出する必要がある。 | （組織）厚生労働本省<br>感染症対策費<br>新型コロナウイルスワクチン等生産体制整備臨時特例交付金 | 511,953,882 | ワクチン生産体制等緊急整備事業<br>交付先：一般社団法人新薬・未承認薬等研究開発支援センター<br>補助率：定額 |

**予備費使用書**

| 予備費使用事項ごとの予備費使用額 | 使用理由 | 組織及び項目 | 予算科目等ごとの予備費使用額 | 備考 |
|---|---|---|---|---|
| 511,953,882 | 新型コロナウイルス感染症について、現下の状況に鑑み、生命・健康を損なうリスクの軽減等に対応するため、一般社団法人新薬・未承認薬等研究開発支援センターが行うワクチンの確保に要する経費を支出する必要がある。 | （組織）厚生労働本省<br>感染症対策費<br>新型コロナウイルスワクチン等生産体制整備臨時特例交付金 | 511,953,882 | ワクチン生産体制等緊急整備事業<br>交付先：一般社団法人新薬・未承認薬等研究開発支援センター<br>補助率：定額 |

**閣議請議書**

| 予備費使用事項ごとの予備費使用額 | 事由 | 組織及び項 | 予算科目等ごとの予備費使用額 |
|---|---|---|---|
| 511,953,882 | 新型コロナウイルス感染症について、現下の状況に鑑み、生命・健康を損なうリスクの軽減等に対応するため、一般社団法人新薬・未承認薬等研究開発支援センターが行うワクチンの確保に要する経費を支出する必要がある。<br>上記の経費につき、別紙内訳書の科目に従って、令和3年度一般会計新型コロナウイルス感染症対策予備費の使用を取り計らいたいので、閣議の決定を求める。<br>なお、本件については、昭和29年4月16日閣議決定「予備費の使用等について」の第3項第3号後段「その他予備費の使用によらなければ時間的に対処し難いと認められる緊急な経費」に該当するものとしてお取り計らい願いたい。 | （組織）厚生労働本省<br>（項）感染症対策費 | 511,953,882 |

**予備費使用調書**

| 予備費使用事項ごとの予備費使用額 | 説明 | 組織 | 項目 | 予算科目等ごとの予備費使用額 | 使用決定 |
|---|---|---|---|---|---|
| 511,953,882 | 新型コロナウイルス感染症について、現下の状況に鑑み、生命・健康を損なうリスクの軽減等に対応するため、一般社団法人新薬・未承認薬等研究開発支援センターが行うワクチンの確保に要する経費を支出するため | 厚生労働本省 | 感染症対策費<br>新型コロナウイルスワクチン等生産体制整備臨時特例交付金 | 511,953,882 | 令和3年5月14日<br>閣議決定 |

(25)予備費使用事項：新型コロナウイルス感染症治療薬の確保に必要な経費（厚生労働省所管、令和3年8月27日使用決定）

（単位：千円）

**予備費使用要求書**

| 予備費使用事項ごとの予備費使用要求額 | 要求理由 | 組織及び項目 | 予算科目等ごとの予備費使用要求額 | 備考 |
|---|---|---|---|---|
| 235,159,312 | 新型コロナウイルス感染症について、現下の状況に鑑み、治療薬が必要な患者への供給を図るため、新型コロナウイルス感染症治療薬の確保に要する経費を支出する必要がある。 | （組織）厚生労働本省<br>感染症対策費<br>医薬品買上費 | 235,159,312 | 消耗品費<br>235,159,312千円 |

**予備費使用書**

| 予備費使用事項ごとの予備費使用額 | 使用理由 | 組織及び項目 | 予算科目等ごとの予備費使用額 | 備考 |
|---|---|---|---|---|
| 235,159,312 | 新型コロナウイルス感染症について、現下の状況に鑑み、治療薬が必要な患者への供給を図るため、新型コロナウイルス感染症治療薬の確保に要する経費を支出する必要がある。 | （組織）厚生労働本省<br>感染症対策費<br>医薬品買上費 | 235,159,312 | 消耗品費<br>235,159,312千円 |

**閣議請議書**

| 予備費使用事項ごとの予備費使用額 | 事由 | 組織及び項 | 予算科目等ごとの予備費使用額 |
|---|---|---|---|
| 235,159,312 | 新型コロナウイルス感染症について、現下の状況に鑑み、治療薬が必要な患者への供給を図るため、新型コロナウイルス感染症治療薬の確保に要する経費を支出する必要がある。<br>上記の経費につき、別紙内訳書の科目に従って、令和3年度一般会計新型コロナウイルス感染症対策予備費の使用を取り計らいたいので、閣議の決定を求める。 | （組織）厚生労働本省<br>（項）感染症対策費 | 235,159,312 |

**予備費使用調書**

| 予備費使用事項ごとの予備費使用額 | 説明 | 組織 | 項目 | 予算科目等ごとの予備費使用額 | 使用決定 |
|---|---|---|---|---|---|
| 235,159,312 | 新型コロナウイルス感染症について、現下の状況に鑑み、治療薬が必要な患者への供給を図るため、新型コロナウイルス感染症治療薬の確保に要する経費を支出するため | 厚生労働本省 | 感染症対策費<br>医薬品買上費 | 235,159,312 | 令和3年8月27日<br>閣議決定 |

(26)予備費使用事項：新型コロナウイルス感染症に係るワクチンの確保等に必要な経費（厚生労働省所管、令和3年8月27日使用決定）

（単位：千円）

**予備費使用要求書**

| 予備費使用事項ごとの予備費使用要求額 | 要求理由 | 組織及び項目 | 予算科目等ごとの予備費使用要求額 | 備考 |
|---|---|---|---|---|
| 841,502,367 | 新型コロナウイルス感染症について、現下の状況に鑑み、ワクチンの国民への円滑な接種を実施するため、一般社団法人新薬・未承認薬等研究開発支援センターが行うワクチンの確保に要する経費に充てるための基金の造成に要する交付金を交付する経費並びに地方公共団体が行う接種体制の確保に要する経費を補助する経費及び地方公共団体が行う新型コロナウイルス感染症緊急包括支援に要する経費に充てるための交付金を都道府県に交付する経費を支出する必要がある。 | （組織）厚生労働本省<br>感染症対策費<br>新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費臨時補助金<br>新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金<br>新型コロナウイルスワクチン等生産体制整備臨時特例交付金 | 841,502,367<br>330,107,650<br>81,834,717<br>429,560,000 | 補助先：地方公共団体<br>補助率：10/10<br>交付先：都道府県<br>補助率：10/10<br>ワクチン生産体制等緊急整備事業<br>交付先：一般社団法人新薬・未承認薬等研究開発支援センター<br>補助率：定額 |

**予備費使用書**

| 予備費使用事項ごとの予備費使用額 | 使用理由 | 組織及び項目 | 予算科目等ごとの予備費使用額 | 備考 |
|---|---|---|---|---|
| 841,502,367 | 新型コロナウイルス感染症について、現下の状況に鑑み、ワクチンの国民への円滑な接種を実施するため、一般社団法人新薬・未承認薬等研究開発支援センターが行うワクチンの確保に要する経費に充てるための基金の造成に要する交付金を交付する経費並びに地方公共団体が行う接種体制の確保に要する経費を補助する経費及び地方公共団体が行う新型コロナウイルス感染症緊急包括支援に要する経費に充てるための交付金を都道府県に交付する経費を支出する必要がある。 | （組織）厚生労働本省<br>感染症対策費<br>新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費臨時補助金<br>新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金<br>新型コロナウイルスワクチン等生産体制整備臨時特例交付金 | 841,502,367<br>330,107,650<br>81,834,717<br>429,560,000 | 補助先：地方公共団体<br>補助率：10/10<br>交付先：都道府県<br>補助率：10/10<br>ワクチン生産体制等緊急整備事業<br>交付先：一般社団法人新薬・未承認薬等研究開発支援センター<br>補助率：定額 |

**閣議請議書**

| 予備費使用事項ごとの予備費使用額 | 事由 | 組織及び項 | 予算科目等ごとの予備費使用額 |
|---|---|---|---|
| 841,502,367 | 新型コロナウイルス感染症について、現下の状況に鑑み、ワクチンの国民への円滑な接種を実施するため、一般社団法人新薬・未承認薬等研究開発支援センターが行うワクチンの確保に要する経費に充てるための基金の造成に要する交付金を交付する経費並びに地方公共団体が行う接種体制の確保に要する経費を補助する経費及び地方公共団体が行う新型コロナウイルス感染症緊急包括支援に要する経費に充てるための交付金を都道府県に交付する経費を支出する必要がある。<br>上記の経費につき、別紙内訳書の科目に従って、令和3年度一般会計新型コロナウイルス感染症対策予備費の使用を取り計らいたいので、閣議の決定を求める。 | （組織）厚生労働本省<br>（項）感染症対策費 | 841,502,367 |

**予備費使用調書**

| 予備費使用事項ごとの予備費使用額 | 説明 | 組織 | 項目 | 予算科目等ごとの予備費使用額 | 使用決定 |
|---|---|---|---|---|---|
| 841,502,367 | 新型コロナウイルス感染症について、現下の状況に鑑み、ワクチンの国民への円滑な接種を実施するため、一般社団法人新薬・未承認薬等研究開発支援センターが行うワクチンの確保に要する経費に充てるための基金の造成に要する交付金を交付する経費並びに地方公共団体が行う接種体制の確保に要する経費を補助する経費及び地方公共団体が行う新型コロナウイルス感染症緊急包括支援に要する経費に充てるための交付金を都道府県に交付する経費を支出するため | 厚生労働本省 | 感染症対策費<br>新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費臨時補助金<br>新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金<br>新型コロナウイルスワクチン等生産体制整備臨時特例交付金 | 841,502,367<br>330,107,650<br>81,834,717<br>429,560,000 | 令和3年8月27日<br>閣議決定 |

(27)予備費使用事項：後期高齢者医療給付費負担金等に必要な経費（厚生労働省所管、令和3年8月27日使用決定）

（単位：千円）

**予備費使用要求書**

| 予備費使用事項ごとの予備費使用要求額 | 要求理由 | 組織及び項目 | 予算科目等ごとの予備費使用要求額 | 備考 |
|---|---|---|---|---|
| 2,137,884 | 新型コロナウイルス感染症について、現下の状況に鑑み、診療報酬上の特例的な評価を行うことに伴い、後期高齢者医療広域連合等に対する療養給付費等の一部を負担する経費及び調整交付金を交付する経費並びに全国健康保険協会等に対する療養給付費等の一部を補助する経費を支出する必要がある。 | （組織）厚生労働本省 | 2,137,884 | |
| | | 医療保険給付諸費 | 2,136,550 | |
| | | 全国健康保険協会保険給付費等補助金 | 288,268 | 交付先：保険者（全国健康保険協会）<br>補助率：16.4/100 |
| | | 国民健康保険組合療養給付費補助金 | 43,737 | 交付先：保険者（国民健康保険組合）<br>補助率：47.4/100～28.4/100 |
| | | 後期高齢者医療給付費等負担金 | 938,066 | 後期高齢者医療給付費負担金　917,409千円<br>交付先：後期高齢者医療広域連合　負担率：3/12<br>高額医療費等負担金　20,657千円（財政安定化基金造成費を除く）<br>交付先：後期高齢者医療広域連合　負担率：1/4 |
| | | 国民健康保険療養給付費等負担金 | 417,813 | 療養給付費負担金　393,812千円<br>交付先：保険者（都道府県）　負担率：32/100<br>保険基盤安定等負担金　24,001千円<br>交付先：保険者（都道府県）　負担率：1/4 |
| | | 後期高齢者医療財政調整交付金 | 305,317 | 交付先：後期高齢者医療広域連合　交付率：1/12 |
| | | 国民健康保険財政調整交付金 | 143,349 | 交付先：保険者（都道府県）　交付率：9/100 |
| | | 障害保健福祉費 | 1,334 | |
| | | 精神障害者医療保護入院費補助金 | 61 | 交付先：沖縄県<br>補助率：8/10 |
| | | 精神障害者措置入院費負担金 | 1,273 | 交付先：地方公共団体<br>負担率：3/4 |

**予備費使用書**

| 予備費使用事項ごとの予備費使用額 | 使用理由 | 組織及び項目 | 予算科目等ごとの予備費使用額 | 備考 |
|---|---|---|---|---|
| 2,137,884 | 新型コロナウイルス感染症について、現下の状況に鑑み、診療報酬上の特例的な評価を行うことに伴い、後期高齢者医療広域連合等に対する療養給付費等の一部を負担する経費及び調整交付金を交付する経費並びに全国健康保険協会等に対する療養給付費等の一部を補助する経費を支出する必要がある。 | （組織）厚生労働本省 | 2,137,884 | |
| | | 医療保険給付諸費 | 2,136,550 | |
| | | 全国健康保険協会保険給付費等補助金 | 288,268 | 交付先：保険者（全国健康保険協会）<br>補助率：16.4/100 |
| | | 国民健康保険組合療養給付費補助金 | 43,737 | 交付先：保険者（国民健康保険組合）<br>補助率：47.4/100～28.4/100 |
| | | 後期高齢者医療給付費等負担金 | 938,066 | 後期高齢者医療給付費負担金　917,409千円<br>交付先：後期高齢者医療広域連合　負担率：3/12<br>高額医療費等負担金　20,657千円（財政安定化基金造成費を除く）<br>交付先：後期高齢者医療広域連合　負担率：1/4 |
| | | 国民健康保険療養給付費等負担金 | 417,813 | 療養給付費負担金　393,812千円<br>交付先：保険者（都道府県）　負担率：32/100<br>保険基盤安定等負担金　24,001千円<br>交付先：保険者（都道府県）　負担率：1/4 |
| | | 後期高齢者医療財政調整交付金 | 305,317 | 交付先：後期高齢者医療広域連合　交付率：1/12 |
| | | 国民健康保険財政調整交付金 | 143,349 | 交付先：保険者（都道府県）　交付率：9/100 |
| | | 障害保健福祉費 | 1,334 | |
| | | 精神障害者医療保護入院費補助金 | 61 | 交付先：沖縄県<br>補助率：8/10 |
| | | 精神障害者措置入院費負担金 | 1,273 | 交付先：地方公共団体<br>負担率：3/4 |

**閣議請議書**

| 予備費使用事項ごとの予備費使用額 | 事由 | 組織及び項 | 予算科目等ごとの予備費使用額 |
|---|---|---|---|
| 2,137,884 | 新型コロナウイルス感染症について、現下の状況に鑑み、診療報酬上の特例的な評価を行うことに伴い、後期高齢者医療広域連合等に対する療養給付費等の一部を負担する経費及び調整交付金を交付する経費並びに全国健康保険協会等に対する療養給付費等の一部を補助する経費を支出する必要がある。<br>上記の経費につき、別紙内訳書の科目に従って、令和3年度一般会計新型コロナウイルス感染症対策予備費の使用を取り計らいたいので、閣議の決定を求める。 | （組織）厚生労働本省<br>（項）医療保険給付諸費<br>（項）障害保健福祉費 | <br>2,136,550<br>1,334 |

**予備費使用調書**

| 予備費使用事項ごとの予備費使用額 | 説明 | 組織 | 項目 | 予算科目等ごとの予備費使用額 | 使用決定 |
|---|---|---|---|---|---|
| 2,137,884 | 新型コロナウイルス感染症について、現下の状況に鑑み、診療報酬上の特例的な評価を行うことに伴い、後期高齢者医療広域連合等に対する療養給付費等の一部を負担する経費及び調整交付金を交付する経費並びに全国健康保険協会等に対する療養給付費等の一部を補助する経費を支出するため | 厚生労働本省 | | 2,137,884 | 令和3年8月27日<br>閣議決定 |
| | | | 医療保険給付諸費 | 2,136,550 | |
| | | | 全国健康保険協会保険給付費等補助金 | 288,268 | |
| | | | 国民健康保険組合療養給付費補助金 | 43,737 | |
| | | | 後期高齢者医療給付費等負担金 | 938,066 | |
| | | | 国民健康保険療養給付費等負担金 | 417,813 | |
| | | | 後期高齢者医療財政調整交付金 | 305,317 | |
| | | | 国民健康保険財政調整交付金 | 143,349 | |
| | | | 障害保健福祉費 | 1,334 | |
| | | | 精神障害者医療保護入院費補助金 | 61 | |
| | | | 精神障害者措置入院費負担金 | 1,273 | |

(28)予備費使用事項：緊急雇用安定助成金等の支給に必要な経費（厚生労働省所管、令和3年8月27日使用決定）

（単位：千円）

**予備費使用要求書**

| 予備費使用事項ごとの予備費使用要求額 | 要求理由 | 組織及び項目 | 予算科目等ごとの予備費使用要求額 | 備考 |
|---|---|---|---|---|
| 84,078,838 | 新型コロナウイルス感染症について、現下の状況に鑑み、失業の予防等を図るため、緊急雇用安定助成金等の支給に要する経費を支出する必要がある。 | （組織）厚生労働本省<br>高齢者等雇用安定・促進費<br>職業転換等特別給付金 | 84,078,838 | 緊急雇用安定助成金<br>21,745,652千円<br>給付先：事業主<br>給付率：10/10、9/10、4/5、3/4、2/3<br>新型コロナウイルス感染症対応休業給付金<br>62,333,186千円<br>給付先：労働者 |

**予備費使用書**

| 予備費使用事項ごとの予備費使用額 | 使用理由 | 組織及び項目 | 予算科目等ごとの予備費使用額 | 備考 |
|---|---|---|---|---|
| 84,078,838 | 新型コロナウイルス感染症について、現下の状況に鑑み、失業の予防等を図るため、緊急雇用安定助成金等の支給に要する経費を支出する必要がある。 | （組織）厚生労働本省<br>高齢者等雇用安定・促進費<br>職業転換等特別給付金 | 84,078,838 | 緊急雇用安定助成金<br>21,745,652千円<br>給付先：事業主<br>給付率：10/10、9/10、4/5、3/4、2/3<br>新型コロナウイルス感染症対応休業給付金<br>62,333,186千円<br>給付先：労働者 |

**閣議請議書**

| 予備費使用事項ごとの予備費使用額 | 事由 | 組織及び項 | 予算科目等ごとの予備費使用額 |
|---|---|---|---|
| 84,078,838 | 新型コロナウイルス感染症について、現下の状況に鑑み、失業の予防等を図るため、緊急雇用安定助成金等の支給に要する経費を支出する必要がある。<br>上記の経費につき、別紙内訳書の科目に従って、令和3年度一般会計新型コロナウイルス感染症対策予備費の使用を取り計らいたいので、閣議の決定を求める。 | （組織）厚生労働本省<br>（項）高齢者等雇用安定・促進費 | 84,078,838 |

**予備費使用調書**

| 予備費使用事項ごとの予備費使用額 | 説明 | 組織 | 項目 | 予算科目等ごとの予備費使用額 | 使用決定 |
|---|---|---|---|---|---|
| 84,078,838 | 新型コロナウイルス感染症について、現下の状況に鑑み、失業の予防等を図るため、緊急雇用安定助成金等の支給に要する経費を支出するため | 厚生労働本省 | 高齢者等雇用安定・促進費<br>職業転換等特別給付金 | 84,078,838 | 令和3年8月27日<br>閣議決定 |

(29)予備費使用事項：個人向け緊急小口資金等の特例貸付に必要な経費（厚生労働省所管、令和3年8月27日使用決定）

（単位：千円）

**予備費使用要求書**

| 予備費使用事項ごとの予備費使用要求額 | 要求理由 | 組織及び項目 | 予算科目等ごとの予備費使用要求額 | 備考 |
|---|---|---|---|---|
| 154,896,037 | 新型コロナウイルス感染症について、現下の状況に鑑み、休業等による当面の生活費に関する資金需要に対応するため、社会福祉法人が行う個人向け緊急小口資金等の特例貸付け等に要する費用を補助する経費を支出する必要がある。 | （組織）厚生労働本省<br>生活保護等対策費<br>生活困窮者就労準備支援事業費等補助金 | 154,896,037 | 補助先：都道府県<br>補助率：10/10 |

**予備費使用書**

| 予備費使用事項ごとの予備費使用額 | 使用理由 | 組織及び項目 | 予算科目等ごとの予備費使用額 | 備考 |
|---|---|---|---|---|
| 154,896,037 | 新型コロナウイルス感染症について、現下の状況に鑑み、休業等による当面の生活費に関する資金需要に対応するため、社会福祉法人が行う個人向け緊急小口資金等の特例貸付け等に要する費用を補助する経費を支出する必要がある。 | （組織）厚生労働本省<br>生活保護等対策費<br>生活困窮者就労準備支援事業費等補助金 | 154,896,037 | 補助先：都道府県<br>補助率：10/10 |

**閣議請議書**

| 予備費使用事項ごとの予備費使用額 | 事由 | 組織及び項 | 予算科目等ごとの予備費使用額 |
|---|---|---|---|
| 154,896,037 | 新型コロナウイルス感染症について、現下の状況に鑑み、休業等による当面の生活費に関する資金需要に対応するため、社会福祉法人が行う個人向け緊急小口資金等の特例貸付け等に要する費用を補助する経費を支出する必要がある。<br>上記の経費につき、別紙内訳書の科目に従って、令和3年度一般会計新型コロナウイルス感染症対策予備費の使用を取り計らいたいので、閣議の決定を求める。 | （組織）厚生労働本省<br>（項）生活保護等対策費 | 154,896,037 |

**予備費使用調書**

| 予備費使用事項ごとの予備費使用額 | 説明 | 組織 | 項目 | 予算科目等ごとの予備費使用額 | 使用決定 |
|---|---|---|---|---|---|
| 154,896,037 | 新型コロナウイルス感染症について、現下の状況に鑑み、休業等による当面の生活費に関する資金需要に対応するため、社会福祉法人が行う個人向け緊急小口資金等の特例貸付け等に要する費用を補助する経費を支出するため | 厚生労働本省 | 生活保護等対策費<br>生活困窮者就労準備支援事業費等補助金 | 154,896,037 | 令和3年8月27日<br>閣議決定 |

(30)予備費使用事項：検疫業務の実施に必要な経費（厚生労働省所管、令和3年8月27日使用決定）

（単位：千円）

**予備費使用要求書**

| 予備費使用事項ごとの予備費使用要求額 | 要求理由 | 組織及び項目 | 予算科目等ごとの予備費使用要求額 | 備考 |
|---|---|---|---|---|
| 24,131,268 | 新型コロナウイルス感染症について、現下の状況に鑑み、検疫所の検査体制及び検疫機能の維持を図るため、検疫業務の実施に要する経費の予算の不足を補う必要がある。 | （組織）検疫所<br>検疫業務等実施費<br>検疫旅費<br>検疫庁費 | 24,131,268<br>86,066<br>24,045,202 | 内国旅費<br>検疫業務旅費<br>86,066千円<br>1.消耗品費<br>104,999千円<br>2.印刷製本費<br>6,077千円<br>3.借料及び損料<br>14,880,672千円<br>4.賃金　135,579千円<br>5.雑役務費<br>8,917,875千円 |

**予備費使用書**

| 予備費使用事項ごとの予備費使用額 | 使用理由 | 組織及び項目 | 予算科目等ごとの予備費使用額 | 備考 |
|---|---|---|---|---|
| 24,131,268 | 新型コロナウイルス感染症について、現下の状況に鑑み、検疫所の検査体制及び検疫機能の維持を図るため、検疫業務の実施に要する経費の予算の不足を補う必要がある。 | （組織）検疫所<br>検疫業務等実施費<br>検疫旅費<br>検疫庁費 | 24,131,268<br>86,066<br>24,045,202 | 内国旅費<br>検疫業務旅費<br>86,066千円<br>1.消耗品費<br>104,999千円<br>2.印刷製本費<br>6,077千円<br>3.借料及び損料<br>14,880,672千円<br>4.賃金　135,579千円<br>5.雑役務費<br>8,917,875千円 |

**閣議請議書**

| 予備費使用事項ごとの予備費使用額 | 事由 | 組織及び項 | 予算科目等ごとの予備費使用額 |
|---|---|---|---|
| 24,131,268 | 新型コロナウイルス感染症について、現下の状況に鑑み、検疫所の検査体制及び検疫機能の維持を図るため、検疫業務の実施に要する経費の予算の不足を補う必要がある。<br>上記の経費につき、別紙内訳書の科目に従って、令和3年度一般会計新型コロナウイルス感染症対策予備費の使用を取り計らいたいので、閣議の決定を求める。 | （組織）検疫所<br>（項）検疫業務等実施費 | 24,131,268 |

**予備費使用調書**

| 予備費使用事項ごとの予備費使用額 | 説明 | 組織 | 項目 | 予算科目等ごとの予備費使用額 | 使用決定 |
|---|---|---|---|---|---|
| 24,131,268 | 新型コロナウイルス感染症について、現下の状況に鑑み、検疫所の検査体制及び検疫機能の維持を図るため、検疫業務の実施に要する経費の予算の不足を補うため | 検疫所 | 検疫業務等実施費<br>検疫旅費<br>検疫庁費 | 24,131,268<br>86,066<br>24,045,202 | 令和3年8月27日<br>閣議決定 |

(31)予備費使用事項：新型コロナウイルス感染症に係る抗原検査キットの安定的な供給の推進に必要な経費
（厚生労働省所管、令和4年3月25日使用決定）

（単位：千円）

**予備費使用要求書**

| 予備費使用事項ごとの予備費使用要求額 | 要求理由 | 組織及び項目 | 予算科目等ごとの予備費使用要求額 | 備考 |
|---|---|---|---|---|
| 92,864,224 | 新型コロナウイルス感染症について、現下の状況に鑑み、抗原検査キットの安定的な供給を推進するため、抗原検査キットの買上げに要する経費を支出する必要がある。 | （組織）厚生労働本省<br>感染症対策費<br>医薬品買上費 | 92,864,224 | 消耗品費<br>92,864,224千円 |

**予備費使用書**

| 予備費使用事項ごとの予備費使用額 | 使用理由 | 組織及び項目 | 予算科目等ごとの予備費使用額 | 備考 |
|---|---|---|---|---|
| 92,864,224 | 新型コロナウイルス感染症について、現下の状況に鑑み、抗原検査キットの安定的な供給を推進するため、抗原検査キットの買上げに要する経費を支出する必要がある。 | （組織）厚生労働本省<br>感染症対策費<br>医薬品買上費 | 92,864,224 | 消耗品費<br>92,864,224千円 |

**閣議請議書**

| 予備費使用事項ごとの予備費使用額 | 事由 | 組織及び項 | 予算科目等ごとの予備費使用額 |
|---|---|---|---|
| 92,864,224 | 新型コロナウイルス感染症について、現下の状況に鑑み、抗原検査キットの安定的な供給を推進するため、抗原検査キットの買上げに要する経費を支出する必要がある。<br>上記の経費につき、別紙内訳書の科目に従って、令和3年度一般会計新型コロナウイルス感染症対策予備費の使用を取り計らいたいので、閣議の決定を求める。<br>なお、本件については、昭和29年4月16日閣議決定「予備費の使用等について」の第3項第3号後段「その他予備費の使用によらなければ時間的に対処し難いと認められる緊急な経費」に該当するものとしてお取り計らい願いたい。 | （組織）厚生労働本省<br>（項）感染症対策費 | 92,864,224 |

**予備費使用調書**

| 予備費使用事項ごとの予備費使用額 | 説明 | 組織 | 項目 | 予算科目等ごとの予備費使用額 | 使用決定 |
|---|---|---|---|---|---|
| 92,864,224 | 新型コロナウイルス感染症について、現下の状況に鑑み、抗原検査キットの安定的な供給を推進するため、抗原検査キットの買上げに要する経費を支出するため | 厚生労働本省 | 感染症対策費<br>医薬品買上費 | 92,864,224 | 令和4年3月25日<br>閣議決定 |

(32)予備費使用事項：新型コロナウイルス感染症治療薬の確保等に必要な経費（厚生労働省所管、令和4年3月25日使用決定）

（単位：千円）

**予備費使用要求書**

| 予備費使用事項ごとの予備費使用要求額 | 要求理由 | 組織及び項目 | 予算科目等ごとの予備費使用要求額 | 備考 |
|---|---|---|---|---|
| 439,693,200 | 新型コロナウイルス感染症について、現下の状況に鑑み、治療薬が必要な患者への供給を図るため、一般社団法人新薬・未承認薬等研究開発支援センターが行う新型コロナウイルス感染症治療薬の確保に要する費用に充てるための基金の造成に要する交付金を交付する経費及び民間団体が行う新型コロナウイルス感染症治療薬の実用化に要する費用を補助する経費を支出する必要がある。 | （組織）厚生労働本省<br>感染症対策費<br>疾病予防対策事業費等補助金<br>新型コロナウイルスワクチン等生産体制整備臨時特例交付金 | 439,693,200<br>15,000,000<br>424,693,200 | 新型コロナウイルス感染症治療薬実用化支援事業<br>補助先：民間団体<br>補助率：定額<br>新型コロナウイルス感染症治療薬確保事業<br>交付先：一般社団法人新薬・未承認薬等研究開発支援センター<br>補助率：定額 |

**予備費使用書**

| 予備費使用事項ごとの予備費使用額 | 使用理由 | 組織及び項目 | 予算科目等ごとの予備費使用額 | 備考 |
|---|---|---|---|---|
| 439,693,200 | 新型コロナウイルス感染症について、現下の状況に鑑み、治療薬が必要な患者への供給を図るため、一般社団法人新薬・未承認薬等研究開発支援センターが行う新型コロナウイルス感染症治療薬の確保に要する費用に充てるための基金の造成に要する交付金を交付する経費及び民間団体が行う新型コロナウイルス感染症治療薬の実用化に要する費用を補助する経費を支出する必要がある。 | （組織）厚生労働本省<br>感染症対策費<br>疾病予防対策事業費等補助金<br>新型コロナウイルスワクチン等生産体制整備臨時特例交付金 | 439,693,200<br>15,000,000<br>424,693,200 | 新型コロナウイルス感染症治療薬実用化支援事業<br>補助先：民間団体<br>補助率：定額<br>新型コロナウイルス感染症治療薬確保事業<br>交付先：一般社団法人新薬・未承認薬等研究開発支援センター<br>補助率：定額 |

**閣議請議書**

| 予備費使用事項ごとの予備費使用額 | 事由 | 組織及び項 | 予算科目等ごとの予備費使用額 |
|---|---|---|---|
| 439,693,200 | 新型コロナウイルス感染症について、現下の状況に鑑み、治療薬が必要な患者への供給を図るため、一般社団法人新薬・未承認薬等研究開発支援センターが行う新型コロナウイルス感染症治療薬の確保に要する費用に充てるための基金の造成に要する交付金を交付する経費及び民間団体が行う新型コロナウイルス感染症治療薬の実用化に要する費用を補助する経費を支出する必要がある。<br>上記の経費につき、別紙内訳書の科目に従って、令和3年度一般会計新型コロナウイルス感染症対策予備費の使用を取り計らいたいので、閣議の決定を求める。<br>なお、本件については、昭和29年4月16日閣議決定「予備費の使用等について」の第3項第3号後段「その他予備費の使用によらなければ時間的に対処し難いと認められる緊急な経費」に該当するものとしてお取り計らい願いたい。 | （組織）厚生労働本省<br>（項）感染症対策費 | 439,693,200 |

**予備費使用調書**

| 予備費使用事項ごとの予備費使用額 | 説明 | 組織 | 項目 | 予算科目等ごとの予備費使用額 | 使用決定 |
|---|---|---|---|---|---|
| 439,693,200 | 新型コロナウイルス感染症について、現下の状況に鑑み、治療薬が必要な患者への供給を図るため、一般社団法人新薬・未承認薬等研究開発支援センターが行う新型コロナウイルス感染症治療薬の確保に要する費用に充てるための基金の造成に要する交付金を交付する経費及び民間団体が行う新型コロナウイルス感染症治療薬の実用化に要する費用を補助する経費を支出するため | 厚生労働本省 | 感染症対策費<br>疾病予防対策事業費等補助金<br>新型コロナウイルスワクチン等生産体制整備臨時特例交付金 | 439,693,200<br>15,000,000<br>424,693,200 | 令和4年3月25日<br>閣議決定 |

(33)予備費使用事項：新型コロナウイルス感染症に係るワクチンの確保に必要な経費（厚生労働省所管、令和4年3月25日使用決定）

（単位：千円）

**予備費使用要求書**

| 予備費使用事項ごとの予備費使用要求額 | 要求理由 | 組織及び項目 | 予算科目等ごとの予備費使用要求額 | 備考 |
|---|---|---|---|---|
| 667,004,752 | 新型コロナウイルス感染症について、現下の状況に鑑み、ワクチンの国民への円滑な接種を実施するため、一般社団法人新薬・未承認薬等研究開発支援センターが行うワクチンの確保に要する費用に充てるための基金の造成に要する交付金を交付する経費を支出する必要がある。 | （組織）厚生労働本省<br>感染症対策費<br>新型コロナウイルスワクチン等生産体制整備臨時特例交付金 | 667,004,752 | ワクチン生産体制等緊急整備事業<br>交付先：一般社団法人新薬・未承認薬等研究開発支援センター<br>補助率：定額 |

**予備費使用書**

| 予備費使用事項ごとの予備費使用額 | 使用理由 | 組織及び項目 | 予算科目等ごとの予備費使用額 | 備考 |
|---|---|---|---|---|
| 667,004,752 | 新型コロナウイルス感染症について、現下の状況に鑑み、ワクチンの国民への円滑な接種を実施するため、一般社団法人新薬・未承認薬等研究開発支援センターが行うワクチンの確保に要する費用に充てるための基金の造成に要する交付金を交付する経費を支出する必要がある。 | （組織）厚生労働本省<br>感染症対策費<br>新型コロナウイルスワクチン等生産体制整備臨時特例交付金 | 667,004,752 | ワクチン生産体制等緊急整備事業<br>交付先：一般社団法人新薬・未承認薬等研究開発支援センター<br>補助率：定額 |

**閣議請議書**

| 予備費使用事項ごとの予備費使用額 | 事由 | 組織及び項 | 予算科目等ごとの予備費使用額 |
|---|---|---|---|
| 667,004,752 | 新型コロナウイルス感染症について、現下の状況に鑑み、ワクチンの国民への円滑な接種を実施するため、一般社団法人新薬・未承認薬等研究開発支援センターが行うワクチンの確保に要する費用に充てるための基金の造成に要する交付金を交付する経費を支出する必要がある。<br>上記の経費につき、別紙内訳書の科目に従って、令和3年度一般会計新型コロナウイルス感染症対策予備費の使用を取り計らいたいので、閣議の決定を求める。<br>なお、本件については、昭和29年4月16日閣議決定「予備費の使用等について」の第3項第3号後段「その他予備費の使用によらなければ時間的に対処し難いと認められる緊急な経費」に該当するものとしてお取り計らい願いたい。 | （組織）厚生労働本省<br>（項）感染症対策費 | 667,004,752 |

**予備費使用調書**

| 予備費使用事項ごとの予備費使用額 | 説明 | 組織 | 項目 | 予算科目等ごとの予備費使用額 | 使用決定 |
|---|---|---|---|---|---|
| 667,004,752 | 新型コロナウイルス感染症について、現下の状況に鑑み、ワクチンの国民への円滑な接種を実施するため、一般社団法人新薬・未承認薬等研究開発支援センターが行うワクチンの確保に要する費用に充てるための基金の造成に要する交付金を交付する経費を支出するため | 厚生労働本省 | 感染症対策費<br>新型コロナウイルスワクチン等生産体制整備臨時特例交付金 | 667,004,752 | 令和4年3月25日<br>閣議決定 |

(34)予備費使用事項：検疫業務の実施に必要な経費（厚生労働省所管、令和4年3月25日使用決定）

（単位：千円）

**予備費使用要求書**

| 予備費使用事項ごとの予備費使用要求額 | 要求理由 | 組織及び項目 | 予算科目等ごとの予備費使用要求額 | 備考 |
|---|---|---|---|---|
| 147,944,933 | 新型コロナウイルス感染症について、現下の状況に鑑み、検疫所の検査体制及び検疫機能の維持を図るため、検疫業務の実施に要する経費の予算の不足を補う必要がある。 | （組織）検疫所<br>検疫業務等実施費<br>検疫庁費 | 147,944,933 | 1.備品費　7,528千円<br>2.消耗品費<br>1,423,489千円<br>3.印刷製本費<br>15,037千円<br>4.借料及び損料<br>50,251,944千円<br>5.賃金　226,667千円<br>6.雑役務費<br>96,020,268千円 |

**予備費使用書**

| 予備費使用事項ごとの予備費使用額 | 使用理由 | 組織及び項目 | 予算科目等ごとの予備費使用額 | 備考 |
|---|---|---|---|---|
| 147,944,933 | 新型コロナウイルス感染症について、現下の状況に鑑み、検疫所の検査体制及び検疫機能の維持を図るため、検疫業務の実施に要する経費の予算の不足を補う必要がある。 | （組織）検疫所<br>検疫業務等実施費<br>検疫庁費 | 147,944,933 | 1.備品費　7,528千円<br>2.消耗品費<br>1,423,489千円<br>3.印刷製本費<br>15,037千円<br>4.借料及び損料<br>50,251,944千円<br>5.賃金　226,667千円<br>6.雑役務費<br>96,020,268千円 |

**閣議請議書**

| 予備費使用事項ごとの予備費使用額 | 事由 | 組織及び項 | 予算科目等ごとの予備費使用額 |
|---|---|---|---|
| 147,944,933 | 新型コロナウイルス感染症について、現下の状況に鑑み、検疫所の検査体制及び検疫機能の維持を図るため、検疫業務の実施に要する経費の予算の不足を補う必要がある。<br>上記の経費につき、別紙内訳書の科目に従って、令和3年度一般会計新型コロナウイルス感染症対策予備費の使用を取り計らいたいので、閣議の決定を求める。<br>なお、本件については、昭和29年4月16日閣議決定「予備費の使用等について」の第3項第3号後段「その他予備費の使用によらなければ時間的に対処し難いと認められる緊急な経費」に該当するものとしてお取り計らい願いたい。 | （組織）検疫所<br>（項）検疫業務等実施費 | 147,944,933 |

**予備費使用調書**

| 予備費使用事項ごとの予備費使用額 | 説明 | 組織 | 項目 | 予算科目等ごとの予備費使用額 | 使用決定 |
|---|---|---|---|---|---|
| 147,944,933 | 新型コロナウイルス感染症について、現下の状況に鑑み、検疫所の検査体制及び検疫機能の維持を図るため、検疫業務の実施に要する経費の予算の不足を補うため | 検疫所 | 検疫業務等実施費<br>検疫庁費 | 147,944,933 | 令和4年3月25日<br>閣議決定 |

(35)予備費使用事項：食品受入能力向上緊急支援事業に必要な経費（農林水産省所管、令和3年3月23日使用決定）

（単位：千円）

**予備費使用要求書**

| 予備費使用事項ごとの予備費使用要求額 | 要求理由 | 組織及び項目 | 予算科目等ごとの予備費使用要求額 | 備考 |
|---|---|---|---|---|
| 394,940 | 新型コロナウイルス感染症について、現下の状況に鑑み、孤独や孤立を防止するフードバンク活動を支援するための民間団体が行う食品受入能力向上緊急支援事業に要する経費を補助する経費を支出する必要がある。 | （組織）農林水産本省<br>国産農産物消費拡大対策費<br>国産農産物消費拡大対策事業費補助金 | 394,940 | 食品受入能力向上緊急支援事業<br>補助先：民間団体<br>補助率：定額 |

**予備費使用書**

| 予備費使用事項ごとの予備費使用額 | 使用理由 | 組織及び項目 | 予算科目等ごとの予備費使用額 | 備考 |
|---|---|---|---|---|
| 394,940 | 新型コロナウイルス感染症について、現下の状況に鑑み、孤独や孤立を防止するフードバンク活動を支援するための民間団体が行う食品受入能力向上緊急支援事業に要する経費を補助する経費を支出する必要がある。 | （組織）農林水産本省<br>国産農産物消費拡大対策費<br>国産農産物消費拡大対策事業費補助金 | 394,940 | 食品受入能力向上緊急支援事業<br>補助先：民間団体<br>補助率：定額 |

**閣議請議書**

| 予備費使用事項ごとの予備費使用額 | 事由 | 組織及び項 | 予算科目等ごとの予備費使用額 |
|---|---|---|---|
| 394,940 | 新型コロナウイルス感染症について、現下の状況に鑑み、孤独や孤立を防止するフードバンク活動を支援するための民間団体が行う食品受入能力向上緊急支援事業に要する経費を補助する経費を支出する必要がある。<br>上記の経費につき、別紙内訳書の科目に従って、令和2年度一般会計新型コロナウイルス感染症対策予備費の使用を取り計らいたいので、閣議の決定を求める。<br>なお、本件については、昭和29年4月16日閣議決定「予備費の使用等について」の第3項第3号後段「その他予備費の使用によらなければ時間的に対処し難いと認められる緊急な経費」に該当するものとしてお取り計らい願いたい。 | （組織）農林水産本省<br>（項）国産農産物消費拡大対策費 | 394,940 |

**予備費使用調書**

| 予備費使用事項ごとの予備費使用額 | 説明 | 組織 | 項目 | 予算科目等ごとの予備費使用額 | 使用決定 |
|---|---|---|---|---|---|
| 394,940 | 新型コロナウイルス感染症について、現下の状況に鑑み、孤独や孤立を防止するフードバンク活動を支援するための民間団体が行う食品受入能力向上緊急支援事業に要する経費を補助する経費を支出するため | 農林水産本省 | 国産農産物消費拡大対策費<br>国産農産物消費拡大対策事業費補助金 | 394,940 | 令和3年3月23日<br>閣議決定 |

(36)予備費使用事項：早期かつ大量の感染症検査の実現に向けた実証事業に必要な経費（経済産業省所管、令和2年9月15日使用決定）

（単位：千円）

**予備費使用要求書**

| 予備費使用事項ごとの予備費使用要求額 | 要求理由 | 組織及び項目 | 予算科目等ごとの予備費使用要求額 | 備考 |
|---|---|---|---|---|
| 1,897,853 | 新型コロナウイルス感染症について、現下の状況に鑑み、検査体制の抜本的な拡充を図るための国立研究開発法人日本医療研究開発機構が行う早期かつ大量の感染症検査の実現に向けた実証事業に要する経費を補助する経費を支出する必要がある。 | （組織）経済産業本省<br>ものづくり産業振興費<br>医療研究開発推進事業費補助金 | 1,897,853 | 補助先：国立研究開発法人日本医療研究開発機構<br>補助率：定額 |

**予備費使用書**

| 予備費使用事項ごとの予備費使用額 | 使用理由 | 組織及び項目 | 予算科目等ごとの予備費使用額 | 備考 |
|---|---|---|---|---|
| 1,897,853 | 新型コロナウイルス感染症について、現下の状況に鑑み、検査体制の抜本的な拡充を図るための国立研究開発法人日本医療研究開発機構が行う早期かつ大量の感染症検査の実現に向けた実証事業に要する経費を補助する経費を支出する必要がある。 | （組織）経済産業本省<br>ものづくり産業振興費<br>医療研究開発推進事業費補助金 | 1,897,853 | 補助先：国立研究開発法人日本医療研究開発機構<br>補助率：定額 |

**閣議請議書**

| 予備費使用事項ごとの予備費使用額 | 事由 | 組織及び項 | 予算科目等ごとの予備費使用額 |
|---|---|---|---|
| 1,897,853 | 新型コロナウイルス感染症について、現下の状況に鑑み、検査体制の抜本的な拡充を図るための国立研究開発法人日本医療研究開発機構が行う早期かつ大量の感染症検査の実現に向けた実証事業に要する経費を補助する経費を支出する必要がある。<br>上記の経費につき、別紙内訳書の科目に従って、令和2年度一般会計新型コロナウイルス感染症対策予備費の使用を取り計らいたいので、閣議の決定を求める。 | （組織）経済産業本省<br>（項）ものづくり産業振興費 | 1,897,853 |

**予備費使用調書**

| 予備費使用事項ごとの予備費使用額 | 説明 | 組織 | 項目 | 予算科目等ごとの予備費使用額 | 使用決定 |
|---|---|---|---|---|---|
| 1,897,853 | 新型コロナウイルス感染症について、現下の状況に鑑み、検査体制の抜本的な拡充を図るための国立研究開発法人日本医療研究開発機構が行う早期かつ大量の感染症検査の実現に向けた実証事業に要する経費を補助する経費を支出するため | 経済産業本省 | ものづくり産業振興費<br>医療研究開発推進事業費補助金 | 1,897,853 | 令和2年9月15日<br>閣議決定 |

(37)予備費使用事項：サービス産業消費喚起キャンペーン事業に必要な経費（経済産業省所管、令和2年12月11日使用決定）

（単位：千円）

**予備費使用要求書**

| 予備費使用事項ごとの予備費使用要求額 | 要求理由 | 組織及び項目 | 予算科目等ごとの予備費使用要求額 | 備考 |
|---|---|---|---|---|
| 311,929,000 | 新型コロナウイルス感染症について、現下の状況に鑑み、官民を挙げた経済活動の回復を図るためのサービス産業消費喚起キャンペーン事業に要する経費を支出する必要がある。 | （組織）経済産業本省<br>サービス産業強化費<br>サービス産業消費喚起事業給付金 | 311,929,000 | |

**予備費使用書**

| 予備費使用事項ごとの予備費使用額 | 使用理由 | 組織及び項目 | 予算科目等ごとの予備費使用額 | 備考 |
|---|---|---|---|---|
| 311,929,000 | 新型コロナウイルス感染症について、現下の状況に鑑み、官民を挙げた経済活動の回復を図るためのサービス産業消費喚起キャンペーン事業に要する経費を支出する必要がある。 | （組織）経済産業本省<br>サービス産業強化費<br>サービス産業消費喚起事業給付金 | 311,929,000 | |

**閣議請議書**

| 予備費使用事項ごとの予備費使用額 | 事由 | 組織及び項 | 予算科目等ごとの予備費使用額 |
|---|---|---|---|
| 311,929,000 | 新型コロナウイルス感染症について、現下の状況に鑑み、官民を挙げた経済活動の回復を図るためのサービス産業消費喚起キャンペーン事業に要する経費を支出する必要がある。<br>上記の経費につき、別紙内訳書の科目に従って、令和2年度一般会計新型コロナウイルス感染症対策予備費の使用を取り計らいたいので、閣議の決定を求める。 | （組織）経済産業本省<br>（項）サービス産業強化費 | 311,929,000 |

**予備費使用調書**

| 予備費使用事項ごとの予備費使用額 | 説明 | 組織 | 項目 | 予算科目等ごとの予備費使用額 | 使用決定 |
|---|---|---|---|---|---|
| 311,929,000 | 新型コロナウイルス感染症について、現下の状況に鑑み、官民を挙げた経済活動の回復を図るためのサービス産業消費喚起キャンペーン事業に要する経費を支出するため | 経済産業本省 | サービス産業強化費<br>サービス産業消費喚起事業給付金 | 311,929,000 | 令和2年12月11日<br>閣議決定 |

(38)予備費使用事項：一時支援金の支給に必要な経費（経済産業省所管、令和3年2月9日使用決定）

（単位：千円）

**予備費使用要求書**

| 予備費使用事項ごとの予備費使用要求額 | 要求理由 | 組織及び項目 | 予算科目等ごとの予備費使用要求額 | 備考 |
|---|---|---|---|---|
| 249,000,000 | 新型コロナウイルス感染症について、現下の状況に鑑み、中小企業者等に対する事業継続のための一時支援金の支給に要する経費を支出する必要がある。 | （組織）中小企業庁<br>経営革新・創業促進費<br>新型コロナウイルス感染症対策中小企業等持続化給付金 | 249,000,000 | 給付先：中小企業者等<br>給付額：上限60万円 |

**予備費使用書**

| 予備費使用事項ごとの予備費使用額 | 使用理由 | 組織及び項目 | 予算科目等ごとの予備費使用額 | 備考 |
|---|---|---|---|---|
| 249,000,000 | 新型コロナウイルス感染症について、現下の状況に鑑み、中小企業者等に対する事業継続のための一時支援金の支給に要する経費を支出する必要がある。 | （組織）中小企業庁<br>経営革新・創業促進費<br>新型コロナウイルス感染症対策中小企業等持続化給付金 | 249,000,000 | 給付先：中小企業者等<br>給付額：上限60万円 |

**閣議請議書**

| 予備費使用事項ごとの予備費使用額 | 事由 | 組織及び項 | 予算科目等ごとの予備費使用額 |
|---|---|---|---|
| 249,000,000 | 新型コロナウイルス感染症について、現下の状況に鑑み、中小企業者等に対する事業継続のための一時支援金の支給に要する経費を支出する必要がある。<br>上記の経費につき、別紙内訳書の科目に従って、令和2年度一般会計新型コロナウイルス感染症対策予備費の使用を取り計らいたいので、閣議の決定を求める。<br>なお、本件については、昭和29年4月16日閣議決定「予備費の使用等について」の第3項第3号後段「その他予備費の使用によらなければ時間的に対処し難いと認められる緊急な経費」に該当するものとしてお取り計らい願いたい。 | （組織）中小企業庁<br>（項）経営革新・創業促進費 | 249,000,000 |

**予備費使用調書**

| 予備費使用事項ごとの予備費使用額 | 説明 | 組織 | 項目 | 予算科目等ごとの予備費使用額 | 使用決定 |
|---|---|---|---|---|---|
| 249,000,000 | 新型コロナウイルス感染症について、現下の状況に鑑み、中小企業者等に対する事業継続のための一時支援金の支給に要する経費を支出するため | 中小企業庁 | 経営革新・創業促進費<br>新型コロナウイルス感染症対策中小企業等持続化給付金 | 249,000,000 | 令和3年2月9日<br>閣議決定 |

(39)予備費使用事項：コンテンツグローバル需要創出促進事業に必要な経費（経済産業省所管、令和3年3月23日使用決定）

（単位：千円）

**予備費使用要求書**

| 予備費使用事項ごとの予備費使用要求額 | 要求理由 | 組織及び項目 | 予算科目等ごとの予備費使用要求額 | 備考 |
|---|---|---|---|---|
| 31,452,780 | 新型コロナウイルス感染症について、現下の状況に鑑み、緊急事態宣言に伴い開催が困難となった公演の再開等を支援するための特定非営利活動法人映像産業振興機構が行うコンテンツグローバル需要創出促進事業に要する経費を補助する経費を支出する必要がある。 | （組織）経済産業本省<br>クールジャパン推進費<br>コンテンツ産業等強化事業費補助金 | 31,452,780 | 補助先：特定非営利活動法人映像産業振興機構<br>補助率：定額 |

**予備費使用書**

| 予備費使用事項ごとの予備費使用額 | 使用理由 | 組織及び項目 | 予算科目等ごとの予備費使用額 | 備考 |
|---|---|---|---|---|
| 31,452,780 | 新型コロナウイルス感染症について、現下の状況に鑑み、緊急事態宣言に伴い開催が困難となった公演の再開等を支援するための特定非営利活動法人映像産業振興機構が行うコンテンツグローバル需要創出促進事業に要する経費を補助する経費を支出する必要がある。 | （組織）経済産業本省<br>クールジャパン推進費<br>コンテンツ産業等強化事業費補助金 | 31,452,780 | 補助先：特定非営利活動法人映像産業振興機構<br>補助率：定額 |

**閣議請議書**

| 予備費使用事項ごとの予備費使用額 | 事由 | 組織及び項 | 予算科目等ごとの予備費使用額 |
|---|---|---|---|
| 31,452,780 | 新型コロナウイルス感染症について、現下の状況に鑑み、緊急事態宣言に伴い開催が困難となった公演の再開等を支援するための特定非営利活動法人映像産業振興機構が行うコンテンツグローバル需要創出促進事業に要する経費を補助する経費を支出する必要がある。<br>上記の経費につき、別紙内訳書の科目に従って、令和2年度一般会計新型コロナウイルス感染症対策予備費の使用を取り計らいたいので、閣議の決定を求める。<br>なお、本件については、昭和29年4月16日閣議決定「予備費の使用等について」の第3項第3号後段「その他予備費の使用によらなければ時間的に対処し難いと認められる緊急な経費」に該当するものとしてお取り計らい願いたい。 | （組織）経済産業本省<br>（項）クールジャパン推進費 | 31,452,780 |

**予備費使用調書**

| 予備費使用事項ごとの予備費使用額 | 説明 | 組織 | 項目 | 予算科目等ごとの予備費使用額 | 使用決定 |
|---|---|---|---|---|---|
| 31,452,780 | 新型コロナウイルス感染症について、現下の状況に鑑み、緊急事態宣言に伴い開催が困難となった公演の再開等を支援するための特定非営利活動法人映像産業振興機構が行うコンテンツグローバル需要創出促進事業に要する経費を補助する経費を支出するため | 経済産業本省 | クールジャパン推進費<br>コンテンツ産業等強化事業費補助金 | 31,452,780 | 令和3年3月23日<br>閣議決定 |

(40)予備費使用事項：コンテンツグローバル需要創出促進事業に必要な経費（経済産業省所管、令和3年8月27日使用決定）

（単位：千円）

**予備費使用要求書**

| 予備費使用事項ごとの予備費使用要求額 | 要求理由 | 組織及び項目 | 予算科目等ごとの予備費使用要求額 | 備考 |
|---|---|---|---|---|
| 62,731,920 | 新型コロナウイルス感染症について、現下の状況に鑑み、緊急事態宣言等に伴い開催が困難となった公演等を支援するため、特定非営利活動法人映像産業振興機構が行うコンテンツグローバル需要創出促進事業に要する経費を補助する経費を支出する必要がある。 | （組織）経済産業本省<br>クールジャパン推進費<br>コンテンツ産業等強化事業費補助金 | 62,731,920 | 補助先：特定非営利活動法人映像産業振興機構<br>補助率：定額 |

**予備費使用書**

| 予備費使用事項ごとの予備費使用額 | 使用理由 | 組織及び項目 | 予算科目等ごとの予備費使用額 | 備考 |
|---|---|---|---|---|
| 62,731,920 | 新型コロナウイルス感染症について、現下の状況に鑑み、緊急事態宣言等に伴い開催が困難となった公演等を支援するため、特定非営利活動法人映像産業振興機構が行うコンテンツグローバル需要創出促進事業に要する経費を補助する経費を支出する必要がある。 | （組織）経済産業本省<br>クールジャパン推進費<br>コンテンツ産業等強化事業費補助金 | 62,731,920 | 補助先：特定非営利活動法人映像産業振興機構<br>補助率：定額 |

**閣議請議書**

| 予備費使用事項ごとの予備費使用額 | 事由 | 組織及び項 | 予算科目等ごとの予備費使用額 |
|---|---|---|---|
| 62,731,920 | 新型コロナウイルス感染症について、現下の状況に鑑み、緊急事態宣言等に伴い開催が困難となった公演等を支援するため、特定非営利活動法人映像産業振興機構が行うコンテンツグローバル需要創出促進事業に要する経費を補助する経費を支出する必要がある。<br>上記の経費につき、別紙内訳書の科目に従って、令和3年度一般会計新型コロナウイルス感染症対策予備費の使用を取り計らいたいので、閣議の決定を求める。 | （組織）経済産業本省<br>（項）クールジャパン推進費 | 62,731,920 |

**予備費使用調書**

| 予備費使用事項ごとの予備費使用額 | 説明 | 組織 | 項目 | 予算科目等ごとの予備費使用額 | 使用決定 |
|---|---|---|---|---|---|
| 62,731,920 | 新型コロナウイルス感染症について、現下の状況に鑑み、緊急事態宣言等に伴い開催が困難となった公演等を支援するため、特定非営利活動法人映像産業振興機構が行うコンテンツグローバル需要創出促進事業に要する経費を補助する経費を支出するため | 経済産業本省 | クールジャパン推進費<br>コンテンツ産業等強化事業費補助金 | 62,731,920 | 令和3年8月27日<br>閣議決定 |

(41)予備費使用事項：居住支援協議会等活動支援事業に必要な経費（国土交通省所管、令和3年3月23日使用決定）

（単位：千円）

**予備費使用要求書**

| 予備費使用事項ごとの予備費使用要求額 | 要求理由 | 組織及び項目 | 予算科目等ごとの予備費使用要求額 | 備考 |
|---|---|---|---|---|
| 460,000 | 新型コロナウイルス感染症について、現下の状況に鑑み、孤独や孤立を防止する入居後の見守り等の活動を支援するための民間団体等が行う居住支援協議会等活動支援事業に要する経費を補助する経費を支出する必要がある。 | （組織） 国土交通本省<br>住宅市場整備推進費<br>住宅市場整備推進等事業費補助金 | 460,000 | 補助先：民間団体等<br>補助率：10/10 |

**予備費使用書**

| 予備費使用事項ごとの予備費使用額 | 使用理由 | 組織及び項目 | 予算科目等ごとの予備費使用額 | 備考 |
|---|---|---|---|---|
| 460,000 | 新型コロナウイルス感染症について、現下の状況に鑑み、孤独や孤立を防止する入居後の見守り等の活動を支援するための民間団体等が行う居住支援協議会等活動支援事業に要する経費を補助する経費を支出する必要がある。 | （組織） 国土交通本省<br>住宅市場整備推進費<br>住宅市場整備推進等事業費補助金 | 460,000 | 補助先：民間団体等<br>補助率：10/10 |

**閣議請議書**

| 予備費使用事項ごとの予備費使用額 | 事由 | 組織及び項 | 予算科目等ごとの予備費使用額 |
|---|---|---|---|
| 460,000 | 新型コロナウイルス感染症について、現下の状況に鑑み、孤独や孤立を防止する入居後の見守り等の活動を支援するための民間団体等が行う居住支援協議会等活動支援事業に要する経費を補助する経費を支出する必要がある。<br>上記の経費につき、別紙内訳書の科目に従って、令和2年度一般会計新型コロナウイルス感染症対策予備費の使用を取り計らいたいので、閣議の決定を求める。<br>なお、本件については、昭和29年4月16日閣議決定「予備費の使用等について」の第3項第3号後段「その他予備費の使用によらなければ時間的に対処し難いと認められる緊急な経費」に該当するものとしてお取り計らい願いたい。 | （組織）国土交通本省<br>（項）住宅市場整備推進費 | 460,000 |

**予備費使用調書**

| 予備費使用事項ごとの予備費使用額 | 説明 | 組織 | 項目 | 予算科目等ごとの予備費使用額 | 使用決定 |
|---|---|---|---|---|---|
| 460,000 | 新型コロナウイルス感染症について、現下の状況に鑑み、孤独や孤立を防止する入居後の見守り等の活動を支援するための民間団体等が行う居住支援協議会等活動支援事業に要する経費を補助する経費を支出するため | 国土交通本省 | 住宅市場整備推進費<br>住宅市場整備推進等事業費補助金 | 460,000 | 令和3年3月23日<br>閣議決定 |

別図表12　予備費使用決定日と支出負担行為の時期とのかい離状況等
（支出負担行為の時期が予備費使用決定日より1月以上後となっていた事業）

| 事業 | | | 予備費使用事項 | | 支出負担行為の時期 | | 予備費使用相当額の全額繰越し |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 事業番号 | 所管 | 事業名 | 事項 | 使用決定日 | 予備費使用決定時の想定 | 実際 | |
| 2 | 内閣府 | 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（協力要請推進枠等交付金） | 営業時間の短縮等協力要請の支援に必要な経費 | R3.1.15 | R3.3 | R3.3.17 | － |
| | | | 営業時間の短縮等協力要請の支援に必要な経費 | R3.2.9※ | R3.3 | R3.3.17 | ○ |
| | | | 営業時間の短縮等協力要請の支援に必要な経費 | R3.3.23※ | R3.3 | R3.9.30 | ○ |
| 5 | 内閣府 | 地域女性活躍推進事業（つながりサポート型） | 女性に寄り添った相談支援等に必要な経費 | R3.3.23※ | R3.3下旬 | R3.6.30 | ○ |
| 6 | 内閣府 | 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（事業者支援交付金） | 地域の実情に応じた事業者への支援等に必要な経費 | R3.4.30※ | R3.6下旬 | R3.6.23 | － |
| 14 | 厚生労働省 | 個人向け緊急小口資金等の特例貸付 | 個人向け緊急小口資金等の特例措置の延長に必要な経費 | R3.3.23※ | 予備費使用決定後速やかに | R3.5.20 | ○ |
| | | | 個人向け緊急小口資金等の特例貸付に必要な経費 | R3.8.27 | 予備費使用決定後速やかに | R4.2.17 | － |
| 17 | 厚生労働省 | インフルエンザ流行期における発熱外来診療体制確保支援補助金（インフルエンザ流行期に備えた発熱患者の電話相談体制整備事業） | 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援等に必要な経費 | R2.9.15 | R2.9 | R3.2.15 | － |
| 18 | 厚生労働省 | 令和２年度インフルエンザ流行期における発熱外来診療体制確保支援補助金（インフルエンザ流行期に備えた発熱患者の外来診療・検査体制確保事業） | 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援等に必要な経費 | R2.9.15 | R2.10 | R2.10.15 | － |
| 19 | 厚生労働省 | 新型コロナウイルス感染症対応医療機関労災給付上乗せ補償保険加入支援事業 | 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援等に必要な経費 | R2.9.15 | 予備費使用決定後速やかに | R3.1.20 | － |
| 21 | 厚生労働省 | 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（医療分） | 新型コロナウイルス感染症に係るワクチンの確保等に必要な経費 | R3.8.27 | R3.9 | R3.11.22 | － |
| 24 | 厚生労働省 | 新型コロナウイルスワクチン接種のための針・シリンジ等の保管・管理 | 新型コロナウイルス感染症に係るワクチンの確保等に必要な経費 | R2.9.15 | R2.9 | R2.12.3 | － |
| 25 | 厚生労働省 | 新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費臨時補助金 | 新型コロナウイルス感染症に係るワクチンの確保等に必要な経費 | R3.8.27 | R3.9 | R4.1.31 | － |
| 26 | 厚生労働省 | 新型コロナウイルス感染症高齢者等検査助成事業 | 重症化リスクの高い高齢者等の検査費用の助成に必要な経費 | R2.9.15 | R2.10 | R3.1.21 | － |
| 27 | 厚生労働省 | 緊急雇用安定助成金 | 緊急雇用安定助成金等の支給に必要な経費 | R3.8.27 | 予備費使用決定後順次 | R3.10.22 | － |
| 30 | 厚生労働省 | 新型コロナウイルス感染症対応休業支援給付金 | 新型コロナウイルス感染症対応休業給付金の支給に必要な経費 | R3.3.23※ | R2年度内 | R3.4.26 | ○ |
| 32 | 厚生労働省 | 新型コロナウイルス感染症に対応した自殺防止対策事業 | 自殺防止対策事業に必要な経費 | R3.3.23※ | R3.3下旬 | R3.7.29 | ○ |
| 33 | 厚生労働省 | ワクチン生産体制等緊急整備事業 | 新型コロナウイルス感染症に係るワクチンの確保に必要な経費 | R3.5.14※ | R3.6 | R3.7.21 | － |
| | | | 新型コロナウイルス感染症に係るワクチンの確保等に必要な経費 | R3.8.27 | R3.9下旬 | R3.10.7 | － |

| 事業 | | | 予備費使用事項 | | 支出負担行為の時期 | | 予備費使用相当額の全額繰越し |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 事業番号 | 所管 | 事業名 | 事項 | 使用決定日 | 予備費使用決定時の想定 | 実際 | |
| 34 | 厚生労働省 | 新型コロナウイルス感染症治療薬の確保（単価契約） | 新型コロナウイルス感染症治療薬の確保に必要な経費 | R3.8.27 | 随時 | R3.10.13 | － |
| 35 | 厚生労働省 | 全国健康保険協会保険給付費等補助金 | 後期高齢者医療給付費負担金等に必要な経費 | R3.8.27 | R3.9下旬 | R3.10.7 | － |
| 36 | 厚生労働省 | 国民健康保険組合療養給付費補助金 | 後期高齢者医療給付費負担金等に必要な経費 | R3.8.27 | R3.9下旬 | R3.9.28 | － |
| 37 | 厚生労働省 | 後期高齢者医療給付費負担金 | 後期高齢者医療給付費負担金等に必要な経費 | R3.8.27 | R3.9下旬 | R3.10.21 | － |
| 38 | 厚生労働省 | 高額医療費等負担金 | 後期高齢者医療給付費負担金等に必要な経費 | R3.8.27 | R3.9下旬 | R3.10.21 | － |
| 39 | 厚生労働省 | 国民健康保険療養給付費負担金 | 後期高齢者医療給付費負担金等に必要な経費 | R3.8.27 | R3.9下旬 | R3.9.28 | － |
| 40 | 厚生労働省 | 保険基盤安定等負担金（高額医療費負担金分） | 後期高齢者医療給付費負担金等に必要な経費 | R3.8.27 | R3.9下旬 | R3.9.28 | － |
| 41 | 厚生労働省 | 後期高齢者医療財政調整交付金 | 後期高齢者医療給付費負担金等に必要な経費 | R3.8.27 | R3.9下旬 | R3.10.11 | － |
| 42 | 厚生労働省 | 国民健康保険財政調整交付金 | 後期高齢者医療給付費負担金等に必要な経費 | R3.8.27 | R3.9下旬 | R3.10.4 | － |
| 43 | 厚生労働省 | 精神障害者医療保護入院費補助金 | 後期高齢者医療給付費負担金等に必要な経費 | R3.8.27 | R3.9 | R3.12.21 | － |
| 44 | 厚生労働省 | 精神障害者措置入院費負担金 | 後期高齢者医療給付費負担金等に必要な経費 | R3.8.27 | R3.9 | R3.12.21 | － |
| 49 | 農林水産省 | 食品受入能力向上緊急支援事業 | 食品受入能力向上緊急支援事業に必要な経費 | R3.3.23※ | R3.3下旬 | R3.6.22 | ○ |
| 53 | 経済産業省（中小企業庁） | 緊急事態宣言の影響緩和に係る一時支援金 | 一時支援金の支給に必要な経費 | R3.2.9※ | R3.3上旬 | R3.3.11 | － |
| 計 | 4府省 | 28事業 | 19事項 | | | | |
| うち予備費使用相当額を全額繰り越しているもの | | | | | | | |
| | 3府省 | 6事業 | 7事項 | | | | |

別図表13　事業ごとの執行状況及び使用状況に係る個別票

① 本図表は、予備費の使用決定により予算が配賦された56事業について、8府省等から提出された調書、関係資料等を基に、会計検査院が予備費の使用決定により配賦された予算の執行状況及び予備費の使用状況を事業ごとに整理したものである。

② 本図表の金額は原則として百万円単位で表示しているが、「予備費使用事項」欄においては予備費使用要求書等の内容を記載していることから、「備考（積算内訳）」欄の金額については、千円等の単位で表示している。

③ 一つの事業の予算現額に複数の予備費使用事項に係る予備費使用相当額が含まれているもの（例：内閣府「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 （協力要請推進枠等交付金）」（事業番号2）等）については、予備費使用事項ごとに個別票を作成している。

④ 「財源」欄に「予備費のみ」とあるのは、令和2、3両年度を通じて事業予算の予算現額がコロナ関係予備費1事項に係る予備費使用相当額のみの事業（本文第2の1(2)ア参照）であることを、「複数」とあるのは、2、3両年度を通じて事業予算の予算現額に複数の財源に係る額が含まれている事業（本文第2の1(2)イ参照）であることをそれぞれ表している。

⑤ 「執行管理の方法」欄に「経費限定（予備費のみ）」とあるのは、予備費使用相当額を充てる経費を限定しているため経費区分ごとに予算の執行管理を行っていて、かつ、当該区分の予算現額がコロナ関係予備費1事項に係る予備費使用相当額のみであることを、「経費限定（複数財源を一体管理）」とあるのは、予備費使用相当額を充てる経費を限定しているため経費区分ごとに予算の執行管理を行っていて、かつ、予備費使用相当額を充てる経費区分に複数の財源に係る額が含まれていて、これらの執行管理を一体的に行っているものであることを、「一体管理」とあるのは、複数の財源に係る額の執行管理を一体的に行っているものであることをそれぞれ表している。

⑥ 「執行状況」欄においては、予備費使用事項により予算が配賦された事業のうち、令和2年度コロナ関係予備費の使用決定により予算が配賦された事業については2、3両年度の事業予算の執行状況（予備費使用相当額の繰越しがない場合、3年度は事業予算全体のみ）を、3年度コロナ対策予備費の使用決定により予算が配賦された事業については3年度の事業予算の執行状況をそれぞれ記載している。

⑦ 「予備費使用事項」欄においては、②のとおり、予備費使用要求書等の内容を記載している。ただし、一つの予備費使用事項により複数の事業に予算を配賦しているもののうち、予備費使用要求書等に各事業に相当する予備費使用額の記載がないもの（例：事業番号11及び12(1/2)の厚生労働省「新型コロナウイルス感染症対策に係る布製マスクの緊急配布等に必要な経費（R2.4.7使用決定）」等）については、調書に記載された事業ごとの予備費使用額を「予備費使用額」欄に記載している。このため、「備考（積算内訳）」欄に記載された各金額を合計しても、「予備費使用額」欄の金額と一致しない場合がある。

⑧ 「予備費の使用状況」欄においては、使用状況の検査の対象となった令和2年度コロナ関係予備費25事項、3年度コロナ対策予備費16事項、計41事項の使用状況を記載している。

⑨ 「予備費の使用状況」欄における「有の場合、積算の対象とした期間の内容」欄には、各府省等から提出を受けた積算根拠資料等に記載された積算の対象とした期間及び当該期間に必要となる経費の積算の内容を記載している。

（単位：百万円）

<table>
<tr><td>事業番号</td><td>1</td><td>所管</td><td>内閣<br>(内閣官房)</td><td>事業名</td><td colspan="3">感染症対策新技術導入調査費（早期探知のためのデータ収集及び整理（先行分））、ポストコロナ時代の実現に向けた主要技術の実証・導入に係る調査研究</td></tr>
<tr><td rowspan="5">事業予算の執行管理等の状況</td><td>財源</td><td colspan="6">複数財源の場合</td></tr>
<tr><td rowspan="3">複数</td><td>執行管理の方法</td><td colspan="5">執行管理を一体的に行っている場合</td></tr>
<tr><td rowspan="2">一体管理</td><td>整理方法</td><td colspan="4">左記の整理方法を採用する理由</td></tr>
<tr><td>先入れ先出し執行</td><td colspan="4">執行管理を簡略化するため</td></tr>
<tr><td colspan="7">予備費使用相当額に係る予算異動のうち流用又は目内融通の状況</td></tr>
<tr><td>異動の有無</td><td>無</td><td>異動額</td><td></td><td>異動先の事業名</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td rowspan="6">執行状況</td><td rowspan="2">年度</td><td>予算現額</td><td>支出済額</td><td>翌年度繰越額</td><td colspan="2">不用額</td></tr>
<tr><td>予備費使用相当額</td><td>うち予備費使用相当額に係る金額</td><td>うち予備費使用相当額に係る金額</td><td colspan="2">うち予備費使用相当額に係る金額</td></tr>
<tr><td rowspan="2">2</td><td>11,132</td><td>－</td><td>11,132</td><td colspan="2">－</td></tr>
<tr><td>8,085</td><td>－</td><td>8,085</td><td colspan="2">－</td></tr>
<tr><td rowspan="2">3</td><td>11,132</td><td>11,132</td><td>－</td><td colspan="2">－</td></tr>
<tr><td>8,085</td><td>8,085</td><td>－</td><td colspan="2">－</td></tr>
<tr><td rowspan="5">予備費使用事項</td><td>年度</td><td>2</td><td>所管</td><td>内閣</td><td>事項</td><td colspan="2">新型コロナウイルスの市中感染状況の把握に必要な経費</td></tr>
<tr><td>使用理由</td><td colspan="6">新型コロナウイルス感染症について、現下の状況に鑑み、緊急事態宣言の対象区域等における再度の感染拡大の予兆を早期に探知するための市中感染状況の把握に要する経費を支出する必要がある。</td></tr>
<tr><td>組織</td><td>項</td><td colspan="2">目</td><td>予備費使用額</td><td colspan="2">備考（積算内訳）</td></tr>
<tr><td>内閣官房</td><td>内閣官房共通費</td><td colspan="2">庁費</td><td>8,085</td><td colspan="2">雑役務費</td></tr>
<tr><td>使用決定日</td><td>R3.2.9</td><td>国会</td><td>開会中</td><td>昭和29年閣議決定第3項該当号</td><td colspan="2">第3号</td></tr>
<tr><td rowspan="6">予備費の使用状況</td><td colspan="7">予備費の使用を必要とした事象等</td></tr>
<tr><td>事象</td><td colspan="6">令和2年度第3次補正予算の編成段階では予見できなかった緊急事態宣言の発出</td></tr>
<tr><td>発生時期</td><td colspan="3">R3.1.13</td><td>予算確保に係る検討状況</td><td colspan="2">検討していたが、流用等できず、全額を使用要求</td></tr>
<tr><td colspan="7">支出負担行為の実施時期</td></tr>
<tr><td>予備費使用決定時の想定</td><td colspan="2">R3.2.15</td><td>実際</td><td colspan="3">R3.2.15</td></tr>
<tr><td colspan="7">予備費使用要求時の積算根拠資料等</td></tr>
<tr><td>積算対象期間の記載等の有無</td><td>無</td><td colspan="2">有の場合、積算対象期間の内容</td><td colspan="3"></td></tr>
</table>

（単位：百万円）

| 事業番号 | 2 | 所管 | 内閣府 | 事業名 | 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（協力要請推進枠等交付金）(1/4) |
|---|---|---|---|---|---|

**事業予算の執行管理等の状況**

| 財源 | 複数財源の場合 | | |
|---|---|---|---|
| 複数 | 執行管理の方法 | 執行管理を一体的に行っている場合 | |
| | 一体管理 | 整理方法 | 左記の整理方法を採用する理由 |
| | | 先入れ先出し執行 | 予算が配賦された順番に支出をすることとしたため |

予備費使用相当額に係る予算異動のうち流用又は目内融通の状況

| 異動の有無 | 無 | 異動額 | | 異動先の事業名 | |
|---|---|---|---|---|---|

**執行状況**

| 年度 | 予算現額 | 予備費使用相当額 | 支出済額 | うち予備費使用相当額に係る金額 | 翌年度繰越額 | うち予備費使用相当額に係る金額 | 不用額 | うち予備費使用相当額に係る金額 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 2 | 3,629,107 | 216,916 | 317,548 | 216,916 | 3,311,558 | － | － | － |
| 3 | 8,289,586 | － | 4,654,485 | － | 3,633,591 | － | 1,508 | － |

（注）本事業に係る予備費使用事項は4事項あるが、予備費使用事項別の執行状況を示すために、本欄における予備費使用相当額は下欄の予備費使用事項に係るもののみを対象としている。

**予備費使用事項**

| 年度 | 2 | 所管 | 内閣府 | 事項 | 営業時間の短縮等協力要請の支援に必要な経費 |
|---|---|---|---|---|---|

| 使用理由 | 新型コロナウイルス感染症について、現下の状況に鑑み、「新型インフルエンザ等対策特別措置法」第24条第9項の規定により都道府県対策本部長が行う営業時間の短縮等の協力要請に係る協力金等の支払の一部に充てるための地方公共団体に対する新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を交付する経費を支出する必要がある。 |
|---|---|

| 組織 | 項 | 目 | 予備費使用額 | 備考（積算内訳） |
|---|---|---|---|---|
| 内閣本府 | 新型コロナウイルス感染症対応地方創生推進費 | 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 | 216,916 | 交付先：地方公共団体 |

| 使用決定日 | R2.12.25 | 国会 | 閉会中 | 昭和29年閣議決定第3項該当号 | |
|---|---|---|---|---|---|

**予備費の使用状況**

予備費の使用を必要とした事象等

| 事象 | | | |
|---|---|---|---|
| 発生時期 | | 予算確保に係る検討状況 | |

支出負担行為の実施時期

| 予備費使用決定時の想定 | | 実際 | |
|---|---|---|---|

予備費使用要求時の積算根拠資料等

| 積算対象期間の記載等の有無 | | 有の場合、積算対象期間の内容 | |
|---|---|---|---|

（単位：百万円）

| 事業番号 | 2 | 所管 | 内閣府 | 事業名 | 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（協力要請推進枠等交付金）(2/4) |
|---|---|---|---|---|---|

**事業予算の執行管理等の状況**

| 財源 | 複数財源の場合 | | |
|---|---|---|---|
| 複数 | 執行管理の方法 | 執行管理を一体的に行っている場合 | |
| | 一体管理 | 整理方法 | 左記の整理方法を採用する理由 |
| | | 先入れ先出し執行 | 予算が配賦された順番に支出をすることとしたため |

予備費使用相当額に係る予算異動のうち流用又は目内融通の状況

| 異動の有無 | 無 | 異動額 | | 異動先の事業名 | |
|---|---|---|---|---|---|

**執行状況**

| 年度 | 予算現額 | 支出済額 | 翌年度繰越額 | 不用額 |
|---|---|---|---|---|
| | 予備費使用相当額 | うち予備費使用相当額に係る金額 | うち予備費使用相当額に係る金額 | うち予備費使用相当額に係る金額 |
| 2 | 3,629,107 | 317,548 | 3,311,558 | － |
| | 741,785 | 64,869 | 676,916 | － |
| 3 | 8,289,586 | 4,654,485 | 3,633,591 | 1,508 |
| | 676,916 | 676,350 | － | 566 |

（注）本事業に係る予備費使用事項は4事項あるが、予備費使用事項別の執行状況を示すために、本欄における予備費使用相当額は下欄の予備費使用事項に係るもののみを対象としている。

**予備費使用事項**

| 年度 | 2 | 所管 | 内閣府 | 事項 | 営業時間の短縮等協力要請の支援に必要な経費 |
|---|---|---|---|---|---|

| 使用理由 | 新型コロナウイルス感染症について、現下の状況に鑑み、「新型インフルエンザ等対策特別措置法」第24条第9項又は第45条第2項の規定により都道府県対策本部長又は特定都道府県知事が行う営業時間の短縮等の協力要請に係る協力金等の支払の一部に充てるための地方公共団体に対する新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を交付する経費を支出する必要がある。 |
|---|---|

| 組織 | 項 | 目 | 予備費使用額 | 備考（積算内訳） |
|---|---|---|---|---|
| 内閣本府 | 新型コロナウイルス感染症対応地方創生推進費 | 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 | 741,785 | 交付先：地方公共団体 |

| 使用決定日 | R3.1.15 | 国会 | 閉会中 | 昭和29年閣議決定第3項該当号 | |
|---|---|---|---|---|---|

**予備費の使用状況**

予備費の使用を必要とした事象等

| 事象 | 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金における協力要請推進枠の対象及び1日当たりの協力金額の拡大に必要な予算措置 | | |
|---|---|---|---|
| 発生時期 | R3.1.7 | 予算確保に係る検討状況 | 検討していたが、流用等できず、全額を使用要求 |

支出負担行為の実施時期

| 予備費使用決定時の想定 | R3.3 | 実際 | R3.3.17 |
|---|---|---|---|

予備費使用要求時の積算根拠資料等

| 積算対象期間の記載等の有無 | 有 | 有の場合、積算対象期間の内容 | 営業時間短縮期間において、令和3年1月12日から2月7日までの期間が事業の実施期間として設定されており、その期間に対する交付金額を計上 |
|---|---|---|---|

（単位：百万円）

| 事業番号 | 2 | 所管 | 内閣府 | 事業名 | 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（協力要請推進枠等交付金）(3/4) |
|---|---|---|---|---|---|

**事業予算の執行管理等の状況**

| 財源 | 複数財源の場合 | | |
|---|---|---|---|
| 複数 | 執行管理の方法 | 執行管理を一体的に行っている場合 | |
| | 一体管理 | 整理方法 | 左記の整理方法を採用する理由 |
| | | 先入れ先出し執行 | 予算が配賦された順番に支出をすることとしたため |

予備費使用相当額に係る予算異動のうち流用又は目内融通の状況

| 異動の有無 | 無 | 異動額 | | 異動先の事業名 | |
|---|---|---|---|---|---|

**執行状況**

| 年度 | 予算現額 | 支出済額 | 翌年度繰越額 | 不用額 |
|---|---|---|---|---|
| | 予備費使用相当額 | うち予備費使用相当額に係る金額 | うち予備費使用相当額に係る金額 | うち予備費使用相当額に係る金額 |
| 2 | 3,629,107 | 317,548 | 3,311,558 | － |
| | 880,153 | － | 880,153 | － |
| 3 | 8,289,586 | 4,654,485 | 3,633,591 | 1,508 |
| | 880,153 | 879,948 | － | 205 |

（注）本事業に係る予備費使用事項は4事項あるが、予備費使用事項別の執行状況を示すために、本欄における予備費使用相当額は下欄の予備費使用事項に係るもののみを対象としている。

**予備費使用事項**

| 年度 | 2 | 所管 | 内閣府 | 事項 | 営業時間の短縮等協力要請の支援に必要な経費 |
|---|---|---|---|---|---|

| 使用理由 | 新型コロナウイルス感染症について、現下の状況に鑑み、「新型インフルエンザ等対策特別措置法」に基づく営業時間の短縮等の協力要請に係る協力金等の支払の一部に充てるための地方公共団体に対する新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を交付する経費を支出する必要がある。 |
|---|---|

| 組織 | 項 | 目 | 予備費使用額 | 備考（積算内訳） |
|---|---|---|---|---|
| 内閣本府 | 新型コロナウイルス感染症対応地方創生推進費 | 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 | 880,153 | 交付先：地方公共団体 |

| 使用決定日 | R3.2.9 | 国会 | 開会中 | 昭和29年閣議決定第3項該当号 | 第3号 |
|---|---|---|---|---|---|

**予備費の使用状況**

予備費の使用を必要とした事象等

| 事象 | 緊急事態宣言の延長に伴う新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金における協力要請推進枠の実施期間の延長に係る運用に必要な予算措置 | | |
|---|---|---|---|
| 発生時期 | R3.2.8 | 予算確保に係る検討状況 | 検討していたが、流用等できず、全額を使用要求 |

支出負担行為の実施時期

| 予備費使用決定時の想定 | R3.3 | 実際 | R3.3.17 |
|---|---|---|---|

予備費使用要求時の積算根拠資料等

| 積算対象期間の記載等の有無 | 有 | 有の場合、積算対象期間の内容 | 営業時間短縮期間において、令和3年2月8日から3月7日までの期間が事業の実施期間として設定されており、その期間に対する交付金額を計上 |
|---|---|---|---|

（単位：百万円）

| 事業番号 | 2 | 所管 | 内閣府 | 事業名 | 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（協力要請推進枠等交付金）(4/4) |
|---|---|---|---|---|---|

**事業予算の執行管理等の状況**

| 財源 | 複数財源の場合 | | |
|---|---|---|---|
| 複数 | 執行管理の方法 | 執行管理を一体的に行っている場合 | |
| | 一体管理 | 整理方法 | 左記の整理方法を採用する理由 |
| | | 先入れ先出し執行 | 予算が配賦された順番に支出をすることとしたため |

予備費使用相当額に係る予算異動のうち流用又は目内融通の状況

| 異動の有無 | 無 | 異動額 | | 異動先の事業名 | |
|---|---|---|---|---|---|

**執行状況**

| 年度 | 予算現額 | 予備費使用相当額 | 支出済額 | うち予備費使用相当額に係る金額 | 翌年度繰越額 | うち予備費使用相当額に係る金額 | 不用額 | うち予備費使用相当額に係る金額 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 2 | 3,629,107 | 1,540,251 | 317,548 | － | 3,311,558 | 1,540,251 | － | － |
| 3 | 8,289,586 | 1,540,251 | 4,654,485 | 1,540,248 | 3,633,591 | － | 1,508 | 3 |

(注) 本事業に係る予備費使用事項は4事項あるが、予備費使用事項別の執行状況を示すために、本欄における予備費使用相当額は下欄の予備費使用事項に係るもののみを対象としている。

**予備費使用事項**

| 年度 | 2 | 所管 | 内閣府 | 事項 | 営業時間の短縮等協力要請の支援に必要な経費 |
|---|---|---|---|---|---|

| 使用理由 | 新型コロナウイルス感染症について、現下の状況に鑑み、「新型インフルエンザ等対策特別措置法」に基づく営業時間の短縮等の協力要請に係る協力金等の支払の一部に充てるための地方公共団体に対する新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を交付する経費を支出する必要がある。 |
|---|---|

| 組織 | 項 | 目 | 予備費使用額 | 備考（積算内訳） |
|---|---|---|---|---|
| 内閣本府 | 新型コロナウイルス感染症対応地方創生推進費 | 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 | 1,540,251 | 交付先：地方公共団体 |

| 使用決定日 | R3.3.23 | 国会 | 開会中 | 昭和29年閣議決定第3項該当号 | 第3号 |
|---|---|---|---|---|---|

**予備費の使用状況**

予備費の使用を必要とした事象等

| 事象 | 緊急事態宣言の延長に伴う実施期間の延長や基本的対処方針において引き続き営業時間短縮要請を行うこととされたことに係る新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金における協力要請推進枠の運用に必要な予算措置 |
|---|---|

| 発生時期 | R3.3.5 | 予算確保に係る検討状況 | 検討していたが、流用等できず、全額を使用要求 |
|---|---|---|---|

支出負担行為の実施時期

| 予備費使用決定時の想定 | R3.3 | 実際 | R3.9.30 |
|---|---|---|---|

予備費使用要求時の積算根拠資料等

| 積算対象期間の記載等の有無 | 有 | 有の場合、積算対象期間の内容 | 営業時間短縮期間において、令和3年3月8日から4月21日までの期間が事業の実施期間として設定されており、その期間に対する交付金額を計上 |
|---|---|---|---|

（単位：百万円）

| 事業番号 | 3 | 所管 | 内閣府 | 事業名 | 戦略的広報費（新型コロナウイルス感染症対策に関する広報） |
|---|---|---|---|---|---|

| 事業予算の執行管理等の状況 | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 財源 | 複数財源の場合 | | | |
| 複数 | 執行管理の方法 | 執行管理を一体的に行っている場合 | | |
| | 一体管理 | 整理方法 | 左記の整理方法を採用する理由 | |
| | | 先入れ先出し執行 | 先入れ先出し執行以外の整理方法では執行が複雑化するため | |
| 予備費使用相当額に係る予算異動のうち流用又は目内融通の状況 | | | | |
| 異動の有無 | 無 | 異動額 | | 異動先の事業名 |

| 執行状況 | 年度 | 予算現額 | 予備費使用相当額 | 支出済額 | うち予備費使用相当額に係る金額 | 翌年度繰越額 | うち予備費使用相当額に係る金額 | 不用額 | うち予備費使用相当額に係る金額 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 2 | 17,501 | 5,044 | 9,911 | － | 7,511 | 5,044 | 78 | － |
| | 3 | 12,576 | 5,044 | 7,511 | 5,044 | 5,065 | － | 0 | 0 |

| 予備費使用事項 | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 年度 | 2 | 所管 | 内閣府 | 事項 | 戦略的な政府広報に必要な経費 |
| 使用理由 | 新型コロナウイルス感染症について、現下の状況に鑑み、政府が実施している支援策及び緊急事態宣言解除後の地域におけるリバウンド防止策の戦略的な周知・広報を徹底するための政府広報に要する経費を支出する必要がある。 | | | | |

| 組織 | 項 | 目 | 予備費使用額 | 備考（積算内訳） |
|---|---|---|---|---|
| 内閣本府 | 政府広報費 | 啓発広報費 | 5,044 | 雑役務費 |

| 使用決定日 | R3.3.23 | 国会 | 開会中 | 昭和29年閣議決定第3項該当号 | 第3号 |
|---|---|---|---|---|---|

| 予備費の使用状況 | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 予備費の使用を必要とした事象等 | | | | |
| 事象 | ①緊急事態宣言の2度にわたる延長、②「緊急事態宣言解除後の地域におけるリバウンド防止策についての提言」（新型コロナウイルス感染症対策分科会）により宣言解除後における会食や生活の在り方を周知してほしい旨提言があったこと、③「非正規雇用労働者等に対する緊急支援策について」（新型コロナに影響を受けた非正規雇用労働者等に対する緊急対策関係閣僚会議）により政府が実施している支援策の周知・広報を政府広報も用いて大規模かつ戦略的に実施すると決定されたこと | | | |
| 発生時期 | ①R3.2～R3.3、②R3.2.25、③R3.3.16 | 予算確保に係る検討状況 | 検討していたが、流用等できず、全額を使用要求 | |
| 支出負担行為の実施時期 | | | | |
| 予備費使用決定時の想定 | R3.3下旬 | 実際 | R3.4.9 | |
| 予備費使用要求時の積算根拠資料等 | | | | |
| 積算対象期間の記載等の有無 | 有 | 有の場合、積算対象期間の内容 | R3.3.23からR3.3.31までの間の経費を積算 | |

（単位：百万円）

<table>
<tr><td>事業番号</td><td>4</td><td>所管</td><td>内閣府</td><td>事業名</td><td colspan="3">地域子供の未来応援交付金</td></tr>
<tr><td rowspan="5">事業予算の執行管理等の状況</td><td>財源</td><td colspan="6">複数財源の場合</td></tr>
<tr><td rowspan="3">複数</td><td>執行管理の方法</td><td colspan="5">執行管理を一体的に行っている場合</td></tr>
<tr><td rowspan="2">経費限定（複数財源を一体管理）</td><td>整理方法</td><td colspan="4">左記の整理方法を採用する理由</td></tr>
<tr><td>先入れ先出し執行</td><td colspan="4">予備費による財源措置を行うとしたメニューにのみ予備費を支出するため及び先入れ先出し執行以外の整理方法では執行が複雑化するため</td></tr>
<tr><td colspan="7">予備費使用相当額に係る予算異動のうち流用又は目内融通の状況</td></tr>
<tr><td>異動の有無</td><td>無</td><td>異動額</td><td></td><td>異動先の事業名</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td rowspan="5">執行状況</td><td rowspan="2">年度</td><td>予算現額</td><td>支出済額</td><td>翌年度繰越額</td><td colspan="2">不用額</td></tr>
<tr><td>予備費使用相当額</td><td>うち予備費使用相当額に係る金額</td><td>うち予備費使用相当額に係る金額</td><td colspan="2">うち予備費使用相当額に係る金額</td></tr>
<tr><td rowspan="2">2</td><td>1,924</td><td>147</td><td>1,650</td><td colspan="2">127</td></tr>
<tr><td>1,365</td><td>－</td><td>1,365</td><td colspan="2">－</td></tr>
<tr><td rowspan="2">3</td><td>3,817</td><td>309</td><td>2,014</td><td colspan="2">1,494</td></tr>
<tr><td>1,365</td><td>120</td><td>－</td><td colspan="2">1,245</td></tr>
<tr><td rowspan="4">予備費使用事項</td><td>年度</td><td>2</td><td>所管</td><td>内閣府</td><td>事項</td><td colspan="2">子供の居場所づくりに必要な経費</td></tr>
<tr><td>使用理由</td><td colspan="6">新型コロナウイルス感染症について、現下の状況に鑑み、地方公共団体が行う孤独や孤立を防止するための子供の居場所づくりに要する経費の一部に充てるための交付金を交付する経費を支出する必要がある。</td></tr>
<tr><td>組織</td><td>項</td><td colspan="2">目</td><td>予備費使用額</td><td colspan="2">備考（積算内訳）</td></tr>
<tr><td>内閣本府</td><td>共生社会政策費</td><td colspan="2">地域子供の未来応援交付金</td><td>1,365</td><td colspan="2">交付先：地方公共団体</td></tr>
<tr><td>使用決定日</td><td>R3.3.23</td><td>国会</td><td>開会中</td><td colspan="2">昭和29年閣議決定第3項該当号</td><td>第3号</td></tr>
<tr><td rowspan="6">予備費の使用状況</td><td colspan="7">予備費の使用を必要とした事象等</td></tr>
<tr><td>事象</td><td colspan="6">新型コロナに影響を受けた非正規雇用労働者等に対する緊急対策関係閣僚会議において「非正規雇用労働者等に対する緊急支援策について」が取りまとめられたことにより、孤独や孤立を防止するため、地方公共団体が実施する子供の居場所づくりへの支援を緊急に行う必要が生じた。</td></tr>
<tr><td>発生時期</td><td colspan="2">R3.3.16</td><td colspan="2">予算確保に係る検討状況</td><td colspan="2">検討していたが、流用等できず、全額を使用要求</td></tr>
<tr><td colspan="7">支出負担行為の実施時期</td></tr>
<tr><td colspan="2">予備費使用決定時の想定</td><td colspan="2">R3.3.31</td><td>実際</td><td colspan="2">R3.4.1</td></tr>
<tr><td colspan="7">予備費使用要求時の積算根拠資料等</td></tr>
<tr><td colspan="2">積算対象期間の記載等の有無</td><td>無</td><td colspan="2">有の場合、積算対象期間の内容</td><td colspan="2"></td></tr>
</table>

（単位：百万円）

| 事業番号 | 5 | 所管 | 内閣府 | 事業名 | 地域女性活躍推進事業（つながりサポート型） |
|---|---|---|---|---|---|

**事業予算の執行管理等の状況**

| 財源 | 複数財源の場合 | | |
|---|---|---|---|
| 複数 | 執行管理の方法 | 執行管理を一体的に行っている場合 | |
| | 一体管理 | 整理方法 | 左記の整理方法を採用する理由 |
| | | 先入れ先出し執行 | 先に措置された予備費から執行することとしたため |

予備費使用相当額に係る予算異動のうち流用又は目内融通の状況

| 異動の有無 | 無 | 異動額 | | 異動先の事業名 | |
|---|---|---|---|---|---|

**執行状況**

| 年度 | 予算現額 | うち予備費使用相当額 | 支出済額 | うち予備費使用相当額に係る金額 | 翌年度繰越額 | うち予備費使用相当額に係る金額 | 不用額 | うち予備費使用相当額に係る金額 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 2 | 1,350 | 1,350 | － | － | 1,350 | 1,350 | － | － |
| 3 | 1,875 | 1,350 | 534 | 534 | 525 | － | 815 | 815 |

**予備費使用事項**

| 年度 | 2 | 所管 | 内閣府 | 事項 | 女性に寄り添った相談支援等に必要な経費 |
|---|---|---|---|---|---|

| 使用理由 | 新型コロナウイルス感染症について、現下の状況に鑑み、地方公共団体が行う孤独や孤立を防止するための女性に寄り添った相談支援等に要する経費の一部に充てるための交付金を交付する経費を支出する必要がある。 |
|---|---|

| 組織 | 項 | 目 | 予備費使用額 | 備考（積算内訳） |
|---|---|---|---|---|
| 内閣本府 | 男女共同参画社会形成促進費 | 地域女性活躍推進交付金 | 1,350 | 交付先：地方公共団体 |

| 使用決定日 | R3.3.23 | 国会 | 開会中 | 昭和29年閣議決定第3項該当号 | 第3号 |
|---|---|---|---|---|---|

**予備費の使用状況**

予備費の使用を必要とした事象等

| 事象 | 新型コロナに影響を受けた非正規雇用労働者等に対する緊急対策関係閣僚会議において、「非正規雇用労働者等に対する緊急支援策について」が取りまとめられたことにより、孤独や孤立を防止するため、地方公共団体が実施する女性に寄り添った相談支援事業等への支援を緊急に行う必要が生じた。 |
|---|---|

| 発生時期 | R3.3.16 | 予算確保に係る検討状況 | 検討していたが、流用等できず、全額を使用要求 |
|---|---|---|---|

支出負担行為の実施時期

| 予備費使用決定時の想定 | R3.3下旬 | 実際 | R3.6.30 |
|---|---|---|---|

予備費使用要求時の積算根拠資料等

| 積算対象期間の記載等の有無 | 有 | 有の場合、積算対象期間の内容 | 委託費のうち相談員人件費：12ヶ月<br>地方公共団体直接経費のうち事務管理費：12ヶ月<br>地方公共団体直接経費のうち補助職員人件費：6ヶ月 |
|---|---|---|---|

（単位：百万円）

<table>
<tr><td>事業番号</td><td>6</td><td>所管</td><td>内閣府</td><td>事業名</td><td colspan="3">新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（事業者支援交付金）</td></tr>
<tr><td rowspan="5">事業予算の執行管理等の状況</td><td>財源</td><td colspan="6">複数財源の場合</td></tr>
<tr><td rowspan="3">複数</td><td>執行管理の方法</td><td colspan="5">執行管理を一体的に行っている場合</td></tr>
<tr><td rowspan="2">一体管理</td><td>整理方法</td><td colspan="4">左記の整理方法を採用する理由</td></tr>
<tr><td>先入れ先出し執行</td><td colspan="4">予算が配賦された順番に支出をすることとしたため</td></tr>
<tr><td colspan="7">予備費使用相当額に係る予算異動のうち流用又は目内融通の状況</td></tr>
<tr><td>異動の有無</td><td>無</td><td>異動額</td><td></td><td>異動先の事業名</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td rowspan="3">執行状況</td><td rowspan="2">年度</td><td>予算現額</td><td>支出済額</td><td>翌年度繰越額</td><td colspan="2">不用額</td></tr>
<tr><td>予備費使用相当額</td><td>うち予備費使用相当額に係る金額</td><td>うち予備費使用相当額に係る金額</td><td colspan="2">うち予備費使用相当額に係る金額</td></tr>
<tr><td>3</td><td>599,959<br>500,000</td><td>418,849<br>319,809</td><td>179,023<br>178,612</td><td colspan="2">2,085<br>1,578</td></tr>
<tr><td rowspan="5">予備費使用事項</td><td>年度</td><td>3</td><td>所管</td><td>内閣府</td><td>事項</td><td colspan="2">地域の実情に応じた事業者への支援等に必要な経費</td></tr>
<tr><td>使用理由</td><td colspan="6">新型コロナウイルス感染症について、現下の状況に鑑み、都道府県が行う地域の実情に応じたきめ細やかな事業者への支援等に充てるための新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を交付する経費を支出する必要がある。<br>本経費の支出にあたっては、その実施にあたる各省各庁所管の当該組織にその必要とする予算の移替えをすることができるものとし、この場合においては、「令和３年度予算執行に関する手続等について」（令和3年3月30日閣議決定）第1号（予算の移替え）の規定を準用する。</td></tr>
<tr><td>組織</td><td>項</td><td colspan="2">目</td><td>予備費使用額</td><td colspan="2">備考（積算内訳）</td></tr>
<tr><td>内閣本府</td><td>新型コロナウイルス感染症対応地方創生推進費</td><td colspan="2">新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金</td><td>500,000</td><td colspan="2">交付先：都道府県</td></tr>
<tr><td>使用決定日</td><td>R3.4.30</td><td>国会</td><td>開会中</td><td colspan="2">昭和29年閣議決定第3項該当号</td><td>第3号</td></tr>
<tr><td rowspan="6">予備費の使用状況</td><td colspan="7">予備費の使用を必要とした事象等</td></tr>
<tr><td>事象</td><td colspan="6">第62回新型コロナウイルス感染症対策本部において、都道府県が地域の実情に応じた支援の取組を着実に実施できるよう、緊急事態宣言に係る経済支援策の一つとして、「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（事業者支援分）」5000億円の創設が示された。</td></tr>
<tr><td>発生時期</td><td colspan="3">R3.4.23</td><td>予算確保に係る検討状況</td><td colspan="2">検討していたが、流用等できず、全額を使用要求</td></tr>
<tr><td colspan="7">支出負担行為の実施時期</td></tr>
<tr><td>予備費使用決定時の想定</td><td colspan="2">R3.6下旬</td><td>実際</td><td colspan="3">R3.6.23</td></tr>
<tr><td colspan="7">予備費使用要求時の積算根拠資料等</td></tr>
<tr><td>積算対象期間の記載等の有無</td><td>無</td><td>有の場合、積算対象期間の内容</td><td colspan="4"></td></tr>
</table>

（単位：百万円）

| 事業番号 | 7 | 所管 | 内閣府 | 事業名 | 子育て世帯等臨時特別支援事業（子育て世帯への臨時特別給付） |
|---|---|---|---|---|---|

**事業予算の執行管理等の状況**

| 財源 | 複数財源の場合 | | |
|---|---|---|---|
| 複数 | 執行管理の方法 | 執行管理を一体的に行っている場合 | |
| | 経費限定（複数財源を一体管理） | 整理方法 | 左記の整理方法を採用する理由 |
| | | 先入れ先出し執行 | 先入れ先出し執行以外の整理方法では執行が複雑化するため |

予備費使用相当額に係る予算異動のうち流用又は目内融通の状況

| 異動の有無 | 無 | 異動額 | | 異動先の事業名 | |
|---|---|---|---|---|---|

**執行状況**

| 年度 | 予算現額 | 予備費使用相当額 | 支出済額 | うち予備費使用相当額に係る金額 | 翌年度繰越額 | うち予備費使用相当額に係る金額 | 不用額 | うち予備費使用相当額に係る金額 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 3 | 1,947,308 | 731,066 | 1,748,230 | 707,326 | 190,569 | 15,231 | 8,508 | 8,508 |

**予備費使用事項**

| 年度 | 3 | 所管 | 内閣府 | 事項 | 子育て世帯等臨時特別支援事業に必要な経費 |
|---|---|---|---|---|---|

使用理由：新型コロナウイルス感染症について、現下の状況に鑑み、子育て世帯等を支援するため、地方公共団体が行う子育て世帯等臨時特別支援事業に要する費用を補助する経費を支出する必要がある。

| 組織 | 項 | 目 | 予備費使用額 | 備考（積算内訳） |
|---|---|---|---|---|
| 内閣本府 | 子育て世帯等臨時特別支援事業費 | 職員旅費 | 4 | 内国旅費 4,776千円 |
| | | 庁費 | 507 | 1.消耗品費 550千円<br>2.印刷製本費 384千円<br>3.通信運搬費 1,482千円<br>4.借料及び損料 8,097千円<br>5.雑役務費等 497,147千円 |
| | | 子育て世帯等臨時特別支援事業費補助金 | 730,554 | 補助先：地方公共団体<br>補助率：10/10 |

| 使用決定日 | R3.11.26 | 国会 | 閉会中 | 昭和29年閣議決定第3項該当号 | |
|---|---|---|---|---|---|

**予備費の使用状況**

予備費の使用を必要とした事象等

| 事象 | 「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」（令和3年11月19日閣議決定）において、施策が決定され、新型コロナウイルス感染症について、現下の状況に鑑み、子育て世帯等を支援するため、地方公共団体が行う子育て世帯等臨時特別支援事業に要する費用を補助する経費を支出する必要がある。 | | |
|---|---|---|---|
| 発生時期 | R3.11.19 | 予算確保に係る検討状況 | 検討していたが、流用等できず、全額を使用要求 |

支出負担行為の実施時期

| 予備費使用決定時の想定 | R3.11下旬 | 実際 | R3.11.26 |
|---|---|---|---|

予備費使用要求時の積算根拠資料等

| 積算対象期間の記載等の有無 | 無 | 有の場合、積算対象期間の内容 | |
|---|---|---|---|

（単位：百万円）

| 事業番号 | 8 | 所管 | 内閣府 | 事業名 | 子育て世帯等臨時特別支援事業（住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金） |
|---|---|---|---|---|---|

| 事業予算の執行管理等の状況 | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 財源 | 複数財源の場合 | | | | |
| 複数 | 執行管理の方法 | 執行管理を一体的に行っている場合 | | | |
| | 一体管理 | 整理方法 | 左記の整理方法を採用する理由 | | |
| | | 先入れ先出し執行 | 先入れ先出し執行以外の整理方法では執行が複雑化するため | | |
| 予備費使用相当額に係る予算異動のうち流用又は目内融通の状況 | | | | | |
| 異動の有無 | 無 | 異動額 | | 異動先の事業名 | |

| 執行状況 | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 年度 | 予算現額 | 支出済額 | 翌年度繰越額 | 不用額 | |
| | 予備費使用相当額 | うち予備費使用相当額に係る金額 | うち予備費使用相当額に係る金額 | うち予備費使用相当額に係る金額 | |
| 3 | 1,537,695 | 1,162,493 | 361,849 | 13,352 | |
| | 105,408 | - | 105,408 | - | |

| 予備費使用事項 | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 年度 | 3 | 所管 | 内閣府 | 事項 | 住民税非課税世帯等に対する給付金の支給に必要な経費 |
| 使用理由 | 新型コロナウイルス感染症について、現下の状況に鑑み、住民税非課税世帯等を支援するため、地方公共団体が行う住民税非課税世帯等に対する給付金の支給に要する費用を補助する経費の予算の不足を補う必要がある。 | | | | |

| 組織 | 項 | 目 | 予備費使用額 | 備考（積算内訳） |
|---|---|---|---|---|
| 内閣本府 | 子育て世帯等臨時特別支援事業費 | 子育て世帯等臨時特別支援事業費補助金 | 105,408 | 補助先：地方公共団体<br>補助率：10/10 |

| 使用決定日 | R4.3.25 | 国会 | 開会中 | 昭和29年閣議決定第3項該当号 | 第3号 |
|---|---|---|---|---|---|

| 予備費の使用状況 | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 予備費の使用を必要とした事象等 | | | | |
| 事象 | 地方公共団体における支給の見込みを調査した結果、所要額の不足が見込まれることが判明した。 | | | |
| 発生時期 | R4.2～R4.3 | 予算確保に係る検討状況 | 検討していたが、流用等できず、全額を使用要求 | |
| 支出負担行為の実施時期 | | | | |
| 予備費使用決定時の想定 | R3年度内 | 実際 | -(R3年度内は未執行) | |
| 予備費使用要求時の積算根拠資料等 | | | | |
| 積算対象期間の記載等の有無 | 無 | 有の場合、積算対象期間の内容 | | |

（単位：百万円）

| 事業番号 | 9 | 所管 | 文部科学省 | 事業名 | 学生支援緊急給付金給付事業（「学びの継続」のための『学生支援緊急給付金』） |
|---|---|---|---|---|---|

**事業予算の執行管理等の状況**

| 財源 | 複数財源の場合 | | |
|---|---|---|---|
| 予備費のみ | 執行管理の方法 | 執行管理を一体的に行っている場合 | |
| | | 整理方法 | 左記の整理方法を採用する理由 |
| | | | |

予備費使用相当額に係る予算異動のうち流用又は目内融通の状況

| 異動の有無 | 無 | 異動額 | | 異動先の事業名 | |
|---|---|---|---|---|---|

**執行状況**

| 年度 | 予算現額<br>予備費使用相当額 | 支出済額<br>うち予備費使用相当額に係る金額 | 翌年度繰越額<br>うち予備費使用相当額に係る金額 | 不用額<br>うち予備費使用相当額に係る金額 |
|---|---|---|---|---|
| 2 | 53,112 | 52,854 | 257 | － |
| | 53,112 | 52,854 | 257 | － |
| 3 | 257 | 146 | － | 110 |
| | 257 | 146 | － | 110 |

**予備費使用事項**

| 年度 | 2 | 所管 | 文部科学省 | 事項 | 学生支援緊急給付金給付事業に必要な経費 |
|---|---|---|---|---|---|

| 使用理由 | 新型コロナウイルス感染症について、現下の状況に鑑み、経済的理由により修学が困難となった学生等の支援のための独立行政法人日本学生支援機構が行う学生支援緊急給付金給付事業に要する経費を補助する経費を支出する必要がある。 |
|---|---|

| 組織 | 項 | 目 | 予備費使用額 | 備考（積算内訳） |
|---|---|---|---|---|
| 文部科学本省 | 育英事業費 | 学生支援緊急給付金給付事業費補助金 | 53,112 | 1．学生支援緊急給付金<br>52,902,600千円<br>2．給付事務費<br>209,471千円 |

| 使用決定日 | R2.5.19 | 国会 | 開会中 | 昭和29年閣議決定第3項該当号 | 第3号 |
|---|---|---|---|---|---|

**予備費の使用状況**

予備費の使用を必要とした事象等

| 事象 | 令和2年4月7日及び4月16日に発令された緊急事態宣言により、多くの事業者が営業を自粛したため、アルバイト収入により学費を負担している学生等がアルバイトをすることができない状況となったこと | | |
|---|---|---|---|
| 発生時期 | R2.4.7、R2.4.16 | 予算確保に係る検討状況 | 検討していたが、流用等できず、全額を使用要求 |

支出負担行為の実施時期

| 予備費使用決定時の想定 | R2.5下旬 | 実際 | R2.5.21 |
|---|---|---|---|

予備費使用要求時の積算根拠資料等

| 積算対象期間の記載等の有無 | 有 | 有の場合、積算対象期間の内容 | 給付事務に係る費用としてオフィス賃料（3ヶ月分）等を積算 |
|---|---|---|---|

（単位：百万円）

| 事業番号 | 10 | 所管 | 文部科学省（文化庁） | 事業名 | ARTS for the future!事業 |
|---|---|---|---|---|---|

**事業予算の執行管理等の状況**

| 財源 | 複数財源の場合 | | |
|---|---|---|---|
| 複数 | 執行管理の方法 | 執行管理を一体的に行っている場合 | |
| | 一体管理 | 整理方法 | 左記の整理方法を採用する理由 |
| | | 先入れ先出し執行 | おおよそ、先に措置された補正予算を従来の先行事業に充当することとし、後の予備費を後発（制度変更後）の事業に充当することとしているため |

| 予備費使用相当額に係る予算異動のうち流用又は目内融通の状況 | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 異動の有無 | 無 | 異動額 | | 異動先の事業名 | |

**執行状況**

| 年度 | 予算現額 | 予備費使用相当額 | 支出済額 | うち予備費使用相当額に係る金額 | 翌年度繰越額 | うち予備費使用相当額に係る金額 | 不用額 | うち予備費使用相当額に係る金額 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 3 | 42,368 | 18,001 | 38,781 | 14,414 | － | － | 3,586 | 3,586 |

**予備費使用事項**

| 年度 | 3 | 所管 | 文部科学省 | 事項 | 文化芸術活動の充実支援事業に必要な経費 |
|---|---|---|---|---|---|

| 使用理由 | 新型コロナウイルス感染症について、現下の状況に鑑み、自粛を余儀なくされた文化芸術活動を支援するため、文化芸術活動の充実支援事業に要する経費を民間団体等に補助する経費及び同事業の審査業務等を特定非営利活動法人映像産業振興機構に委託する経費を支出する必要がある。 |
|---|---|

| 組織 | 項 | 目 | 予備費使用額 | 備考（積算内訳） |
|---|---|---|---|---|
| 文化庁 | 文化振興費 | 文化芸術振興委託費 | 424 | 委託先：特定非営利活動法人映像産業振興機構 |
| | | 文化芸術振興費補助金 | 17,576 | 補助先：民間団体等<br>補助率：定額 |

| 使用決定日 | R3.8.27 | 国会 | 閉会中 | 昭和29年閣議決定第3項該当号 | |
|---|---|---|---|---|---|

**予備費の使用状況**

| 予備費の使用を必要とした事象等 | |
|---|---|
| 事象 | 令和2年度第3次補正予算による1次募集開始後、新型コロナウイルス感染症に係る状況の変化により、本事業においてキャンセル料支援の別枠化・固定費支援の追加・その他要件緩和等を図り、早急に予算を措置する必要があることから、令和3年8月27日の閣議決定により、予備費を使用することとした。 |

| 発生時期 | R3.8 | 予算確保に係る検討状況 | 検討していたが、流用等できず、全額を使用要求 |
|---|---|---|---|

| 支出負担行為の実施時期 | | | |
|---|---|---|---|
| 予備費使用決定時の想定 | R3.8以降随時 | 実際 | R3.8.27 |

| 予備費使用要求時の積算根拠資料等 | | | |
|---|---|---|---|
| 積算対象期間の記載等の有無 | 無 | 有の場合、積算対象期間の内容 | |

（単位：百万円）

| 事業番号 | 11 | 所管 | 厚生労働省 | 事業名 | 全世帯への布製マスク配布 |
|---|---|---|---|---|---|

**事業予算の執行管理等の状況**

| 財源 | 複数財源の場合 | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 複数 | 執行管理の方法 | 執行管理を一体的に行っている場合 | | | |
| | 一体管理 | 整理方法 | 左記の整理方法を採用する理由 | | |
| | | 先入れ先出し執行 | 予算執行が複雑化して、予算残額等の把握が困難になるため | | |

| 予備費使用相当額に係る予算異動のうち流用又は目内融通の状況 | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 異動の有無 | 有 | 異動額 | △9,304 | 異動先の事業名 | 医療機関等へのマスク等の優先配布 |
| | | 異動額 | △856 | 異動先の事業名 | 介護施設等への布製マスク配布 |

**執行状況**

| 年度 | 予算現額 | 予備費使用相当額 | 支出済額 | うち予備費使用相当額に係る金額 | 翌年度繰越額 | うち予備費使用相当額に係る金額 | 不用額 | うち予備費使用相当額に係る金額 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 2 | 26,058 | 13,153 | 26,058 | 13,153 | － | － | － | － |

**予備費使用事項**

| 年度 | 2 | 所管 | 厚生労働省 | 事項 | 新型コロナウイルス感染症対策に係る布製マスクの緊急配布等に必要な経費 |
|---|---|---|---|---|---|

| 使用理由 | 新型コロナウイルス感染症について、現下の状況に鑑み、急激に拡大しているマスク需要等に対応するための布製マスクの緊急配布等に要する経費を支出する必要がある。 |
|---|---|

| 組織 | 項 | 目 | 予備費使用額 | 備考（積算内訳） |
|---|---|---|---|---|
| 厚生労働本省 | 感染症対策費 | 健康対策関係業務庁費 | 23,314 | 1．消耗品費<br>マスク等　36,150,100千円<br>2．通信運搬費<br>郵送費等　7,517,898千円<br>3．賃金<br>非常勤職員雇上げ経費<br>65,661千円 |

| 使用決定日 | R2.4.7 | 国会 | 開会中 | 昭和29年閣議決定第3項該当号 | 第3号 |
|---|---|---|---|---|---|

**予備費の使用状況**

| 予備費の使用を必要とした事象等 | | | |
|---|---|---|---|
| 事象 | | | |
| 発生時期 | | 予算確保に係る検討状況 | |

| 支出負担行為の実施時期 | | | |
|---|---|---|---|
| 予備費使用決定時の想定 | | 実際 | |

| 予備費使用要求時の積算根拠資料等 | | | |
|---|---|---|---|
| 積算対象期間の記載等の有無 | | 有の場合、積算対象期間の内容 | |

（単位：百万円）

| 事業番号 | 12 | 所管 | 厚生労働省 | 事業名 | 医療機関等へのマスク等の優先配布(1/2) |
|---|---|---|---|---|---|

**事業予算の執行管理等の状況**

| 財源 | 複数財源の場合 | | |
|---|---|---|---|
| 複数 | 執行管理の方法 | 執行管理を一体的に行っている場合 | |
| | 一体管理 | 整理方法 | 左記の整理方法を採用する理由 |
| | | 先入れ先出し執行 | 予算執行が複雑化して、予算残額等の把握が困難になるため |

| 予備費使用相当額に係る予算異動のうち流用又は目内融通の状況 | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 異動の有無 | 有 | 異動額 | 9,304 | 異動元の事業名 | 全世帯への布製マスク配布 |

**執行状況**

| 年度 | 予算現額<br>予備費使用相当額 | 支出済額<br>うち予備費使用相当額に係る金額 | 翌年度繰越額<br>うち予備費使用相当額に係る金額 | 不用額<br>うち予備費使用相当額に係る金額 |
|---|---|---|---|---|
| 2 | 477,551 | 356,957 | 106,311 | 14,282 |
| | 29,723 | 22,850 | 6,873 | － |
| 3 | 59,353 | 48,238 | － | 11,115 |
| | 6,873 | 6,691 | － | 181 |

(注) 本事業に係る予備費使用事項は他の事業からの異動額に係るものを含めて3事項あるが、予備費使用事項別の執行状況を示すために、本欄における予備費使用相当額は下欄の予備費使用事項に係るもののみを対象としている。

**予備費使用事項**

| 年度 | 2 | 所管 | 厚生労働省 | 事項 | 新型コロナウイルス感染症対策に係る布製マスクの緊急配布等に必要な経費 |
|---|---|---|---|---|---|

| 使用理由 | 新型コロナウイルス感染症について、現下の状況に鑑み、急激に拡大しているマスク需要等に対応するための布製マスクの緊急配布等に要する経費を支出する必要がある。 |
|---|---|

| 組織 | 項 | 目 | 予備費使用額 | 備考（積算内訳） |
|---|---|---|---|---|
| 厚生労働本省 | 感染症対策費 | 健康対策関係業務庁費 | 20,418 | 1．消耗品費<br>マスク等　36,150,100千円<br>2．通信運搬費<br>郵送費等　7,517,898千円<br>3．賃金<br>非常勤職員雇上げ経費<br>65,661千円 |

| 使用決定日 | R2.4.7 | 国会 | 開会中 | 昭和29年閣議決定第3項該当号 | 第3号 |
|---|---|---|---|---|---|

**予備費の使用状況**

| 予備費の使用を必要とした事象等 | |
|---|---|
| 事象 | 医療用マスク等の個人防護具が世界的な需要の増大により入手が困難となりつつある中、令和2年4月7日に閣議決定された「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」において、医療機関等への医療用マスク・ガウン等の優先配布等を実施することとされた。 |

| 発生時期 | R2.4 | 予算確保に係る検討状況 | 検討していたが、流用等できず、全額を使用要求 |
|---|---|---|---|

| 支出負担行為の実施時期 | | | |
|---|---|---|---|
| 予備費使用決定時の想定 | R2.4.7 | 実際 | R2.4.7 |

| 予備費使用要求時の積算根拠資料等 | | | |
|---|---|---|---|
| 積算対象期間の記載等の有無 | 無 | 有の場合、積算対象期間の内容 | |

（単位：百万円）

| 事業番号 | 12 | 所管 | 厚生労働省 | 事業名 | 医療機関等へのマスク等の優先配布(2/2) |
|---|---|---|---|---|---|

**事業予算の執行管理等の状況**

| 財源 | 複数財源の場合 | | | |
|---|---|---|---|---|
| 複数 | 執行管理の方法 | 執行管理を一体的に行っている場合 | | |
| | 一体管理 | 整理方法 | 左記の整理方法を採用する理由 | |
| | | 先入れ先出し執行 | 予算執行が複雑化して、予算残額等の把握が困難になるため | |

予備費使用相当額に係る予算異動のうち流用又は目内融通の状況

| 異動の有無 | 有 | 異動額 | 9,304 | 異動元の事業名 | 全世帯への布製マスク配布 |
|---|---|---|---|---|---|
| | | 異動額 | △11,000 | 異動先の事業名 | 新型コロナウイルス感染症抗原検査キットの確保 |

**執行状況**

| 年度 | 予算現額 | 予備費使用相当額 | 支出済額 | うち予備費使用相当額に係る金額 | 翌年度繰越額 | うち予備費使用相当額に係る金額 | 不用額 | うち予備費使用相当額に係る金額 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 2 | 477,551 | 168,010 | 356,957 | 139,201 | 106,311 | 28,809 | 14,282 | － |
| 3 | 59,353 | 17,809 | 48,238 | 11,655 | － | － | 11,115 | 6,154 |

(注) 本事業に係る予備費使用事項は他の事業からの異動額に係るものを含めて3事項あるが、予備費使用事項別の執行状況を示すために、本欄における予備費使用相当額は下欄の予備費使用事項に係るもののみを対象としている。

**予備費使用事項**

| 年度 | 2 | 所管 | 厚生労働省 | 事項 | 医療機関等への医療用マスク・ガウン等の優先配布に必要な経費 |
|---|---|---|---|---|---|
| 使用理由 | 新型コロナウイルス感染症について、現下の状況に鑑み、医療用物資が必要な医療機関等へ優先配布するための医療用マスク・ガウン等の購入等に要する経費を支出する必要がある。 | | | | |

| 組織 | 項 | 目 | 予備費使用額 | 備考（積算内訳） |
|---|---|---|---|---|
| 厚生労働本省 | 感染症対策費 | 健康対策関係業務庁費 | 168,010 | 1．消耗品費<br>マスク等 154,907,441千円<br>2．通信運搬費<br>運送・配送経費<br>13,103,429千円 |

| 使用決定日 | R2.5.26 | 国会 | 開会中 | 昭和29年閣議決定第3項該当号 | 第3号 |
|---|---|---|---|---|---|

**予備費の使用状況**

予備費の使用を必要とした事象等

| 事象 | 医療用マスク等の個人防護具が世界的な需要の増大により入手が困難となりつつある中、令和2年4月7日に閣議決定された「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」において、医療機関等への医療用マスク・ガウン等の優先配布等の実施が決まった。それに基づき、2年4月7日に予備費使用の閣議決定がなされた。<br>その後、政府新型コロナウイルス感染症対策本部において決定された「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（令和2年5月25日変更）」においても、引き続き医療機関等への医療用マスク・ガウン等の優先配布を行うこととされた。 |
|---|---|

| 発生時期 | R2.5 | 予算確保に係る検討状況 | 検討していたが、流用等できず、全額を使用要求 |
|---|---|---|---|

支出負担行為の実施時期

| 予備費使用決定時の想定 | R2.5.26 | 実際 | R2.6.12 |
|---|---|---|---|

予備費使用要求時の積算根拠資料等

| 積算対象期間の記載等の有無 | 無 | 有の場合、積算対象期間の内容 | |
|---|---|---|---|

（単位：百万円）

<table>
<tr><td>事業番号</td><td>13</td><td>所管</td><td>厚生労働省</td><td>事業名</td><td colspan="3">新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応事業</td></tr>
<tr><td rowspan="5">事業予算の執行管理等の状況</td><td>財源</td><td colspan="6">複数財源の場合</td></tr>
<tr><td rowspan="3">複数</td><td>執行管理の方法</td><td colspan="5">執行管理を一体的に行っている場合</td></tr>
<tr><td rowspan="2">一体管理</td><td>整理方法</td><td colspan="4">左記の整理方法を採用する理由</td></tr>
<tr><td>補正予算優先執行</td><td colspan="4">2年度当初予算が措置されていなかったところ、2年度当初から2年度第1次補正予算が成立するまでに要する金額を措置する必要が生じ、当該金額を予備費の所要額として使用要求し、使用決定が行われたため</td></tr>
<tr><td colspan="7">予備費使用相当額に係る予算異動のうち流用又は目内融通の状況</td></tr>
<tr><td colspan="7"><table><tr><td>異動の有無</td><td>有</td><td>異動額</td><td>△ 2,500</td><td>異動先の事業名</td><td>緊急雇用安定助成金</td></tr></table></td></tr>
<tr><td>執行状況</td><td colspan="7"><table>
<tr><td rowspan="2">年度</td><td>予算現額</td><td>支出済額</td><td>翌年度繰越額</td><td>不用額</td></tr>
<tr><td>予備費使用相当額</td><td>うち予備費使用相当額に係る金額</td><td>うち予備費使用相当額に係る金額</td><td>うち予備費使用相当額に係る金額</td></tr>
<tr><td rowspan="2">2</td><td>31,968</td><td>16,646</td><td>13,920</td><td>1,400</td></tr>
<tr><td>11,588</td><td>253</td><td>10,185</td><td>1,149</td></tr>
<tr><td rowspan="2">3</td><td>15,565</td><td>2,478</td><td>1,923</td><td>11,163</td></tr>
<tr><td>10,185</td><td>－</td><td>－</td><td>10,185</td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td rowspan="6">予備費使用事項</td><td colspan="7"><table><tr><td>年度</td><td>2</td><td>所管</td><td>厚生労働省</td><td>事項</td><td>新型コロナウイルス感染症対策に係る助成金等の支給等に必要な経費</td></tr></table></td></tr>
<tr><td colspan="7"><table><tr><td>使用理由</td><td>新型コロナウイルス感染症について、現下の状況に鑑み、学校の臨時休業に伴って生じる課題への対応のための休暇を取得した従業員を抱える事業者に対する助成金等の支給等に要する経費を支出する必要がある。</td></tr></table></td></tr>
<tr><td colspan="7"><table>
<tr><td>組織</td><td>項</td><td>目</td><td>予備費使用額</td><td>備考（積算内訳）</td></tr>
<tr><td>厚生労働本省</td><td>高齢者等雇用安定・促進費</td><td>職業転換等特別給付金</td><td>13,792</td><td>新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応事業給付金<br>13,792,598千円</td></tr>
<tr><td>厚生労働本省</td><td>高齢者等雇用安定・促進費</td><td>高齢者等雇用安定促進事業委託費</td><td>171</td><td>新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応事業委託費<br>171,529千円<br>委託先：民間団体等</td></tr>
<tr><td>都道府県労働局</td><td>高齢者等雇用安定・促進費</td><td>障害者等雇用安定促進業務諸謝金</td><td>124</td><td>新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応事業謝金<br>124,326千円</td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td colspan="7"><table><tr><td>使用決定日</td><td>R2.4.7</td><td>国会</td><td>開会中</td><td>昭和29年閣議決定第3項該当号</td><td>第3号</td></tr></table></td></tr>
<tr><td rowspan="6">予備費の使用状況</td><td colspan="7">予備費の使用を必要とした事象等</td></tr>
<tr><td colspan="7"><table><tr><td>事象</td><td>「新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応助成金の創設について」（令和2年3月9日プレスリリース）において、新型コロナウイルス感染症への対応として臨時休業した小学校等に通う子どもの保護者である労働者の休職に伴う所得の減少に対応するため、有給の休暇を取得させた企業に対する助成金等が創設された。</td></tr></table></td></tr>
<tr><td colspan="7"><table><tr><td>発生時期</td><td>R2.3.9</td><td>予算確保に係る検討状況</td><td>検討していたが、流用等できず、全額を使用要求</td></tr></table></td></tr>
<tr><td colspan="7">支出負担行為の実施時期</td></tr>
<tr><td colspan="7"><table><tr><td>予備費使用決定時の想定</td><td>予備費使用決定後順次</td><td>実際</td><td>R2.4.14</td></tr></table></td></tr>
<tr><td colspan="7">予備費使用要求時の積算根拠資料等</td></tr>
<tr><td colspan="7"><table><tr><td>積算対象期間の記載等の有無</td><td>有</td><td>有の場合、積算対象期間の内容</td><td>助成金の一人当たりの単価の算定に当たって、政府が休業要請を行った2年2月27日から小学校等の春季休業前の3月24日までの間の平日の日数（18日間）を用いている。</td></tr></table></td></tr>
</table>

（単位：百万円）

| 事業番号 | 14 | 所管 | 厚生労働省 | 事業名 | 個人向け緊急小口資金等の特例貸付（1/4） |
|---|---|---|---|---|---|

**事業予算の執行管理等の状況**

| 財源 | 複数財源の場合 | | |
|---|---|---|---|
| 複数 | 執行管理の方法 | 執行管理を一体的に行っている場合 | |
| | 一体管理 | 整理方法 | 左記の整理方法を採用する理由 |
| | | 先入れ先出し執行 | 予算が措置される都度、執行手続等を行っていることから、先入れ先出し執行以外の方法では整理が煩雑かつ困難になるため |

| 予備費使用相当額に係る予算異動のうち流用又は目内融通の状況 | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 異動の有無 | 無 | 異動額 | | 異動先の事業名 | |

**執行状況**

| 年度 | 予算現額 | 予備費使用相当額 | 支出済額 | うち予備費使用相当額に係る金額 | 翌年度繰越額 | うち予備費使用相当額に係る金額 | 不用額 | うち予備費使用相当額に係る金額 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 2 | 1,492,102 | 177,691 | 1,039,775 | 177,691 | 452,327 | － | － | － |
| 3 | 1,065,193 | － | 766,482 | － | 298,710 | － | － | － |

（注）本事業に係る予備費使用事項は4事項あるが、予備費使用事項別の執行状況を示すために、本欄における予備費使用相当額は下欄の予備費使用事項に係るもののみを対象としている。

**予備費使用事項**

| 年度 | 2 | 所管 | 厚生労働省 | 事項 | 個人向け緊急小口資金等の特例措置に必要な経費 |
|---|---|---|---|---|---|
| 使用理由 | 新型コロナウイルス感染症について、現下の状況に鑑み、休業等による当面の生活費に関する資金需要に対応するための社会福祉法人が行う個人向け緊急小口資金等の特例措置による貸付けに要する費用を補助する経費の予算の不足を補う必要がある。 | | | | |

| 組織 | 項 | 目 | 予備費使用額 | 備考（積算内訳） |
|---|---|---|---|---|
| 厚生労働本省 | 生活保護等対策費 | 生活困窮者就労準備支援事業費等補助金 | 177,691 | 補助先：都道府県<br>補助率：10／10 |

| 使用決定日 | R2.8.7 | 国会 | 閉会中 | 昭和29年閣議決定第3項該当号 | |
|---|---|---|---|---|---|

**予備費の使用状況**

| 予備費の使用を必要とした事象等 | | | |
|---|---|---|---|
| 事象 | | | |
| 発生時期 | | 予算確保に係る検討状況 | |

| 支出負担行為の実施時期 | | | |
|---|---|---|---|
| 予備費使用決定時の想定 | | 実際 | |

| 予備費使用要求時の積算根拠資料等 | | | |
|---|---|---|---|
| 積算対象期間の記載等の有無 | | 有の場合、積算対象期間の内容 | |

（単位：百万円）

| 事業番号 | 14 | 所管 | 厚生労働省 | 事業名 | 個人向け緊急小口資金等の特例貸付（2/4） |
|---|---|---|---|---|---|

**事業予算の執行管理等の状況**

| 財源 | 複数財源の場合 | | |
|---|---|---|---|
| 複数 | 執行管理の方法 | 執行管理を一体的に行っている場合 | |
| | 一体管理 | 整理方法 | 左記の整理方法を採用する理由 |
| | | 先入れ先出し執行 | 予算が措置される都度、執行手続等を行っていることから、先入れ先出し執行以外の方法では整理が煩雑かつ困難になるため |

予備費使用相当額に係る予算異動のうち流用又は目内融通の状況

| 異動の有無 | 無 | 異動額 | | 異動先の事業名 | |
|---|---|---|---|---|---|

**執行状況**

| 年度 | 予算現額 | 支出済額 | 翌年度繰越額 | 不用額 |
|---|---|---|---|---|
| | 予備費使用相当額 | うち予備費使用相当額に係る金額 | うち予備費使用相当額に係る金額 | うち予備費使用相当額に係る金額 |
| 2 | 1,492,102 | 1,039,775 | 452,327 | － |
| | 314,243 | 314,243 | － | － |
| 3 | 1,065,193 | 766,482 | 298,710 | － |
| | － | － | － | － |

（注）本事業に係る予備費使用事項は4事項あるが、予備費使用事項別の執行状況を示すために、本欄における予備費使用相当額は下欄の予備費使用事項に係るもののみを対象としている。

**予備費使用事項**

| 年度 | 2 | 所管 | 厚生労働省 | 事項 | 個人向け緊急小口資金等の特例措置の延長に必要な経費 |
|---|---|---|---|---|---|

| 使用理由 | 新型コロナウイルス感染症について、現下の状況に鑑み、休業等による当面の生活費に関する資金需要に対応するための社会福祉法人が行う個人向け緊急小口資金等の特例措置の延長に伴う貸付け等に要する費用を補助する経費を支出する必要がある。 |
|---|---|

| 組織 | 項 | 目 | 予備費使用額 | 備考（積算内訳） |
|---|---|---|---|---|
| 厚生労働本省 | 生活保護等対策費 | 生活困窮者就労準備支援事業費等補助金 | 314,243 | 補助先：都道府県<br>補助率：10／10 |

| 使用決定日 | R2.9.15 | 国会 | 閉会中 | 昭和29年閣議決定第3項該当号 | |
|---|---|---|---|---|---|

**予備費の使用状況**

予備費の使用を必要とした事象等

| 事象 | | | |
|---|---|---|---|
| 発生時期 | | 予算確保に係る検討状況 | |

支出負担行為の実施時期

| 予備費使用決定時の想定 | | 実際 | |
|---|---|---|---|

予備費使用要求時の積算根拠資料等

| 積算対象期間の記載等の有無 | | 有の場合、積算対象期間の内容 | |
|---|---|---|---|

（単位：百万円）

| 事業番号 | 14 | 所管 | 厚生労働省 | 事業名 | 個人向け緊急小口資金等の特例貸付（3/4） |
|---|---|---|---|---|---|

**事業予算の執行管理等の状況**

| 財源 | 複数財源の場合 | | |
|---|---|---|---|
| 複数 | 執行管理の方法 | 執行管理を一体的に行っている場合 | |
| | 一体管理 | 整理方法 | 左記の整理方法を採用する理由 |
| | | 先入れ先出し執行 | 予算が措置される都度、執行手続等を行っていることから、先入れ先出し執行以外の方法では整理が煩雑かつ困難になるため |

予備費使用相当額に係る予算異動のうち流用又は目内融通の状況

| 異動の有無 | 無 | 異動額 | | 異動先の事業名 | |
|---|---|---|---|---|---|

**執行状況**

| 年度 | 予算現額 | 支出済額 | 翌年度繰越額 | 不用額 |
|---|---|---|---|---|
| | 予備費使用相当額 | うち予備費使用相当額に係る金額 | うち予備費使用相当額に係る金額 | うち予備費使用相当額に係る金額 |
| 2 | 1,492,102 | 1,039,775 | 452,327 | － |
| | 340,992 | － | 340,992 | － |
| 3 | 1,065,193 | 766,482 | 298,710 | － |
| | 340,992 | 340,992 | － | － |

（注）本事業に係る予備費使用事項は4事項あるが、予備費使用事項別の執行状況を示すために、本欄における予備費使用相当額は下欄の予備費使用事項に係るもののみを対象としている。

**予備費使用事項**

| 年度 | 2 | 所管 | 厚生労働省 | 事項 | 個人向け緊急小口資金等の特例措置の延長に必要な経費 |
|---|---|---|---|---|---|

| 使用理由 | 新型コロナウイルス感染症について、現下の状況に鑑み、休業等による当面の生活費に関する資金需要に対応するための社会福祉法人が行う個人向け緊急小口資金等の特例措置の延長に伴う貸付け等に要する費用を補助する経費を支出する必要がある。 |
|---|---|

| 組織 | 項 | 目 | 予備費使用額 | 備考（積算内訳） |
|---|---|---|---|---|
| 厚生労働本省 | 生活保護等対策費 | 生活困窮者就労準備支援事業費等補助金 | 340,992 | 補助先：都道府県<br>補助率：10／10 |

| 使用決定日 | R3.3.23 | 国会 | 開会中 | 昭和29年閣議決定第3項該当号 | 第3号 |
|---|---|---|---|---|---|

**予備費の使用状況**

予備費の使用を必要とした事象等

| 事象 | 「非正規雇用労働者等に対する緊急支援策について」（令和3年3月16日新型コロナに影響を受けた非正規雇用労働者等に対する緊急対策関係閣僚会議）において、特例貸付の申請受付期間が3年3月末から6月末まで延長されたことに伴い、各都道府県福祉協議会が保有する貸付原資の不足を補う必要が生じた。 |
|---|---|

| 発生時期 | R3.3.16 | 予算確保に係る検討状況 | 検討していたが、流用等できず、全額を使用要求 |
|---|---|---|---|

支出負担行為の実施時期

| 予備費使用決定時の想定 | 予備費使用決定後速やかに | 実際 | R3.5.20 |
|---|---|---|---|

予備費使用要求時の積算根拠資料等

| 積算対象期間の記載等の有無 | 無 | 有の場合、積算対象期間の内容 | |
|---|---|---|---|

（単位：百万円）

| 事業番号 | 14 | 所管 | 厚生労働省 | 事業名 | 個人向け緊急小口資金等の特例貸付（4/4） |
|---|---|---|---|---|---|

**事業予算の執行管理等の状況**

| 財源 | 複数財源の場合 | | |
|---|---|---|---|
| 複数 | 執行管理の方法 | 執行管理を一体的に行っている場合 | |
| | 一体管理 | 整理方法 | 左記の整理方法を採用する理由 |
| | | 先入れ先出し執行 | 予算が措置される都度、執行手続等を行っていることから、先入れ先出し執行以外の方法では整理が煩雑かつ困難になるため |

予備費使用相当額に係る予算異動のうち流用又は目内融通の状況

| 異動の有無 | 無 | 異動額 | | 異動先の事業名 | |
|---|---|---|---|---|---|

**執行状況**

| 年度 | 予算現額 | 予備費使用相当額 | 支出済額 | うち予備費使用相当額に係る金額 | 翌年度繰越額 | うち予備費使用相当額に係る金額 | 不用額 | うち予備費使用相当額に係る金額 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 2 | 1,492,102 | － | 1,039,775 | － | 452,327 | － | － | － |
| 3 | 1,065,193 | 154,896 | 766,482 | 154,896 | 298,710 | － | － | － |

（注）本事業に係る予備費使用事項は4事項あるが、予備費使用事項別の執行状況を示すために、本欄における予備費使用相当額は下欄の予備費使用事項に係るもののみを対象としている。

**予備費使用事項**

| 年度 | 3 | 所管 | 厚生労働省 | 事項 | 個人向け緊急小口資金等の特例貸付に必要な経費 |
|---|---|---|---|---|---|

| 使用理由 | 新型コロナウイルス感染症について、現下の状況に鑑み、休業等による当面の生活費に関する資金需要に対応するため、社会福祉法人が行う個人向け緊急小口資金等の特例貸付け等に要する費用を補助する経費を支出する必要がある。 |
|---|---|

| 組織 | 項 | 目 | 予備費使用額 | 備考（積算内訳） |
|---|---|---|---|---|
| 厚生労働本省 | 生活保護等対策費 | 生活困窮者就労準備支援事業費等補助金 | 154,896 | 補助先：都道府県<br>補助率：10／10 |

| 使用決定日 | R3.8.27 | 国会 | 閉会中 | 昭和29年閣議決定第3項該当号 | |
|---|---|---|---|---|---|

**予備費の使用状況**

予備費の使用を必要とした事象等

| 事象 | 特例貸付の申請受付期間が3年8月末から11月末まで延長されたことに伴い、各都道府県福祉協議会が保有する貸付原資の不足を補う必要が生じた。 | | |
|---|---|---|---|
| 発生時期 | R3.8 | 予算確保に係る検討状況 | 検討していたが、流用等できず、全額を使用要求 |

支出負担行為の実施時期

| 予備費使用決定時の想定 | 予備費使用決定後速やかに | 実際 | R4.2.17 |
|---|---|---|---|

予備費使用要求時の積算根拠資料等

| 積算対象期間の記載等の有無 | 無 | 有の場合、積算対象期間の内容 | |
|---|---|---|---|

（単位：百万円）

| 事業番号 | 15 | 所管 | 厚生労働省 | 事業名 | 検疫体制の確保（1/3） |
|---|---|---|---|---|---|

**事業予算の執行管理等の状況**

| 財源 | 複数財源の場合 | | |
|---|---|---|---|
| 複数 | 執行管理の方法 | 執行管理を一体的に行っている場合 | |
| | 一体管理 | 整理方法 | 左記の整理方法を採用する理由 |
| | | 先入れ先出し執行 | 予備費は従来事業に係る既定予算の不足を補うために追加で措置される性格のものであり、配賦順に執行することが合理的と考えるため |

| 予備費使用相当額に係る予算異動のうち流用又は目内融通の状況 | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 異動の有無 | 無 | 異動額 | | 異動先の事業名 | |

**執行状況**

| 年度 | 予算現額 | 支出済額 | 翌年度繰越額 | 不用額 |
|---|---|---|---|---|
| | 予備費使用相当額 | うち予備費使用相当額に係る金額 | うち予備費使用相当額に係る金額 | うち予備費使用相当額に係る金額 |
| 2 | 99,675 | 43,884 | 54,244 | 1,545 |
| | 33,042 | 31,859 | － | 1,183 |
| 3 | 309,088 | 154,342 | 147,944 | 6,801 |
| | － | － | － | － |

（注）本事業に係る予備費使用事項は3事項あるが、予備費使用事項別の執行状況を示すために、本欄における予備費使用相当額は下欄の予備費使用事項に係るもののみを対象としている。

**予備費使用事項**

| 年度 | 2 | 所管 | 厚生労働省 | 事項 | 検疫業務の実施に必要な経費 |
|---|---|---|---|---|---|

| 使用理由 | 新型コロナウイルス感染症について、現下の状況に鑑み、検疫所の検査体制及び検疫機能の維持を図るための検疫業務の実施に要する経費の予算の不足を補う必要がある。 |
|---|---|

| 組織 | 項 | 目 | 予備費使用額 | 備考（積算内訳） |
|---|---|---|---|---|
| 検疫所 | 検疫業務等実施費 | 検疫旅費 | 71 | 内国旅費<br>検疫業務旅費　71,882千円 |
| | | 検疫庁費 | 32,970 | 1.備品費　660,000千円<br>2.消耗品費　676,995千円<br>3.印刷製本費　7,161千円<br>4.借料及び損料14,996,288千円<br>5.雑役務費　16,630,278千円 |

| 使用決定日 | R2.8.7 | 国会 | 閉会中 | 昭和29年閣議決定第3項該当号 | |
|---|---|---|---|---|---|

**予備費の使用状況**

| 予備費の使用を必要とした事象等 | | | |
|---|---|---|---|
| 事象 | | | |
| 発生時期 | | 予算確保に係る検討状況 | |

| 支出負担行為の実施時期 | | | |
|---|---|---|---|
| 予備費使用決定時の想定 | | 実際 | |

| 予備費使用要求時の積算根拠資料等 | | | |
|---|---|---|---|
| 積算対象期間の記載等の有無 | | 有の場合、積算対象期間の内容 | |

（単位：百万円）

| 事業番号 | 15 | 所管 | 厚生労働省 | 事業名 | 検疫体制の確保（2/3） |
|---|---|---|---|---|---|

**事業予算の執行管理等の状況**

| 財源 | 複数財源の場合 | | |
|---|---|---|---|
| 複数 | 執行管理の方法 | 執行管理を一体的に行っている場合 | |
| | 一体管理 | 整理方法 | 左記の整理方法を採用する理由 |
| | | 先入れ先出し執行 | 予備費は従来事業に係る既定予算の不足を補うために追加で措置される性格のものであり、配賦順に執行することが合理的と考えるため |

予備費使用相当額に係る予算異動のうち流用又は目内融通の状況

| 異動の有無 | 無 | 異動額 | | 異動先の事業名 | |
|---|---|---|---|---|---|

**執行状況**

| 年度 | 予算現額<br>予備費使用相当額 | 支出済額<br>うち予備費使用相当額に係る金額 | 翌年度繰越額<br>うち予備費使用相当額に係る金額 | 不用額<br>うち予備費使用相当額に係る金額 |
|---|---|---|---|---|
| 2 | 99,675 | 43,884 | 54,244 | 1,545 |
| | － | － | － | － |
| 3 | 309,088 | 154,342 | 147,944 | 6,801 |
| | 24,131 | 24,121 | － | 10 |

（注）本事業に係る予備費使用事項は3事項あるが、予備費使用事項別の執行状況を示すために、本欄における予備費使用相当額は下欄の予備費使用事項に係るもののみを対象としている。

**予備費使用事項**

| 年度 | 3 | 所管 | 厚生労働省 | 事項 | 検疫業務の実施に必要な経費 |
|---|---|---|---|---|---|

使用理由：新型コロナウイルス感染症について、現下の状況に鑑み、検疫所の検査体制及び検疫機能の維持を図るため、検疫業務の実施に要する経費の予算の不足を補う必要がある。

| 組織 | 項 | 目 | 予備費使用額 | 備考（積算内訳） |
|---|---|---|---|---|
| 検疫所 | 検疫業務等実施費 | 検疫旅費 | 86 | 内国旅費<br>検疫業務旅費　86,066千円 |
| | | 検疫庁費 | 24,045 | 1.消耗品費　104,999千円<br>2.印刷製本費　6,077千円<br>3.借料及び損料14,880,672千円<br>4.賃金　135,579千円<br>5.雑役務費　8,917,875千円 |

| 使用決定日 | R3.8.27 | 国会 | 閉会中 | 昭和29年閣議決定第3項該当号 | |
|---|---|---|---|---|---|

**予備費の使用状況**

予備費の使用を必要とした事象等

事象：検疫の適切な実施のために設けている入国者総数の上限について、今後の感染状況を踏まえつつ緩和していくことが考えられ、それに伴い海外からの入国者の増加が見込まれること

| 発生時期 | R3.8 | 予算確保に係る検討状況 | 検討していたが、流用等できず、全額を使用要求 |
|---|---|---|---|

支出負担行為の実施時期

| 予備費使用決定時の想定 | 予備費使用決定後順次 | 実際 | R3.9.2 |
|---|---|---|---|

予備費使用要求時の積算根拠資料等

| 積算対象期間の記載等の有無 | 有 | 有の場合、積算対象期間の内容 | 検疫庁費の各経費に係る積算を月数×単価で行っており、月数として3年10月から12月までを想定した3か月を用いている。 |
|---|---|---|---|

（単位：百万円）

| 事業番号 | 15 | 所管 | 厚生労働省 | 事業名 | 検疫体制の確保（3/3） |
|---|---|---|---|---|---|

**事業予算の執行管理等の状況**

| 財源 | 複数財源の場合 | | |
|---|---|---|---|
| 複数 | 執行管理の方法 | 執行管理を一体的に行っている場合 | |
| | 一体管理 | 整理方法 | 左記の整理方法を採用する理由 |
| | | 先入れ先出し執行 | 予備費は従来事業に係る既定予算の不足を補うために追加で措置される性格のものであり、配賦順に執行することが合理的と考えるため |

| 予備費使用相当額に係る予算異動のうち流用又は目内融通の状況 | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 異動の有無 | 無 | 異動額 | | 異動先の事業名 | |

**執行状況**

| 年度 | 予算現額 | 支出済額 | 翌年度繰越額 | 不用額 |
|---|---|---|---|---|
| | 予備費使用相当額 | うち予備費使用相当額に係る金額 | うち予備費使用相当額に係る金額 | うち予備費使用相当額に係る金額 |
| 2 | 99,675 | 43,884 | 54,244 | 1,545 |
| | － | － | － | － |
| 3 | 309,088 | 154,342 | 147,944 | 6,801 |
| | 147,944 | － | 147,944 | － |

（注）本事業に係る予備費使用事項は3事項あるが、予備費使用事項別の執行状況を示すために、本欄における予備費使用相当額は下欄の予備費使用事項に係るもののみを対象としている。

**予備費使用事項**

| 年度 | 3 | 所管 | 厚生労働省 | 事項 | 検疫業務の実施に必要な経費 |
|---|---|---|---|---|---|

| 使用理由 | 新型コロナウイルス感染症について、現下の状況に鑑み、検疫所の検査体制及び検疫機能の維持を図るため、検疫業務の実施に要する経費の予算の不足を補う必要がある。 |
|---|---|

| 組織 | 項 | 目 | 予備費使用額 | 備考（積算内訳） |
|---|---|---|---|---|
| 検疫所 | 検疫業務等実施費 | 検疫庁費 | 147,944 | 1.備品費 7,528千円<br>2.消耗品費 1,423,489千円<br>3.印刷製本費 15,037千円<br>4.借料及び損料50,251,944千円<br>5.賃金 226,667千円<br>6.雑役務費 96,020,268千円 |

| 使用決定日 | R4.3.25 | 国会 | 開会中 | 昭和29年閣議決定第3項該当号 | 第3号 |
|---|---|---|---|---|---|

**予備費の使用状況**

| 予備費の使用を必要とした事象等 | | | |
|---|---|---|---|
| 事象 | 検疫の適切な実施のために設けている入国者総数の上限について、今後の感染状況を踏まえつつ緩和していくことが考えられ、それに伴い海外からの入国者の増加が見込まれること | | |
| 発生時期 | R4.3 | 予算確保に係る検討状況 | 検討していたが、流用等できず、全額を使用要求 |

| 支出負担行為の実施時期 | | | |
|---|---|---|---|
| 予備費使用決定時の想定 | R3年度内 | 実際 | －（R3年度内未執行） |

| 予備費使用要求時の積算根拠資料等 | | | |
|---|---|---|---|
| 積算対象期間の記載等の有無 | 無 | 有の場合、積算対象期間の内容 | |

（単位：百万円）

| 事業番号 | 16 | 所管 | 厚生労働省 | 事業名 | 補助金執行業務（新型コロナウイルス感染症医療提供体制確保支援補助金）(1/2) |
|---|---|---|---|---|---|

**事業予算の執行管理等の状況**

| 財源 | 複数財源の場合 | | |
|---|---|---|---|
| 複数 | 執行管理の方法 | 執行管理を一体的に行っている場合 | |
| | 経費限定（複数財源を一体管理） | 整理方法 | 左記の整理方法を採用する理由 |
| | | 先入れ先出し執行 | 先に措置された予算から順次執行していったため |

予備費使用相当額に係る予算異動のうち流用又は目内融通の状況

| 異動の有無 | 無 | 異動額 | | 異動先の事業名 | |
|---|---|---|---|---|---|

**執行状況**

| 年度 | 予算現額 | 予備費使用相当額 | 支出済額 | うち予備費使用相当額に係る金額 | 翌年度繰越額 | うち予備費使用相当額に係る金額 | 不用額 | うち予備費使用相当額に係る金額 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 2 | 1,990 | 1,490 | 52 | 52 | 1,938 | 1,438 | 0 | 0 |
| 3 | 1,978 | 1,438 | 1,978 | 1,438 | － | － | － | － |

（注）本事業に係る予備費使用事項は2事項あるが、予備費使用事項別の執行状況を示すために、本欄における予備費使用相当額は下欄の予備費使用事項に係るもののみを対象としている。

**予備費使用事項**

| 年度 | 2 | 所管 | 厚生労働省 | 事項 | 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援等に必要な経費 |
|---|---|---|---|---|---|

| 使用理由 | 新型コロナウイルス感染症について、現下の状況に鑑み、地方公共団体等が行う新型コロナウイルス感染症緊急包括支援に充てるための交付金を都道府県に交付する経費及び医療機関が行う発熱患者等を対象とした診療体制の整備等に要する経費を支出する必要がある。 |
|---|---|

| 組織 | 項 | 目 | 予備費使用額 | 備考（積算内訳） |
|---|---|---|---|---|
| 厚生労働本省 | 感染症対策費 | 健康対策関係業務庁費 | 1,490 | 賃金　12,768千円<br>雑役務費　1,477,970千円 |

| 使用決定日 | R2.9.15 | 国会 | 閉会中 | 昭和29年閣議決定第3項該当号 | |
|---|---|---|---|---|---|

**予備費の使用状況**

予備費の使用を必要とした事象等

| 事象 | 地域の医療機関において感染拡大を防ぐための必要な経費を確保する必要が生じたほか、インフルエンザ流行期において発熱患者等の増加が見込まれたため地域の医療機関において発熱患者等が適切に診療・検査を受けられる体制整備を進める必要が生じたことから、それらを国の直接補助事業として予算措置することになったが、その執行経費が必要となった。 |
|---|---|

| 発生時期 | R2.9 | 予算確保に係る検討状況 | 検討していたが、流用等できず、全額を使用要求 |
|---|---|---|---|

支出負担行為の実施時期

| 予備費使用決定時の想定 | R2.9 | 実際 | R2.9.30 |
|---|---|---|---|

予備費使用要求時の積算根拠資料等

| 積算対象期間の記載等の有無 | 無 | 有の場合、積算対象期間の内容 | |
|---|---|---|---|

（単位：百万円）

| 事業番号 | 16 | 所管 | 厚生労働省 | 事業名 | 補助金執行業務（新型コロナウイルス感染症医療提供体制確保支援補助金）(2/2) |
|---|---|---|---|---|---|

**事業予算の執行管理等の状況**

| 財源 | 複数財源の場合 | | |
|---|---|---|---|
| 複数 | 執行管理の方法 | 執行管理を一体的に行っている場合 | |
| | 経費限定（予備費のみ） | 整理方法 | 左記の整理方法を採用する理由 |
| | | | |

予備費使用相当額に係る予算異動のうち流用又は目内融通の状況

| 異動の有無 | 無 | 異動額 | | 異動先の事業名 | |
|---|---|---|---|---|---|

**執行状況**

| 年度 | 予算現額 | 予備費使用相当額 | 支出済額 | うち予備費使用相当額に係る金額 | 翌年度繰越額 | うち予備費使用相当額に係る金額 | 不用額 | うち予備費使用相当額に係る金額 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 2 | 1,990 | 500 | 52 | － | 1,938 | 500 | 0 | － |
| 3 | 1,978 | 500 | 1,978 | 500 | － | － | － | － |

（注）本事業に係る予備費使用事項は2事項あるが、予備費使用事項別の執行状況を示すために、本欄における予備費使用相当額は下欄の予備費使用事項に係るもののみを対象としている。

**予備費使用事項**

| 年度 | 2 | 所管 | 厚生労働省 | 事項 | 新型コロナウイルス感染症患者の更なる病床確保を行う医療機関に対する緊急支援に必要な経費 |
|---|---|---|---|---|---|

| 使用理由 | 新型コロナウイルス感染症について、現下の状況に鑑み、新型コロナウイルス感染症患者の更なる病床確保に係る取組を緊急に支援するための医療機関が行う医療従事者の確保等に要する経費を支出する必要がある。 |
|---|---|

| 組織 | 項 | 目 | 予備費使用額 | 備考（積算内訳） |
|---|---|---|---|---|
| 厚生労働本省 | 感染症対策費 | 健康対策関係業務庁費 | 500 | 雑役務費　500,000千円 |

| 使用決定日 | R2.12.25 | 国会 | 閉会中 | 昭和29年閣議決定第3項該当号 | |
|---|---|---|---|---|---|

**予備費の使用状況**

予備費の使用を必要とした事象等

| 事象 | 令和2年12月に新型コロナウイルス感染症患者が急増したため、医療機関における更なる病床確保に係る取組を緊急に支援するために措置した「新型コロナウイルス感染症患者等入院受入医療機関緊急支援事業補助金」の執行経費が必要となった。 |
|---|---|

| 発生時期 | R2.12 | 予算確保に係る検討状況 | 検討していたが、流用等できず、全額を使用要求 |
|---|---|---|---|

支出負担行為の実施時期

| 予備費使用決定時の想定 | R3.1 | 実際 | R3.1.18 |
|---|---|---|---|

予備費使用要求時の積算根拠資料等

| 積算対象期間の記載等の有無 | 無 | 有の場合、積算対象期間の内容 | |
|---|---|---|---|

（単位：百万円）

| 事業番号 | 17 | 所管 | 厚生労働省 | 事業名 | インフルエンザ流行期における発熱外来診療体制確保支援補助金（インフルエンザ流行期に備えた発熱患者の電話相談体制整備事業） |
|---|---|---|---|---|---|

**事業予算の執行管理等の状況**

| 財源 | 複数財源の場合 | | |
|---|---|---|---|
| 予備費のみ | 執行管理の方法 | 執行管理を一体的に行っている場合 | |
| | | 整理方法 | 左記の整理方法を採用する理由 |
| | | | |

予備費使用相当額に係る予算異動のうち流用又は目内融通の状況

| 異動の有無 | 無 | 異動額 | | 異動先の事業名 | |
|---|---|---|---|---|---|

**執行状況**

| 年度 | 予算現額 | 予備費使用相当額 | 支出済額 | うち予備費使用相当額に係る金額 | 翌年度繰越額 | うち予備費使用相当額に係る金額 | 不用額 | うち予備費使用相当額に係る金額 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 2 | 3,528 | 3,528 | 110 | 110 | 3,417 | 3,417 | － | － |
| 3 | 3,417 | 3,417 | 1 | 1 | － | － | 3,416 | 3,416 |

**予備費使用事項**

| 年度 | 2 | 所管 | 厚生労働省 | 事項 | 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援等に必要な経費 |
|---|---|---|---|---|---|

| 使用理由 | 新型コロナウイルス感染症について、現下の状況に鑑み、地方公共団体等が行う新型コロナウイルス感染症緊急包括支援に充てるための交付金を都道府県に交付する経費及び医療機関が行う発熱患者等を対象とした診療体制の整備等に要する経費を支出する必要がある。 |
|---|---|

| 組織 | 項 | 目 | 予備費使用額 | 備考（積算内訳） |
|---|---|---|---|---|
| 厚生労働本省 | 感染症対策費 | 新型コロナウイルス感染症医療提供体制確保支援補助金 | 3,528 | 交付先：民間団体等<br>補助率：10/10、1/2 |

| 使用決定日 | R2.9.15 | 国会 | 閉会中 | 昭和29年閣議決定第3項該当号 | |
|---|---|---|---|---|---|

**予備費の使用状況**

予備費の使用を必要とした事象等

| 事象 | 令和2年冬のインフルエンザ流行期に備えて、インフルエンザ流行の規模が予測できない中で、多数の発熱患者等が適切に相談を受けられる電話相談体制を整備する必要が生じた。 | | |
|---|---|---|---|
| 発生時期 | R2.8 | 予算確保に係る検討状況 | 検討していたが、流用等できず、全額を使用要求 |

支出負担行為の実施時期

| 予備費使用決定時の想定 | R2.9 | 実際 | R3.2.15 |
|---|---|---|---|

予備費使用要求時の積算根拠資料等

| 積算対象期間の記載等の有無 | 無 | 有の場合、積算対象期間の内容 | |
|---|---|---|---|

（単位：百万円）

<table>
<tr><td>事業番号</td><td>18</td><td>所管</td><td>厚生労働省</td><td>事業名</td><td colspan="3">令和２年度インフルエンザ流行期における発熱外来診療体制確保支援補助金（インフルエンザ流行期に備えた発熱患者の外来診療・検査体制確保事業）</td></tr>
<tr><td rowspan="5">事業予算の執行管理等の状況</td><td>財源</td><td colspan="6">複数財源の場合</td></tr>
<tr><td rowspan="3">複数</td><td>執行管理の方法</td><td colspan="5">執行管理を一体的に行っている場合</td></tr>
<tr><td rowspan="2">一体管理</td><td>整理方法</td><td colspan="4">左記の整理方法を採用する理由</td></tr>
<tr><td>先入れ先出し執行</td><td colspan="4">先に措置された予算から順次執行していったため</td></tr>
<tr><td colspan="7">予備費使用相当額に係る予算異動のうち流用又は目内融通の状況</td></tr>
<tr><td>異動の有無</td><td>無</td><td>異動額</td><td></td><td>異動先の事業名</td><td colspan="2"></td></tr>
</table>

| 執行状況 | 年度 | 予算現額 | 予備費使用相当額 | 支出済額 | うち予備費使用相当額に係る金額 | 翌年度繰越額 | うち予備費使用相当額に係る金額 | 不用額 | うち予備費使用相当額に係る金額 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 2 | 276,512 | 206,813 | 99,523 | 99,523 | 168,661 | 98,962 | 8,328 | 8,328 |
| | 3 | 168,661 | 98,962 | 79,833 | 70,360 | － | － | 88,827 | 28,601 |

<table>
<tr><td rowspan="4">予備費使用事項</td><td>年度</td><td>2</td><td>所管</td><td>厚生労働省</td><td>事項</td><td colspan="2">新型コロナウイルス感染症緊急包括支援等に必要な経費</td></tr>
<tr><td>使用理由</td><td colspan="6">新型コロナウイルス感染症について、現下の状況に鑑み、地方公共団体等が行う新型コロナウイルス感染症緊急包括支援に充てるための交付金を都道府県に交付する経費及び医療機関が行う発熱患者等を対象とした診療体制の整備等に要する経費を支出する必要がある。</td></tr>
<tr><td>組織</td><td>項</td><td colspan="2">目</td><td>予備費使用額</td><td>備考（積算内訳）</td></tr>
<tr><td>厚生労働本省</td><td>感染症対策費</td><td colspan="2">新型コロナウイルス感染症医療提供体制確保支援補助金</td><td>206,813</td><td>交付先：民間団体等<br>補助率：10/10、1/2</td></tr>
<tr><td>使用決定日</td><td>R2.9.15</td><td>国会</td><td>閉会中</td><td>昭和29年閣議決定第3項該当号</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="6">予備費の使用状況</td><td colspan="6">予備費の使用を必要とした事象等</td></tr>
<tr><td>事象</td><td colspan="5">新型コロナウイルス感染症の感染が拡大するなか冬季のインフルエンザ流行期を迎える前にインフルエンザ流行期に備えた発熱外来の診療体制を整える必要が生じた。</td></tr>
<tr><td>発生時期</td><td colspan="2">R2.8</td><td>予算確保に係る検討状況</td><td colspan="2">検討していたが、流用等できず、全額を使用要求</td></tr>
<tr><td colspan="6">支出負担行為の実施時期</td></tr>
<tr><td>予備費使用決定時の想定</td><td colspan="2">R2.10</td><td>実際</td><td colspan="2">R2.10.15</td></tr>
<tr><td colspan="6">予備費使用要求時の積算根拠資料等</td></tr>
<tr><td>積算対象期間の記載等の有無</td><td>無</td><td colspan="2">有の場合、積算対象期間の内容</td><td colspan="2"></td></tr>
</table>

（単位：百万円）

| 事業番号 | 19 | 所管 | 厚生労働省 | 事業名 | 新型コロナウイルス感染症対応医療機関労災給付上乗せ補償保険加入支援事業 |
|---|---|---|---|---|---|

**事業予算の執行管理等の状況**

| 財源 | 複数財源の場合 | | |
|---|---|---|---|
| 複数 | 執行管理の方法 | 執行管理を一体的に行っている場合 | |
| | 一体管理 | 整理方法 | 左記の整理方法を採用する理由 |
| | | 先入れ先出し執行 | 先に措置された予算から順次執行していったため |

予備費使用相当額に係る予算異動のうち流用又は目内融通の状況

| 異動の有無 | 有 | 異動額 | 0 | 異動元の事業名 | インフルエンザ流行期における新型コロナウイルス感染症疑い患者を受け入れる救急・周産期・小児医療機関体制確保事業 |
|---|---|---|---|---|---|

**執行状況**

| 年度 | 予算現額 | 支出済額 | 翌年度繰越額 | 不用額 |
|---|---|---|---|---|
| | 予備費使用相当額 | うち予備費使用相当額に係る金額 | うち予備費使用相当額に係る金額 | うち予備費使用相当額に係る金額 |
| 2 | 1,073 | 391 | 682 | － |
| | 991 | 391 | 600 | － |
| 3 | 1,861 | 460 | 1,178 | 222 |
| | 600 | 460 | － | 140 |

**予備費使用事項**

| 年度 | 2 | 所管 | 厚生労働省 | 事項 | 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援等に必要な経費 |
|---|---|---|---|---|---|

| 使用理由 | 新型コロナウイルス感染症について、現下の状況に鑑み、地方公共団体等が行う新型コロナウイルス感染症緊急包括支援に充てるための交付金を都道府県に交付する経費及び医療機関が行う発熱患者等を対象とした診療体制の整備等に要する経費を支出する必要がある。 |
|---|---|

| 組織 | 項 | 目 | 予備費使用額 | 備考（積算内訳） |
|---|---|---|---|---|
| 厚生労働本省 | 感染症対策費 | 新型コロナウイルス感染症医療提供体制確保支援補助金 | 991 | 交付先：民間団体等<br>補助率：10/10、1/2 |

| 使用決定日 | R2.9.15 | 国会 | 閉会中 | 昭和29年閣議決定第3項該当号 | |
|---|---|---|---|---|---|

**予備費の使用状況**

予備費の使用を必要とした事象等

| 事象 | 新型コロナウイルス感染症患者を受け入れる医療機関の安定的な経営を図るとともに、インフルエンザ流行期に備えた医療提供体制を確保するため、予備費を活用し、緊急的に更なる支援を行ったもの。コロナ対応については、コロナ患者用の病床や宿泊療養施設等の確保について、令和2年9月分までの所要額を都道府県に交付決定していたが、感染状況を踏まえ、10月以降も継続して確保する必要が生じたほか、地域の医療機関において感染拡大を防ぐための必要な経費を確保する必要が生じた。また、インフルエンザ流行期において発熱患者等の増加が見込まれたため、地域の医療機関において発熱患者等が適切に診療・検査を受けられる体制整備を進める必要が生じた。 |
|---|---|

| 発生時期 | R2.9 | 予算確保に係る検討状況 | 検討していたが、流用等できず、全額を使用要求 |
|---|---|---|---|

支出負担行為の実施時期

| 予備費使用決定時の想定 | 予備費使用決定後速やかに | 実際 | R3.1.20 |
|---|---|---|---|

予備費使用要求時の積算根拠資料等

| 積算対象期間の記載等の有無 | 無 | 有の場合、積算対象期間の内容 | |
|---|---|---|---|

（単位：百万円）

| 事業番号 | 20 | 所管 | 厚生労働省 | 事業名 | インフルエンザ流行期における新型コロナウイルス感染症疑い患者を受け入れる救急・周産期・小児医療機関体制確保事業 |
|---|---|---|---|---|---|

**事業予算の執行管理等の状況**

| 財源 | 複数財源の場合 | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 予備費のみ | 執行管理の方法 | 執行管理を一体的に行っている場合 | | | |
| | | 整理方法 | 左記の整理方法を採用する理由 | | |
| | | | | | |

予備費使用相当額に係る予算異動のうち流用又は目内融通の状況

| 異動の有無 | 有 | 異動額 | △0 | 異動先の事業名 | 新型コロナウイルス感染症対応医療機関労災給付上乗せ補償保険加入支援事業 |
|---|---|---|---|---|---|
| | | 異動額 | △15,356 | 異動先の事業名 | 令和３年度新型コロナウイルス感染症感染拡大防止継続支援補助金 |

**執行状況**

| 年度 | 予算現額 | 予備費使用相当額 | 支出済額 | うち予備費使用相当額に係る金額 | 翌年度繰越額 | うち予備費使用相当額に係る金額 | 不用額 | うち予備費使用相当額に係る金額 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 2 | 68,175 | 68,175 | 23,364 | 23,364 | 44,781 | 44,781 | 29 | 29 |
| 3 | 29,425 | 29,425 | 14,171 | 14,171 | － | － | 15,254 | 15,254 |

**予備費使用事項**

| 年度 | 2 | 所管 | 厚生労働省 | 事項 | 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援等に必要な経費 |
|---|---|---|---|---|---|

| 使用理由 | 新型コロナウイルス感染症について、現下の状況に鑑み、地方公共団体等が行う新型コロナウイルス感染症緊急包括支援に充てるための交付金を都道府県に交付する経費及び医療機関が行う発熱患者等を対象とした診療体制の整備等に要する経費を支出する必要がある。 |
|---|---|

| 組織 | 項 | 目 | 予備費使用額 | 備考（積算内訳） |
|---|---|---|---|---|
| 厚生労働本省 | 感染症対策費 | 新型コロナウイルス感染症医療提供体制確保支援補助金 | 68,176 | 交付先：民間団体等<br>補助率：10/10、1/2 |

| 使用決定日 | R2.9.15 | 国会 | 閉会中 | 昭和29年閣議決定第3項該当号 | |
|---|---|---|---|---|---|

**予備費の使用状況**

予備費の使用を必要とした事象等

| 事象 | 新型コロナウイルス感染症患者を受け入れる医療機関の安定的な経営を図るとともに、インフルエンザ流行期に備えた医療提供体制を確保するため、予備費を活用し、緊急的に更なる支援を行ったもの。コロナ対応については、コロナ患者用の病床や宿泊療養施設等の確保について、令和2年9月分までの所要額を都道府県に交付決定していたが、感染状況を踏まえ、10月以降も継続して確保する必要が生じたほか、地域の医療機関において感染拡大を防ぐための必要な経費を確保する必要が生じた。また、インフルエンザ流行期において発熱患者等の増加が見込まれたため、地域の医療機関において発熱患者等が適切に診療・検査を受けられる体制整備を進める必要が生じた。 |
|---|---|

| 発生時期 | R2.9 | 予算確保に係る検討状況 | 検討していたが、流用等できず、全額を使用要求 |
|---|---|---|---|

支出負担行為の実施時期

| 予備費使用決定時の想定 | R2.10.8 | 実際 | R2.10.8 |
|---|---|---|---|

予備費使用要求時の積算根拠資料等

| 積算対象期間の記載等の有無 | 無 | 有の場合、積算対象期間の内容 | |
|---|---|---|---|

（単位：百万円）

| 事業番号 | 21 | 所管 | 厚生労働省 | 事業名 | 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（医療分）(1/2) |
|---|---|---|---|---|---|

**事業予算の執行管理等の状況**

| 財源 | 複数財源の場合 | | | |
|---|---|---|---|---|
| 複数 | 執行管理の方法 | 執行管理を一体的に行っている場合 | | |
| | 一体管理 | 整理方法 | 左記の整理方法を採用する理由 | |
| | | 先入れ先出し執行 | 予算が措置された都度交付決定を行っていたため | |

| 予備費使用相当額に係る予算異動のうち流用又は目内融通の状況 | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 異動の有無 | 無 | 異動額 | | 異動先の事業名 | |

**執行状況**

| 年度 | 予算現額 | 予備費使用相当額 | 支出済額 | うち予備費使用相当額に係る金額 | 翌年度繰越額 | うち予備費使用相当額に係る金額 | 不用額 | うち予備費使用相当額に係る金額 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 2 | 3,973,044 | 916,882 | 2,467,738 | 730,893 | 1,500,562 | 182,100 | 4,743 | 3,888 |
| 3 | 3,613,820 | 182,100 | 2,899,803 | 181,486 | 700,221 | - | 13,794 | 614 |

（注）本事業に係る予備費使用事項は2事項あるが、予備費使用事項別の執行状況を示すために、本欄における予備費使用相当額は下欄の予備費使用事項に係るもののみを対象としている。

**予備費使用事項**

| 年度 | 2 | 所管 | 厚生労働省 | 事項 | 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援等に必要な経費 |
|---|---|---|---|---|---|

| 使用理由 | 新型コロナウイルス感染症について、現下の状況に鑑み、地方公共団体等が行う新型コロナウイルス感染症緊急包括支援に充てるための交付金を都道府県に交付する経費及び医療機関が行う発熱患者等を対象とした診療体制の整備等に要する経費を支出する必要がある。 |
|---|---|

| 組織 | 項 | 目 | 予備費使用額 | 備考（積算内訳） |
|---|---|---|---|---|
| 厚生労働本省 | 感染症対策費 | 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金 | 916,882 | 交付先：都道府県<br>補助率：10/10 |

| 使用決定日 | R2.9.15 | 国会 | 閉会中 | 昭和29年閣議決定第3項該当号 | |
|---|---|---|---|---|---|

**予備費の使用状況**

| 予備費の使用を必要とした事象等 | |
|---|---|
| 事象 | 新型コロナウイルス感染症への対応として緊急に必要となる感染拡大防止や医療提供体制の整備等について、地域の実情に応じて、柔軟かつ機動的に実施する必要が生じた。 |

| 発生時期 | R2.8 | 予算確保に係る検討状況 | 検討していたが、流用等できず、全額を使用要求 |
|---|---|---|---|

| 支出負担行為の実施時期 | | | |
|---|---|---|---|
| 予備費使用決定時の想定 | R2.9 | 実際 | R2.9.23 |

| 予備費使用要求時の積算根拠資料等 | | | |
|---|---|---|---|
| 積算対象期間の記載等の有無 | 無 | 有の場合、積算対象期間の内容 | |

（単位：百万円）

| 事業番号 | 21 | 所管 | 厚生労働省 | 事業名 | 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（医療分）(2/2) |
|---|---|---|---|---|---|

**事業予算の執行管理等の状況**

| 財源 | 複数財源の場合 | | | |
|---|---|---|---|---|
| 複数 | 執行管理の方法 | 執行管理を一体的に行っている場合 | | |
| | 一体管理 | 整理方法 | 左記の整理方法を採用する理由 | |
| | | 先入れ先出し執行 | 予算が措置された都度交付決定を行っていたため | |

| 予備費使用相当額に係る予算異動のうち流用又は目内融通の状況 | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 異動の有無 | 無 | 異動額 | | 異動先の事業名 | |

**執行状況**

| 年度 | 予算現額<br>予備費使用相当額 | 支出済額<br>うち予備費使用相当額に係る金額 | 翌年度繰越額<br>うち予備費使用相当額に係る金額 | 不用額<br>うち予備費使用相当額に係る金額 |
|---|---|---|---|---|
| 2 | 3,973,044<br>－ | 2,467,738<br>－ | 1,500,562<br>－ | 4,743<br>－ |
| 3 | 3,613,820<br>81,834 | 2,899,803<br>81,834 | 700,221<br>－ | 13,794<br>－ |

（注）本事業に係る予備費使用事項は2事項あるが、予備費使用事項別の執行状況を示すために、本欄における予備費使用相当額は下欄の予備費使用事項に係るもののみを対象としている。

**予備費使用事項**

| 年度 | 3 | 所管 | 厚生労働省 | 事項 | 新型コロナウイルス感染症に係るワクチンの確保等に必要な経費 |
|---|---|---|---|---|---|

| 使用理由 | 新型コロナウイルス感染症について、現下の状況に鑑み、ワクチンの国民への円滑な接種を実施するため、一般社団法人新薬・未承認薬等研究開発支援センターが行うワクチンの確保に要する経費に充てるための基金の造成に要する交付金を交付する経費並びに地方公共団体が行う接種体制の確保に要する経費を補助する経費及び地方公共団体が行う新型コロナウイルス感染症緊急包括支援に要する経費に充てるための交付金を都道府県に交付する経費を支出する必要がある。 |
|---|---|

| 組織 | 項 | 目 | 予備費使用額 | 備考（積算内訳） |
|---|---|---|---|---|
| 厚生労働本省 | 感染症対策費 | 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金 | 81,834 | 交付先：都道府県<br>補助率：10/10 |

| 使用決定日 | R3.8.27 | 国会 | 閉会中 | 昭和29年閣議決定第3項該当号 | |
|---|---|---|---|---|---|

**予備費の使用状況**

予備費の使用を必要とした事象等

| 事象 | 自治体に対し、令和3年11月中に接種を完了させるようあらゆる財政支援を行い、接種促進を積極的に行うよう促している状況の中、また、ワクチン供給の遅れによるキャンセル料等の発生等により想定外の負担を強いている状況の中、予算が枯渇しており、自治体に安心して事業を遂行してもらうためには接種完了までに必要な予算を確保し、交付する必要があった。所要見込みの大勢を占める個別接種促進のための支援策は7月末までの事業実施が経費算定の区切りであることから、当面の対応として、7月末までの経費について、確保する必要があった。 |
|---|---|

| 発生時期 | R3.8 | 予算確保に係る検討状況 | 検討していたが、流用等できず、全額を使用要求 |
|---|---|---|---|

支出負担行為の実施時期

| 予備費使用決定時の想定 | R3.9 | 実際 | R3.11.22 |
|---|---|---|---|

予備費使用要求時の積算根拠資料等

| 積算対象期間の記載等の有無 | 無 | 有の場合、積算対象期間の内容 | |
|---|---|---|---|

（単位：百万円）

| 事業番号 | 22 | 所管 | 厚生労働省 | 事業名 | 接種体制整備に係るコールセンター設置等 |
|---|---|---|---|---|---|

**事業予算の執行管理等の状況**

| 財源 | 複数財源の場合 | | |
|---|---|---|---|
| 複数 | 執行管理の方法 | 執行管理を一体的に行っている場合 | |
| | 一体管理 | 整理方法 | 左記の整理方法を採用する理由 |
| | | 先入れ先出し執行 | 従来、基本的に予算措置の順に整理しているため |

| 予備費使用相当額に係る予算異動のうち流用又は目内融通の状況 | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 異動の有無 | 無 | 異動額 | | 異動先の事業名 | |

**執行状況**

| 年度 | 予算現額<br>予備費使用相当額 | 支出済額<br>うち予備費使用相当額に係る金額 | 翌年度繰越額<br>うち予備費使用相当額に係る金額 | 不用額<br>うち予備費使用相当額に係る金額 |
|---|---|---|---|---|
| 2 | 12,104 | 4,410 | 7,450 | 243 |
| | 104 | 104 | － | － |
| 3 | 9,858 | 2,166 | 2,303 | 5,387 |
| | － | － | － | － |

**予備費使用事項**

| 年度 | 2 | 所管 | 厚生労働省 | 事項 | 新型コロナウイルス感染症に係るワクチンの確保等に必要な経費 |
|---|---|---|---|---|---|

| 使用理由 | 新型コロナウイルス感染症について、現下の状況に鑑み、生命・健康を損なうリスクの軽減等に対応するための一般社団法人新薬・未承認薬等研究開発支援センターが行うワクチンの確保に要する経費並びにワクチンの国民への円滑な接種を実施するための注射器の購入等に要する経費及び地方公共団体等が行う接種体制の確保に要する経費を補助する経費を支出する必要がある。 |
|---|---|

| 組織 | 項 | 目 | 予備費使用額 | 備考（積算内訳） |
|---|---|---|---|---|
| 厚生労働本省 | 感染症対策費 | 健康対策関係業務庁費 | 104 | 雑役務費　104,000千円 |

| 使用決定日 | R2.9.15 | 国会 | 閉会中 | 昭和29年閣議決定第3項該当号 | |
|---|---|---|---|---|---|

**予備費の使用状況**

| 予備費の使用を必要とした事象等 | | | |
|---|---|---|---|
| 事象 | | | |
| 発生時期 | | 予算確保に係る検討状況 | |

| 支出負担行為の実施時期 | | | |
|---|---|---|---|
| 予備費使用決定時の想定 | | 実際 | |

| 予備費使用要求時の積算根拠資料等 | | | |
|---|---|---|---|
| 積算対象期間の記載等の有無 | | 有の場合、積算対象期間の内容 | |

（単位：百万円）

| 事業番号 | 23 | 所管 | 厚生労働省 | 事業名 | 新型コロナウイルスワクチン接種のための針・シリンジ等の購入 |
|---|---|---|---|---|---|

**事業予算の執行管理等の状況**

| 財源 | 複数財源の場合 | | |
|---|---|---|---|
| 複数 | 執行管理の方法 | 執行管理を一体的に行っている場合 | |
| | 一体管理 | 整理方法 | 左記の整理方法を採用する理由 |
| | | 予備費優先執行 | 先に措置された補正予算を執行している中で、特例的に措置された予備費を使用決定後に優先して執行することとしたため |

| 予備費使用相当額に係る予算異動のうち流用又は目内融通の状況 | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 異動の有無 | 無 | 異動額 | | 異動先の事業名 | |

**執行状況**

| 年度 | 予算現額 | | 支出済額 | | 翌年度繰越額 | | 不用額 | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 予備費使用相当額 | | うち予備費使用相当額に係る金額 | | うち予備費使用相当額に係る金額 | | うち予備費使用相当額に係る金額 |
| 2 | 9,587 | | 6,590 | | 2,996 | | 0 | |
| | | 4,600 | | 4,600 | | － | | － |
| 3 | 2,996 | | 2,389 | | － | | 606 | |
| | | － | | － | | － | | － |

**予備費使用事項**

| 年度 | 2 | 所管 | 厚生労働省 | 事項 | 新型コロナウイルス感染症に係るワクチンの確保等に必要な経費 |
|---|---|---|---|---|---|

| 使用理由 | 新型コロナウイルス感染症について、現下の状況に鑑み、生命・健康を損なうリスクの軽減等に対応するための一般社団法人新薬・未承認薬等研究開発支援センターが行うワクチンの確保に要する経費並びにワクチンの国民への円滑な接種を実施するための注射器の購入等に要する経費及び地方公共団体等が行う接種体制の確保に要する経費を補助する経費を支出する必要がある。 |
|---|---|

| 組織 | 項 | 目 | 予備費使用額 | 備考（積算内訳） |
|---|---|---|---|---|
| 厚生労働本省 | 感染症対策費 | ワクチン等購入費 | 4,600 | ワクチン等購入費<br>4,600,396千円 |

| 使用決定日 | R2.9.15 | 国会 | 閉会中 | 昭和29年閣議決定第3項該当号 | |
|---|---|---|---|---|---|

**予備費の使用状況**

| 予備費の使用を必要とした事象等 | | | |
|---|---|---|---|
| 事象 | | | |
| 発生時期 | | 予算確保に係る検討状況 | |

| 支出負担行為の実施時期 | | | |
|---|---|---|---|
| 予備費使用決定時の想定 | | 実際 | |

| 予備費使用要求時の積算根拠資料等 | | | |
|---|---|---|---|
| 積算対象期間の記載等の有無 | | 有の場合、積算対象期間の内容 | |

（単位：百万円）

| 事業番号 | 24 | 所管 | 厚生労働省 | 事業名 | 新型コロナウイルスワクチン接種のための針・シリンジ等の保管・管理 |
|---|---|---|---|---|---|

**事業予算の執行管理等の状況**

| 財源 | 複数財源の場合 | | |
|---|---|---|---|
| 複数 | 執行管理の方法 | 執行管理を一体的に行っている場合 | |
| | 一体管理 | 整理方法 | 左記の整理方法を採用する理由 |
| | | 先入れ先出し執行 | 従来、基本的に予算措置の順に整理しているため |

| 予備費使用相当額に係る予算異動のうち流用又は目内融通の状況 | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 異動の有無 | 無 | 異動額 | | 異動先の事業名 | |

**執行状況**

| 年度 | 予算現額 | 予備費使用相当額 | 支出済額 | うち予備費使用相当額に係る金額 | 翌年度繰越額 | うち予備費使用相当額に係る金額 | 不用額 | うち予備費使用相当額に係る金額 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 2 | 2,637 | 355 | 171 | 138 | 2,437 | 188 | 28 | 28 |
| 3 | 4,502 | 188 | 1,424 | － | 2,065 | － | 1,013 | 188 |

**予備費使用事項**

| 年度 | 2 | 所管 | 厚生労働省 | 事項 | 新型コロナウイルス感染症に係るワクチンの確保等に必要な経費 |
|---|---|---|---|---|---|

| 使用理由 | 新型コロナウイルス感染症について、現下の状況に鑑み、生命・健康を損なうリスクの軽減等に対応するための一般社団法人新薬・未承認薬等研究開発支援センターが行うワクチンの確保に要する経費並びにワクチンの国民への円滑な接種を実施するための注射器の購入等に要する経費及び地方公共団体等が行う接種体制の確保に要する経費を補助する経費を支出する必要がある。 |
|---|---|

| 組織 | 項 | 目 | 予備費使用額 | 備考（積算内訳） |
|---|---|---|---|---|
| 厚生労働本省 | 感染症対策費 | 医療品等保管料 | 355 | 医薬品等保管料　355,167千円 |

| 使用決定日 | R2.9.15 | 国会 | 閉会中 | 昭和29年閣議決定第3項該当号 | |
|---|---|---|---|---|---|

**予備費の使用状況**

予備費の使用を必要とした事象等

| 事象 | 「新型コロナウイルス感染症に関する今後の取組」（令和2年8月28日新型コロナウイルス感染症対策本部決定）に基づき、ワクチンの確保を進めるとともに、ワクチンの接種体制の確保を図ることとなった。 | | |
|---|---|---|---|
| 発生時期 | R2.8.28 | 予算確保に係る検討状況 | 検討していたが、流用等できず、全額を使用要求 |

支出負担行為の実施時期

| 予備費使用決定時の想定 | R2.9 | 実際 | R2.12.3 |
|---|---|---|---|

予備費使用要求時の積算根拠資料等

| 積算対象期間の記載等の有無 | 有 | 有の場合、積算対象期間の内容 | ワクチンを令和2年11月及び12月の2か月間保管するものとした期間(61日)。 |
|---|---|---|---|

（単位：百万円）

| 事業番号 | 25 | 所管 | 厚生労働省 | 事業名 | 新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費臨時補助金(1/2) |
|---|---|---|---|---|---|

**事業予算の執行管理等の状況**

| 財源 | 複数財源の場合 | | |
|---|---|---|---|
| 複数 | 執行管理の方法 | 執行管理を一体的に行っている場合 | |
| | 一体管理 | 整理方法 | 左記の整理方法を採用する理由 |
| | | 先入れ先出し執行 | 従来、基本的に予算措置の順に整理しているため |

予備費使用相当額に係る予算異動のうち流用又は目内融通の状況

| 異動の有無 | 無 | 異動額 | | 異動先の事業名 | |
|---|---|---|---|---|---|

**執行状況**

| 年度 | 予算現額<br>予備費使用相当額 | 支出済額<br>うち予備費使用相当額に係る金額 | 翌年度繰越額<br>うち予備費使用相当額に係る金額 | 不用額<br>うち予備費使用相当額に係る金額 |
|---|---|---|---|---|
| 2 | 346,726 | 34,303 | 311,089 | 1,333 |
| | 16,997 | 16,997 | － | － |
| 3 | 1,268,167 | 818,108 | 421,199 | 28,859 |
| | － | － | － | － |

(注) 本事業に係る予備費使用事項は2事項あるが、予備費使用事項別の執行状況を示すために、本欄における予備費使用相当額は下欄の予備費使用事項に係るもののみを対象としている。

**予備費使用事項**

| 年度 | 2 | 所管 | 厚生労働省 | 事項 | 新型コロナウイルス感染症に係るワクチンの確保等に必要な経費 |
|---|---|---|---|---|---|

| 使用理由 | 新型コロナウイルス感染症について、現下の状況に鑑み、生命・健康を損なうリスクの軽減等に対応するための一般社団法人新薬・未承認薬等研究開発支援センターが行うワクチンの確保に要する経費並びにワクチンの国民への円滑な接種を実施するための注射器の購入等に要する経費及び地方公共団体等が行う接種体制の確保に要する経費を補助する経費を支出する必要がある。 |
|---|---|

| 組織 | 項 | 目 | 予備費使用額 | 備考（積算内訳） |
|---|---|---|---|---|
| 厚生労働本省 | 感染症対策費 | 新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費臨時補助金 | 16,997 | 補助先：地方公共団体等<br>補助率：10/10 |

| 使用決定日 | R2.9.15 | 国会 | 閉会中 | 昭和29年閣議決定第3項該当号 | |
|---|---|---|---|---|---|

**予備費の使用状況**

予備費の使用を必要とした事象等

| 事象 | | | |
|---|---|---|---|
| 発生時期 | | 予算確保に係る検討状況 | |

支出負担行為の実施時期

| 予備費使用決定時の想定 | | 実際 | |
|---|---|---|---|

予備費使用要求時の積算根拠資料等

| 積算対象期間の記載等の有無 | | 有の場合、積算対象期間の内容 | |
|---|---|---|---|

（単位：百万円）

| 事業番号 | 25 | 所管 | 厚生労働省 | 事業名 | 新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費臨時補助金(2/2) |
|---|---|---|---|---|---|

**事業予算の執行管理等の状況**

| 財源 | 複数財源の場合 | | |
|---|---|---|---|
| 複数 | 執行管理の方法 | 執行管理を一体的に行っている場合 | |
| | 一体管理 | 整理方法 | 左記の整理方法を採用する理由 |
| | | 先入れ先出し執行 | 従来、基本的に予算措置の順に整理しているため |

予備費使用相当額に係る予算異動のうち流用又は目内融通の状況

| 異動の有無 | 有 | 異動額 | △132,806 | 異動先の事業名 | 新型コロナウイルス感染症治療薬の確保(単価契約) |
|---|---|---|---|---|---|

**執行状況**

| 年度 | 予算現額 | 支出済額 | 翌年度繰越額 | 不用額 |
|---|---|---|---|---|
| | 予備費使用相当額 | うち予備費使用相当額に係る金額 | うち予備費使用相当額に係る金額 | うち予備費使用相当額に係る金額 |
| 2 | 346,726 | 34,303 | 311,089 | 1,333 |
| | － | － | － | － |
| 3 | 1,268,167 | 818,108 | 421,199 | 28,859 |
| | 197,301 | 197,301 | － | － |

(注) 本事業に係る予備費使用事項は2事項あるが、予備費使用事項別の執行状況を示すために、本欄における予備費使用相当額は下欄の予備費使用事項に係るもののみを対象としている。

**予備費使用事項**

| 年度 | 3 | 所管 | 厚生労働省 | 事項 | 新型コロナウイルス感染症に係るワクチンの確保等に必要な経費 |
|---|---|---|---|---|---|

| 使用理由 | 新型コロナウイルス感染症について、現下の状況に鑑み、ワクチンの国民への円滑な接種を実施するため、一般社団法人新薬・未承認薬等研究開発支援センターが行うワクチンの確保に要する経費に充てるための基金の造成に要する交付金を交付する経費並びに地方公共団体が行う接種体制の確保に要する経費を補助する経費及び地方公共団体が行う新型コロナウイルス感染症緊急包括支援に要する経費に充てるための交付金を都道府県に交付する経費を支出する必要がある。 |
|---|---|

| 組織 | 項 | 目 | 予備費使用額 | 備考（積算内訳） |
|---|---|---|---|---|
| 厚生労働本省 | 感染症対策費 | 新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費臨時補助金 | 330,107 | 補助先：地方公共団体<br>補助率：10/10 |

| 使用決定日 | R3.8.27 | 国会 | 閉会中 | 昭和29年閣議決定第3項該当号 | |
|---|---|---|---|---|---|

**予備費の使用状況**

予備費の使用を必要とした事象等

| 事象 | 自治体に対し、令和3年11月中に接種を完了させるようあらゆる財政支援を行い、接種促進を積極的に行うよう促している状況の中、また、ワクチン供給不足によるキャンセル料等の発生等により想定外の負担を強いている状況の中、予算が枯渇しており、自治体に安心して事業を遂行してもらうためには接種完了までに必要な予算を確保し、交付する必要があった。 |
|---|---|

| 発生時期 | R3.8 | 予算確保に係る検討状況 | 検討していたが、流用等できず、全額を使用要求 |
|---|---|---|---|

支出負担行為の実施時期

| 予備費使用決定時の想定 | R3.9 | 実際 | R4.1.31 |
|---|---|---|---|

予備費使用要求時の積算根拠資料等

| 積算対象期間の記載等の有無 | 無 | 有の場合、積算対象期間の内容 | |
|---|---|---|---|

（単位：百万円）

| 事業番号 | 26 | 所管 | 厚生労働省 | 事業名 | 新型コロナウイルス感染症高齢者等検査助成事業 |
|---|---|---|---|---|---|

**事業予算の執行管理等の状況**

| 財源 | 複数財源の場合 | | |
|---|---|---|---|
| 複数 | 執行管理の方法 | 執行管理を一体的に行っている場合 | |
| | 一体管理 | 整理方法 | 左記の整理方法を採用する理由 |
| | | 先入れ先出し執行 | 予算が配賦された順番に支出する方法を採っており、それ以外の方法を採ると執行が複雑化するため |

| 予備費使用相当額に係る予算異動のうち流用又は目内融通の状況 | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 異動の有無 | 無 | 異動額 | | 異動先の事業名 | |

**執行状況**

| 年度 | 予算現額 | 予備費使用相当額 | 支出済額 | うち予備費使用相当額に係る金額 | 翌年度繰越額 | うち予備費使用相当額に係る金額 | 不用額 | うち予備費使用相当額に係る金額 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 2 | 9,373 | 5,137 | 1,217 | 1,217 | 8,051 | 3,815 | 104 | 104 |
| 3 | 8,051 | 3,815 | 1,321 | 1,321 | 18 | 18 | 6,712 | 2,476 |

**予備費使用事項**

| 年度 | 2 | 所管 | 厚生労働省 | 事項 | 重症化リスクの高い高齢者等の検査費用の助成に必要な経費 |
|---|---|---|---|---|---|

| 使用理由 | 新型コロナウイルス感染症について、現下の状況に鑑み、感染拡大や重症化を防止するための地方公共団体が行う重症化リスクの高い高齢者等の検査費用の助成に要する経費の一部を補助する経費を支出する必要がある。 |
|---|---|

| 組織 | 項 | 目 | 予備費使用額 | 備考（積算内訳） |
|---|---|---|---|---|
| 厚生労働本省 | 感染症対策費 | 疾病予防対策事業費等補助金 | 5,137 | 高齢者等への検査助成事業<br>補助先：地方公共団体<br>補助率：1/2 |

| 使用決定日 | R2.9.15 | 国会 | 閉会中 | 昭和29年閣議決定第3項該当号 | |
|---|---|---|---|---|---|

**予備費の使用状況**

予備費の使用を必要とした事象等

| 事象 | 「新型コロナウイルス感染症に関する今後の取組」（令和2年8月28日新型コロナウイルス感染症対策本部決定）において、感染拡大や重症化を防止する観点から、一定の高齢者や基礎疾患を有する者について、市区町村において本人の希望により検査を行う場合に国が支援する仕組みを設けることとされたこと | | |
|---|---|---|---|
| 発生時期 | R2.8.28 | 予算確保に係る検討状況 | 検討していたが、流用等できず、全額を使用要求 |

支出負担行為の実施時期

| 予備費使用決定時の想定 | R2.10 | 実際 | R3.1.21 |
|---|---|---|---|

予備費使用要求時の積算根拠資料等

| 積算対象期間の記載等の有無 | 有 | 有の場合、積算対象期間の内容 | 検査実施件数の算定に当たって、2年10月から2年度末までの営業日を対象にしている。 |
|---|---|---|---|

（単位：百万円）

| 事業番号 | 27 | 所管 | 厚生労働省 | 事業名 | 緊急雇用安定助成金（1/2） |
|---|---|---|---|---|---|

**事業予算の執行管理等の状況**

| 財源 | 複数財源の場合 | | |
|---|---|---|---|
| 複数 | 執行管理の方法 | 執行管理を一体的に行っている場合 | |
| | 一体管理 | 整理方法 | 左記の整理方法を採用する理由 |
| | | 先入れ先出し執行 | 追加の財源措置を行う場合は、執行する財源の不足が見込まれるタイミングで行うのが自然と考えられるため |

予備費使用相当額に係る予算異動のうち流用又は目内融通の状況

| 異動の有無 | 有 | 異動額 | 2,500 | 異動元の事業名 | 新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応事業 |
|---|---|---|---|---|---|

**執行状況**

| 年度 | 予算現額<br>予備費使用相当額 | 支出済額<br>うち予備費使用相当額に係る金額 | 翌年度繰越額<br>うち予備費使用相当額に係る金額 | 不用額<br>うち予備費使用相当額に係る金額 |
|---|---|---|---|---|
| 2 | 363,081 | 210,672 | 146,696 | 5,712 |
| | 90,385 | 90,385 | － | － |
| 3 | 311,126 | 206,400 | 102,780 | 1,945 |
| | － | － | － | － |

（注）本事業に係る予備費使用事項は他の事業からの異動額に係るものを含めて3事項あるが、予備費使用事項別の執行状況を示すために、本欄における予備費使用相当額は下欄の予備費使用事項に係るもののみを対象としている。

**予備費使用事項**

| 年度 | 2 | 所管 | 厚生労働省 | 事項 | 雇用調整助成金の特例措置に必要な経費 |
|---|---|---|---|---|---|

| 使用理由 | 新型コロナウイルス感染症について、現下の状況に鑑み、雇用の維持を図るための「雇用保険法」附則第14条の2第2項の規定による雇用調整助成金の支給に要する費用の財源の一部を労働保険特別会計雇用勘定へ繰り入れる経費及び緊急雇用安定助成金の支給に要する経費を支出する必要がある。 |
|---|---|

| 組織 | 項 | 目 | 予備費使用額 | 備考（積算内訳） |
|---|---|---|---|---|
| 厚生労働本省 | 高齢者等雇用安定・促進費 | 職業転換等特別給付金 | 90,385 | 緊急雇用安定助成金<br>給付先：事業主<br>給付率：10/10、4/5、3/4、2/3 |

| 使用決定日 | R2.10.16 | 国会 | 閉会中 | 昭和29年閣議決定第3項該当号 | |
|---|---|---|---|---|---|

**予備費の使用状況**

予備費の使用を必要とした事象等

| 事象 | | | |
|---|---|---|---|
| 発生時期 | | 予算確保に係る検討状況 | |

支出負担行為の実施時期

| 予備費使用決定時の想定 | | 実際 | |
|---|---|---|---|

予備費使用要求時の積算根拠資料等

| 積算対象期間の記載等の有無 | | 有の場合、積算対象期間の内容 | |
|---|---|---|---|

（単位：百万円）

| 事業番号 | 27 | 所管 | 厚生労働省 | 事業名 | 緊急雇用安定助成金（2/2） |
|---|---|---|---|---|---|

**事業予算の執行管理等の状況**

| 財源 | 複数財源の場合 | | |
|---|---|---|---|
| 複数 | 執行管理の方法 | 執行管理を一体的に行っている場合 | |
| | 一体管理 | 整理方法 | 左記の整理方法を採用する理由 |
| | | 先入れ先出し執行 | 追加の財源措置を行う場合は、執行する財源の不足が見込まれるタイミングで行うのが自然と考えられるため |

予備費使用相当額に係る予算異動のうち流用又は目内融通の状況

| 異動の有無 | 有 | 異動額 | 2,500 | 異動元の事業名 | 新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応事業 |
|---|---|---|---|---|---|

**執行状況**

| 年度 | 予算現額 | うち予備費使用相当額 | 支出済額 | うち予備費使用相当額に係る金額 | 翌年度繰越額 | うち予備費使用相当額に係る金額 | 不用額 | うち予備費使用相当額に係る金額 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 2 | 363,081 | － | 210,672 | － | 146,696 | － | 5,712 | － |
| 3 | 311,126 | 21,745 | 206,400 | 21,745 | 102,780 | － | 1,945 | － |

（注）本事業に係る予備費使用事項は他の事業からの異動額に係るものを含めて3事項あるが、予備費使用事項別の執行状況を示すために、本欄における予備費使用相当額は下欄の予備費使用事項に係るもののみを対象としている。

**予備費使用事項**

| 年度 | 3 | 所管 | 厚生労働省 | 事項 | 緊急雇用安定助成金等の支給に必要な経費 |
|---|---|---|---|---|---|

| 使用理由 | 新型コロナウイルス感染症について、現下の状況に鑑み、失業の予防等を図るため、緊急雇用安定助成金等の支給に要する経費を支出する必要がある。 |
|---|---|

| 組織 | 項 | 目 | 予備費使用額 | 備考（積算内訳） |
|---|---|---|---|---|
| 厚生労働本省 | 高齢者等雇用安定・促進費 | 職業転換等特別給付金 | 21,745 | 緊急雇用安定助成金<br>21,745,652千円<br>給付先：事業主<br>給付率：10/10、9/10、4/5、3/4、2/3 |

| 使用決定日 | R3.8.27 | 国会 | 閉会中 | 昭和29年閣議決定第3項該当号 | |
|---|---|---|---|---|---|

**予備費の使用状況**

予備費の使用を必要とした事象等

| 事象 | 「10月以降の雇用調整助成金の特例措置等について」（令和3年8月17日プレスリリース）のとおり、緊急事態措置の対象区域となる7府県が追加されるとともに、実施期間が延長されたこと等を踏まえて、3年9月末までとしていた助成内容を11月末まで継続する予定とされたこと | | |
|---|---|---|---|
| 発生時期 | R3.8.17 | 予算確保に係る検討状況 | 検討していたが、流用等できず、全額を使用要求 |

支出負担行為の実施時期

| 予備費使用決定時の想定 | 予備費使用決定後順次 | 実際 | R3.10.22 |
|---|---|---|---|

予備費使用要求時の積算根拠資料等

| 積算対象期間の記載等の有無 | 有 | 有の場合、積算対象期間の内容 | 給付金の申請の6割程度が休業実施月の翌月に、残る4割程度が翌々月になされると想定し、助成対象期間が11月末まで延長されたことを踏まえて、4年1月末までの申請に対する所要額を積算している。 |
|---|---|---|---|

（単位：百万円）

| 事業番号 | 28 | 所管 | 厚生労働省<br>(注) | 事業名 | ひとり親世帯臨時特別給付金給付事業 |
|---|---|---|---|---|---|

| 事業予算の執行管理等の状況 | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 財源 | 複数財源の場合 | | | |
| 複数 | 執行管理の方法 | 執行管理を一体的に行っている場合 | | |
| | 一体管理 | 整理方法 | 左記の整理方法を採用する理由 | |
| | | 予備費優先執行 | 予算の不足分について緊急的に措置するために予備費を使用したため | |
| 予備費使用相当額に係る予算異動のうち流用又は目内融通の状況 | | | | |
| 異動の有無 | 無 | 異動額 | | 異動先の事業名 |

| 執行状況 | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 年度 | 予算現額<br>予備費使用相当額 | 支出済額<br>うち予備費使用相当額に係る金額 | 翌年度繰越額<br>うち予備費使用相当額に係る金額 | 不用額<br>うち予備費使用相当額に係る金額 |
| 2 | 209,858 | 180,409 | － | 29,449 |
| | 73,689 | 68,605 | － | 5,083 |

| 予備費使用事項 | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 年度 | 2 | 所管 | 厚生労働省 | 事項 | ひとり親世帯臨時特別給付金給付事業に必要な経費 |
| 使用理由 | 新型コロナウイルス感染症について、現下の状況に鑑み、低所得のひとり親世帯の支援のための地方公共団体が行うひとり親世帯臨時特別給付金給付事業に要する費用を補助する経費を支出する必要がある。 | | | | |

| 組織 | 項 | 目 | 予備費使用額 | 備考（積算内訳） |
|---|---|---|---|---|
| 厚生労働本省 | 母子家庭等対策費 | 母子家庭等対策費補助金 | 73,689 | 補助先：地方公共団体<br>補助率：10/10 |

| 使用決定日 | R2.12.11 | 国会 | 閉会中 | 昭和29年閣議決定第3項該当号 | |
|---|---|---|---|---|---|

| 予備費の使用状況 | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 予備費の使用を必要とした事象等 | | | | |
| 事象 | | | | |
| 発生時期 | | 予算確保に係る検討状況 | | |
| 支出負担行為の実施時期 | | | | |
| 予備費使用決定時の想定 | | 実際 | | |
| 予備費使用要求時の積算根拠資料等 | | | | |
| 積算対象期間の記載等の有無 | | 有の場合、積算対象期間の内容 | | |

（注）本事業は厚生労働省子ども家庭局が実施した事業であるが、同局の所掌事務（婦人保護事業を除く。）は令和5年4月1日に内閣府の外局として設置されたこども家庭庁に移管されている。

（単位：百万円）

<table>
<tr><td>事業番号</td><td>29</td><td>所管</td><td>厚生労働省</td><td>事業名</td><td colspan="3">新型コロナウイルス感染症患者等入院受入医療機関緊急支援事業</td></tr>
<tr><td rowspan="5">事業予算の執行管理等の状況</td><td>財源</td><td colspan="6">複数財源の場合</td></tr>
<tr><td rowspan="3">複数</td><td>執行管理の方法</td><td colspan="5">執行管理を一体的に行っている場合</td></tr>
<tr><td rowspan="2">一体管理</td><td>整理方法</td><td colspan="4">左記の整理方法を採用する理由</td></tr>
<tr><td>先入れ先出し執行</td><td colspan="4">先に措置された予算から順次執行していったため</td></tr>
<tr><td colspan="7">予備費使用相当額に係る予算異動のうち流用又は目内融通の状況</td></tr>
<tr><td>異動の有無</td><td>無</td><td>異動額</td><td></td><td>異動先の事業名</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td rowspan="5">執行状況</td><td rowspan="2">年度</td><td>予算現額</td><td>支出済額</td><td>翌年度繰越額</td><td colspan="2">不用額</td></tr>
<tr><td>予備費使用相当額</td><td>うち予備費使用相当額に係る金額</td><td>うち予備費使用相当額に係る金額</td><td colspan="2">うち予備費使用相当額に係る金額</td></tr>
<tr><td rowspan="2">2</td><td>268,798</td><td>138,994</td><td>129,803</td><td colspan="2">－</td></tr>
<tr><td>268,798</td><td>138,994</td><td>129,803</td><td colspan="2">－</td></tr>
<tr><td rowspan="2">3</td><td>197,056</td><td>142,854</td><td>54,190</td><td colspan="2">12</td></tr>
<tr><td>129,803</td><td>129,791</td><td>－</td><td colspan="2">12</td></tr>
<tr><td rowspan="4">予備費使用事項</td><td>年度</td><td>2</td><td>所管</td><td>厚生労働省</td><td>事項</td><td colspan="2">新型コロナウイルス感染症患者の更なる病床確保を行う医療機関に対する緊急支援に必要な経費</td></tr>
<tr><td>使用理由</td><td colspan="7">新型コロナウイルス感染症について、現下の状況に鑑み、新型コロナウイルス感染症患者の更なる病床確保に係る取組を緊急に支援するための医療機関が行う医療従事者の確保等に要する経費を支出する必要がある。</td></tr>
<tr><td>組織</td><td>項</td><td colspan="2">目</td><td>予備費使用額</td><td colspan="2">備考（積算内訳）</td></tr>
<tr><td>厚生労働本省</td><td>感染症対策費</td><td colspan="2">新型コロナウイルス感染症医療提供体制確保支援補助金</td><td>268,798</td><td colspan="2">交付先：民間団体等<br>268,798,500千円<br>補助率：10/10</td></tr>
<tr><td>使用決定日</td><td>R2.12.25</td><td>国会</td><td>閉会中</td><td colspan="2">昭和29年閣議決定第3項該当号</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="6">予備費の使用状況</td><td colspan="7">予備費の使用を必要とした事象等</td></tr>
<tr><td>事象</td><td colspan="6">新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、新型コロナ患者の病床を緊急に確保し、転院・入院を円滑化し、受入体制を強化する必要が生じた。</td></tr>
<tr><td>発生時期</td><td colspan="3">R2.11</td><td>予算確保に係る検討状況</td><td colspan="2">検討していたが、流用等できず、全額を使用要求</td></tr>
<tr><td colspan="7">支出負担行為の実施時期</td></tr>
<tr><td>予備費使用決定時の想定</td><td colspan="2">R3.1</td><td>実際</td><td colspan="3">R3.1.7</td></tr>
<tr><td colspan="7">予備費使用要求時の積算根拠資料等</td></tr>
<tr><td>積算対象期間の記載等の有無</td><td>無</td><td>有の場合、積算対象期間の内容</td><td colspan="4"></td></tr>
</table>

（単位：百万円）

| 事業番号 | 30 | 所管 | 厚生労働省 | 事業名 | 新型コロナウイルス感染症対応休業支援給付金（1/2） |
|---|---|---|---|---|---|

**事業予算の執行管理等の状況**

| 財源 | 複数財源の場合 | | |
|---|---|---|---|
| 複数 | 執行管理の方法 | 執行管理を一体的に行っている場合 | |
| | 一体管理 | 整理方法 | 左記の整理方法を採用する理由 |
| | | 先入れ先出し執行 | 追加の財源措置を行う場合は、執行する財源の不足が見込まれるタイミングで行うのが自然と考えられるため |

予備費使用相当額に係る予算異動のうち流用又は目内融通の状況

| 異動の有無 | 無 | 異動額 | | 異動先の事業名 | |
|---|---|---|---|---|---|

**執行状況**

| 年度 | 予算現額 | 予備費使用相当額 | 支出済額 | うち予備費使用相当額に係る金額 | 翌年度繰越額 | うち予備費使用相当額に係る金額 | 不用額 | うち予備費使用相当額に係る金額 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 2 | 109,307 | 29,417 | 58,856 | － | 49,121 | 29,417 | 1,329 | － |
| 3 | 218,751 | 29,417 | 133,026 | 29,417 | 84,788 | － | 936 | － |

（注）本事業に係る予備費使用事項は2事項あるが、予備費使用事項別の執行状況を示すために、本欄における予備費使用相当額は下欄の予備費使用事項に係るもののみを対象としている。

**予備費使用事項**

| 年度 | 2 | 所管 | 厚生労働省 | 事項 | 新型コロナウイルス感染症対応休業給付金の支給に必要な経費 |
|---|---|---|---|---|---|

| 使用理由 | 新型コロナウイルス感染症について、現下の状況に鑑み、失業の予防を図るための新型コロナウイルス感染症対応休業給付金の支給に要する経費を支出する必要がある。 |
|---|---|

| 組織 | 項 | 目 | 予備費使用額 | 備考（積算内訳） |
|---|---|---|---|---|
| 厚生労働本省 | 高齢者等雇用安定・促進費 | 職業転換等特別給付金 | 29,417 | 新型コロナウイルス感染症対応休業給付金<br>給付先：労働者 |

| 使用決定日 | R3.3.23 | 国会 | 開会中 | 昭和29年閣議決定第3項該当号 | 第3号 |
|---|---|---|---|---|---|

**予備費の使用状況**

予備費の使用を必要とした事象等

| 事象 | 従来、本事業の対象は中小企業の労働者とされていたが、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、シフト制で働く労働者等が多い飲食店等を中心に大企業にも大きな影響が生じていることを受け、「新たな雇用・訓練パッケージ」（令和3年2月12日厚生労働省）において、緊急事態宣言下における大企業への雇用維持支援策の強化策として、大企業のシフト制労働者等も本事業の対象とすることとされたこと |
|---|---|

| 発生時期 | R3.2.12 | 予算確保に係る検討状況 | 検討していたが、流用等できず、全額を使用要求 |
|---|---|---|---|

支出負担行為の実施時期

| 予備費使用決定時の想定 | R2年度内 | 実際 | R3.4.26 |
|---|---|---|---|

予備費使用要求時の積算根拠資料等

| 積算対象期間の記載等の有無 | 無 | 有の場合、積算対象期間の内容 | |
|---|---|---|---|

（単位：百万円）

| 事業番号 | 30 | 所管 | 厚生労働省 | 事業名 | 新型コロナウイルス感染症対応休業支援給付金(2/2) |
|---|---|---|---|---|---|

**事業予算の執行管理等の状況**

| 財源 | 複数財源の場合 | | |
|---|---|---|---|
| 複数 | 執行管理の方法 | 執行管理を一体的に行っている場合 | |
| | 一体管理 | 整理方法 | 左記の整理方法を採用する理由 |
| | | 先入れ先出し執行 | 追加の財源措置を行う場合は、執行する財源の不足が見込まれるタイミングで行うのが自然と考えられるため |

予備費使用相当額に係る予算異動のうち流用又は目内融通の状況

| 異動の有無 | 無 | 異動額 | | 異動先の事業名 | |
|---|---|---|---|---|---|

**執行状況**

| 年度 | 予算現額 | 予備費使用相当額 | 支出済額 | うち予備費使用相当額に係る金額 | 翌年度繰越額 | うち予備費使用相当額に係る金額 | 不用額 | うち予備費使用相当額に係る金額 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 2 | 109,307 | － | 58,856 | － | 49,121 | － | 1,329 | － |
| 3 | 218,751 | 62,333 | 133,026 | 62,333 | 84,788 | － | 936 | － |

(注) 本事業に係る予備費使用事項は2事項あるが、予備費使用事項別の執行状況を示すために、本欄における予備費使用相当額は下欄の予備費使用事項に係るもののみを対象としている。

**予備費使用事項**

| 年度 | 3 | 所管 | 厚生労働省 | 事項 | 緊急雇用安定助成金等の支給に必要な経費 |
|---|---|---|---|---|---|

| 使用理由 | 新型コロナウイルス感染症について、現下の状況に鑑み、失業の予防等を図るため、緊急雇用安定助成金等の支給に要する経費を支出する必要がある。 |
|---|---|

| 組織 | 項 | 目 | 予備費使用額 | 備考（積算内訳） |
|---|---|---|---|---|
| 厚生労働本省 | 高齢者等雇用安定・促進費 | 職業転換等特別給付金 | 62,333 | 新型コロナウイルス感染症対応休業給付金<br>62,333,186千円<br>給付先：労働者 |

| 使用決定日 | R3.8.27 | 国会 | 閉会中 | 昭和29年閣議決定第3項該当号 | |
|---|---|---|---|---|---|

**予備費の使用状況**

予備費の使用を必要とした事象等

| 事象 | 「10月以降の雇用調整助成金の特例措置等について」（令和3年8月17日プレスリリース）のとおり、緊急事態措置の対象区域となる7府県が追加されるとともに、実施期間が延長されたこと等を踏まえて、3年9月末までとしていた助成内容を11月末まで継続する予定とされたこと |
|---|---|

| 発生時期 | R3.8.17 | 予算確保に係る検討状況 | 検討していたが、流用等できず、全額を使用要求 |
|---|---|---|---|

支出負担行為の実施時期

| 予備費使用決定時の想定 | 予備費使用決定後順次 | 実際 | R3.9.17 |
|---|---|---|---|

予備費使用要求時の積算根拠資料等

| 積算対象期間の記載等の有無 | 有 | 有の場合、積算対象期間の内容 | 給付金の申請の1割程度が休業実施月の翌月に、4割程度が翌々月に、5割程度が3か月後になされると想定し、助成対象期間が11月末まで延長されたことを踏まえて、4年2月末までの申請に対する所要額を積算している。 |
|---|---|---|---|

（単位：百万円）

| 事業番号 | 31 | 所管 | 厚生労働省<br>(注) | 事業名 | 低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金 |
|---|---|---|---|---|---|

| 事業予算の執行管理等の状況 | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 財源 | 複数財源の場合 | | | | | |
| 予備費のみ | 執行管理の方法 | 執行管理を一体的に行っている場合 | | | | |
| | | 整理方法 | 左記の整理方法を採用する理由 | | | |
| 予備費使用相当額に係る予算異動のうち流用又は目内融通の状況 | | | | | | |
| 異動の有無 | 無 | 異動額 | | 異動先の事業名 | | |

| 執行状況 | 年度 | 予算現額<br>予備費使用相当額 | 支出済額<br>うち予備費使用相当額に係る金額 | 翌年度繰越額<br>うち予備費使用相当額に係る金額 | 不用額<br>うち予備費使用相当額に係る金額 |
|---|---|---|---|---|---|
| | 2 | 217,461 | － | 217,461 | － |
| | | 217,461 | － | 217,461 | － |
| | 3 | 217,461 | 187,782 | － | 29,679 |
| | | 217,461 | 187,782 | － | 29,679 |

| 予備費使用事項 | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 年度 | 2 | 所管 | 厚生労働省 | 事項 | 子育て世帯生活支援特別給付金給付事業に必要な経費 | |
| 使用理由 | 新型コロナウイルス感染症について、現下の状況に鑑み、低所得の子育て世帯の生活を支援するための地方公共団体が行う子育て世帯生活支援特別給付金給付事業に要する経費に充てるための交付金を交付する経費を支出する必要がある。 | | | | | |
| 組織 | 項 | 目 | | 予備費使用額 | 備考（積算内訳） | |
| 厚生労働本省 | 生活保護等対策費 | 新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金 | | 217,461 | 交付先：地方公共団体<br>交付率：10/10 | |
| 使用決定日 | R3.3.23 | 国会 | 開会中 | 昭和29年閣議決定第3項該当号 | 第3号 | |

| 予備費の使用状況 | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 予備費の使用を必要とした事象等 | | | | |
| 事象 | 「非正規雇用労働者等に対する緊急支援策について」（令和3年3月16日新型コロナに影響を受けた非正規雇用労働者等に対する緊急対策関係閣僚会議決定）において、新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、低所得のひとり親・ふたり親子育て世帯に対し、その実情を踏まえた生活の支援を行う観点から、食費等による支出の増加の影響を勘案し、子育て世帯生活支援特別給付金を支給することとされたこと | | | |
| 発生時期 | R3.3.16 | 予算確保に係る検討状況 | 検討していたが、流用等できず、全額を使用要求 | |
| 支出負担行為の実施時期 | | | | |
| 予備費使用決定時の想定 | R3.3下旬 | 実際 | R3.4.16 | |
| 予備費使用要求時の積算根拠資料等 | | | | |
| 積算対象期間の記載等の有無 | 有 | 有の場合、積算対象期間の内容 | 市町村事務費の人件費等の積算において、対象期間を10か月等としている。 | |

（注）本事業は厚生労働省子ども家庭局が実施した事業であるが、同局の所掌事務（婦人保護事業を除く。）は令和5年4月1日に内閣府の外局として設置されたこども家庭庁に移管されている。

（単位：百万円）

| 事業番号 | 32 | 所管 | 厚生労働省 | 事業名 | 新型コロナウイルス感染症に対応した自殺防止対策事業 |
|---|---|---|---|---|---|

| 事業予算の執行管理等の状況 | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 財源 | 複数財源の場合 | | | | | |
| 予備費のみ | 執行管理の方法 | 執行管理を一体的に行っている場合 | | | | |
| | | 整理方法 | 左記の整理方法を採用する理由 | | | |
| 予備費使用相当額に係る予算異動のうち流用又は目内融通の状況 | | | | | | |
| 異動の有無 | 無 | 異動額 | | 異動先の事業名 | | |

| 執行状況 | 年度 | 予算現額 | 予備費使用相当額 | 支出済額 | うち予備費使用相当額に係る金額 | 翌年度繰越額 | うち予備費使用相当額に係る金額 | 不用額 | うち予備費使用相当額に係る金額 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 2 | 1,000 | 1,000 | － | － | 1,000 | 1,000 | － | － |
| | 3 | 1,000 | 1,000 | 791 | 791 | － | － | 208 | 208 |

| 予備費使用事項 | 年度 | 2 | 所管 | 厚生労働省 | 事項 | 自殺防止対策事業に必要な経費 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | 使用理由 | 新型コロナウイルス感染症について、現下の状況に鑑み、自殺防止に係る取組への支援を強化するための民間団体が行う新型コロナウイルス感染症に対応した自殺防止対策事業に要する経費に充てるための交付金を交付する経費を支出する必要がある。 | | | | |

| 組織 | 項 | 目 | 予備費使用額 | 備考（積算内訳） |
|---|---|---|---|---|
| 厚生労働本省 | 生活保護等対策費 | 新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金 | 1,000 | 交付先：民間団体<br>交付率：10/10 |

| 使用決定日 | R3.3.23 | 国会 | 開会中 | 昭和29年閣議決定第3項該当号 | 第3号 |
|---|---|---|---|---|---|

| 予備費の使用状況 | 予備費の使用を必要とした事象等 | | | |
|---|---|---|---|---|
| | 事象 | 「非正規雇用労働者等に対する緊急支援策について」（令和3年3月16日新型コロナに影響を受けた非正規雇用労働者等に対する緊急対策関係閣僚会議決定）において、新型コロナウイルスセーフティネット強化交付金を活用し、ＮＰＯ法人等が行う自殺防止に係る取組への支援強化が盛り込まれたこと | | |
| | 発生時期 | R3.3.16 | 予算確保に係る検討状況 | 検討していたが、流用等できず、全額を使用要求 |
| | 支出負担行為の実施時期 | | | |
| | 予備費使用決定時の想定 | R3.3下旬 | 実際 | R3.7.29 |
| | 予備費使用要求時の積算根拠資料等 | | | |
| | 積算対象期間の記載等の有無 | 有 | 有の場合、積算対象期間の内容 | 予備費使用額の積算を1団体当たりの単価×団体数としているところ、1団体当たりの単価の算定において、人件費を240日としていたり、通信料及び保守の期間を12か月としたりして積算している。 |

（単位：百万円）

<table>
<tr><td>事業番号</td><td>33</td><td>所管</td><td>厚生労働省</td><td>事業名</td><td colspan="3">ワクチン生産体制等緊急整備事業(1/3)</td></tr>
<tr><td rowspan="5">事業予算の執行管理等の状況</td><td>財源</td><td colspan="6">複数財源の場合</td></tr>
<tr><td rowspan="3">複数</td><td>執行管理の方法</td><td colspan="5">執行管理を一体的に行っている場合</td></tr>
<tr><td rowspan="2">一体管理</td><td>整理方法</td><td colspan="4">左記の整理方法を採用する理由</td></tr>
<tr><td>先入れ先出し執行</td><td colspan="4">従来、基本的に予算措置の順に整理しているため</td></tr>
<tr><td colspan="7">予備費使用相当額に係る予算異動のうち流用又は目内融通の状況</td></tr>
<tr><td>異動の有無</td><td>無</td><td>異動額</td><td></td><td>異動先の事業名</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td rowspan="3">執行状況</td><td rowspan="2">年度</td><td>予算現額</td><td>支出済額</td><td>翌年度繰越額</td><td colspan="2">不用額</td></tr>
<tr><td>予備費使用相当額</td><td>うち予備費使用相当額に係る金額</td><td>うち予備費使用相当額に係る金額</td><td colspan="2">うち予備費使用相当額に係る金額</td></tr>
<tr><td>3</td><td>1,676,630<br>511,953</td><td>1,676,630<br>511,953</td><td>－<br>－</td><td colspan="2">－<br>－</td></tr>
<tr><td colspan="7">（注）本事業に係る令和3年度の予備費使用事項は3事項あるが、予備費使用事項別の執行状況を示すために、本欄における予備費使用相当額は下欄の予備費使用事項に係るもののみを対象としている。</td></tr>
<tr><td rowspan="4">予備費使用事項</td><td>年度</td><td>3</td><td>所管</td><td>厚生労働省</td><td>事項</td><td colspan="2">新型コロナウイルス感染症に係るワクチンの確保に必要な経費</td></tr>
<tr><td>使用理由</td><td colspan="6">新型コロナウイルス感染症について、現下の状況に鑑み、生命・健康を損なうリスクの軽減等に対応するため、一般社団法人新薬・未承認薬等研究開発支援センターが行うワクチンの確保に要する経費を支出する必要がある。</td></tr>
<tr><td>組織</td><td>項</td><td colspan="2">目</td><td>予備費使用額</td><td colspan="2">備考（積算内訳）</td></tr>
<tr><td>厚生労働本省</td><td>感染症対策費</td><td colspan="2">新型コロナウイルスワクチン等生産体制整備臨時特例交付金</td><td>511,953</td><td colspan="2">ワクチン生産体制等緊急整備事業<br>交付先：一般社団法人新薬・未承認薬等研究開発支援センター<br>補助率：定額</td></tr>
<tr><td>使用決定日</td><td>R3.5.14</td><td>国会</td><td>開会中</td><td colspan="2">昭和29年閣議決定第3項該当号</td><td>第3号</td></tr>
<tr><td rowspan="6">予備費の使用状況</td><td colspan="7">予備費の使用を必要とした事象等</td></tr>
<tr><td>事象</td><td colspan="6">令和3年、令和4年に必要となる新型コロナワクチンの供給を受ける契約を結ぶ必要がある。</td></tr>
<tr><td>発生時期</td><td colspan="3">R3.5</td><td>予算確保に係る検討状況</td><td colspan="2">検討していたが、流用等できず、全額を使用要求</td></tr>
<tr><td colspan="7">支出負担行為の実施時期</td></tr>
<tr><td>予備費使用決定時の想定</td><td colspan="3">R3.6</td><td>実際</td><td colspan="2">R3.7.21</td></tr>
<tr><td colspan="7">予備費使用要求時の積算根拠資料等</td></tr>
<tr><td>積算対象期間の記載等の有無</td><td>無</td><td colspan="2">有の場合、積算対象期間の内容</td><td colspan="3"></td></tr>
</table>

（単位：百万円）

| 事業番号 | 33 | 所管 | 厚生労働省 | 事業名 | ワクチン生産体制等緊急整備事業(2/3) |
|---|---|---|---|---|---|

**事業予算の執行管理等の状況**

| 財源 | 複数財源の場合 | | |
|---|---|---|---|
| 複数 | 執行管理の方法 | 執行管理を一体的に行っている場合 | |
| | 一体管理 | 整理方法 | 左記の整理方法を採用する理由 |
| | | 先入れ先出し執行 | 従来、基本的に予算措置の順に整理しているため |

| 予備費使用相当額に係る予算異動のうち流用又は目内融通の状況 | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 異動の有無 | 無 | 異動額 | | 異動先の事業名 | |

**執行状況**

| 年度 | 予算現額 | 予備費使用相当額 | 支出済額 | うち予備費使用相当額に係る金額 | 翌年度繰越額 | うち予備費使用相当額に係る金額 | 不用額 | うち予備費使用相当額に係る金額 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 3 | 1,676,630 | 429,560 | 1,676,630 | 429,560 | － | － | － | － |

(注) 本事業に係る令和3年度の予備費使用事項は3事項あるが、予備費使用事項別の執行状況を示すために、本欄における予備費使用相当額は下欄の予備費使用事項に係るもののみを対象としている。

**予備費使用事項**

| 年度 | 3 | 所管 | 厚生労働省 | 事項 | 新型コロナウイルス感染症に係るワクチンの確保等に必要な経費 |
|---|---|---|---|---|---|

| 使用理由 | 新型コロナウイルス感染症について、現下の状況に鑑み、ワクチンの国民への円滑な接種を実施するため、一般社団法人新薬・未承認薬等研究開発支援センターが行うワクチンの確保に要する経費に充てるための基金の造成に要する交付金を交付する経費並びに地方公共団体が行う接種体制の確保に要する経費を補助する経費及び地方公共団体が行う新型コロナウイルス感染症緊急包括支援に要する経費に充てるための交付金を都道府県に交付する経費を支出する必要がある。 |
|---|---|

| 組織 | 項 | 目 | 予備費使用額 | 備考（積算内訳） |
|---|---|---|---|---|
| 厚生労働本省 | 感染症対策費 | 新型コロナウイルスワクチン等生産体制整備臨時特例交付金 | 429,560 | ワクチン生産体制等緊急整備事業<br>交付先：一般社団法人新薬・未承認薬等研究開発支援センター<br>補助率：定額 |

| 使用決定日 | R3.8.27 | 国会 | 閉会中 | 昭和29年閣議決定第3項該当号 | |
|---|---|---|---|---|---|

**予備費の使用状況**

| 予備費の使用を必要とした事象等 | | | |
|---|---|---|---|
| 事象 | 2022年（令和4年）に必要となる新型コロナワクチンの供給を受ける契約を結ぶ必要がある。 | | |
| 発生時期 | R3.8 | 予算確保に係る検討状況 | 検討していたが、流用等できず、全額を使用要求 |

| 支出負担行為の実施時期 | | | |
|---|---|---|---|
| 予備費使用決定時の想定 | R3.9下旬 | 実際 | R3.10.7 |

| 予備費使用要求時の積算根拠資料等 | | | |
|---|---|---|---|
| 積算対象期間の記載等の有無 | 無 | 有の場合、積算対象期間の内容 | |

（単位：百万円）

| 事業番号 | 33 | 所管 | 厚生労働省 | 事業名 | ワクチン生産体制等緊急整備事業(3/3) |
|---|---|---|---|---|---|

**事業予算の執行管理等の状況**

| 財源 | 複数財源の場合 | | | |
|---|---|---|---|---|
| 複数 | 執行管理の方法 | 執行管理を一体的に行っている場合 | | |
| | 一体管理 | 整理方法 | 左記の整理方法を採用する理由 | |
| | | 先入れ先出し執行 | 従来、基本的に予算措置の順に整理しているため | |

| 予備費使用相当額に係る予算異動のうち流用又は目内融通の状況 | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 異動の有無 | 無 | 異動額 | | 異動先の事業名 | |

**執行状況**

| 年度 | 予算現額 | 支出済額 | 翌年度繰越額 | 不用額 |
|---|---|---|---|---|
| | 予備費使用相当額 | うち予備費使用相当額に係る金額 | うち予備費使用相当額に係る金額 | うち予備費使用相当額に係る金額 |
| 3 | 1,676,630 | 1,676,630 | － | － |
| | 667,004 | 667,004 | － | － |

（注）本事業に係る令和3年度の予備費使用事項は3事項あるが、予備費使用事項別の執行状況を示すために、本欄における予備費使用相当額は下欄の予備費使用事項に係るもののみを対象としている。

**予備費使用事項**

| 年度 | 3 | 所管 | 厚生労働省 | 事項 | 新型コロナウイルス感染症に係るワクチンの確保に必要な経費 |
|---|---|---|---|---|---|
| 使用理由 | 新型コロナウイルス感染症について、現下の状況に鑑み、ワクチンの国民への円滑な接種を実施するため、一般社団法人新薬・未承認薬等研究開発支援センターが行うワクチンの確保に要する費用に充てるための基金の造成に要する交付金を交付する経費を支出する必要がある。 | | | | |

| 組織 | 項 | 目 | 予備費使用額 | 備考（積算内訳） |
|---|---|---|---|---|
| 厚生労働本省 | 感染症対策費 | 新型コロナウイルスワクチン等生産体制整備臨時特例交付金 | 667,004 | ワクチン生産体制等緊急整備事業<br>交付先：一般社団法人新薬・未承認薬等研究開発支援センター<br>補助率：定額 |

| 使用決定日 | R4.3.25 | 国会 | 開会中 | 昭和29年閣議決定第3項該当号 | 第3号 |
|---|---|---|---|---|---|

**予備費の使用状況**

| 予備費の使用を必要とした事象等 | | | |
|---|---|---|---|
| 事象 | 2022年（令和4年）に必要となる新型コロナワクチンの供給を受ける契約を結ぶ必要がある。 | | |
| 発生時期 | R4.3 | 予算確保に係る検討状況 | 検討していたが、流用等できず、全額を使用要求 |

| 支出負担行為の実施時期 | | | |
|---|---|---|---|
| 予備費使用決定時の想定 | R4.3下旬 | 実際 | R4.3.28 |

| 予備費使用要求時の積算根拠資料等 | | | |
|---|---|---|---|
| 積算対象期間の記載等の有無 | 無 | 有の場合、積算対象期間の内容 | |

（単位：百万円）

| 事業番号 | 34 | 所管 | 厚生労働省 | 事業名 | 新型コロナウイルス感染症治療薬の確保（単価契約） |
|---|---|---|---|---|---|

**事業予算の執行管理等の状況**

| 財源 | 複数財源の場合 | | |
|---|---|---|---|
| 複数 | 執行管理の方法 | 執行管理を一体的に行っている場合 | |
| | 一体管理 | 整理方法 | 左記の整理方法を採用する理由 |
| | | 先入れ先出し執行 | 既存事業と同種の事業であり、区分して執行できないため、予算措置の順に整理している。 |

予備費使用相当額に係る予算異動のうち流用又は目内融通の状況

| 異動の有無 | 有 | 異動額 | 132,806 | 異動元の事業名 | 新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費臨時補助金 |
|---|---|---|---|---|---|

**執行状況**

| 年度 | 予算現額 | 予備費使用相当額 | 支出済額 | うち予備費使用相当額に係る金額 | 翌年度繰越額 | うち予備費使用相当額に係る金額 | 不用額 | うち予備費使用相当額に係る金額 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 3 | 390,229 | 235,159 | 282,721 | 196,351 | 107,507 | 38,807 | - | - |

（注）本事業に係る予備費使用事項は他の事業からの異動額に係るものを含めて2事項あるが、予備費使用事項別の執行状況を示すために、本欄における予備費使用相当額は下欄の予備費使用事項に係るもののみを対象としている。

**予備費使用事項**

| 年度 | 3 | 所管 | 厚生労働省 | 事項 | 新型コロナウイルス感染症治療薬の確保に必要な経費 |
|---|---|---|---|---|---|

| 使用理由 | 新型コロナウイルス感染症について、現下の状況に鑑み、治療薬が必要な患者への供給を図るため、新型コロナウイルス感染症治療薬の確保に要する経費を支出する必要がある。 |
|---|---|

| 組織 | 項 | 目 | 予備費使用額 | 備考（積算内訳） |
|---|---|---|---|---|
| 厚生労働本省 | 感染症対策費 | 医薬品買上費 | 235,159 | 消耗品費 235,159,312千円 |

| 使用決定日 | R3.8.27 | 国会 | 閉会中 | 昭和29年閣議決定第3項該当号 | |
|---|---|---|---|---|---|

**予備費の使用状況**

予備費の使用を必要とした事象等

| 事象 | 令和3年7月12日に東京都に緊急事態宣言が発令されるなど、感染拡大により治療薬の確保が急務であった。 | | |
|---|---|---|---|
| 発生時期 | R3夏 | 予算確保に係る検討状況 | 検討していたが、流用等できず、全額を使用要求 |

支出負担行為の実施時期

| 予備費使用決定時の想定 | 随時 | 実際 | R3.10.13 |
|---|---|---|---|

予備費使用要求時の積算根拠資料等

| 積算対象期間の記載等の有無 | 無 | 有の場合、積算対象期間の内容 | |
|---|---|---|---|

（単位：百万円）

<table>
<tr><td>事業番号</td><td>35</td><td>所管</td><td>厚生労働省</td><td>事業名</td><td colspan="3">全国健康保険協会保険給付費等補助金</td></tr>
<tr><td rowspan="5">事業予算の執行管理等の状況</td><td>財源</td><td colspan="6">複数財源の場合</td></tr>
<tr><td rowspan="2">複数</td><td>執行管理の方法</td><td colspan="5">執行管理を一体的に行っている場合</td></tr>
<tr><td rowspan="2">経費限定（予備費のみ）</td><td>整理方法</td><td colspan="4">左記の整理方法を採用する理由</td></tr>
<tr><td></td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td colspan="7">予備費使用相当額に係る予算異動のうち流用又は目内融通の状況</td></tr>
<tr><td>異動の有無</td><td>無</td><td>異動額</td><td></td><td>異動先の事業名</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td rowspan="3">執行状況</td><td rowspan="2">年度</td><td>予算現額</td><td>支出済額</td><td>翌年度繰越額</td><td colspan="2">不用額</td></tr>
<tr><td>予備費使用相当額</td><td>うち予備費使用相当額に係る金額</td><td>うち予備費使用相当額に係る金額</td><td colspan="2">うち予備費使用相当額に係る金額</td></tr>
<tr><td>3</td><td>1,238,716<br>288</td><td>1,238,716<br>288</td><td>－<br>－</td><td colspan="2">－<br>－</td></tr>
<tr><td rowspan="4">予備費使用事項</td><td>年度</td><td>3</td><td>所管</td><td>厚生労働省</td><td>事項</td><td colspan="2">後期高齢者医療給付費負担金等に必要な経費</td></tr>
<tr><td>使用理由</td><td colspan="6">新型コロナウイルス感染症について、現下の状況に鑑み、診療報酬上の特例的な評価を行うことに伴い、後期高齢者医療広域連合等に対する療養給付費等の一部を負担する経費及び調整交付金を交付する経費並びに全国健康保険協会等に対する療養給付費等の一部を補助する経費を支出する必要がある。</td></tr>
<tr><td>組織</td><td>項</td><td colspan="2">目</td><td>予備費使用額</td><td colspan="2">備考（積算内訳）</td></tr>
<tr><td>厚生労働本省</td><td>医療保険給付諸費</td><td colspan="2">全国健康保険協会保険給付費等補助金</td><td>288</td><td colspan="2">交付先：保険者（全国健康保険協会）<br>補助率：16.4/100</td></tr>
<tr><td>使用決定日</td><td>R3.8.27</td><td>国会</td><td>閉会中</td><td colspan="2">昭和29年閣議決定第3項該当号</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="6">予備費の使用状況</td><td colspan="7">予備費の使用を必要とした事象等</td></tr>
<tr><td>事象</td><td colspan="6">一定の病態の新型コロナウイルス感染症患者の入院について、患者像の変化や新たな知見を踏まえ、重症化に備えたより手厚い対応が必要となってきている実態が明らかになってきたことを踏まえ、期中における臨時異例の措置として、中等症の新型コロナウイルス感染症患者の診療について、追加的に特例的な評価を行うこととなり、迅速な対応が求められることから、予備費を使用することとした。</td></tr>
<tr><td>発生時期</td><td colspan="2">R3.8上半期</td><td>予算確保に係る検討状況</td><td colspan="2">検討していたが、流用等できず、全額を使用要求</td></tr>
<tr><td colspan="6">支出負担行為の実施時期</td></tr>
<tr><td>予備費使用決定時の想定</td><td colspan="2">R3.9下旬</td><td>実際</td><td colspan="2">R3.10.7</td></tr>
<tr><td colspan="6">予備費使用要求時の積算根拠資料等</td></tr>
<tr><td>積算対象期間の記載等の有無</td><td>無</td><td>有の場合、積算対象期間の内容</td><td colspan="3"></td></tr>
</table>

（単位：百万円）

| 事業番号 | 36 | 所管 | 厚生労働省 | 事業名 | 国民健康保険組合療養給付費補助金 |
|---|---|---|---|---|---|

**事業予算の執行管理等の状況**

| 財源 | 複数財源の場合 | | |
|---|---|---|---|
| 複数 | 執行管理の方法 | 執行管理を一体的に行っている場合 | |
| | 経費限定（予備費のみ） | 整理方法 | 左記の整理方法を採用する理由 |
| | | | |

| 予備費使用相当額に係る予算異動のうち流用又は目内融通の状況 | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 異動の有無 | 無 | 異動額 | | 異動先の事業名 | |

**執行状況**

| 年度 | 予算現額 | 支出済額 | 翌年度繰越額 | 不用額 |
|---|---|---|---|---|
| | 予備費使用相当額 | うち予備費使用相当額に係る金額 | うち予備費使用相当額に係る金額 | うち予備費使用相当額に係る金額 |
| 3 | 187,519 | 187,519 | － | － |
| | 43 | 43 | － | － |

**予備費使用事項**

| 年度 | 3 | 所管 | 厚生労働省 | 事項 | 後期高齢者医療給付費負担金等に必要な経費 |
|---|---|---|---|---|---|

| 使用理由 | 新型コロナウイルス感染症について、現下の状況に鑑み、診療報酬上の特例的な評価を行うことに伴い、後期高齢者医療広域連合等に対する療養給付費等の一部を負担する経費及び調整交付金を交付する経費並びに全国健康保険協会等に対する療養給付費等の一部を補助する経費を支出する必要がある。 |
|---|---|

| 組織 | 項 | 目 | 予備費使用額 | 備考（積算内訳） |
|---|---|---|---|---|
| 厚生労働本省 | 医療保険給付諸費 | 国民健康保険組合療養給付費補助金 | 43 | 交付先：保険者（国民健康保険組合）<br>補助率：47.4/100～28.4/100 |

| 使用決定日 | R3.8.27 | 国会 | 閉会中 | 昭和29年閣議決定第3項該当号 | |
|---|---|---|---|---|---|

**予備費の使用状況**

| 予備費の使用を必要とした事象等 | |
|---|---|
| 事象 | 一定の病態の新型コロナウイルス感染症患者の入院について、患者像の変化や新たな知見を踏まえ、重症化に備えたより手厚い対応が必要となってきている実態が明らかになってきたことを踏まえ、期中における臨時異例の措置として、中等症の新型コロナウイルス感染症患者の診療について、追加的に特例的な評価を行うこととなり、迅速な対応が求められることから、予備費を使用することとした。 |

| 発生時期 | R3.8上半期 | 予算確保に係る検討状況 | 検討していたが、流用等できず、全額を使用要求 |
|---|---|---|---|

| 支出負担行為の実施時期 | | | |
|---|---|---|---|
| 予備費使用決定時の想定 | R3.9下旬 | 実際 | R3.9.28 |

| 予備費使用要求時の積算根拠資料等 | | | |
|---|---|---|---|
| 積算対象期間の記載等の有無 | 無 | 有の場合、積算対象期間の内容 | |

（単位：百万円）

| 事業番号 | 37 | 所管 | 厚生労働省 | 事業名 | 後期高齢者医療給付費負担金 |
|---|---|---|---|---|---|

**事業予算の執行管理等の状況**

| 財源 | 複数財源の場合 | | |
|---|---|---|---|
| 複数 | 執行管理の方法 | 執行管理を一体的に行っている場合 | |
| | 経費限定（予備費のみ） | 整理方法 | 左記の整理方法を採用する理由 |
| | | | |

予備費使用相当額に係る予算異動のうち流用又は目内融通の状況

| 異動の有無 | 無 | 異動額 | | 異動先の事業名 | |
|---|---|---|---|---|---|

**執行状況**

| 年度 | 予算現額 | | 支出済額 | | 翌年度繰越額 | | 不用額 | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 予備費使用相当額 | | うち予備費使用相当額に係る金額 | | うち予備費使用相当額に係る金額 | | うち予備費使用相当額に係る金額 |
| 3 | 3,927,117 | | 3,927,117 | | － | | － | |
| | | 917 | | 917 | | － | | － |

**予備費使用事項**

| 年度 | 3 | 所管 | 厚生労働省 | 事項 | 後期高齢者医療給付費負担金等に必要な経費 |
|---|---|---|---|---|---|

| 使用理由 | 新型コロナウイルス感染症について、現下の状況に鑑み、診療報酬上の特例的な評価を行うことに伴い、後期高齢者医療広域連合等に対する療養給付費等の一部を負担する経費及び調整交付金を交付する経費並びに全国健康保険協会等に対する療養給付費等の一部を補助する経費を支出する必要がある。 |
|---|---|

| 組織 | 項 | 目 | 予備費使用額 | 備考（積算内訳） |
|---|---|---|---|---|
| 厚生労働本省 | 医療保険給付諸費 | 後期高齢者医療給付費等負担金 | 917 | 後期高齢者医療給付費負担金<br>917,409千円<br>交付先：後期高齢者医療広域連合<br>負担率：3/12 |

| 使用決定日 | R3.8.27 | 国会 | 閉会中 | 昭和29年閣議決定第3項該当号 | |
|---|---|---|---|---|---|

**予備費の使用状況**

予備費の使用を必要とした事象等

| 事象 | 一定の病態の新型コロナウイルス感染症患者の入院について、患者像の変化や新たな知見を踏まえ、重症化に備えたより手厚い対応が必要となってきている実態が明らかになってきたことを踏まえ、期中における臨時異例の措置として、中等症の新型コロナウイルス感染症患者の診療について、追加的に特例的な評価を行うこととなり、迅速な対応が求められることから、予備費を使用することとした。 |
|---|---|

| 発生時期 | R3.8上半期 | 予算確保に係る検討状況 | 検討していたが、流用等できず、全額を使用要求 |
|---|---|---|---|

支出負担行為の実施時期

| 予備費使用決定時の想定 | R3.9下旬 | 実際 | R3.10.21 |
|---|---|---|---|

予備費使用要求時の積算根拠資料等

| 積算対象期間の記載等の有無 | 無 | 有の場合、積算対象期間の内容 | |
|---|---|---|---|

（単位：百万円）

<table>
<tr><td>事業番号</td><td>38</td><td>所管</td><td>厚生労働省</td><td>事業名</td><td colspan="3">高額医療費等負担金</td></tr>
<tr><td rowspan="5">事業予算の執行管理等の状況</td><td>財源</td><td colspan="6">複数財源の場合</td></tr>
<tr><td rowspan="2">複数</td><td>執行管理の方法</td><td colspan="5">執行管理を一体的に行っている場合</td></tr>
<tr><td rowspan="2">経費限定（予備費のみ）</td><td>整理方法</td><td colspan="4">左記の整理方法を採用する理由</td></tr>
<tr><td></td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td colspan="7">予備費使用相当額に係る予算異動のうち流用又は目内融通の状況</td></tr>
<tr><td>異動の有無</td><td>無</td><td>異動額</td><td></td><td>異動先の事業名</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td rowspan="3">執行状況</td><td rowspan="2">年度</td><td>予算現額</td><td>支出済額</td><td>翌年度繰越額</td><td colspan="2">不用額</td></tr>
<tr><td>予備費使用相当額</td><td>うち予備費使用相当額に係る金額</td><td>うち予備費使用相当額に係る金額</td><td colspan="2">うち予備費使用相当額に係る金額</td></tr>
<tr><td>3</td><td>88,425<br>20</td><td>88,425<br>20</td><td>－<br>－</td><td colspan="2">－<br>－</td></tr>
<tr><td rowspan="4">予備費使用事項</td><td>年度</td><td>3</td><td>所管</td><td>厚生労働省</td><td>事項</td><td colspan="2">後期高齢者医療給付費負担金等に必要な経費</td></tr>
<tr><td>使用理由</td><td colspan="6">新型コロナウイルス感染症について、現下の状況に鑑み、診療報酬上の特例的な評価を行うことに伴い、後期高齢者医療広域連合等に対する療養給付費等の一部を負担する経費及び調整交付金を交付する経費並びに全国健康保険協会等に対する療養給付費等の一部を補助する経費を支出する必要がある。</td></tr>
<tr><td>組織</td><td>項</td><td colspan="2">目</td><td>予備費使用額</td><td colspan="2">備考（積算内訳）</td></tr>
<tr><td>厚生労働本省</td><td>医療保険給付諸費</td><td colspan="2">後期高齢者医療給付費等負担金</td><td>20</td><td colspan="2">高額医療費等負担金 20,657千円<br>(財政安定化基金造成費を除く)<br>交付先：後期高齢者医療広域連合<br>負担率：1/4</td></tr>
<tr><td>使用決定日</td><td>R3.8.27</td><td>国会</td><td>閉会中</td><td colspan="2">昭和29年閣議決定第3項該当号</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="6">予備費の使用状況</td><td colspan="7">予備費の使用を必要とした事象等</td></tr>
<tr><td>事象</td><td colspan="6">一定の病態の新型コロナウイルス感染症患者の入院について、患者像の変化や新たな知見を踏まえ、重症化に備えたより手厚い対応が必要となってきている実態が明らかになってきたことを踏まえ、期中における臨時異例の措置として、中等症の新型コロナウイルス感染症患者の診療について、追加的に特例的な評価を行うこととなり、迅速な対応が求められることから、予備費を使用することとした。</td></tr>
<tr><td>発生時期</td><td colspan="2">R3.8上半期</td><td>予算確保に係る検討状況</td><td colspan="3">検討していたが、流用等できず、全額を使用要求</td></tr>
<tr><td colspan="7">支出負担行為の実施時期</td></tr>
<tr><td>予備費使用決定時の想定</td><td colspan="2">R3.9下旬</td><td>実際</td><td colspan="3">R3.10.21</td></tr>
<tr><td colspan="7">予備費使用要求時の積算根拠資料等</td></tr>
<tr><td>積算対象期間の記載等の有無</td><td>無</td><td colspan="2">有の場合、積算対象期間の内容</td><td colspan="3"></td></tr>
</table>

（単位：百万円）

| 事業番号 | 39 | 所管 | 厚生労働省 | 事業名 | 国民健康保険療養給付費負担金 |
|---|---|---|---|---|---|

| 事業予算の執行管理等の状況 | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 財源 | 複数財源の場合 | | | |
| 複数 | 執行管理の方法 | 執行管理を一体的に行っている場合 | | |
| | 経費限定（予備費のみ） | 整理方法 | 左記の整理方法を採用する理由 | |
| | | | | |
| 予備費使用相当額に係る予算異動のうち流用又は目内融通の状況 | | | | |
| 異動の有無 | 無 | 異動額 | | 異動先の事業名 |

| 執行状況 | 年度 | 予算現額 | 支出済額 | 翌年度繰越額 | 不用額 |
|---|---|---|---|---|---|
| | | 予備費使用相当額 | うち予備費使用相当額に係る金額 | うち予備費使用相当額に係る金額 | うち予備費使用相当額に係る金額 |
| | 3 | 1,561,701 | 1,561,701 | － | － |
| | | 393 | 393 | － | － |

| 予備費使用事項 | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 年度 | 3 | 所管 | 厚生労働省 | 事項 | 後期高齢者医療給付費負担金等に必要な経費 |
| 使用理由 | 新型コロナウイルス感染症について、現下の状況に鑑み、診療報酬上の特例的な評価を行うことに伴い、後期高齢者医療広域連合等に対する療養給付費等の一部を負担する経費及び調整交付金を交付する経費並びに全国健康保険協会等に対する療養給付費等の一部を補助する経費を支出する必要がある。 | | | | |

| 組織 | 項 | 目 | 予備費使用額 | 備考（積算内訳） |
|---|---|---|---|---|
| 厚生労働本省 | 医療保険給付諸費 | 国民健康保険療養給付費等負担金 | 393 | 療養給付費負担金<br>393,812千円<br>交付先：保険者（都道府県）<br>負担率：32/100 |

| 使用決定日 | R3.8.27 | 国会 | 閉会中 | 昭和29年閣議決定第3項該当号 | |
|---|---|---|---|---|---|

| 予備費の使用状況 | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 予備費の使用を必要とした事象等 | | | | |
| 事象 | 一定の病態の新型コロナウイルス感染症患者の入院について、患者像の変化や新たな知見を踏まえ、重症化に備えたより手厚い対応が必要となってきている実態が明らかになってきたことを踏まえ、期中における臨時異例の措置として、中等症の新型コロナウイルス感染症患者の診療について、追加的に特例的な評価を行うこととなり、迅速な対応が求められることから、予備費を使用することとした。 | | | |
| 発生時期 | R3.8上半期 | | 予算確保に係る検討状況 | 検討していたが、流用等できず、全額を使用要求 |
| 支出負担行為の実施時期 | | | | |
| 予備費使用決定時の想定 | R3.9下旬 | | 実際 | R3.9.28 |
| 予備費使用要求時の積算根拠資料等 | | | | |
| 積算対象期間の記載等の有無 | 無 | 有の場合、積算対象期間の内容 | | |

（単位：百万円）

| 事業番号 | 40 | 所管 | 厚生労働省 | 事業名 | 保険基盤安定等負担金（高額医療費負担金分） |
|---|---|---|---|---|---|

**事業予算の執行管理等の状況**

| 財源 | 複数財源の場合 | | |
|---|---|---|---|
| 複数 | 執行管理の方法 | 執行管理を一体的に行っている場合 | |
| | 経費限定（予備費のみ） | 整理方法 | 左記の整理方法を採用する理由 |
| | | | |

予備費使用相当額に係る予算異動のうち流用又は目内融通の状況

| 異動の有無 | 無 | 異動額 | | 異動先の事業名 | |
|---|---|---|---|---|---|

**執行状況**

| 年度 | 予算現額 | 予備費使用相当額 | 支出済額 | うち予備費使用相当額に係る金額 | 翌年度繰越額 | うち予備費使用相当額に係る金額 | 不用額 | うち予備費使用相当額に係る金額 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 3 | 95,176 | 24 | 95,176 | 24 | － | － | － | － |

**予備費使用事項**

| 年度 | 3 | 所管 | 厚生労働省 | 事項 | 後期高齢者医療給付費負担金等に必要な経費 |
|---|---|---|---|---|---|

| 使用理由 | 新型コロナウイルス感染症について、現下の状況に鑑み、診療報酬上の特例的な評価を行うことに伴い、後期高齢者医療広域連合等に対する療養給付費等の一部を負担する経費及び調整交付金を交付する経費並びに全国健康保険協会等に対する療養給付費等の一部を補助する経費を支出する必要がある。 |
|---|---|

| 組織 | 項 | 目 | 予備費使用額 | 備考（積算内訳） |
|---|---|---|---|---|
| 厚生労働本省 | 医療保険給付諸費 | 国民健康保険療養給付費等負担金 | 24 | 保険基盤安定等負担金<br>24,001千円<br>交付先：保険者（都道府県）<br>負担率：1/4 |

| 使用決定日 | R3.8.27 | 国会 | 閉会中 | 昭和29年閣議決定第3項該当号 | |
|---|---|---|---|---|---|

**予備費の使用状況**

予備費の使用を必要とした事象等

| 事象 | 一定の病態の新型コロナウイルス感染症患者の入院について、患者像の変化や新たな知見を踏まえ、重症化に備えたより手厚い対応が必要となってきている実態が明らかになってきたことを踏まえ、期中における臨時異例の措置として、中等症の新型コロナウイルス感染症患者の診療について、追加的に特例的な評価を行うこととなり、迅速な対応が求められることから、予備費を使用することとした。 |
|---|---|

| 発生時期 | R3.8上半期 | 予算確保に係る検討状況 | 検討していたが、流用等できず、全額を使用要求 |
|---|---|---|---|

支出負担行為の実施時期

| 予備費使用決定時の想定 | R3.9下旬 | 実際 | R3.9.28 |
|---|---|---|---|

予備費使用要求時の積算根拠資料等

| 積算対象期間の記載等の有無 | 無 | 有の場合、積算対象期間の内容 | |
|---|---|---|---|

（単位：百万円）

<table>
<tr><td>事業番号</td><td>41</td><td>所管</td><td>厚生労働省</td><td>事業名</td><td colspan="3">後期高齢者医療財政調整交付金</td></tr>
<tr><td rowspan="5">事業予算の執行管理等の状況</td><td>財源</td><td colspan="6">複数財源の場合</td></tr>
<tr><td rowspan="2">複数</td><td>執行管理の方法</td><td colspan="5">執行管理を一体的に行っている場合</td></tr>
<tr><td rowspan="2">経費限定（予備費のみ）</td><td>整理方法</td><td colspan="4">左記の整理方法を採用する理由</td></tr>
<tr><td></td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td colspan="7">予備費使用相当額に係る予算異動のうち流用又は目内融通の状況</td></tr>
<tr><td>異動の有無</td><td>無</td><td>異動額</td><td></td><td>異動先の事業名</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td rowspan="3">執行状況</td><td rowspan="2">年度</td><td>予算現額</td><td>支出済額</td><td>翌年度繰越額</td><td colspan="2">不用額</td></tr>
<tr><td>予備費使用相当額</td><td>うち予備費使用相当額に係る金額</td><td>うち予備費使用相当額に係る金額</td><td colspan="2">うち予備費使用相当額に係る金額</td></tr>
<tr><td>3</td><td>1,309,038<br>305</td><td>1,309,038<br>305</td><td>－<br>－</td><td colspan="2">－<br>－</td></tr>
<tr><td rowspan="5">予備費使用事項</td><td>年度</td><td>3</td><td>所管</td><td>厚生労働省</td><td>事項</td><td colspan="2">後期高齢者医療給付費負担金等に必要な経費</td></tr>
<tr><td>使用理由</td><td colspan="6">新型コロナウイルス感染症について、現下の状況に鑑み、診療報酬上の特例的な評価を行うことに伴い、後期高齢者医療広域連合等に対する療養給付費等の一部を負担する経費及び調整交付金を交付する経費並びに全国健康保険協会等に対する療養給付費等の一部を補助する経費を支出する必要がある。</td></tr>
<tr><td>組織</td><td>項</td><td colspan="2">目</td><td>予備費使用額</td><td colspan="2">備考（積算内訳）</td></tr>
<tr><td>厚生労働本省</td><td>医療保険給付諸費</td><td colspan="2">後期高齢者医療財政調整交付金</td><td>305</td><td colspan="2">交付先：後期高齢者医療広域連合<br>交付率：1/12</td></tr>
<tr><td>使用決定日</td><td>R3.8.27</td><td>国会</td><td>閉会中</td><td colspan="2">昭和29年閣議決定第3項該当号</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="6">予備費の使用状況</td><td colspan="7">予備費の使用を必要とした事象等</td></tr>
<tr><td>事象</td><td colspan="6">一定の病態の新型コロナウイルス感染症患者の入院について、患者像の変化や新たな知見を踏まえ、重症化に備えたより手厚い対応が必要となってきている実態が明らかになってきたことを踏まえ、期中における臨時異例の措置として、中等症の新型コロナウイルス感染症患者の診療について、追加的に特例的な評価を行うこととなり、迅速な対応が求められることから、予備費を使用することとした。</td></tr>
<tr><td>発生時期</td><td colspan="3">R3.8上半期</td><td>予算確保に係る検討状況</td><td colspan="2">検討していたが、流用等できず、全額を使用要求</td></tr>
<tr><td colspan="7">支出負担行為の実施時期</td></tr>
<tr><td colspan="2">予備費使用決定時の想定</td><td colspan="2">R3.9下旬</td><td>実際</td><td colspan="2">R3.10.11</td></tr>
<tr><td colspan="7">予備費使用要求時の積算根拠資料等</td></tr>
<tr><td colspan="2">積算対象期間の記載等の有無</td><td>無</td><td>有の場合、積算対象期間の内容</td><td colspan="3"></td></tr>
</table>

（単位：百万円）

| 事業番号 | 42 | 所管 | 厚生労働省 | 事業名 | 国民健康保険財政調整交付金 |
|---|---|---|---|---|---|

**事業予算の執行管理等の状況**

| 財源 | 複数財源の場合 | | |
|---|---|---|---|
| 複数 | 執行管理の方法 | 執行管理を一体的に行っている場合 | |
| | 経費限定（予備費のみ） | 整理方法 | 左記の整理方法を採用する理由 |
| | | | |

予備費使用相当額に係る予算異動のうち流用又は目内融通の状況

| 異動の有無 | 無 | 異動額 | | 異動先の事業名 | |
|---|---|---|---|---|---|

**執行状況**

| 年度 | 予算現額 | 支出済額 | 翌年度繰越額 | 不用額 |
|---|---|---|---|---|
| | 予備費使用相当額 | うち予備費使用相当額に係る金額 | うち予備費使用相当額に係る金額 | うち予備費使用相当額に係る金額 |
| 3 | 614,602 | 614,602 | － | － |
| | 143 | 143 | － | － |

**予備費使用事項**

| 年度 | 3 | 所管 | 厚生労働省 | 事項 | 後期高齢者医療給付費負担金等に必要な経費 |
|---|---|---|---|---|---|

| 使用理由 | 新型コロナウイルス感染症について、現下の状況に鑑み、診療報酬上の特例的な評価を行うことに伴い、後期高齢者医療広域連合等に対する療養給付費等の一部を負担する経費及び調整交付金を交付する経費並びに全国健康保険協会等に対する療養給付費等の一部を補助する経費を支出する必要がある。 |
|---|---|

| 組織 | 項 | 目 | 予備費使用額 | 備考（積算内訳） |
|---|---|---|---|---|
| 厚生労働本省 | 医療保険給付諸費 | 国民健康保険財政調整交付金 | 143 | 交付先：保険者（都道府県）<br>交付率：9/100 |

| 使用決定日 | R3.8.27 | 国会 | 閉会中 | 昭和29年閣議決定第3項該当号 | |
|---|---|---|---|---|---|

**予備費の使用状況**

予備費の使用を必要とした事象等

| 事象 | 一定の病態の新型コロナウイルス感染症患者の入院について、患者像の変化や新たな知見を踏まえ、重症化に備えたより手厚い対応が必要となってきている実態が明らかになってきたことを踏まえ、期中における臨時異例の措置として、中等症の新型コロナウイルス感染症患者の診療について、追加的に特例的な評価を行うこととなり、迅速な対応が求められることから、予備費を使用することとした。 |
|---|---|

| 発生時期 | R3.8上半期 | 予算確保に係る検討状況 | 検討していたが、流用等できず、全額を使用要求 |
|---|---|---|---|

支出負担行為の実施時期

| 予備費使用決定時の想定 | R3.9下旬 | 実際 | R3.10.4 |
|---|---|---|---|

予備費使用要求時の積算根拠資料等

| 積算対象期間の記載等の有無 | 無 | 有の場合、積算対象期間の内容 | |
|---|---|---|---|

（単位：百万円）

| 事業番号 | 43 | 所管 | 厚生労働省 | 事業名 | 精神障害者医療保護入院費補助金 |
|---|---|---|---|---|---|

**事業予算の執行管理等の状況**

| 財源 | 複数財源の場合 | | |
|---|---|---|---|
| 複数 | 執行管理の方法 | 執行管理を一体的に行っている場合 | |
| | 経費限定（予備費のみ） | 整理方法 | 左記の整理方法を採用する理由 |
| | | | |

予備費使用相当額に係る予算異動のうち流用又は目内融通の状況

| 異動の有無 | 無 | 異動額 | | 異動先の事業名 | |
|---|---|---|---|---|---|

**執行状況**

| 年度 | 予算現額 | | 支出済額 | | 翌年度繰越額 | | 不用額 | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 予備費使用相当額 | | うち予備費使用相当額に係る金額 | | うち予備費使用相当額に係る金額 | | うち予備費使用相当額に係る金額 | |
| 3 | 259 | | 259 | | － | | － | |
| | 0 | | 0 | | － | | － | |

**予備費使用事項**

| 年度 | 3 | 所管 | 厚生労働省 | 事項 | 後期高齢者医療給付費負担金等に必要な経費 |
|---|---|---|---|---|---|

| 使用理由 | 新型コロナウイルス感染症について、現下の状況に鑑み、診療報酬上の特例的な評価を行うことに伴い、後期高齢者医療広域連合等に対する療養給付費等の一部を負担する経費及び調整交付金を交付する経費並びに全国健康保険協会等に対する療養給付費等の一部を補助する経費を支出する必要がある。 |
|---|---|

| 組織 | 項 | 目 | 予備費使用額 | 備考（積算内訳） |
|---|---|---|---|---|
| 厚生労働本省 | 障害保健福祉費 | 精神障害者医療保護入院費補助金 | 0 | 交付先：沖縄県<br>補助率：8/10 |

| 使用決定日 | R3.8.27 | 国会 | 閉会中 | 昭和29年閣議決定第3項該当号 | |
|---|---|---|---|---|---|

**予備費の使用状況**

予備費の使用を必要とした事象等

| 事象 | 一定の病態の新型コロナウイルス感染症患者の入院について、患者像の変化や新たな知見を踏まえ、重症化に備えたより手厚い対応が必要となってきている実態が明らかになってきたことを踏まえ、期中における臨時異例の措置として、中等症の新型コロナウイルス感染症患者の診療について、追加的に特例的な評価を行うこととなり、迅速な対応が求められることから、予備費を使用することとした。 |
|---|---|

| 発生時期 | R3.8上半期 | 予算確保に係る検討状況 | 検討していたが、流用等できず、全額を使用要求 |
|---|---|---|---|

支出負担行為の実施時期

| 予備費使用決定時の想定 | R3.9 | 実際 | R3.12.21 |
|---|---|---|---|

予備費使用要求時の積算根拠資料等

| 積算対象期間の記載等の有無 | 無 | 有の場合、積算対象期間の内容 | |
|---|---|---|---|

（単位：百万円）

<table>
<tr><td>事業番号</td><td>44</td><td>所管</td><td>厚生労働省</td><td>事業名</td><td colspan="3">精神障害者措置入院費負担金</td></tr>
<tr><td rowspan="4">事業予算の執行管理等の状況</td><td>財源</td><td colspan="6">複数財源の場合</td></tr>
<tr><td rowspan="2">複数</td><td>執行管理の方法</td><td colspan="5">執行管理を一体的に行っている場合</td></tr>
<tr><td>経費限定（予備費のみ）</td><td>整理方法</td><td colspan="4">左記の整理方法を採用する理由</td></tr>
<tr><td colspan="7">予備費使用相当額に係る予算異動のうち流用又は目内融通の状況</td></tr>
<tr><td>異動の有無</td><td>無</td><td>異動額</td><td></td><td>異動先の事業名</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td rowspan="3">執行状況</td><td rowspan="2">年度</td><td>予算現額</td><td>支出済額</td><td>翌年度繰越額</td><td colspan="2">不用額</td></tr>
<tr><td>予備費使用相当額</td><td>うち予備費使用相当額に係る金額</td><td>うち予備費使用相当額に係る金額</td><td colspan="2">うち予備費使用相当額に係る金額</td></tr>
<tr><td>3</td><td>5,459<br>1</td><td>5,459<br>1</td><td>－<br>－</td><td colspan="2">－<br>－</td></tr>
<tr><td rowspan="4">予備費使用事項</td><td>年度</td><td>3</td><td>所管</td><td>厚生労働省</td><td>事項</td><td colspan="2">後期高齢者医療給付費負担金等に必要な経費</td></tr>
<tr><td>使用理由</td><td colspan="6">新型コロナウイルス感染症について、現下の状況に鑑み、診療報酬上の特例的な評価を行うことに伴い、後期高齢者医療広域連合等に対する療養給付費等の一部を負担する経費及び調整交付金を交付する経費並びに全国健康保険協会等に対する療養給付費等の一部を補助する経費を支出する必要がある。</td></tr>
<tr><td>組織</td><td>項</td><td colspan="2">目</td><td>予備費使用額</td><td colspan="2">備考（積算内訳）</td></tr>
<tr><td>厚生労働本省</td><td>障害保健福祉費</td><td colspan="2">精神障害者措置入院費負担金</td><td>1</td><td colspan="2">交付先：地方公共団体<br>負担率：3/4</td></tr>
<tr><td>使用決定日</td><td>R3.8.27</td><td>国会</td><td>閉会中</td><td>昭和29年閣議決定第3項該当号</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td rowspan="6">予備費の使用状況</td><td colspan="7">予備費の使用を必要とした事象等</td></tr>
<tr><td>事象</td><td colspan="6">一定の病態の新型コロナウイルス感染症患者の入院について、患者像の変化や新たな知見を踏まえ、重症化に備えたより手厚い対応が必要となってきている実態が明らかになってきたことを踏まえ、期中における臨時異例の措置として、中等症の新型コロナウイルス感染症患者の診療について、追加的に特例的な評価を行うこととなり、迅速な対応が求められることから、予備費を使用することとした。</td></tr>
<tr><td>発生時期</td><td colspan="3">R3.8上半期</td><td>予算確保に係る検討状況</td><td colspan="2">検討していたが、流用等できず、全額を使用要求</td></tr>
<tr><td colspan="7">支出負担行為の実施時期</td></tr>
<tr><td colspan="2">予備費使用決定時の想定</td><td colspan="2">R3.9</td><td>実際</td><td colspan="2">R3.12.21</td></tr>
<tr><td colspan="7">予備費使用要求時の積算根拠資料等</td></tr>
<tr><td colspan="2">積算対象期間の記載等の有無</td><td>無</td><td>有の場合、積算対象期間の内容</td><td colspan="3"></td></tr>
</table>

（単位：百万円）

| 事業番号 | 45 | 所管 | 厚生労働省 | 事業名 | 新型コロナウイルス感染症抗原検査キットの確保 |
|---|---|---|---|---|---|

**事業予算の執行管理等の状況**

| 財源 | 複数財源の場合 | | |
|---|---|---|---|
| 複数 | 執行管理の方法 | 執行管理を一体的に行っている場合 | |
| | 一体管理 | 整理方法 | 左記の整理方法を採用する理由 |
| | | 先入れ先出し執行 | 予算残額等の把握のため、時系列に整理している。 |

予備費使用相当額に係る予算異動のうち流用又は目内融通の状況

| 異動の有無 | 有 | 異動額 | 11,000 | 異動元の事業名 | 医療機関等へのマスク等の優先配布 |
|---|---|---|---|---|---|

**執行状況**

| 年度 | 予算現額 | 支出済額 | 翌年度繰越額 | 不用額 |
|---|---|---|---|---|
| | 予備費使用相当額 | うち予備費使用相当額に係る金額 | うち予備費使用相当額に係る金額 | うち予備費使用相当額に係る金額 |
| 3 | 199,237 | 28,365 | 166,739 | 4,132 |
| | 92,864 | － | 92,864 | － |

（注）本事業に係る予備費使用事項は他の事業からの異動額に係るものを含めて2事項あるが、予備費使用事項別の執行状況を示すために、本欄における予備費使用相当額は下欄の予備費使用事項に係るもののみを対象としている。

**予備費使用事項**

| 年度 | 3 | 所管 | 厚生労働省 | 事項 | 新型コロナウイルス感染症に係る抗原検査キットの安定的な供給の推進に必要な経費 |
|---|---|---|---|---|---|

| 使用理由 | 新型コロナウイルス感染症について、現下の状況に鑑み、抗原検査キットの安定的な供給を推進するため、抗原検査キットの買上げに要する経費を支出する必要がある。 |
|---|---|

| 組織 | 項 | 目 | 予備費使用額 | 備考（積算内訳） |
|---|---|---|---|---|
| 厚生労働本省 | 感染症対策費 | 医薬品買上費 | 92,864 | 消耗品費　92,864,224千円 |

| 使用決定日 | R4.3.25 | 国会 | 開会中 | 昭和29年閣議決定第3項該当号 | 第3号 |
|---|---|---|---|---|---|

**予備費の使用状況**

予備費の使用を必要とした事象等

| 事象 | 新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針の変更（令和4年2月10日）<br>抗原定性検査キットについて、感染の急拡大に伴う需要増により地域によっては一時的に供給不足が生じていることから、国が買取保証を行い緊急の増産・輸入要請をすることや、優先度に応じた物流の流れを確保すること等により、確保に万全を期す（新型コロナウイルス感染症対策本部決定）。 |
|---|---|

| 発生時期 | R4.2.10 | 予算確保に係る検討状況 | 流用等の上、不足する額を使用要求 |
|---|---|---|---|

支出負担行為の実施時期

| 予備費使用決定時の想定 | R4.3 | 実際 | －(R3年度内未執行) |
|---|---|---|---|

予備費使用要求時の積算根拠資料等

| 積算対象期間の記載等の有無 | 無 | 有の場合、積算対象期間の内容 | |
|---|---|---|---|

（単位：百万円）

| 事業番号 | 46 | 所管 | 厚生労働省 | 事業名 | 新型コロナウイルス感染症治療薬実用化支援事業 |
|---|---|---|---|---|---|

**事業予算の執行管理等の状況**

| 財源 | 複数財源の場合 | | |
|---|---|---|---|
| 予備費のみ | 執行管理の方法 | 執行管理を一体的に行っている場合 | |
| | | 整理方法 | 左記の整理方法を採用する理由 |
| | | | |

予備費使用相当額に係る予算異動のうち流用又は目内融通の状況

| 異動の有無 | 無 | 異動額 | | 異動先の事業名 | |
|---|---|---|---|---|---|

**執行状況**

| 年度 | 予算現額<br>予備費使用相当額 | 支出済額<br>うち予備費使用相当額に係る金額 | 翌年度繰越額<br>うち予備費使用相当額に係る金額 | 不用額<br>うち予備費使用相当額に係る金額 |
|---|---|---|---|---|
| 3 | 15,000 | － | 15,000 | － |
| | 15,000 | － | 15,000 | － |

**予備費使用事項**

| 年度 | 3 | 所管 | 厚生労働省 | 事項 | 新型コロナウイルス感染症治療薬の確保等に必要な経費 |
|---|---|---|---|---|---|

| 使用理由 | 新型コロナウイルス感染症について、現下の状況に鑑み、治療薬が必要な患者への供給を図るため、一般社団法人新薬・未承認薬等研究開発支援センターが行う新型コロナウイルス感染症治療薬の確保に要する費用に充てるための基金の造成に要する交付金を交付する経費及び民間団体が行う新型コロナウイルス感染症治療薬の実用化に要する費用を補助する経費を支出する必要がある。 |
|---|---|

| 組織 | 項 | 目 | 予備費使用額 | 備考（積算内訳） |
|---|---|---|---|---|
| 厚生労働本省 | 感染症対策費 | 疾病予防対策事業費等補助金 | 15,000 | 新型コロナウイルス感染症治療薬実用化支援事業<br>補助先：民間団体<br>補助率：定額 |

| 使用決定日 | R4.3.25 | 国会 | 開会中 | 昭和29年閣議決定第3項該当号 | 第3号 |
|---|---|---|---|---|---|

**予備費の使用状況**

予備費の使用を必要とした事象等

| 事象 | オミクロン株による感染拡大や全国的なまん延防止重点措置の発令等、感染者の増加に対応する必要が生じた。 | | |
|---|---|---|---|
| 発生時期 | R4.1以降 | 予算確保に係る検討状況 | 検討していたが、流用等できず、全額を使用要求 |

支出負担行為の実施時期

| 予備費使用決定時の想定 | R4.3下旬 | 実際 | －(R3年度内未執行) |
|---|---|---|---|

予備費使用要求時の積算根拠資料等

| 積算対象期間の記載等の有無 | 無 | 有の場合、積算対象期間の内容 | |
|---|---|---|---|

（単位：百万円）

| 事業番号 | 47 | 所管 | 厚生労働省 | 事業名 | 新型コロナウイルス感染症治療薬確保事業（基金補助金） |
|---|---|---|---|---|---|

**事業予算の執行管理等の状況**

| 財源 | 複数財源の場合 | | |
|---|---|---|---|
| 複数 | 執行管理の方法 | 執行管理を一体的に行っている場合 | |
| | 一体管理 | 整理方法 | 左記の整理方法を採用する理由 |
| | | 先入れ先出し執行 | 既存事業と同種の事業であり、区分して執行できないため、予算措置の順に整理している。 |

予備費使用相当額に係る予算異動のうち流用又は目内融通の状況

| 異動の有無 | 無 | 異動額 | | 異動先の事業名 | |
|---|---|---|---|---|---|

**執行状況**

| 年度 | 予算現額 | 支出済額 | 翌年度繰越額 | 不用額 |
|---|---|---|---|---|
| | 予備費使用相当額 | うち予備費使用相当額に係る金額 | うち予備費使用相当額に係る金額 | うち予備費使用相当額に係る金額 |
| 3 | 1,026,638 | 1,026,638 | － | － |
| | 424,693 | 424,693 | － | － |

**予備費使用事項**

| 年度 | 3 | 所管 | 厚生労働省 | 事項 | 新型コロナウイルス感染症治療薬の確保等に必要な経費 |
|---|---|---|---|---|---|

| 使用理由 | 新型コロナウイルス感染症について、現下の状況に鑑み、治療薬が必要な患者への供給を図るため、一般社団法人新薬・未承認薬等研究開発支援センターが行う新型コロナウイルス感染症治療薬の確保に要する費用に充てるための基金の造成に要する交付金を交付する経費を支出する必要がある。 |
|---|---|

| 組織 | 項 | 目 | 予備費使用額 | 備考（積算内訳） |
|---|---|---|---|---|
| 厚生労働本省 | 感染症対策費 | 新型コロナウイルスワクチン等生産体制整備臨時特例交付金 | 424,693 | 新型コロナウイルス感染症治療薬確保事業<br>交付先：一般社団法人新薬・未承認薬等研究開発支援センター<br>補助率：定額 |

| 使用決定日 | R4.3.25 | 国会 | 開会中 | 昭和29年閣議決定第3項該当号 | 第3号 |
|---|---|---|---|---|---|

**予備費の使用状況**

予備費の使用を必要とした事象等

| 事象 | 令和4年1月から急激に感染者が増えるなど、治療薬を必要とする患者が増えてきたことなどから、治療薬を確保する必要が生じた。 | | |
|---|---|---|---|
| 発生時期 | R4.1以降 | 予算確保に係る検討状況 | 検討していたが、流用等できず、全額を使用要求 |

支出負担行為の実施時期

| 予備費使用決定時の想定 | R4.3 | 実際 | R4.3.28 |
|---|---|---|---|

予備費使用要求時の積算根拠資料等

| 積算対象期間の記載等の有無 | 無 | 有の場合、積算対象期間の内容 | |
|---|---|---|---|

（単位：百万円）

| 事業番号 | 48 | 所管 | 農林水産省 | 事業名 | 経営継続補助事業（一次募集分） |
|---|---|---|---|---|---|

**事業予算の執行管理等の状況**

| 財源 | 複数財源の場合 | | |
|---|---|---|---|
| 複数 | 執行管理の方法 | 執行管理を一体的に行っている場合 | |
| | 経費限定（複数財源を一体管理） | 整理方法 | 左記の整理方法を採用する理由 |
| | | 予備費優先執行 | 既定経費と一体で支出負担行為を行ったが、予備費は年度内に支出すべき点を踏まえ、支出済額は予備費を先に充当したため |

予備費使用相当額に係る予算異動のうち流用又は目内融通の状況

| 異動の有無 | 無 | 異動額 | | 異動先の事業名 | |
|---|---|---|---|---|---|

**執行状況**

| 年度 | 予算現額 | 予備費使用相当額 | 支出済額 | うち予備費使用相当額に係る金額 | 翌年度繰越額 | うち予備費使用相当額に係る金額 | 不用額 | うち予備費使用相当額に係る金額 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 2 | 64,118 | 24,079 | 34,016 | 24,079 | 29,874 | － | 227 | － |
| 3 | 27,575 | － | 25,536 | － | 688 | － | 1,350 | － |

**予備費使用事項**

| 年度 | 2 | 所管 | 農林水産省 | 事項 | 農林漁業者の経営継続支援に必要な経費 |
|---|---|---|---|---|---|

| 使用理由 | 新型コロナウイルス感染症について、現下の状況に鑑み、農林漁業者の経営の継続を支援するための一般社団法人全国農業会議所が行う経営継続補助事業に要する経費を支出する必要がある。 |
|---|---|

| 組織 | 項 | 目 | 予備費使用額 | 備考（積算内訳） |
|---|---|---|---|---|
| 農林水産本省 | 国産農産物消費拡大対策費 | 経営継続対策事業費補助金 | 24,079 | 経営継続補助事業補助先：一般社団法人全国農業会議所<br>補助率：定額 |

| 使用決定日 | R2.10.16 | 国会 | 閉会中 | 昭和29年閣議決定第3項該当号 | |
|---|---|---|---|---|---|

**予備費の使用状況**

予備費の使用を必要とした事象等

| 事象 | | | |
|---|---|---|---|
| 発生時期 | | 予算確保に係る検討状況 | |

支出負担行為の実施時期

| 予備費使用決定時の想定 | | 実際 | |
|---|---|---|---|

予備費使用要求時の積算根拠資料等

| 積算対象期間の記載等の有無 | | 有の場合、積算対象期間の内容 | |
|---|---|---|---|

（単位：百万円）

| 事業番号 | 49 | 所管 | 農林水産省 | 事業名 | 食品受入能力向上緊急支援事業 |
|---|---|---|---|---|---|

**事業予算の執行管理等の状況**

| 財源 | 複数財源の場合 | | |
|---|---|---|---|
| 予備費のみ | 執行管理の方法 | 執行管理を一体的に行っている場合 | |
| | | 整理方法 | 左記の整理方法を採用する理由 |
| | | | |

予備費使用相当額に係る予算異動のうち流用又は目内融通の状況

| 異動の有無 | 無 | 異動額 | | 異動先の事業名 | |
|---|---|---|---|---|---|

**執行状況**

| 年度 | 予算現額 | 予備費使用相当額 | 支出済額 | うち予備費使用相当額に係る金額 | 翌年度繰越額 | うち予備費使用相当額に係る金額 | 不用額 | うち予備費使用相当額に係る金額 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 2 | 394 | 394 | － | － | 394 | 394 | － | － |
| 3 | 394 | 394 | 36 | 36 | － | － | 358 | 358 |

**予備費使用事項**

| 年度 | 2 | 所管 | 農林水産省 | 事項 | 食品受入能力向上緊急支援事業に必要な経費 |
|---|---|---|---|---|---|

| 使用理由 | 新型コロナウイルス感染症について、現下の状況に鑑み、孤独や孤立を防止するフードバンク活動を支援するための民間団体が行う食品受入能力向上緊急支援事業に要する経費を補助する経費を支出する必要がある。 |
|---|---|

| 組織 | 項 | 目 | 予備費使用額 | 備考（積算内訳） |
|---|---|---|---|---|
| 農林水産本省 | 国産農産物消費拡大対策費 | 国産農産物消費拡大対策事業費補助金 | 394 | 食品受入能力向上緊急支援事業<br>補助先：民間団体<br>補助率：定額 |

| 使用決定日 | R3.3.23 | 国会 | 開会中 | 昭和29年閣議決定第3項該当号 | 第3号 |
|---|---|---|---|---|---|

**予備費の使用状況**

予備費の使用を必要とした事象等

| 事象 | 新型コロナに影響を受けた非正規雇用労働者等に対する緊急対策関係閣僚会議による施策の決定 | | |
|---|---|---|---|
| 発生時期 | R3.3.16 | 予算確保に係る検討状況 | 検討したが、流用等できず、全額を使用要求 |

支出負担行為の実施時期

| 予備費使用決定時の想定 | R3.3下旬 | 実際 | R3.6.22 |
|---|---|---|---|

予備費使用要求時の積算根拠資料等

| 積算対象期間の記載等の有無 | 有 | 有の場合、積算対象期間の内容 | 令和3年1月8日から3月31日までの間の経費を積算 |
|---|---|---|---|

（単位：百万円）

| 事業番号 | 50 | 所管 | 経済産業省<br>(中小企業庁) | 事業名 | 持続化給付金 |
|---|---|---|---|---|---|

| 事業予算の執行管理等の状況 | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 財源 | 複数財源の場合 | | | |
| 複数 | 執行管理の方法 | 執行管理を一体的に行っている場合 | | |
| | 一体管理 | 整理方法 | 左記の整理方法を採用する理由 | |
| | | 先入れ先出し執行 | 予算が配賦された順番に支出をすることとしたため | |
| 予備費使用相当額に係る予算異動のうち流用又は目内融通の状況 | | | | |
| 異動の有無 | 無 | 異動額 | | 異動先の事業名 |

| 執行状況 | 年度 | 予算現額 | 予備費使用相当額 | 支出済額 | うち予備費使用相当額に係る金額 | 翌年度繰越額 | うち予備費使用相当額に係る金額 | 不用額 | うち予備費使用相当額に係る金額 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 2 | 5,546,000 | 915,000 | 5,541,788 | 915,000 | 4,211 | － | － | － |
| | 3 | 4,211 | － | － | － | － | － | 4,211 | － |

| 予備費使用事項 | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 年度 | 2 | 所管 | 経済産業省 | 事項 | 持続化給付金の支給に必要な経費 |
| 使用理由 | 新型コロナウイルス感染症について、現下の状況に鑑み、中小企業者等に対する事業継続のための持続化給付金の予算の不足を補う必要がある。 | | | | |

| 組織 | 項 | 目 | 予備費使用額 | 備考（積算内訳） |
|---|---|---|---|---|
| 中小企業庁 | 経営革新・創業促進費 | 新型コロナウイルス感染症対策中小企業等持続化給付金 | 915,000 | 給付先：中小企業者等<br>給付額：上限200万円 |

| 使用決定日 | R2.8.7 | 国会 | 閉会中 | 昭和29年閣議決定第3項該当号 | |
|---|---|---|---|---|---|

| 予備費の使用状況 | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 予備費の使用を必要とした事象等 | | | | |
| 事象 | | | | |
| 発生時期 | | 予算確保に係る検討状況 | | |
| 支出負担行為の実施時期 | | | | |
| 予備費使用決定時の想定 | | 実際 | | |
| 予備費使用要求時の積算根拠資料等 | | | | |
| 積算対象期間の記載等の有無 | | 有の場合、積算対象期間の内容 | | |

（単位：百万円）

| 事業番号 | 51 | 所管 | 経済産業省 | 事業名 | 早期・大量の感染症検査の実現に向けた実証事業（感染症の早期・大量診断 2次募集） |
|---|---|---|---|---|---|

| 事業予算の執行管理等の状況 | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 財源 | 複数財源の場合 | | | | | |
| 予備費のみ | 執行管理の方法 | 執行管理を一体的に行っている場合 | | | | |
| | | 整理方法 | 左記の整理方法を採用する理由 | | | |
| 予備費使用相当額に係る予算異動のうち流用又は目内融通の状況 | | | | | | |
| 異動の有無 | 無 | 異動額 | | 異動先の事業名 | | |

| 執行状況 | 年度 | 予算現額 | 予備費使用相当額 | 支出済額 | うち予備費使用相当額に係る金額 | 翌年度繰越額 | うち予備費使用相当額に係る金額 | 不用額 | うち予備費使用相当額に係る金額 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 2 | 1,897 | 1,897 | 1,820 | 1,820 | 77 | 77 | － | － |
| | 3 | 77 | 77 | 77 | 77 | － | － | － | － |

| 予備費使用事項 | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 年度 | 2 | 所管 | 経済産業省 | 事項 | 早期かつ大量の感染症検査の実現に向けた実証事業に必要な経費 | |
| 使用理由 | 新型コロナウイルス感染症について、現下の状況に鑑み、検査体制の抜本的な拡充を図るための国立研究開発法人日本医療研究開発機構が行う早期かつ大量の感染症検査の実現に向けた実証事業に要する経費を補助する経費を支出する必要がある。 | | | | | |
| 組織 | 項 | 目 | | 予備費使用額 | 備考（積算内訳） | |
| 経済産業本省 | ものづくり産業振興費 | 医療研究開発推進事業費補助金 | | 1,897 | 補助先：国立研究開発法人日本医療研究開発機構<br>補助率：定額 | |
| 使用決定日 | R2.9.15 | 国会 | 閉会中 | 昭和29年閣議決定第3項該当号 | | |

| 予備費の使用状況 | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 予備費の使用を必要とした事象等 | | | | |
| 事象 | 新型コロナウイルス感染症対策本部により「新型コロナウイルス感染症に関する今後の取組」（令和2年8月28日新型コロナウイルス感染症対策本部決定）が決定したこと | | | |
| 発生時期 | R2.8.28 | 予算確保に係る検討状況 | 検討していたが、流用等できず、全額を使用要求 | |
| 支出負担行為の実施時期 | | | | |
| 予備費使用決定時の想定 | R2.9中旬 | 実際 | R2.9.16 | |
| 予備費使用要求時の積算根拠資料等 | | | | |
| 積算対象期間の記載等の有無 | 無 | 有の場合、積算対象期間の内容 | | |

（単位：百万円）

| 事業番号 | 52 | 所管 | 経済産業省 | 事業名 | 感染症対策関連物資生産設備補助事業（感染症検査キット等生産設備補助） |
|---|---|---|---|---|---|

| 事業予算の執行管理等の状況 | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 財源 | 複数財源の場合 | | | | |
| 複数 | 執行管理の方法 | 執行管理を一体的に行っている場合 | | | |
| | 一体管理 | 整理方法 | 左記の整理方法を採用する理由 | | |
| | | 先入れ先出し執行 | 先入れ先出し執行以外の整理方法では執行が複雑化するため | | |
| 予備費使用相当額に係る予算異動のうち流用又は目内融通の状況 | | | | | |
| 異動の有無 | 無 | 異動額 | | 異動先の事業名 | |

| 執行状況 | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 年度 | 予算現額 | 支出済額 | 翌年度繰越額 | 不用額 | |
| | 予備費使用相当額 | うち予備費使用相当額に係る金額 | うち予備費使用相当額に係る金額 | うち予備費使用相当額に係る金額 | |
| 2 | 1,878 | 1,865 | － | 12 | |
| | 1,739 | 1,726 | － | 12 | |

| 予備費使用事項 | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 年度 | 2 | 所管 | 経済産業省 | 事項 | 感染症対策関連物資生産設備補助事業に必要な経費 |
| 使用理由 | 新型コロナウイルス感染症について、現下の状況に鑑み、検査体制の抜本的な拡充を図るための民間団体が行う感染症対策関連物資生産設備補助事業に要する経費の一部を補助する経費を支出する必要がある。 | | | | |

| 組織 | 項 | 目 | 予備費使用額 | 備考（積算内訳） |
|---|---|---|---|---|
| 経済産業本省 | ものづくり産業振興費 | 中小企業経営支援等対策費補助金 | 1,739 | 補助先：民間団体<br>補助率：9/10、3/4、2/3 |

| 使用決定日 | R2.9.15 | 国会 | 閉会中 | 昭和29年閣議決定第3項該当号 | |
|---|---|---|---|---|---|

| 予備費の使用状況 | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 予備費の使用を必要とした事象等 | | | | |
| 事象 | | | | |
| 発生時期 | | 予算確保に係る検討状況 | | |
| 支出負担行為の実施時期 | | | | |
| 予備費使用決定時の想定 | | 実際 | | |
| 予備費使用要求時の積算根拠資料等 | | | | |
| 積算対象期間の記載等の有無 | | 有の場合、積算対象期間の内容 | | |

（単位：百万円）

| 事業番号 | 53 | 所管 | 経済産業省<br>(中小企業庁) | 事業名 | 緊急事態宣言の影響緩和に係る一時支援金 |
|---|---|---|---|---|---|

| 事業予算の執行管理等の状況 | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 財源 | 複数財源の場合 | | | |
| 複数 | 執行管理の方法 | 執行管理を一体的に行っている場合 | | |
| | 一体管理 | 整理方法 | 左記の整理方法を採用する理由 | |
| | | 予備費優先執行 | 既定予算は弾力的に執行できるよう留保し、より費途の範囲が限定的な予備費を優先して執行することとしたため | |
| 予備費使用相当額に係る予算異動のうち流用又は目内融通の状況 | | | | |
| 異動の有無 | 無 | 異動額 | | 異動先の事業名 |

| 執行状況 | 年度 | 予算現額 | 予備費使用相当額 | 支出済額 | うち予備費使用相当額に係る金額 | 翌年度繰越額 | うち予備費使用相当額に係る金額 | 不用額 | うち予備費使用相当額に係る金額 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 2 | 655,000 | 249,000 | 10,672 | 10,672 | 644,327 | 238,327 | - | - |
| | 3 | 238,327 | 238,327 | 213,983 | 213,983 | - | - | 24,344 | 24,344 |

| 予備費使用事項 | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 年度 | 2 | 所管 | 経済産業省 | 事項 | 一時支援金の支給に必要な経費 | |
| 使用理由 | 新型コロナウイルス感染症について、現下の状況に鑑み、中小企業者等に対する事業継続のための一時支援金の支給に要する経費を支出する必要がある。 | | | | | |
| 組織 | 項 | 目 | | 予備費使用額 | 備考（積算内訳） | |
| 中小企業庁 | 経営革新・創業促進費 | 新型コロナウイルス感染症対策中小企業等持続化給付金 | | 249,000 | 給付先：中小企業者等<br>給付額：上限60万円 | |
| 使用決定日 | R3.2.9 | 国会 | 開会中 | 昭和29年閣議決定第3項該当号 | 第3号 | |

| 予備費の使用状況 | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 予備費の使用を必要とした事象等 | | | | |
| 事象 | 緊急事態宣言の延長 | | | |
| 発生時期 | R3.2 | | 予算確保に係る検討状況 | 流用等の上、不足する額を使用要求 |
| 支出負担行為の実施時期 | | | | |
| 予備費使用決定時の想定 | R3.3上旬 | | 実際 | R3.3.11 |
| 予備費使用要求時の積算根拠資料等 | | | | |
| 積算対象期間の記載等の有無 | 無 | 有の場合、積算対象期間の内容 | | |

（単位：百万円）

| 事業番号 | 54 | 所管 | 経済産業省 | 事業名 | コンテンツグローバル需要創出促進事業（J-LODlive2）(1/2) |
|---|---|---|---|---|---|

**事業予算の執行管理等の状況**

| 財源 | 複数財源の場合 | | |
|---|---|---|---|
| 複数 | 執行管理の方法 | 執行管理を一体的に行っている場合 | |
| | 一体管理 | 整理方法 | 左記の整理方法を採用する理由 |
| | | 先入れ先出し執行 | 予算が配賦された順番に支出をすることとしたため |

予備費使用相当額に係る予算異動のうち流用又は目内融通の状況

| 異動の有無 | 無 | 異動額 | | 異動先の事業名 | |
|---|---|---|---|---|---|

**執行状況**

| 年度 | 予算現額<br>予備費使用相当額 | 支出済額<br>うち予備費使用相当額に係る金額 | 翌年度繰越額<br>うち予備費使用相当額に係る金額 | 不用額<br>うち予備費使用相当額に係る金額 |
|---|---|---|---|---|
| 2 | 71,582 | - | 71,582 | - |
| | 31,452 | - | 31,452 | - |
| 3 | 134,314 | 79,699 | 54,614 | - |
| | 31,452 | 30,563 | 889 | - |

（注）本事業に係る予備費使用事項は2事項あるが、予備費使用事項別の執行状況を示すために、本欄における予備費使用相当額は下欄の予備費使用事項に係るもののみを対象としている。

**予備費使用事項**

| 年度 | 2 | 所管 | 経済産業省 | 事項 | コンテンツグローバル需要創出促進事業に必要な経費 |
|---|---|---|---|---|---|

| 使用理由 | 新型コロナウイルス感染症について、現下の状況に鑑み、緊急事態宣言に伴い開催が困難となった公演の再開等を支援するための特定非営利活動法人映像産業振興機構が行うコンテンツグローバル需要創出促進事業に要する経費を補助する経費を支出する必要がある。 |
|---|---|

| 組織 | 項 | 目 | 予備費使用額 | 備考（積算内訳） |
|---|---|---|---|---|
| 経済産業本省 | クールジャパン推進費 | コンテンツ産業等強化事業費補助金 | 31,452 | 補助先：特定非営利活動法人映像産業振興機構<br>補助率：定額 |

| 使用決定日 | R3.3.23 | 国会 | 開会中 | 昭和29年閣議決定第3項該当号 | 第3号 |
|---|---|---|---|---|---|

**予備費の使用状況**

予備費の使用を必要とした事象等

| 事象 | 再度の緊急事態宣言に伴い、開催が困難となった公演の再開及び同宣言を踏まえて企画自体ができなくなった公演の開催の支援を早急に行うために必要な財源を確保する必要があった。 | | |
|---|---|---|---|
| 発生時期 | R3.3上旬頃 | 予算確保に係る検討状況 | 検討していたが、流用等できず、全額を使用要求 |

支出負担行為の実施時期

| 予備費使用決定時の想定 | R3.3.23 | 実際 | R3.3.30 |
|---|---|---|---|

予備費使用要求時の積算根拠資料等

| 積算対象期間の記載等の有無 | 有 | 有の場合、積算対象期間の内容 | 緊急事態宣言期間（令和3年1月8日～3月21日）中に宣言地域下で中止に至った公演数及び緊急事態宣言によって失われた公演機会を積算している。 |
|---|---|---|---|

（単位：百万円）

<table>
<tr><td>事業番号</td><td>54</td><td>所管</td><td>経済産業省</td><td>事業名</td><td colspan="4">コンテンツグローバル需要創出促進事業（J-LODlive2）(2/2)</td></tr>
<tr><td rowspan="5">事業予算の執行管理等の状況</td><td colspan="2">財源</td><td colspan="6">複数財源の場合</td></tr>
<tr><td rowspan="3">複数</td><td>執行管理の方法</td><td colspan="6">執行管理を一体的に行っている場合</td></tr>
<tr><td rowspan="2">一体管理</td><td>整理方法</td><td colspan="5">左記の整理方法を採用する理由</td></tr>
<tr><td>先入れ先出し執行</td><td colspan="5">予算が配賦された順番に支出をすることとしたため</td></tr>
<tr><td colspan="8">予備費使用相当額に係る予算異動のうち流用又は目内融通の状況</td></tr>
<tr><td>異動の有無</td><td>無</td><td>異動額</td><td></td><td>異動先の事業名</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td rowspan="7">執行状況</td><td rowspan="2">年度</td><td colspan="2">予算現額</td><td colspan="2">支出済額</td><td colspan="2">翌年度繰越額</td><td>不用額</td></tr>
<tr><td>予備費使用相当額</td><td>うち予備費使用相当額に係る金額</td><td>うち予備費使用相当額に係る金額</td><td>うち予備費使用相当額に係る金額</td></tr>
<tr><td rowspan="2">2</td><td colspan="2">71,582</td><td>－</td><td colspan="2">71,582</td><td>－</td></tr>
<tr><td>－</td><td>－</td><td>－</td><td>－</td></tr>
<tr><td rowspan="2">3</td><td colspan="2">134,314</td><td>79,699</td><td colspan="2">54,614</td><td>－</td></tr>
<tr><td>62,731</td><td>9,006</td><td>53,725</td><td>－</td></tr>
<tr><td colspan="8">(注) 本事業に係る予備費使用事項は2事項あるが、予備費使用事項別の執行状況を示すために、本欄における予備費使用相当額は下欄の予備費使用事項に係るもののみを対象としている。</td></tr>
<tr><td rowspan="5">予備費使用事項</td><td>年度</td><td>3</td><td>所管</td><td>経済産業省</td><td>事項</td><td colspan="3">コンテンツグローバル需要創出促進事業に必要な経費</td></tr>
<tr><td>使用理由</td><td colspan="7">新型コロナウイルス感染症について、現下の状況に鑑み、緊急事態宣言等に伴い開催が困難となった公演等を支援するため、特定非営利活動法人映像産業振興機構が行うコンテンツグローバル需要創出促進事業に要する経費を補助する経費を支出する必要がある。</td></tr>
<tr><td>組織</td><td>項</td><td colspan="2">目</td><td>予備費使用額</td><td colspan="2">備考（積算内訳）</td></tr>
<tr><td>経済産業本省</td><td>クールジャパン推進費</td><td colspan="2">コンテンツ産業等強化事業費補助金</td><td>62,731</td><td colspan="2">補助先：特定非営利活動法人映像産業振興機構<br>補助率：定額</td></tr>
<tr><td>使用決定日</td><td>R3.8.27</td><td>国会</td><td>閉会中</td><td colspan="2">昭和29年閣議決定第3項該当号</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="6">予備費の使用状況</td><td colspan="8">予備費の使用を必要とした事象等</td></tr>
<tr><td>事象</td><td colspan="7">再度の緊急事態宣言に伴い、開催が困難となった公演の再開及び同宣言を踏まえて企画自体ができなくなった公演の開催の支援を早急に行うために必要な財源を確保する必要があった。</td></tr>
<tr><td>発生時期</td><td colspan="3">R3.7頃</td><td>予算確保に係る検討状況</td><td colspan="2">検討していたが、流用等できず、全額を使用要求</td></tr>
<tr><td colspan="8">支出負担行為の実施時期</td></tr>
<tr><td colspan="2">予備費使用決定時の想定</td><td colspan="3">R3.8.27</td><td>実際</td><td colspan="2">R3.9.2</td></tr>
<tr><td colspan="8">予備費使用要求時の積算根拠資料等</td></tr>
<tr><td colspan="2">積算対象期間の記載等の有無</td><td>有</td><td colspan="2">有の場合、積算対象期間の内容</td><td colspan="3">令和3年7月31日以降、再開支援の最終応募締切日4年1月21日までの25週間分を積算している。</td></tr>
</table>

（単位：百万円）

| 事業番号 | 55 | 所管 | 国土交通省<br>(観光庁) | 事業名 | Go To トラベル事業 |
|---|---|---|---|---|---|

**事業予算の執行管理等の状況**

| 財源 | 複数財源の場合 | | |
|---|---|---|---|
| 複数 | 執行管理の方法 | 執行管理を一体的に行っている場合 | |
| | 一体管理 | 整理方法 | 左記の整理方法を採用する理由 |
| | | 先入れ先出し執行 | 予算が配賦された順番に支出することが「通常の整理」と考えられるため |

| 予備費使用相当額に係る予算異動のうち流用又は目内融通の状況 | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 異動の有無 | 無 | 異動額 | | 異動先の事業名 | |

**執行状況**

| 年度 | 予算現額<br>予備費使用相当額 | 支出済額<br>うち予備費使用相当額に係る金額 | 翌年度繰越額<br>うち予備費使用相当額に係る金額 | 不用額<br>うち予備費使用相当額に係る金額 |
|---|---|---|---|---|
| 2 | 2,367,399 | 819,120 | 1,548,278 | 0 |
| | 311,929 | - | 311,929 | - |
| 3 | 1,142,423 | 44,829 | 323,209 | 774,385 |
| | 311,929 | - | - | 311,929 |

**予備費使用事項**

| 年度 | 2 | 所管 | 経済産業省 | 事項 | サービス産業消費喚起キャンペーン事業に必要な経費 |
|---|---|---|---|---|---|

| 使用理由 | 新型コロナウイルス感染症について、現下の状況に鑑み、官民を挙げた経済活動の回復を図るためのサービス産業消費喚起キャンペーン事業に要する経費を支出する必要がある。 |
|---|---|

| 組織 | 項 | 目 | 予備費使用額 | 備考（積算内訳） |
|---|---|---|---|---|
| 経済産業本省 | サービス産業強化費 | サービス産業消費喚起事業給付金 | 311,929 | |

| 使用決定日 | R2.12.11 | 国会 | 閉会中 | 昭和29年閣議決定第3項該当号 | |
|---|---|---|---|---|---|

**予備費の使用状況**

予備費の使用を必要とした事象等

| 事象 | 当該事業の継続及び円滑な実施に必要な経費として、既定予算において1,124,833,275千円を計上していたところだが、予備費使用時における執行実績及び執行見込から、事業実施期間としていた令和3年1月末までの本事業の対象となる旅行商品の販売を継続するにあたり既定予算が不足することが見込まれたことから、予備費を使用することとなった。 | | |
|---|---|---|---|
| 発生時期 | R2.11上旬 | 予算確保に係る検討状況 | 検討していたが、流用等できず、全額を使用要求 |

支出負担行為の実施時期

| 予備費使用決定時の想定 | R2.12～R3.1 | 実際 | -(R3年度内未執行) |
|---|---|---|---|

予備費使用要求時の積算根拠資料等

| 積算対象期間の記載等の有無 | 無 | 有の場合、積算対象期間の内容 | |
|---|---|---|---|

（単位：百万円）

| 事業番号 | 56 | 所管 | 国土交通省 | 事業名 | 居住支援協議会等活動支援事業（共生社会実現に向けた住宅セーフティネット機能強化・推進事業） |
|---|---|---|---|---|---|

**事業予算の執行管理等の状況**

| 財源 | 複数財源の場合 | | |
|---|---|---|---|
| 複数 | 執行管理の方法 | 執行管理を一体的に行っている場合 | |
| | 経費限定（予備費のみ） | 整理方法 | 左記の整理方法を採用する理由 |
| | | | |

予備費使用相当額に係る予算異動のうち流用又は目内融通の状況

| 異動の有無 | 無 | 異動額 | | 異動先の事業名 | |
|---|---|---|---|---|---|

**執行状況**

| 年度 | 予算現額<br>予備費使用相当額 | 支出済額<br>うち予備費使用相当額に係る金額 | 翌年度繰越額<br>うち予備費使用相当額に係る金額 | 不用額<br>うち予備費使用相当額に係る金額 |
|---|---|---|---|---|
| 2 | 1,329 | 869 | 460 | － |
| | 460 | － | 460 | － |
| 3 | 1,519 | 1,510 | － | 8 |
| | 460 | 460 | － | － |

**予備費使用事項**

| 年度 | 2 | 所管 | 国土交通省 | 事項 | 居住支援協議会等活動支援事業に必要な経費 |
|---|---|---|---|---|---|

| 使用理由 | 新型コロナウイルス感染症について、現下の状況に鑑み、孤独や孤立を防止する入居後の見守り等の活動を支援するための民間団体等が行う居住支援協議会等活動支援事業に要する経費を補助する経費を支出する必要がある。 |
|---|---|

| 組織 | 項 | 目 | 予備費使用額 | 備考（積算内訳） |
|---|---|---|---|---|
| 国土交通本省 | 住宅市場整備推進費 | 住宅市場整備推進等事業費補助金 | 460 | 補助先：民間団体等<br>補助率：10/10 |

| 使用決定日 | R3.3.23 | 国会 | 開会中 | 昭和29年閣議決定第3項該当号 | 第3号 |
|---|---|---|---|---|---|

**予備費の使用状況**

予備費の使用を必要とした事象等

| 事象 | 新型コロナに影響を受けた非正規雇用労働者等に対する緊急対策関係閣僚会議による施策の決定 | | |
|---|---|---|---|
| 発生時期 | R3.3.16 | 予算確保に係る検討状況 | 検討していたが、流用等できず、全額を使用要求 |

支出負担行為の実施時期

| 予備費使用決定時の想定 | R3.3.23 | 実際 | R3.3.23 |
|---|---|---|---|

予備費使用要求時の積算根拠資料等

| 積算対象期間の記載等の有無 | 無 | 有の場合、積算対象期間の内容 | |
|---|---|---|---|

# 索　引

この索引は、本報告書で使用している予備費制度等に関する用語、会計検査院において言い換えを行った用語等のうち、主なものについて、本報告書を読み進めていく際の利便のために、その内容等を記述したページを示すものである。

なお、予備費制度に関する用語のうち、一般的な意味とは異なる意味で用いられていると考えられるものについては、用語の末尾に［**予備費**］と付記している。

**【あ行】**

一般会計予備費・・・

事業担当部局・・・

**【や行】**

翌年度繰越額・・・